

官報

号外
国会会議録

令和八年三月三十一日

○第二百二十一回 参議院会議録第七号

令和八年三月三十一日(火曜日)

午後五時一分開議

○議事日程 第七号

令和八年三月三十一日

午後五時 本会議

第一 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

一、農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長 関口昌一君 これより会議を開きます。

日程第一 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

並びに委員長から報告書が提出されました
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)及び
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

を日程に追加し、三件を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税の一人親控除の額の引上げ等、利子等に係る道府県民税への清算制度の導入、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止、軽油引取税の税率の特例の廃止等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものであります。

委員会におきましては、去る二十四日及び二十六日に、地方税の偏在是正策の在り方、自動車関係諸税の見直しの影響と安定財源確保の必要性、ふるさと納税制度の趣旨に沿った運用のための適正化策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、本日、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、令和八年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止に伴って必要となる一定の経費に充てるための地方債を起すことができることとし、あわせて、軽油引取税、自動車税、軽自動車税及び地方揮発油譲与税の減収額を埋めるための特例交付金を創設する等の措置を

講じようとするものであります。

委員会におきましては、去る二十六日に、地方の債務残高の縮減と財政健全化、公営企業の経営改善の取組、教育無償化への対応と公立高校に与える影響等について質疑が行われました。

質疑を終局し、本日、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の令和八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算においては、一般勘定事業収支は、事業収入が六千八百八十億円、事業支出が六千八百七十一億円で、六百九十億円の収支不足となります。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補填することとしております。

また、事業計画においては、情報空間の参照点となる正確で信頼できる情報の提供、コンテンツの質と量の確保等に取り組むとしております。

なお、本件につきましては、総務大臣から、事業経費の一層の合理化、効率化に取り組むこと等を求める意見が付されております。

委員会におきましては、本日、公共放送として果たすべき役割、受信料制度の在り方、インターネットサービス及び国際放送の改善・充実策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、各派に属しない議員の齊藤健一郎委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

地方税法等の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号

まず、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議事日程追加の件 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案外一件 議事日程追加の件 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案外一件

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤木眞也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤木眞也君登壇、拍手〕

○藤木眞也君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う農業構造転換の推進に必要な施策の実施の財源に充てるため、日本中央競馬会の特別積立金からの国庫納付金の納付の特例の措置を講じようとするものです。

次に、日本中央競馬会法の一部を改正する法律案は、日本中央競馬会の経営の持続性の確保のため、その保有する施設又は設備の外部による有効利用、剰余金のうち特別振興資金に充てる金額の決定方法等の変更等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、日本中央競馬会の積立金を活用した農業構造転換集中対策の進め方、競馬の公正確保と健全な発展に向けた取組、競馬におけるアニマルウ

エルフェアの確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教科科学委員長熊谷裕人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔熊谷裕人君登壇、拍手〕

○熊谷裕人君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案しないこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法律の目的を改正する理由、支給対象者の見直しは是非、公立高校等への支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、日本共産党の吉良委員より、国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直しに係る規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、修正案に反対である旨の意見が述べられました。次いで、討論に入りましたところ、参政党の後藤委員より原案及び修正案に反対の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案は、公立の中学校等の学級編制の標準及び公立

の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めようとするものであります。

委員会におきましては、三十五人学級の効果、教員確保のための取組、教職員定数拡充の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、日本共産党の吉良委員より、事務職員の複数配置に係る算定基準を引き下げることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

まず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

○議長 関口昌一君 次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 この際、日程に追加して、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長 関口昌一君 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長辻元清美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○辻元清美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔辻元清美君登壇、拍手〕

本法律案は、軽油引取税の当分の間税率の廃止後における運輸事業振興助成交付金の取扱について、所要の措置を講じようとするものであり、現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる

運輸事業をめぐる状況に鑑み、令和十三年三月三十一日までの間、引き続き運輸事業振興助成交付金を交付しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、れいわ新選組の天晶大輔委員より、法律の有効期限を定めなこと、交付金の増額に係る検討規定を追加すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、国民民主党・新緑風会を代表して後藤斎理事より原案に賛成、修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長 関口昌一君 この際、日程に追加して、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長 関口昌一君 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長宮本周司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔宮本周司君登壇、拍手〕

○宮本周司君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、令和八年度から令和十二年度における公債発行の特例措置を定めようとするものであります。

次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、東日本大震災からの復興のために実施する復興施策の期間及び復興施策に必要な財源の確保のための復興債の発行期間を延長する等の措置を講じようとするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、物価高への対応、強い経済の実現等の観点から、

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案外三件

国税に關し、所要の改正を一体として行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、特例公債の発行期間を五年間とする理由、復興財源確保法改正案が年度内に成立しない場合に生じる問題、防衛特別所得税創設の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局したところ、立憲民主・無所属、公明党及び参政党を代表して森ゆうこ理事より、特例公債法改正案に対し、特例公債の発行期間について令和八年度の措置とすること等を内容とする修正案が、また、所得税法等改正案に対し、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の税率等を改める規定の施行期日を別に法律で定める日とすること等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

なお、所得税法等改正案に対する修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては修正案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、立憲民主・無所属を代表して柴慎一委員より、特例公債法改正案の原案に反対、修正案に賛成、復興財源確保法改正案の原案に賛成、所得税法等改正案の原案に賛成、公明党を代表して上田勇理事より、特例公債法改正案の原案に反対、修正案に賛成、復興財源確保法改正案の原案に賛成、所得税法等改正案の原案に賛成、参政党を代表して松田学委員より、特例公債法改正案の原案に賛成、復興財源確保法改正案に賛成、所得税法等改正案の原案に賛成、日本共産党を代表して小池晃委員より、特例公債法改正案の原案に反対、修正案に賛成、復興財源確保法改正案に賛成、所得税法等改正案の原案及び修正案に反対、社会民主党を代表してラサル石井委員より、特例公債法改正案の原案に反対、所得税法等改正案の原案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に關する法律の一部を改正する法律案外三件に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、特例公債法改正案について、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、復興財源確保法改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法等改正案について、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付されております。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、関稅率等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、少額輸入貨物に係る課稅制度の見直し、税関の体制整備の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 討論の通告がございます。

順次発言を許します。高木真理君。

(高木真理君登壇、拍手)

○高木真理君 立憲民主・無所属の高木真理でございます。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に關する法律の一部を改正する法律案に反対、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に關する特

別措置法の一部を改正する法律案に賛成、所得税法等の一部を改正する法律案に反対、関稅定率法等の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論します。

まず、特例公債法改正案、復興財源確保法改正案及び所得税法等改正案は、財政金融委員会では三案を一括して議題とし、審査されました。そもそも、国民生活に直結する重要な内容を多く含み、それぞれ性格も異なる法案を一括して審査すること、これが適當であると言えるのでしょうか。

さらに、衆議院での令和八年度予算の質疑時間の短縮など、政府・与党の国会輕視は、数の力で押し切ればよいという高市政権の姿勢の表れにほかなりません。

政府・与党には猛省を促し、丁寧な政權運営を行つていただくよう強く求め、討論に入ります。

初めに、特例公債法改正案について、反対の立場から討論を行います。

政府案では、特例公債の発行期間を令和八年度から令和十二年度までの五年間とするともに、租稅特別措置及び補助金等の適正化や社會保障制度改革など、行財政改革の徹底に關する規定を設けることとされております。

これに対して、私たち立憲民主・無所属は、公明党及び参政党とともに、委員会において、特例公債の発行期間について令和八年度のみとすること、行財政改革の徹底に係る規定を削除すること等を内容とする修正案を提出いたしました。

特例公債法は、平成二十三年度までは単年度の発行を認めるものでしたが、平成二十四年度以降は複數年度にわたる発行を可能とする枠組みに変更されております。しかし、これは当時の政治状況を踏まえたものであり、特例公債の発行を政治的な駆け引きの材料とすべきではないということは各会派共通の認識として醸成されているのではないのでしょうか。

我が国の經濟状況が円安の進行、金利の上昇傾向にある中、高市総理は責任ある積極財政との考

え方に基づき、財政擴張的とも取れる姿勢を示しており、また、政府は、財政健全化目標としてこれまで掲げてきた単年度のプライマリーバランス黒字化について見直す方針を打ち出しております。このような状況において従来どおりに特例公債の発行期間を單純に五年間延長することは、市場の信認を得る観点からすると大きなリスクがあると考えられます。

また、政府案にある租稅特別措置や補助金等の適正化を始め、行財政改革については不斷に取り組むべき課題であり、本法律案にあえて記載する必要があるのか、甚だ疑問であります。ましてや、自民党と日本維新の会の連立合意に盛り込まれた、国民に大きな痛みを与える社會保障費の削減を是とするような内容を直接關係のない本法律案に設けるべきではありません。

市場の信認を確保し、財政の責任をしっかりと果たしていくためにも、単年度ごとに国会で監視する仕組みにすべきであり、政府案には反対いたします。

次に、復興財源確保法改正案に賛成の立場から申し上げます。

東日本大震災の発災から十五年を迎えますが、復興はいまだ道半ばであります。令和八年度からの第三期復興・創生期間においては、被災地によつて復興に向けた課題が多種であることに配慮し、事態に即したきめ細やかな対応を取ることににより、山積する課題の解決を着実に図つていかなければなりません。このために必要な財源を確保することは極めて重要であり、政府を挙げて復興に全力で取り組むことを求め、政府案に賛成いたします。

次に、所得税法等改正案について、反対の立場から申し上げます。

政府案においては、防衛特別所得税を創設する一方、復興特別所得税の引下げと課稅期間の十年間延長を行うこととされております。

しかし、被災地の復興のために課することとした

復興特別所得税を防衛力強化という目的も性質も全く異なる防衛特別所得税に付け替えようとするのは、目先の負担が変わらぬということを隠れみのにして、将来にわたる恒久増税を覆い隠そうとしているものと言わざるを得ません。

しかも、委員会審査において、防衛力強化に必要な毎年度一兆円強の財源は、明日から始まる防衛特別法人税やたばこ税の増税によつて確保可能であることが明らかになっています。また、政府は、復興特別所得税を引き下げることで家計の負担増加に配慮しているとの説明をしています。復興特別所得税の課税期間が終了しても防衛特別所得税は存続するため、その部分は純粋に家計負担が増えることとなります。

立憲民主・無所属は、公明党及び参政党とともに委員会において防衛特別所得税の創設を凍結する修正案を提出いたしました。防衛特別所得税を創設しなくとも防衛力強化に必要な財源は確保できるにもかかわらず、国民生活が厳しい状況に置かれている中で所得税を増税する必要があるにあらうのでしょうか。直ちに見直すべきです。

また、中小企業・小規模事業者を支える税制も不十分です。消費税のインボイスに係る経過措置であるいわゆる二割特例は三割特例に縮減され、対象も個人事業主のみに絞られてしまっています。厳しい経営環境の中で、下で苦しんでいる中小企業・小規模事業者は対象に残し、引き続き支える措置が必要であります。

さらに、私たちは、公平、納得の税制改革を訴え、巨額の租税特別措置が適用されている企業を実名で公表することを求めてきました。しかし、結論は先送りにされており、政府の改革に向けた取組は不十分であると言わざるを得ません。

本改正案は、中東情勢が緊迫化し、原油価格の高騰に伴う燃料代、電気代、ガス料金の上昇を始めエネルギーや物流コストの上昇による家計への大きな負担増が懸念されている中、さきに述べた防衛増税、インボイス特例縮減といった更なる負

担を物価高で苦しむ国民に求めるものであり、重要な政策課題への対応が不十分である観点からも反対であります。

最後に、関税定率法等改正案について、賛成の立場から申し上げます。

関税の暫定税率は、消費者負担の軽減にもつながっていることから、その延長は国民生活に必要なものであります。また、輸入貨物や訪日外国人が増加する中で、税関体制の強化は国民生活の安全、安心を守ることに資するものであります。さらに、アンチダンピング関税に係る迂回防止制度の創設は、不公正な貿易取引から我が国産業を守る観点から重要な措置です。本改正案に係る措置は着実に実施すべきであると考え、政府案に賛成いたします。

以上、四法案に対する賛否とその理由を申し述べました。

私たち立憲民主・無所属は、これまでも国民の皆様の生活の安全、安心を守るべく、政策実現のために邁進してまいりました。今後も、国民の皆様のご生活に寄り添い、より良くするための政策を実現していくことをお誓いをして、私の討論いたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長 関口昌一君 上田勇君

(上田勇君登壇、拍手)

○上田勇君 公明党の上田勇です。

会派を代表し、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に反対、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論いたします。

特例公債法案、税制改正法案、震災復興財源確保法案の三法案が一括して審議されました。そもそも法案の性質が異なり、しかも、今後の内閣の

財政運営の基本方針や、また国民生活、経済活動に関わる重要な内容を含んでおり、三件を一括して審議したことは不適切であり、質疑時間も極めて不十分、充実した審議ができたとは到底言えません。

以下、理由を申し述べます。

特例公債法案は、財政法の特例である赤字国債の発行を可能とする期間を令和八年度から十二年度までの五年間とするものであります。

元々、平成二十四年度までの特例公債法案は、単年度に限り赤字国債の発行を認めていたものであります。現在の我が国の経済金融情勢を見ると、物価上昇が続く中で長期国債金利が既に上昇しており、国債発行計画にも影響が生じております。さらに、今後は国債金利の上昇圧力が高まっていくことが想定され、先々の国債費の増額が懸念されます。

また、内閣は、今後の財政政策の方針を見直すとはしたものの、内閣が提案する財政の持続可能性の方向性すら明らかになっておりません。こうした内閣の財政政策の基本方針に不透明な要素が多い中で、市場の信頼を損なうリスクが高まっています。

立法府として、今後五年間にわたる赤字国債の発行権限を委任するとしたら、国民に対する責任を果たすことができません。財政法の趣旨に反し、財政民主主義の原則にも沿わないものと考えています。したがって、財政金融委員会において、立憲民主党、公明党及び参政党が共同で、赤字国債の発行を八年度のみ認める修正案を提出いたしました。

次に、税制改正法案には、所得税の基礎控除等の引上げ等により、大幅な所得税減税など、長期化する物価高の中で中堅所得者を含めて家計を支援する措置など、評価できる内容も数多く含まれてはいます。

しかし、防衛特別所得税の創設は、防衛費増大の負担を広く全ての国民に求めるものであります

が、国民的理解が得られているとは到底言えません。しかも、一方では所得税の大幅な減税を行いながら、他方で増税するという政策の整合性が取れていません。厳しさを増す安全保障環境において防衛力を強化していく方針には賛成であります。が、目的、性質が全く異なる復興特別所得税の一部を流用し、あらかじめ定めていた課税期間を延長して十年以上先の所得増税を今決めることとなります。

また、内閣は安保三文書の改定を年内に行うことと明言をしており、今後とも防衛費の増高することは想定されます。将来にわたる防衛費の負担の在り方については、新しい三文書の改定を今年中に行うわけでありますから、その中で一体的に検討し、国民的理解を得た上で決定をしていくことが当然ではないでしょうか。

公明党は、立憲民主党、参政党と共同で、防衛特別所得税の施行を凍結する修正案を提出いたしました。

また、消費税のインボイス制度の経過措置の縮減など、中小企業・小規模事業者への配慮が不十分であるほか、中堅企業の賃上げ促進税制の縮小など、地域経済への影響も懸念されます。

なお、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案については、復興事業の着実な実施のため必要な改正であり、また、関税定率法等の一部を改正する法律案については、税関業務の適切な執行や国内産業等の保護のために適当な改正であり、賛成であることを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長 関口昌一君 塩入清香君

(塩入清香君登壇、拍手)

○塩入清香君 参政党の塩入清香です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました法案について、特例公債法改正案には賛成、

所得税法改正案には反対の立場から討論いたします。

まず、特例公債法案について申し上げます。

先般も申し上げたように、公債発行の授權期間を五年の複数年度に行っていることは、長期的な見通しのある予算組みが可能になるため、この点に限れば一定の合理性がございます。しかし、本質的な問題はそこではありません。真に問われるべきは、今回の特例公債法の第四条、そして新設される第五条であります。政府原案には賛成いたしますが、この二つの条項には大きな懸念がございます。

以下、その内容を述べます。

これらの条文は、財政規律の名の下に、将来の財政運営に対して抑制的な枠を先回りしてはめるものです。私は、さきの本会議において、これがプライマリーバランス黒字化に代わる事実上の新たな緊縮ルールとなるのではないかと指摘いたしました。これに対し、高市総理は、公債発行額は予算で判断してきたと答弁されました。そのとおりであります。であるならば、なぜ今あえて特例公債法に書き込む必要があるのか、ここにこの法案の矛盾があると考えます。

更に申し上げます。もしこの抑制規定を残したまま五年間の公債発行を行えば、五年間、意図せぬ緊縮財政が固定化される可能性すらある。日本経済の回復の芽を自ら摘むリスクを内包しております。そのため、立憲民主党、公明党とともに、特例公債法の第四条、新設される第五条を削除した特例公債法改正案の修正案を提出させていただきます。

現在、中東情勢はもとより、世界は不安定化しております。このような局面において財政の柔軟性をそぐような制度を設けることは、極めて不適切であると言わざるを得ません。

政府は、戦略的な財政出動によって民間投資を促すと明言しております。しかし、この説明は、

これまでの自民党が何度も繰り返してきたことです。その結果、三十年にわたり日本経済は停滞を続けてきました。うまくいかなかった処方箋をもう一度出したところで、現状を打開できるとは到底思えません。まさに、戦略的財政出動とは片山大臣の所信にもあったワイズスペンディングのこのたと認識しておりますが、私は成長産業への投資を否定するものではありません。しかし、限られた予算を重点配分するだけでは経済全体は成長しません。

日本の名目GDPは、一九九一年末に五百兆円を超えてから二〇二四年に六百兆円を超えるまでに実に三十三年を要しました。しかし、その間、世界各国は大いに経済成長を果たしてきました。一九九七年を一〇〇としたとき、二〇二二年までの二十五年間で、中国四十倍、インド十七倍、韓国六・八倍、オーストラリア五倍、イギリス三倍、フランス二倍、政府支出を増やしています。日本はどうでしょう。たった一・三倍です。それが、世界的に見て日本だけが経済成長していない理由です。その間ずっと、無駄をなくせ、賢く使えと自民党はやってきたわけですが、これは結局、質の議論で量の不足を覆い隠しているだけではないでしょうか。

また、市場の信認という言葉が繰り返されています。信認とは何でしょうか。それはまさに経済を成長させる力です。日本は、自国通貨建てで国内に強固な国債消化機関を持っています。トラス・ショックがよく引き合いに出されますが、英国のような外部依存型の構造とは根本的に異なります。むしろ、供給力と購買力がなくなつたときに初めて市場の信認が失われると考えております。

国債と借入金、政府短期証券を合計したいわゆる国の借金が一千兆円を超えれば日本はハイパーインフレになると、マスコミが繰り返してきました。今、日本の債務残高は既に千三百四十二兆円

を超えています。現在のインフレ率は前年比で一・三％です。

ハイパーインフレの世界的な例としては、第一次大戦後のドイツ、第二次大戦後のハンガリー、近年ではベネズエラなどが挙げられます。ハイパーインフレとは、毎月五〇％のインフレ、物の値段が毎月一・五倍になっていく状態です。これらの背景には、戦争や資源依存の崩壊など、それぞれ固有の事情がありますが、共通しているのは、供給能力の致命的な破損、毀損と外貨建て資金への依存であります。現在の日本はどちらの条件にも該当しておりません。

日本の債務残高はグロスで大きく拡大していますが、現実のインフレ率は依然として低位にとどまっております。にもかかわらず、いまだに債務残高のみをもってインフレの危険を強調するのは不適切です。むしろ、必要な財政出動を怠り、供給能力を損なうことに将来的なハイパーインフレの道を開くきっかけがあると考えます。

その上で、先日、名目GDP三％を実現するために、日本はまだまだ財政出動が足りない、およそ三十兆円規模の財政出動が必要であるという試算をお伝えしました。本当の意味で市場の信認を得るために、政府はしっかりと財政出動をし、経済成長をする必要があります。

次に、所得税法改正案について申し上げます。まず、防衛費についてです。

防衛力の強化は必要です。しかし、その財源を所得税付加税一％の増税で賄うことは賛同できません。さきの本会議の際には、増税によって防衛費の財源を賄った例として、バルト三国での例があると答弁いただきました。つまり、やはり防衛増税は一般的ではないということです。多くの国は、防衛という長期的公共財については公債で賄うのが一般的。最も大切な国民の生命と財産を守るための費用は国が保障する、それこそが国家の品格なのではないでしょうか。

そして最後に、消費税と社会保障の関係についても触れさせていただきます。

高市内閣では、消費税は社会保障の財源であると繰り返主張されてきました。しかし、実際は、消費税は一般会計に計上され、実務上はほかの税収と合算されて処理されているのではないのですか。特別会計として区分されていない以上、あるいは、ほか用途を禁ずる法的拘束がない以上、消費税が社会保障費に充てられていることを厳密に証明することは不可能です。

かつて、一般会計は苦しいのに、特別会計という離れで焼きを食べていると批判を受け、特別会計の一般会計化が進められました。その際、政府は、透明性の向上と必要な分野への柔軟な配分を理由として掲げておられました。つまり、政府自ら、財源は特定せず、全体として配分する仕組みへと移行したと説明しているのです。

であるならば、その同じ財源について、一方では柔軟に使うと言いつつ、他方では社会保障のための税と説明することは論理的に成立しません。すなわち、消費税は目的税として徴収されながら、実際には一般財源として運用されており、その使途は国民が検証できない仕組みになっています。政府はこの矛盾についてどのように説明されるのでしょうか。

さらに、問題はここからです。

政府は、賃上げを掲げながら、同時に消費税という賃上げ妨害税を維持している。消費税は事業者にとってコストであり、価格転嫁ができなければ、その分だけ賃上げの余力を奪います。特に、医療機関では、仕入れ税額控除ができない構造により、消費税が直接的に経営を圧迫している。その結果、公立病院の八割以上が赤字に陥り、その補填は社会保障費で賄われ、最終的には社会保障料の引上げへとつながっています。

つまり、消費税は、賃上げを妨げるだけでなく、社会保険料の引上げを招く構造を有しています。

す。この構造を放置したまま社会保障のためと説明し続けることは、国民に対して誠実な態度だとお考えでしょうか。

参政党が食品のみの消費税ゼロに反対し、一律の消費減税を主張したのも、今まさに医療業界が被っている消費税非課税による負担が飲食業界にも同じく発生する可能性が高いからです。

結論として申し上げます。

間接税として徴収されているのに運用は直接税、目的税として徴収されているのに実際は一般財源、社会保障の財源と言われているのに実際は社会保険料引上げ税。消費税が内包する多くの矛盾に、国民はもうこれ以上耐えられません。財源は示しました。どうか一度、国民のために廃止していただきたい。全てが変わると思います。参政党は、引き続き消費税の廃止についてしっかりと訴えてまいります。

以上を申し上げ、私の討論といたします。

御清聴いただき、ありがとうございます。

(拍手)

○議長 関口昌一君 これにて討論は終局いたしました。

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

まず、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十三
賛成 百六十五

反対 七十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十三
賛成 二百三十九
反対 四

よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 次に、所得税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十四
賛成 百四十八

反対 九十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 この際、日程に追加して、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 内閣提出、衆議院送付を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 関口昌一君 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長里見隆治君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(里見隆治君登壇、拍手)

○里見隆治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在ラトビア日本国大使館の位置の地名を改めること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、配偶者手当の見直しを行うこと、同行子女手当及び在外単身赴任手当を新設すること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在外職員の給与、手当の在り方、配偶者手当の見直し等を行う理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を結局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十四
賛成 二百四十四
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 この際、日程に追加して、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 関口昌一君 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策及び東日本大震災復興特別委員長下野六太君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(下野六太君登壇、拍手)

○下野六太君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策及び東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震防災対策の強化を図るために制定された地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を令和十三年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、社会福祉施設に係る地震防災緊急事業の実施状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十四

賛成

二百四十

反対

四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時六分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
関口 昌一君	福山 哲郎君	中田 優子君	平戸 航太君
		後藤 翔太君	安達 悠司君
		庭田 幸恵君	初鹿野裕樹君
		堂込麻紀子君	岩本 麻奈君
		浜口 誠君	安藤 裕君
		磯崎 哲史君	上田 清司君
		白川 容子君	岩渕 友君
		牛田 茉友君	山添 拓君
		原田 秀一君	山田 吉彦君
		仁比 聡平君	田村 まみ君
		小池 晃君	足立 康史君
		金子 道仁君	浜野 喜史君
		青島 健太君	舟山 康江君
		川合 孝典君	高木かおり君
		片山 大介君	

柴田 巧君	浅田 均君	上野ほたる君	新実 彰平君	ながえ孝子君	永井 学君	石井めぐみ君	脇 雅昭君	長谷川英晴君	星 北斗君	加藤 明良君	赤松 健君	阿達 雅志君	井上 義行君	上月 良祐君	三原じゅん子君	舞立 昇治君	野上浩太郎君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	山谷えり子君	野村 哲郎君	牧野たかお君	望月 良男君	平山佐知子君	百田 尚樹君	梶原 大介君	若井 敦子君	東野 秀樹君	吉井 章君	かまやち敏君	白井 正一君	加田 裕之君	進藤金日子君	こやり隆史君	馬場 成志君	長谷川 岳君	渡辺 猛之君
-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

磯崎 仁彦君	中西 祐介君	岡田 直樹君	松山 政司君	有村 治子君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	清水 真人君	出川 桃子君	泉 房穂君	小林孝一郎君	高木 真理君	小川 克巳君	山田 太郎君	藤木 眞也君	打越さく良君	上野 通子君	古川 俊治君	松下 新平君	浅尾慶一郎君	吉田 忠智君	鶴保 庸介君	木村 義雄君	吉川 沙織君	ラサル石井君	福島みずほ君	伊勢崎賢治君	小島とも子君	横沢 高德君	三上 えり君	柴 慎一君	羽田 次郎君	田島麻衣子君	石垣のりこ君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	石橋 通宏君	森本 真治君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

石井 浩郎君	山本 順三君	石井 準一君	末松 信介君	高良 沙哉君	伊波 洋一君	高橋はるみ君	郡山りよう君	西田 英範君	見坂 茂範君	鈴木 大地君	岩本 剛人君	船橋 利実君	自見はなこ君	松川 るい君	大家 敏志君	森 まさこ君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	西田 昌司君	櫻井 充君	橋本 聖子君	鈴木 宗男君	中曽根弘文君	奥田ふみよ君	山内佳菜子君	福士 珠美君	大島九州男君	村田 享子君	古賀 千景君	鬼木 誠君	塩村あやか君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	古賀 之土君	小沢 雅仁君	勝部 賢志君	小西 洋之君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

徳永 エリ君 水岡 俊一君 広田 一君 森 ゆうこ君 蓮 舩君 長浜 博行君 佐々木雅文君 下野 六太君 原田大二郎君 宮崎 勝君 里見 隆治君 杉 久武君 上田 勇君 高橋 光男君 竹谷とし子君 谷合 正明君 天畠 大輔君										齋藤 嘉隆君 田名部匡代君 牧山ひろえ君 青木 愛君 辻元 清美君 川村 雄大君 司 隆史君 窪田 哲也君 伊藤 孝江君 竹内 真二君 三浦 信祐君 横山 信一君 秋野 公造君 平木 大作君 石川 博崇君 西田 実仁君									
総務大臣 総務大臣 林 芳正君 外務大臣 茂木 敏充君 財務大臣 片山さつき君 文部科学大臣 松本 洋平君 農林水産大臣 鈴木 憲和君 国土交通大臣 金子 恭之君 内閣府特命担当大臣(防災) あかま二郎君										総務委員 辞任 中西 祐介君 藤川 政人君 補欠 かまやち敏君 石田 昌宏君									
文教科学委員 辞任 片山さつき君 吉井 章君 補欠 上野 通子君 藤川 政人君 中西 祐介君 木村 英子君										厚生労働委員 辞任 石田 昌宏君 上野 通子君 天畠 大輔君 補欠 藤川 政人君 中西 祐介君 木村 英子君									
国土交通委員 辞任 阿達 雅志君 長谷川 岳君 木村 英子君 補欠 松川 るい君 今井絵理子君 天畠 大輔君										議院運営委員 辞任 船橋 利実君 鈴木 大地君 補欠 かまやち敏君 石田 昌宏君									
理事 大津 力君 (大津力君の補欠) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 議院運営委員会 障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外二名提出)(衆第六号) 同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四号) 国土交通委員会に付託 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号) 災害対策及び東日本大震災復興特別委員会に付託 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 令和八年度一般会計暫定予算 令和八年度特別会計暫定予算 令和八年度政府関係機関暫定予算 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二二二号) 衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第二三三三号)										衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第二四四号) トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問主意書(ラサール石井君提出)(第二五五号) 同日議長は、国土審議会特別委員(豪雪地帯対策分科会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。 後藤 斎君 同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 令和八年度一般会計暫定予算 令和八年度特別会計暫定予算 令和八年度政府関係機関暫定予算 本日委員長から次の報告書が提出された。 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案(閣法第一号)審査報告書 日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(閣法第一二二二号)審査報告書 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四号)審査報告書 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二二号)審査報告書									

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

地方税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号)審査報告書

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

総務委員長 吉川 沙織

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税のひとり親控除の額の引上げ等、利子等に係る道府県民税への清算制度の導入、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止、軽油引取税の税率の特例の廃止等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うおとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

令和八年度の地方税制改正による地方税の減収見込額は、初年度六千二百三十四億円、平年度七千五百一十一億円である。

地方税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二十五」を「第七十一条の二十四」に、「市町村に対する交付(第七十一条の二十六)」を「清算及び交付(第七十一条の二十五・第七十一条の二十六)」に、「第百五十五条

第二款 環境性能割
第三目 申告納付
第四目 市町村に
条」を「第百五十四条」に、
第三款 種別割
第二目 税率(第
第三目 賦課及び

及び税率(第百五十六条―第百五十八条)並びに更正及び決定等(第百五十九条―第百七
滞納処分(第百七十三条―第百七十七条の五)
対する交付(第百七十七条の六)
百七十七條の七)
徴収(第百七十七條の八―第百七十七條の十八)
滞納処分(第百七十七條の十九―第百七十七條
十二条)

を「第二款 賦課及び徴収(第百五十
第三款 督促及び滞納処分(第百

の二十四)」「
五條―第百六十五條」に、「第四百四十九
六十六條―第百七十七條」に、「第四百四十九

「第二款 環境性能
第一目 課税標準
第二目 申告納付
第三目 督促及び
条」を「第四百四十八條」に、
第三目 種別割
第二目 税率
第三目 賦課及

割
準及び税率(第四百五十條―第四百五十二條
付並びに更正及び決定等(第四百五十三條―第
滞納処分(第四百六十三條の五―第四百六十
第四百六十三條の十五)
徴収(第四百六十三條の十六―第四百六十三
滞納処分(第四百六十三條の二十五―第四百

四百六十三條の四)
を「第二款 賦課及び徴収
三條の十四」
に「
第六十三條の三十」に改
第四百四十九條―第四百五十七條」に改
処分(第四百五十八條―第四百六十三條」に改
める。
第十一條の十第一項中「第百四十五條第三号」
を「第百四十五條」に、「第四百四十二條第三号」
を「第四百四十二條第一号」に改め、「種別割」
を削る。

第十六條の四第一項中「第二十二條の四第一
項に規定する記録命令付差押え」を「電磁的記録
提供命令」に、「領置」を「同法の規定による
電磁的記録提供命令(同法第百二條の二第一項
第一号イに掲げる方法による提供を命ずるもの
に限る。を含む。)、電磁的記録提供命令(同号
口に掲げる方法による提供を命ずるものに限
る。)」に改める。

第十七條の二の二第一項中、「第百六十四條
第七項(第百六十五條第三項において準用する
場合を含む。)」及び、「第四百五十八條第七項
(第四百五十九條第三項において準用する場合
を含む。)」を削る。

第十七條の五第六項中、「第百七十一條第六

項」及び「第四百六十三條の三第六項」を削
る。

第二十二條を第二十一條の二とし、同条の次
に次の一條を加える。

(電磁的記録提供命令違反等に関する罪)

第二十二條 正当な理由がなく、第二十二條の
四第一項の規定による電磁的記録提供命令又
は同条第三項の規定による命令に違反したと
きは、その違反行為をした者は、一年以下の
拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人
を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用
人その他の従業者が、その法人又は人の業務
又は財産に関して前項の違反行為をしたとき
は、その行為者を罰するほか、その法人又は
人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適
用がある場合には、その代表者又は管理人が
その訴訟行為につきその人格のない社団等を
代表するほか、法人を被告人又は被疑者とな
る場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用
する。

第二十二條の四第一項中「記録命令付差押え
(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を
利用する権限を有する者に命じて必要な電磁
記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた
上、当該記録媒体を差し押さえること)を「電磁
的記録提供命令(次の各号に掲げる者に對し、
当該各号に定める方法により必要な電磁的記
録を提供することを命ずる命令(提供させるべき
電磁的記録及び提供の方法を指定してするもの
に限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロ
に掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は
移転させて当該記録媒体を提出させる方
法

口 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法 二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又は口に掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。) 第二十二条の四第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。 10 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならぬ。 一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。 二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 11 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。 第二十二条の四第五項中「前項」を「第五項」に、「場合には」を「場合において、許可状を発するときは」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない	
旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、「自己の記名押印したを」又は「記録した」に、「交付しなければ」を「発ししなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨 二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨 第二十二条の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項を」から第八項までに改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。 6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。 7 当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。 第二十二条の四第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させる」を「提供させる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、その所属する地方団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者	
に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命ぜられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。 第二十二条の五第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。 第二十二条の六第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「を」とし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要を」とし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。 第二十二条の七中「交付」を「発付」に改める。 第二十二条の九第一項中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「はずし」を「外」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第二十二条の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。 3 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令(第二十二条の四第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができ。 第二十二条の十一を次のように改める。 (許可状の提示等) 第二十二条の十一 当該徴税吏員は、臨検、捜索、差押え又は電磁的記録提供命令を受ける者に対し、これらの処分に係る許可状について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。	
一 許可状が書面である場合 許可状を示すこと。 二 許可状が電磁的記録である場合 総務省令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第二十二条の四第十項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。 2 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。 3 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。 4 当該徴税吏員が電磁的記録提供命令をする場合(第二項の許可を受けた場合に限る。)における第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。 一 錠を外すこと。 二 何人に対しても、当該徴税吏員の許可を受けないで当該措置をとる場所に入入りすることを禁止すること。 三 この項(前号に係る部分に限る。)の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。 第二十二条の十二及び第二十二条の十三中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。	

第二十二條の十四第一項中、「差押え又は記録命令付差押えを」又は「差押え」に改める。

第二十二條の十五中、「差押え又は記録命令付差押えを若しくは差押えに」、「ときは」、「とき又は電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」、「差押物件若しくは記録命令付差押物件」を若しくは「差押物件」に改め、「含む。」の下に「若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」を加え、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二十二條の十六第一項中、「差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改める。

第二十二條の十七第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。第三項において同じ。))により提出させた記録媒体」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「記録媒体」に改め、同条第三項中「記録命令付差押物件」を「記録媒体に」、「差押え又は記録命令付差押えをした」を「若しくは差押えをした又は電磁的記録提供命令により提出させた」に改める。

第二十二條の十八第一項中「第二十二條の八

の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押えた」を「次の各号に掲げる」に、「差押えを受けた」を、「当該各号に定める」に、「当該差押えを受けた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十二條の八の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押えた記録媒体 差押えを受けた者

二 電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号イに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。))により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者

第二十二條の十八の次に次の一条を加える。
(電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写)

第二十二條の十八の二 当該徴税吏員は、電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号ロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。))により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に對し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2 第二十二條の十七第二項の規定は、前項の規定による複写について準用する。

3 前項において準用する第二十二條の十七第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。
第二十二條の十九第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録(次項及び第六項において「物件」という。))」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第六項及

び第八項」に改め、同条第五項中「前項の許可状を示さなければを」對し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。

二 第四項の許可状が電磁的記録である場合 総務省令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項(第二号に係る部分に限る。))の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二十二條の十九第五項を同条第八項とし、同条第四項中「地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときはを」第四項の許可状には、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「交付」に、「記載し、自己の記名押印した許可状を当該徴税吏員に交付しなければを」その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。))をとること。

第二十二條の十九第三項の次に次の二項を加

える。

4 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を当該徴税吏員に発しなければならない。

5 前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十二條の二十の見出しを「臨検、搜索又は差押えの夜間執行の制限等」に改め、同条第一項中「記載」を「記載又は記録」に、「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同項ただし書中「地方税の下に」(第三項ただし書において「軽油引取税等」という。))を加え、同条第二項中、「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十二條の十一第二項の規定にかかわらず、当該徴税吏員は、許可状(同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。))に夜間でも許可状の提示をすることができ旨の記載又は記録がなければ、日没から日出までの間には、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。ただし、軽油引取税等について夜間でも公衆が入り入ることのできる場所でもその公開した時間内に入る場合は、この限りでない。

第二十二條の二十一及び第二十二條の二十二中、「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第二十二條の二十三の見出し中「交付」を「提供」に改め、同条中「を交付しなければを」(「電磁的記録をもつて作成するものを含む。))を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二十二條の二十四第一項中「を作成し、」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。)」を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを「に、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書 二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの

第二十二條の二十四第三項中「差押え又は記録命令付差押えを」又は「差押え」に、「立会人」に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければを「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書 二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの

第二十二條の二十四第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置を」を「領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に総務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二十二條の二十四第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の調書には、当該徴税吏員は、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、質問を受けた者が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に総務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二十二條の二十四に次の一項を加える。

5 前項の調書には、当該徴税吏員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に総務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二十二條の二十八第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」により提出させた「記録媒体」に改める。

第二十二條の三十第二項中「をもつて」を「により又は総務省令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織(検察官の使用に係る電子計算機と当該徴税吏員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)」により、「第二十二條の二十四各項」を「第二十二條の二十四第一項、第三項又は第四項」に、「添付し」を「添えて」に、「記録命

令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第三項中「差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第四項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」により提出させた記録媒体」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定により電磁的記録提供命令(第二十二條の四第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により提供されたものとみなす。

第二十二條の三十一中「記録命令付差押えを」電磁的記録提供命令」に改める。

第二十三條第一項第四号イ及びロ中「第四十二條の四」の下に、「第四十二條の四の二を加え、」第四十二條の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二條の十二を「第四十二條の十二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)」に改め、同項第六号中「第二十九條の四」を「第二十九條の五」に改め、同項第七号及び第九号中「五十八万円」を「六十二万円」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 特定配当等 次に掲げるものをいう。

イ 租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等

ロ 租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる同条に規定する配当等(イに掲げる

もの及び政令で定めるものを除く。)

ハ 租税特別措置法第四十一條の十二の二第一項各号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額

第二十七條第二項中「第六十九條第四項」の下に、「第六十九條の二第二項」を、「第七十一條の二十四第四項」の下に、「第七十一條の四十一第四項」の下に、「第七十一條の四十一の二第二項」を、「第七十一條の六十一第四項」の下に、「第七十一條の六十一の二第二項」を加える。

第三十二條第十二項中「に係る所得を」を「(第二十三條第一項第十五号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を」に改める。

第三十四條第一項第六号中「第三項及び第八項並びに第三十七條を」以下この目及び第四十五條の三の三第二項第二号」に改め、同項第八号の二中「三十万円」を「三十三万円」に改め、同項第十一号中「この款を」この目及び第四十五條の三の三第一項」に改める。

第三十七條の二第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。))の対象となる期間として総務省令で定める期間(第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。))を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に改め、「つに適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「第五項を」第四項に、「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したことを」した事実」に改め、「ないこと」の下に「これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。)」を加え、同項を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年を」指定対象期間の初日前四年に、「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。))を「指定」

に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかった事実がないこと」(当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受けた場合を除く。))に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(口において「寄附金活用可能額」という。)が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三十七条の二第三項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを」を「前項に規定する基準への適合性に関し総務省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。こ

の場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。

第三十七条の二第七項中「前項の規定による指定の取消し(次項及び第十項において「指定の取消し」という。))を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三十七条の二第十一項第一号中「掲げる金額(以下この項を「掲げる金額」と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))との合計額(次号及び第三号に改める。

第四十五条の三の二第二項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。))」に改め、「次条第一項において同じ」を削る。

第四十五条の三の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))は、公的年金等支払者

(所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 この法律の施行地において公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。))の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第三号において同じ。)) (退職手当等(第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))を有する者

三 この法律の施行地において公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がそ

の年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。))であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))を有する者

第四十五条の三の三第五項中「第三項を」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三百七条の三の三第四項」を「第三百七条の三の三第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三百七条の三の三第二項」を「第三百七条の三の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称
二 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
三 特定配偶者の氏名
四 扶養親族又は特定親族の氏名
五 その他総務省令で定める事項
第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項各号及び第二十六項中「第九項」を「第十項」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第六十九条の二 第六十八条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第二項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘

禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第七十一条の二十の次に次の一条を加える。 (国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪) 第七十一条の二十の二 第七十一条の十九第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	する。 第七十一条の二十三から第七十一条の二十五までを削る。 第二章第一節第四款第三目に次のように加える。 第七十一条の二十三及び第七十一条の二十四 削除 第二章第一節第四款第四目の目名を次のように改める。 第四目 清算及び交付 第二章第一節第四款第四目中第七十一条の二十六の前に次の一条を加える。 (清算) 第七十一条の二十五 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうちの他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。 2 前項の規定により他の道府県に支払うべき金額と同項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。 3 第一項の各道府県ごとの利子割清算基準額とは、各道府県ごとに、当該道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した額で当該年度の初日の属する年の前年前三年内の各年に係るものを合算したものを三で除して得た額をいう。 4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、総務省令で定める。 第七十一条の二十六に見出しとして「(市町村に対する交付)」を付し、同条第一項中「相当する額に」の下に「前条第一項に規定する」を、「得た額」の下に「に」、同項の規定により他の道府県	から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額を加え、「按分を按分」に改める。 第七十一条の四十一の次に次の一条を加える。 (国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪) 第七十一条の四十一の二 第七十一条の四十第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第七十二条の八第二項中「第七十二条の六十九第四項」の下に、「第七十二条の六十九の二第二項」を加える。 第七十二条の六十九の次に次の一条を加える。 (国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪) 第七十二条の六十九の二 第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。 3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を
--	--	---

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

地方税法等の一部を改正する法律案

代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の七十八第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十一年法律第三十七号)」を「同法」に改め、同条第二項第一号中「及び第七十二条の八十の三」を削り、同条第六項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の下に「(昭和三十一年法律第三十七号)」を加える。

第七十二条の八十の三の見出し中「(特定プラットフォーム事業者)」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。))」を「消費税法第十五条の二第一項に規定する電気通信利用役務の提供」に、「同法第十五条の二第一項」を「同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の下に「(次条において「デジタルプラットフォーム」という。))」を加え、「特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。))」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用)
第七十二条の八十の四 消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたも

のとみなして、この節の規定を適用する。
第七十二条の百十一第一項中「規定」の下に「(これらの規定に係る罰則を含む。)」を加える。

第七十三条の六第三項中「において適用する」を「の規定により適用する」に、「第九項」を「第十項」に、「同法第四百四条第六項」を「土地区画整理法第四百四条第七項」に、「土地区画整理法第四百四条第七項」を「同条第八項」に、「第四百四条第十一項」を「第四百四条第十二項」に改め、同条第五項中「第四百四条第七項」を「第四百四条第八項」に、「第四百四条第十一項」を「第四百四条第十二項」に改める。

第七十三条の十四第一項中「限る。」の下に「次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域(第二号において「市街化調整区域」という。))のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第七十三条の二十四第一項において「特定区域内住宅」という。))の新築新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))を除く。))」を加え、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。))
イ 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で総務省令で定めるもの
ロ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律

第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成二十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。))
イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

第七十三条の十四第八項中「第百十八条の二十五の第三項」を「第百十八条の二十五の第二第三項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第九項第一号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第七十三条の十五の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「二十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「住宅」の下に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。
第七十三条の三十七の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)
第七十三条の三十七の二 第七十三条の三十六

第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
第七十四条の二十八の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)
第七十四条の二十八の二 第七十四条の二十七

第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
第九十五条の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)
第九十五条の二 第九十四条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘

禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。第百四十四条の五十二の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第百四十四条の五十二の二 第百四十四条の五十一第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。第百四十五条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」を「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第百四十六条第一項を次のように改める。
自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所所在の道府県において、その所有者に課する。

第百四十六条第二項を削り、同条第三項中「種別割を「自動車税」に」、「第一項を」、「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百四十七条第一項中「自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者以下この節において「自動車の取得者」という。及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第百四十九条及び第百五十条を削る。
第百五十一条第五項中「第百七十五条第六項及び第百七十七条の二十一第六項を「第百六十八第六項」に改め、同条を第百四十九条とし、第百五十二条を第百五十条とする。

第百五十三条(見出しを含む)中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十一条とする。

第百五十四条の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十二条とする。
第百五十五条の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条中「第百五十三条第二項を「第百五十一条第二項」に、「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十三条とする。

第二章第八節第二款を削る。
第二章第八節第三款の款名及び同款第一目から第三目までの目名を削る。

第百七十七条の七の見出し及び同条第一項中「種別割を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割を「自動車税」に改め、「同項」の下に「(同号に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十四条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款 賦課及び徴収
第百七十七条の八(見出しを含む)中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十五条とする。
第百七十七条の九(見出しを含む)中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十六条とする。
第百七十七条の十の見出し中「種別割を「自

動車税」に改め、同条第二項中「第百七十七条の八」を「第百五十五条」に、「種別割を「自動車税」に改め、同条第二項、第三項及び第四項ただし書中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百七十七条の十一の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割を「自動車税」に改め、同条第三項中「新規登録を「道路運送車両法第七十一条に規定する新規登録(次項、次条及び第百六十条第一項において「新規登録」という。)」に、「種別割を「自動車税」に改め、同条第四項中「種別割を「自動車税」に、「第百七十七条の十三第一項を「第百六十条第一項」に改め、同条第七項中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百七十七条の十二の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条中「当該登録を「当該新規登録」に、「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百五十九条とする。

第百七十七条の十三の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、同条第二項中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百六十条とする。

第百七十七条の十四の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百七十七条の十五の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条中「種別割を「自動車税」に、「第百七十七条の十三」を「第百六十条」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百七十七条の十六の見出し及び同条第一項中「種別割を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に、「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百六十三条とする。
第百七十七条の十七(見出しを含む)中「種別

割を「自動車税」に改め、同条を第百六十四条とする。

第百七十七条の十八の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割を「自動車税」に、「第百七十七条の九」を「第百五十六条」に、「この款をこの条、次条第一項及び第百六十八條」に改め、同条第二項中「第百七十七条の十一第七項」を「第百五十八條第七項」に、「種別割を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百七十七条の九」を「第百五十六条」に、「第百七十七条の十一第四項」を「第百五十八條第四項」に、「第百七十七条の十二」を「第百五十九條」に改め、同条を第百六十五条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款 督促及び滞納処分
第百七十七条の十九の見出し及び同条第一項中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百六十六条とする。

第百七十七条の二十の見出し中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百六十七条とする。

第百七十七条の二十一の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百六十八条とする。

第百七十七条の二十二の見出し及び同条第一項中「種別割を「自動車税」に改め、同条を第百六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による自動車税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第百六十九条の二 第百六十八條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。 第七十七條の二十三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項各号中「第七十七條の二十一第六項」を「第六十八條第六項」に改め、同条を第七十一條とし、第二章第八節第三款に次のように加える。 第七十二條から第七十七條まで 削除 第二百一十一條の次に次の一條を加える。 (国税徴収法の例による鉱区税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪) 第二百一十一條の二 第二百六十六條の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。 第二百八十六條の次に次の一條を加える。 (国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪) 第二百八十六條の二 第二百八十五條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以	下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。 第二百九十二條第一項第四号イ及びロ中「第四十二條の四」の下に、「第四十二條の四の二」を加え、「第四十二條の十一」の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二條の十二を「第四十二條の十二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)」に改め、同項第六号中「第二十九條の四」を「第二十九條の五」に改め、同項第七号及び第九号中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。 第二百九十九條第二項中「第三百三十二條第四項」の下に、「第三百三十二條の二第二項」を加える。 第三百三十三條第十二項中「に係る所得」を「(第二十三條第一項第十五号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得」に改める。 第三百三十四條の二第二項第六号中「第三項及び第八項並びに第三百三十四條の六を」以下この款及び第三百三十七條の三の三第二項第二号」に改め、同項第八号の二中「三十万円」を「三十三万円」に改め、同項第十一号中「この款」の下に「及び第三百三十七條の三の三第一項」を加える。 第三百三十四條の七第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)の対象となる期間として総務省令で定める期間(第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。))を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に改め、「つに適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「第五項」を「第四項」に、「しなかつた	こと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の下に「(これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。))」を「指定」に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと(当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。))を受けた場合を除く。)」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 二 次に掲げる基準その他道府県等による 第一号 寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。 イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(口において「寄附金活用可能額」という。))が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。 ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。 第三百三十四條の七第三項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これ」を「前項に規定する基準への適合性に関し総務	省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。 6 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。この場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。 第三百三十四條の七第七項中「前項の規定による指定の取消し(次項及び第十項において「指定の取消し」という。))」を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「当該金額が当該納税義務者の第三百三十四條の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額」を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百三十四條の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。 第三百三十四條の七第十一項第一号中「掲げる金額(以下この項)を」掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六條第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一條の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が
--	--	---	--

零を下回る場合には、零とする。)との合計額(次号及び第三号)に改める。

第三百十七条の三の二第二項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」に改め、「次条第一項において同じ」を削る。

第三百十七条の三の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 この法律の施行地において公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得税の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第三号において同じ。)(退職手当等(第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)(又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所

得を有する者に限る。若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)を有する者

三 この法律の施行地において公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。若しくは特定親族(合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)を有する者

第三百十七条の三の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 公的年金等支払者の名称
 - 二 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
 - 三 特定配偶者の氏名
 - 四 扶養親族又は特定親族の氏名
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項各号及び第二十六項中「第九項」を「第十項」に改める。

第三百三十二条の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第三百三十二条の二 第三百三十一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百四十一条第四号ただし書中「の種別割」を削る。

第三百四十八条第二項第二号の五中「昭和四十三年法律第百号」を削り、同項第八号中「特別史蹟、史蹟」を「特別史跡、史跡」に改める。

第三百五十一条本文中「が土地」の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改め、同条ただし書中「二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

第三百七十四条の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第三百七十四条の二 第三百七十三条第七項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収

法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第四百四十二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「(軽自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。)」を削り、同号を同条第三号とし、同条第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。

第四百四十三条第一項を次のように改める。
軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課する。

第四百四十三条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百四十四条第一項中「軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において三輪以上の軽自動車の取得者という。)(又は」を削り、同条第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第四百四十六条及び第四百四十七条を削る。
第四百四十八条第四項中「第四百六十三条の七第六項及び第四百六十三条の二十七第六項」を「第四百六十条第六項」に改め、同条を第四百四十六条とし、第四百四十九条を第四百四十七条とする。
第三章第三節第二款を削る。

第三章第三節第三款の款名及び同款第一目から第三目までの目名を削る。

第四百六十三条の十五(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百四十八条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款 賦課及び徴収

第四百六十三条の十六(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百四十九条とする。

第四百六十三条の十七(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十条とする。

第四百六十三条の十八の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十一条とする。

第四百六十三条の十九(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十二条とする。

第四百六十三条の二十の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十三条とする。

第四百六十三条の二十一の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十三条の十九」を「第四百五十二条」に改め、同条を第四百五十四条とする。

第四百六十三条の二十二の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第三項中「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十五条とする。

第四百六十三条の二十三(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十六条とする。

第四百六十三条の二十四の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十三条の十七」を「第四百五十条」に、「この款」を「この条、次条

第一項及び第四百六十条」に改め、同条第二項中「第四百六十三条の十七」を「第四百五十条」に改め、同条を第四百五十七条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款 督促及び滞納処分

第四百六十三条の二十五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十八条とする。

第四百六十三条の二十六の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十九条とする。

第四百六十三条の二十七の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百六十条とする。

第四百六十三条の二十八の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による軽自動車税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第四百六十一条の二 第四百六十条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四百六十三条の二十九の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項各号中「第四百六十三条の二十七第六項」を「第四百六十条第六項」に改め、同条を第四百六十二条とする。

第四百六十三条の三十の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第四百六十三条の二十七第六項」を「第四百六十条第六項」に改め、同条を第四百六十三条とする。

第四百八十五条の四の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第四百八十五条の四の二 第四百八十五条の三第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第五百四十二条の二 第五百四十一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第六百十四條の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第六百十四條の二 第六百十三條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第六百九十六條の二 第六百九十五条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百一条の十九の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第七百一条の十九の二 第七百一条の十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
第七百一条の三十六第二項中「第七百一条の六十六第四項」の下に、「第七百一条の六十六の二第二項」を加える。
第七百一条の六十六の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第七百一条の六十六の二 第七百一条の六十五第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う指定都市等の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七百二十九条の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第七百二十九条の二 第七百二十八条第七項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
第七百三十三条の二十五の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第七百三十三条の二十五の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
第七百三十九条の六第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第一項又は第二項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百四十七条の四の前の見出し中「地方税関係通知を「地方税関係通知等」に改め、同条第一項中「行政機関の長をいう。」の下に「以下の項」を加え、「のうち、地方税関係法令」を「及び国税関係通知(国税(国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。))に関する法律又はこれに基づく命令若しくは規則(以下この項及び次条第一項において「国税関係法令」という。))の規定に基づき行政機関の長が行う第七百六十二条第一号に規定する通知をいう。次条第一項において同じ。の」のうち、地方税関係法令又は国税関係法令に改め、「除き、地方税関係法令」の下に「及び国税関係法令」を加え、同条第二項の表第二項の項中「同じ。」の下に「又は国税関係法令(同法第七百四十七条の四第一項に規定する国税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。)」を加え、「地方税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知(同法第七百四十七条の四第一項を「地方税関係法令及び国税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知(同条第一項)に改め、同条第四項

の項中
「地方税関係法令
当該地方税関係法令

を
「地方税関係法令又は国税関係法令
当該地方税関係法令及び国税関係法令」に改

める。

第七百四十七条の五第一項中「地方税関係通知」の下に「及び国税関係通知」を、「のうち地方税関係法令」の下に「又は国税関係法令」を加え、「及び相続税法第五十八条第二項の規定による」を「並びに税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の長に対して行う第七百六十二条第一号に規定する」に、「地方税関係法令及び相続税法第五十八条第二項」を「地方税関係法令、国税関係法令及び同法第五十六条に改める。
第七百四十七条の六第三項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定により機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等に委託した場合において、法人の事業税その他の政令で定める地方税(当該地方税に係る申告書の提出期限と同時に法定納期限(第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。以下この項において同じ。))が到来するものに限り、に係る特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものが法定納期限に行われたとき(その税額が総務省令で定める金額以下である場合に限る。)であつて、政令で定める日までに特定金融機関等にその納付又は納入がされたときは、その納付又は納入の日が法定納期限後である場合においても、その納付又は納入は法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

第七百四十八条第一項中「附則第十二条の二

の七の二第五項を「附則第十二条の二の八第五項」に改める。

附則第三条の二第二項中、「第百六十九条第二項、第百七十条第一項、第百七十七条の十八第一項」を、「第百六十五条第一項」に、「第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項」を、「第四百五十七條第一項」に改める。

附則第三条の三第三項中「第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項」を「第三十三条の二まで、附則第三十三条の三から第三十五条の三まで、附則第三十五条の三の二第一項及び第六項、附則第三十五条の三の四第一項」に、「附則第三十五条の四」を「附則第三十五条の三の六に改め、同条第二項第二号中、附則第五条の四の二第一項を削り、同項第三号及び同条第五項第二号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項を附則第五条の四第五項に改め、同項第三号中、附則第五条の四の二第一項を削る。」

附則第四条第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「定めるところにより」に改める。

附則第四条の二第二項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「定めるところにより」に改める。

附則第四条の五第一項中「から令和九年度まで」を「以後」に、「第四条第五項第三号を、第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号を」、同項第四号に、「一般医薬品を」一般医薬品及び同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品を「に改め、」支払つた場合の下に「同条第一項各号に掲げる特定一般医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つた

場合に限る。第三項において同じ。」を加え、「前年中」とあるのは「前年(平成二十九年から令和八年までの各年に限る。中」と、を削り、「定めるもの」の下に「をいう。」を加え、「特定一般医薬品等購入費」を「特定一般医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。」に、「特定一般医薬品等購入費の」を「特定一般医薬品等購入費(同項各号に掲げる特定一般医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。の」に改め、同条第三項中「から令和九年度まで」を以後に改め、「前年中」とあるのは「前年(平成二十九年から令和八年までの各年に限る。中」と、を削り、「定めるもの」の下に「をいう。」を加え、「特定一般医薬品等購入費」を「特定一般医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。」に、「特定一般医薬品等購入費の」を「特定一般医薬品等購入費(同項各号に掲げる特定一般医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払つたものに限る。の」に改める。

附則第五条の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第五条の四の二に見出しとして「(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「令和二十年」を「令和二十五年」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年以下この条及び附則第四十五条において「居住年」という。」が、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「は」に改め、「合計額」の下に「(居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者は、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の

額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「(平成七年法律第十一号)」を加え、「(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合)には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額」を削り、同項第二号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の下に「(昭和二十二年法律第七十五号)」を加え、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条第五項中「令和二十年」を「令和二十五年」に改め、「平成十一年から平成十八年まで又は」を削り、「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第六項の規定の適用を受けないときは」を「は」に改め、「合計額」の下に「(居住年が平成二十八年から令和七

年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合)には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額」を削り、同条第六項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五

条の四第五項」に改め、同条第七項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条を附則第五条の四とする。

附則第五条の五第一項中「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改め、「(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第五条の五第一項第五号中「又は」を「、附則第三十五条の三の六第一項又は」に改め、同条第二項中「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときを」、附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改め、「(当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合)には、百五十四万四千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

を同条第十六項とし、同条第十四項中「附則第八条第十三項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二の五第四項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「これらの規定を第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第二項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の十二の五第三項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「これらの規定を」第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イに、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第一項及び第三項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第三項並びに」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第一項」に、「これらの規定を」第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イに、「第四十二条の十二の五第一項、第三項、第四項及び第八項」を「第四十二条の十二の五第二項及び第三項」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第二項及び第三項並びに」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項及び

第八項を削り、同条第六項中「第四十二条の十一の第三第二項」を「第四十二条の十二の第二第二項」に、「第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を「第四十二条の十二(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の二」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第四十二条の十一の三」を「第四十二条の十二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の四の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四の二」とあるのは、第四十二条の四の二第二項」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四の二、第四十二条の十」とあるのは「第四十二条の十」とする。

6 当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の四の二第二項において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四の二」とあるのは「第四十

二条の四の二第一項及び同条第二項において準用する同法第四十二条の四第十四項、同法」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四の二第二項において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号、同法第四十二条の十四第一項」とする。

7 当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の四の二第二項において準用する同法第四十二条の四第十四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四の二」とあるのは「第四十二条の四の二第一項並びに同条第二項において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号、同法」と、「除く。」及び「とあるのは「除く。」並びに」とする。

附則第九条第三項を削り、同条第四項中「第七項まで」を「第六項まで」に、「附則第九条第四項を」附則第九条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第九条第五項」を「附則第九条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第九条第六項」を「附則第九条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第九条第七項」を「附則第九条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同条

第十二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「行う法人の下に」(これらの法人が租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項第四号に規定する特定法人に該当する場合に限る。）」を加え、「租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第一号」を「同法第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第四号」を「第四十二条の十二の五第四項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「百分の三」を「百分の四」に、「若しくは」を「又は」に改め、「同条第一項に規定する」及び「又は当該事業年度終了の時にあって当該法人の同項に規定する常時使用する従業員の数が二千人を超える場合」を削り、「同条第五項第三号」を「同項第三号」に、「第四十二条の十二の五第五項第六号」を「第四十二条の十二の五第四項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第四十二条の十二の五第三項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「第四十二条の十二の五第五項第一号」を「第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第九号」を「第四十二条の十二の五第四項第八号」に、「同項第十一号」を「同項第九号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十六項中「第十三項及び第十四項」を「第十二項及び第十三項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十二項」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

26 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者(以下この項において「一般送配電事業者」という。)が、他の一般送配電事業者又は同条第一項第十一号に規定する送

電事業者であつて、同法第二十八条の四十八第一項に規定する広域系統整備計画に定める同条第二項第一号に掲げる電気工作物(同法第二條第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)の整備又は更新の実施(以下この項において「地域間連系線の整備等」という。)を行う者として総務省令で定めるものに対して、地域間連系線の整備等に必要なる費用に相当する金額として総務省令で定める金額を支払う場合における当該支払をする一般送配電事業者の第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の十二中「規定」の下に「(これらの規定に係る罰則を含む。)」を加える。

附則第十條第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 道府県は、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事業により、マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下この項において「マンシヨン再生法」という。)第百六十三條の五十七に規定する要除却等認定マンシヨン若しくはその敷地、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号。第二條の政令で定める災害により大規模一部滅失(同法第一條に規定する大規模一部滅失をいう。)をしたマンシヨン(マンシヨン再生法第二條第一項第一号に規定するマンシヨンをいう。以下この項において同じ。))若しくはその敷地又は当該災害により滅失をしたマンシヨンの敷地の用に供されていた土地を取得した場合に、これらの取得が令和八年四月一日から令和

和十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 マンシヨン再生法第二條第一項第十号に規定する施行者 同号に規定するマンシヨン再生事業

二 マンシヨン再生法第九條に規定するマンシヨン等売却組合 マンシヨン再生法第四條第二項第六号に規定するマンシヨン等売却事業

三 マンシヨン再生法第六十三條の二に規定するマンシヨン除却組合 マンシヨン再生法第二條第一項第二十五号に規定するマンシヨン除却事業

附則第十條第七項中「第二條第九号」を「第二條第十号」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十條の二第一項ただし書中「博覧会の終了の日から六月を経過する日」を「令和十年三月一日」に改める。

附則第十條の三中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「特別区の下に」又は同法第二條第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域」を加え、「令和五年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第十一號)の施行の日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改め、同条第八項中「の新築を」を「第七十三條の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除く。」の新築を令和十一年四月一日から」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一

日」に改め、「まで」の下に「の間」を、「当該取得が」の下に「令和十一年四月一日から」を加え、同条第十三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「同条第十三項」を「同条第十七項」に改め、同条第十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

17 診療所(医療法第一條の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。)の開設者又は管理者が同法第三十條の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域のうち政令で定める区域において診療所の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二條の二の七第九項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「(昭和五十四年法律第四十九号)」を加える。

附則第十二條の二の八を削る。

附則第十二條の二の七の二第七項中「附則第十二條の二の七の二第一項」を「附則第十二條の二の八第一項」に改め、同条を附則第十二條の二の八とする。

附則第十二條の二の九から第十二條の二の十三までを削る。

附則第十二條の三の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第百四十九條第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「第百四十九條第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」に、「次項第二号及び次条第三項」を「次項第二

号及び同条第三項」に、「第百四十九條第一項第三号に規定する電力併用自動車」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二條第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第一号及び」に、「第百七十七條の七第一項第三号イ(1)」を「第百五十四條第一項第三号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車)をいう。第三項第一号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。)に該当するものを除く。同項第二号において同じ。)で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七條第一項に規定する新規登録(以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十二条の三第二項中「第七百七十七条の七第一項」を「第五百五十四条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「(の種別割)を削り、同項第二号中「第四百九十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)」に、「同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日(同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項第三号中「第四百九十九条第一項第三号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。 3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第五百五十四条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 一 ガソリン自動車(充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ	ス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第一百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項及び附則第十二条の五第一項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第四百九十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので総務省令で定めるもの 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定め	るもの 三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの 附則第十二条の四第一項中「第四百六十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「(の種別割)を削り、「第七百七十七条の七第一項」を「第五百五十四条第一項」に改め、同条第二項中「第七百七十七条の七第三項」を「第五百五十四条第三項」に改め、同条第三項中「(の種別割)を削る。 附則第十二条の五の見出し及び同条第一項中「(の種別割)を削り、同条第二項中「(の種別割)を削り、「第七百七十七条の九」を「第五百五十六条」に、「第七百七十七条の十三から第七百七十七条の十五まで」を「第六百六十二条から第六百六十二条まで」に改め、同条第三項中「(の種別割)を削り、同条第四項中「第七百七十七条の十八第一項」を「第六百六十五条第一項」に、「この款を」この条、次条第一項及び第六百六十八条」に改め、「(の種別割)を削り、同条第五項及び第六項中「(の種別割)を削る。 附則第十四条第一項中「令和七年度」を「令和十七年度」に改める。 附則第十五条第一項中「第六条第一項」を「第二十九条の七第二項」に、「総合効率化事業者等(以下この項を「認定貨物自動車中継輸送事業者等(第一号)に、「総合効率化事業者等」を「認定貨物自動車中継輸送事業者等」に、「令和六年	四月一日」を「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「同条第一項」を「同項」に、「総合効率化計画」を「認定貨物自動車中継輸送実施計画」に、「同法第四条第二号」を「物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号」に、「流通業務総合効率化事業により」を「貨物自動車中継輸送事業の用に供するために」、「設備に」を「構築物に」に改め、同項各号を次のように改める。 一 認定貨物自動車中継輸送事業者等が新設し、又は増設した物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第一号に掲げる特定貨物自動車中継輸送施設で政令で定めるもの(増設された当該特定貨物自動車中継輸送施設にあつては、当該増設部分に限る。次号において「第一号施設」という。) 二 第一号施設に附属する構築物で政令で定めるもの 四分の三 附則第十五条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和七年度」を「令和九年度」に改め、同条第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同条第十項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同条第十四項中「特別区」の下に「又は同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域」を加え、「令和五年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「同法第二十九条第一項第一号」を「家屋及び償
--	--	--	--

却資産で政令で定めるもののうち、都市再生特別措置法第二条第二項に、「公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものを「公共施設その他政令で定めるものの用に供するもの」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「四分の三を六分の五」に改め、同項第二号中「その他の総務省令で定める燃料を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 脂肪酸メチルエステルを製造するための設備で総務省令で定めるもの 四分の三 附則第十五条中第十八項を第十七項とし、第十九項を第十八項とし、第二十項を第十九項とし、同条第二十一項中「第二十九項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十二項を第二十一項とし、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「平成二十三年法律第八号」の下に。第一号ロ及び二において「再生可能エネルギー電気特措法という。」を加え、「令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一を乗じて

得た額 イ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの

ロ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定発電設備(ハ及び二並びに次号において「認定発電設備」という。)であるものに限る。第四号において「特定水力発電設備」という。)で総務省令で定める規模未満のもの

ハ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。)で総務省令で定める規模以上のもの

二 バイオマス(再生可能エネルギー電気特措法第二条第三項第五号に規定するバイオマスをいう。)を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備であるものに限る。)で総務省令で定める規模未満のもの

二 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定発電設備であるものに限る。以下この号及び次号において「特定風力発電設備」という。)で海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第二十二條第一項に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの 当該特定風力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定風力発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三を乗じて得た額

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二を乗じて得た額

設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二を乗じて得た額

を第二十六項とし、同条第二十八項中「(昭和二十四年法律第九十三号)を削り、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、同条第三十一項中「平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に、「農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された農業振興地域」を「農業経営基盤強化促進法第十九條第一項に規定する地域計画」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、同条第三十五項中「企業組合を除く。」の下に「又は農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、第三十九項を第三十八項とし、同条第四十項第一号中「(平成十五年法律第七十七号)を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を第四十項とし、第四十二項を第四十一項とし、同条第四十三項中「第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号」を「第

イ 特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの

(1) 港湾法第三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。)の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二十二條の第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

(3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第八條第三項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

ロ 特定地熱発電設備(第一号ハに掲げるものを除く。)

四 特定水力発電設備(第一号ロに掲げるものを除く。)

固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定水力発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三を乗じて得た額

附則第十五条中第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第二十五項とし、第二十七項

十条の五の四第四項第七号又は第四十二条の十二の五第四項第八号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とする。

附則第十五条の二第二項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同条第二項中「前条第十二項、第二十六項若しくは第四十五項」を「前条第十一項、第二十五項若しくは第四十四項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「令和四年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「次条並びに附則第十五条の八を」から附則第十五条の八まで」に、「住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告」以下この項において「勧告」という。を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を「次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（第二号において「市街化調整区域」という。）のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。）」に改め、「除く。以下この条の下に」及び「次条」を加え、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供して

いた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

イ 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で総務省令で定めるもの

ロ 地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

附則第十五条の六第二項中「令和六年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の七第一項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に改め、同条第二項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に改める。

に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十まで」を「次条及び附則第十五条の十」に改め、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の二第二項、第四項及び第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第一項中「（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）を削り、「で政令で定めるものを」（同法第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。）に、「平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて」に、「高齢者移動等円滑化法第二条第一号」を「同条第一号」に、「当該施設」を「当該家屋」に、「であつて、高齢者移動等円滑化法」を「であつて、当該利便性等向上改修工事に係る部分が同法第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法」に、「掲げる高齢者移動等円滑化法」を「規定する同法」に改め、「も

の（二の下に「総務省令で定めるものを除く。」を加え、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、「三分の一の下に」を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」を加え、同条第二項及び第三項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第十六条の二第一項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第七項中「の特定被災住宅用地」を「の第二項に規定する特定被災住宅用地」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の三 令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する避難の指示等の対象となつた区域のうち当該区域に係る同項に規定する避難等解除日の属する年が令和七年以後の年である区域内にある土地を除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市

町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(同条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 令和五年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者(以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。)が、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合(前項の規定の適用がある場合を除く。)には、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの(第七項において「特定被災住宅用地」という。)で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋(以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。)の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの(令和六年

一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。)に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者(当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。)で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。)は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合(当該被災共用土地が第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの(令和六年一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。)に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地

に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等(令和五年一月二日以後に使用し、又は収益することができるとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。)に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされるときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地

等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の三第一項」とあるのは「附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされるときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの第二項に規定する特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者

である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災
共用土地である場合において、令和八年度分
又は令和九年度分の固定資産税について第三
百四十三条第七項の規定により当該被災共用
する従前の土地である特定被災共用土地に係
る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地
納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義
務者」とする。

え、同号口中「令和七年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十七条第六号イの表⁽²⁾中「当該土地が

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

「当該土地が令和七年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和八年度法律第 〇号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和八年度改正前の地方税法」という。）」に改め、同号口の表(2)中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和七年度分の固定資産税について」とし、令和八年度改正前の地方税法に改める。」

附則第二十九條の四（第二項、第二号ハロ）
「についで」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和七年度分の固定資産税についで」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税についで」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第

でを削る。

「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項(前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項(第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項、第十五条の

でを削る。

附則第三十条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車」を「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの」に、

する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）を「同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「エネルギー消費効率が同号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」と

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において

第二項並びに第十五条の三の項中「附則第五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項」を附則第十五条第八項、第十五項、第十八項、第三十項から第三十二項まで、第三十五項、第三十六項、第四十項及び第四十三項に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第二項第二号イ中「について」の下に「令和八年改正前の地方税法」を加

「次項第二号」を「同項第二号」に、「第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」に、「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「の種別割」を削り、「第四百六十三條の十五第一項」を「第四百四十八條第一項」に改め、同条第二項中「第四百六十三條の十五第一項」を「第四百四十八條第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第四百四十六條第一項第二号」に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排

いう。〕を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「同号イ(3)に規定する令和二年度基

準エネルギー消費効率(次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))を基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに、「第四百六十三条の十五第一項」を「第四百四十八条第一項」に、「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改め、「の種別割を削り、同条第四項を削る。

附則第三十条の二の見出し中「の種別割を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項中「の種別割を削り、「第四百六十三条の十七」を「第四百五十条」に、「第四百六十三条の十九から第四百六十三条の二十一まで」を「第四百五十二條から第四百五十四條まで」に改め、同条第三項中「の種別割を削り、同条第四項中「第四百六十三条の二十四第一項」を「第四百五十七條第一項」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第四百六十条」に改め、「の種別割」を削り、同条第五項及び第六項中「の種別割」を削る。

附則第三十三條第五項中「第三条第一項の規定による承認を受けた同法」を削り、「同法第三条第一項の承認に係る」を「令和十年三月三十一日までに同法第三条第一項の規定による承認を受けた」に改め、「同法第五条第一項の規定による承認に係る」を削り、「同法第五条第一項の承認に係る」を「同日までに同法第五条第一項の規定による承認を受けた」に、「令和八年三月三十一日までに終了する事業年度分」を「同法第三条第一項又は第五条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで」に、「令和七年分」を「同法第三条第一項又は第五条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日の属する年分」に改める。

附則第三十三條の二第三項第四号中、「附則第五条の四の二第一項」を削り、「附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十三條の二の二第二項中「附則第三十五條の三の三及び」を「附則第三十五條の三の四及び」に、「附則第三十五條の三の五第一項」を「附則第三十五條の三の三第三項」に改め、同条第二項中「附則第三十三條の二の二第二項」を「附則第三十三條の二の三とし、附則第三十三條の二の次に次の一条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税の課税の特例)

第三十三條の二の二 道府県は、租税特別措置法第三十七條の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この項、附則第三十五條の三の二及び附則第三十五條の三の三第一項において「非課税口座」という。))及び同法第三十七條の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座(以下この項、附則第三十五條の三の二及び附則第三十五條の三の三第一項において「特定課税未成年者口座」という。))を開設する個人の同法第三十七條の十四第四項第一号に規定する基準年(附則第三十五條の三の二第三項及び第八項並びに附則第三十五條の三の三第三項において「基準年」という。))の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七條の十四第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項、附則第三十五條の三の二及

び附則第三十五條の三の三第一項において「契約不履行等事由」という。))が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(同法第九條の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。))について同法第九條の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、道府県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十三條第五項、第二十四條第一項第六号並びに第七十一條の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、第二十三條第五項中「並びに」とあるのは、「附則第三十三條の二の二第一項並びに」と、第二十四條第一項第六号並びに第七十一條の三十一第一項及び第二項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三條の三第三項第四号中、「附則第五条の四の二第一項を削り、「附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第七項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第三十四條第三項第四号中、「附則第五条の四の二第一項」を削り、「附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」を「及び

附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「次条第四項及び第五項」を「次条第五項及び第六項」に改め、同条第六項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十四條の二第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「第五項及び第七項」を「第六項及び第九項」に改め、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一条を加える。

8 第五項(第六項において準用する場合を含む。))の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一條の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三條第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九條第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六條第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第五項又は第六項に規定する優良住宅地等の

ための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条の二第五項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条の二の二「第五項」を「第六項」に改める。

附則第三十五条第四項第四号中「、附則第五条の四の二第二項を削り、」、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二第四項第四号中「、附則第五条の四の二第二項を削り、」、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項を

「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項及び第三十五条の二の三第二項中附則第三十五条の三の三を「附則第三十五条の三の四」に改める。

附則第三十五条の三の二第二項中「同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する」及び「(以下この条において「非課税口座」という。)」を削り、「第四項を「第六項」に改め、同条第二項中「第五項において「非課税管理勘定」を「第七項において「非課税管理勘定」に、「第五項において「累積投資勘定」を「第七項において「累積投資勘定」に、「第五項において「特定累積投資勘定」を「第七項において「特定累積投資勘定」に、「第五項において「特定非課税管理勘定」を「第七項において「特定非課税管理勘定」に、「含む。以下この条」に、「金額(以下この項及び第五項)を「金額以下この条」に改め、同条第六項中「前二項を第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、市町村民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額

及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市町村民税の所得割の納税義務者への返還(租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(i)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。)があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返

還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等(租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。)の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

9 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市町村民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第三十五条の三の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の基

準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、道府県民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。 一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。 二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座(第八項において「他の保管口座」という。)への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該道府県民税の所得割の納税義務者への返還(同条第五項第六号ホ(1)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。)があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。 三 契約不履行等事由の基因となつた非課税	口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。 四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。 五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等(租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。)の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。 4 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等
の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、道府県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。 附則第三十五条の三の四第三項中「附則第三十五条の三の四第一項」を附則第三十五条の三の五第一項に改め、同条を附則第三十五条の三の五とし、同条の次に次の二条を加える。 (特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例) 第三十五条の三の六 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 一 第二十三条第一項(第七号から第九号ま	で、第十一号イ(2)、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(第十号の二及び第十二号に係る部分に限る。))及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第二項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十八条の二第二項第二号の規定により適用されることによる。 三 第三十二条第九項「雑損失の金額に係る部分に限る。及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中「所得

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号 地方税法等の一部を改正する法律案

割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

四 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第二項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三百十三條第一項及び第二項並びに第三百十四

条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の三当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四)に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

五 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二條第一項(第七号から第九号まで、第十一号イ(2)、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。)、第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)、及び第三項、第三百十四條の二第一項(第十号の二及び第十二号に係る部分に限る。)、及び第九項、第三百十四條の六、附則第四條第十項並びに附則第四條の二十項の規定の適用については、第二百九十二條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第三十八條の二第二項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三條第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。、及び第三百十四條の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、第三百十四條の九第一項、附則第五條第三項、附則第五條の四第五項及び附則第五條の五第二項の規定の適用については、第三百十四條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三百十四條の八、第三百十四條の九第一項、附則第五條第三項及び附則第五條の四第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三項、第三百十四條の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五條の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第三百十七條の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 前各号に定めるもののほか、第三百十七條の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第三十五条の三の七 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(第四項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出

されたものを含む。を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。

4 第四十五条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは、附則第三十五条の三の七第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五

日まで同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百七条の二第四項」とあるのは「同条第十項において準用する第三百七条の二第四項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第四項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第四項において準用する前条第四項」とする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前に於いて控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出した場

合を含む。）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

8 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の三第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る前条第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

9 第七項の規定の適用がある場合における前条第四項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。

10 第三百七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第七項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項の申告書を提出することができ

る。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三の七第八項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同条第七項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

11 第七項の規定の適用がある場合における第三百七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第十項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三の七第十項において準用する前条第四項」とする。

12 第七項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の三の三を附則第三十五条の三の四とし、附則第三十五条の三の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税の課税の特例）
第三十五条の三の三 道府県は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同条第一号に掲げる金額から同条第二号

に掲げる金額を控除した金額を第七十一条の四十八第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、道府県民税の株式等譲渡所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第七号並びに第七十一条の五十一第一項及び第二項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この号及び第七十一条の五十一第一項において「非課税口座」という。)及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止(第七十一条の五十一第一項及び第二項において「非課税口座の廃止」という。の日」と、同条第一項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日(政令で定める場合)にあつては、政令で定める日」とあるのは「月の翌月十日」と、「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人が当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」とする。
- 3 前二項の規定の適用がある場合における第二十三条第五項の規定の適用については、同

項中「まで並びに」とあるのは「まで」と、「第四項まで」とあるのは「第四項まで、附則第三十五条の三の第三第一項並びに同条第二項の規定により読み替えられた次条第一項第七号」とする。

- 4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の四第二項第四号中、「附則第五条の四の二第二項」を削り、「附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「雑所得については」を「雑所得については」に改め、同条第五項第四号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項を附則第五条の四第五項に」、「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

附則第三十五条の四の二第二項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第四項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「定めるところにより」に、「に」、「同条第四項」を「同条第十項」に改め、同条第八項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第十項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「定めるところにより」に改める。

附則第三十七条の三を附則第三十七条の四とし、附則第三十七条の二の次の一条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十七条の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の三の六第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一

項及び第七百六条の二第二項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百三十四條の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改める。

附則第四十四条第一項中「被災純損失金額(震災特例法を「被災純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。))に改める。

附則第四十四条の二第三項中「附則第五条の四」を削り、同項の表附則第五条の四第一項第二号口の項を削り、同条第四項中「附則第五条の四」を削り、同条第六項の表附則第三十条の二第六項の項中「附則第三十四条の二第六項」を「附則第三十四条の二第七項」に改め、同条第八項中「附則第五条の四」を削り、同項の表附則第五条の四第六項第二号口の項を削り、同表附則第三十四条の二第六項の項中「附則第三十四条の二第七項」に改め、同条第九項中「附則第五条の四」を削る。

附則第四十四条の三第四項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第四十五条第一項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に

改め、同項の表附則第五条の四第一項の項から附則第五条の四第一項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第二項の項中「附則第五条の四の二第二項」を「第一項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「平成二十三年法律第二十九号」を加え、同表附則第五条の四の二第二項第一号の項中「附則第五条の四の二第二項第一号」を「第一項第一号」に、「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第二項第二号の項中「附則第五条の四の二第二項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第二項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「附則第五条の四の二第二項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第五条の四第六項の項から附則第五条の四第六項第三号の項までを削り、同表附則第五条の四の二第五項の項中「附則第五条の四の二第五項」を「第五項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「平成二

十三年法律第二十九号」を加え、同表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「附則第五条の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に、「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで若しくは第四十一条の二」を「第十八項まで若しくは第四十一条の二」に改め、同表附則第五条の四の二第五項第二号の項中「附則第五条の四の二第五項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第五項中「及び附則第五条の四の二」を削り、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を同条第五項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律平成二十三年法律第二十九号」第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条第六項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。 附則第五十一条第一項中「損壊した家屋（以下この項及び次項を「損壊した家屋」福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限り。以下この項に、「令和八年三月三十一日まで」を令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に改め、同条第二項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に改め、「土地」の下に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第五十二条第二項第一号」を「附則第五十四条第一項」に改め、	同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「所在していた農用地」の下に「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。 附則第五十二条及び第五十三条を次のように改める。 附則第五十三条の二を削る。 附則第五十四条を次のように改める。 （東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例） 第五十四条 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車又は第四百四十二条第三号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車は、次に掲げる自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第四百六十六条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた以後同項の自動車でなかつたものとみなす。 一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持	出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの 二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したものの ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの 三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等持出困難区域の区分に応じそれぞれ次に定めるもの イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に
令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号 地方税法等の一部を改正する法律案	用に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第五十五条第三項中「第十四項」を「第十三項」に改める。 附則第五十六条第十項中「の所有者」を「福島県の区域内にあるものに限る。」の所有者に、「平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項中「の所有者」を「福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。」の所有者に、「平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項又は」を削り、「附則第五十六条第十二項若しくは第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。 附則第五十七条及び第五十八条を次のように改める。 第五十七条 削除 （東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の軽自動車等に対する軽自動車税の特例） 第五十八条 自動車等持出困難区域（附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）内の軽自動車（三輪以上のものに限る。以下この項において同じ。）が、次に掲げる軽自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該軽自動車は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該軽自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。	2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの 二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する軽自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者(次号イにおいて「引取業者」という。)に引き渡したもの ロ イに掲げる軽自動車以外の軽自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの 三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する軽自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの ロ イに掲げる軽自動車以外の軽自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解	
2 自動車等持出困難区域内の原動機付自転車、軽自動車(二輪のものに限る。)及び二輪の小型自動車(以下この項において「二輪自動車等」という。)が、次に掲げる二輪自動車等で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該二輪自動車等は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該二輪自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。 一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの 二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの 三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの 3 自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車、次に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該小型特殊自動車は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該小型特殊自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。 一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持	
出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの 二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの 三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの 4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第六十一条第一項中「附則第五条の四の二第三項を「附則第五条の四第三項」に改め、同条第二項中「附則第五条の四の二第七項」を「附則第五条の四第七項」に改める。 附則第七十八条第八項中「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割又は「の種別割」、「取得し、又は及び」の環境性能割又は種別割」を削り、同条第十一項中「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割又は「の種別割」、「取得する三輪以上の軽自動車又は及び」の環境性能割又は種別割」を削る。 第二条 地方税法の一部を次のように改正する。 第二十三条第一項第四号イ中「第十九項を除く。」の下に「、第四十二条の十二の七(第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。)」を加え、同号ロ中「及び第四十二条の十二の六」を「、第四十二条の十二の六」に	
改め、「第十九項を除く。」の下に「及び第四十二条の十二の七(第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。)」を加える。 第二百九十二条第一項第四号イ中「第十九項を除く。」の下に「、第四十二条の十二の七(第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。)」を加え、同号ロ中「及び第四十二条の十二の六」を「、第四十二条の十二の六」に改め、「第十九項を除く。」の下に「及び第四十二条の十二の七(第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。)」を加える。 附則第八条第一項及び第二項中「第四十二条の十二の五を除く。」に改め、同条第四項中「第十三項」の下に「から第十五項まで」を加え、同条第十項中「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五及び第三項並びに」とを削り、同条第十一項中「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五及び第三項並びに」とを削り、同条第十二項中「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五及び第三項並びに」とを削り、同条第十三項中「第六十六条の七(第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。)」及び「を削り、第十八項、第六十六条の七(第二項、第六項及び第十項から第十三項まで)を」を「第十八	

項」と、「除く。及び」とあるのは「に」、「及び第四十二条の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。)」を「第四十二条の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。及び」に、「並びに第四十二条の十二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項」を「第四十二条の十二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項並びに」に改め、同条第二十項中「附則第八条第十七項」を「附則第八条第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。 14 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の七(第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。)」とあるのは、「第四十二条の十二の七第三項」とする。 15 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用について		は、これらの規定中「第四十二条の十二の七(第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。)」とあるのは、「第四十二条の十二の七第二項」とする。 第三条 地方税法の一部を次のように改正する。 第二十三条第一項第四号イ及びロ並びに第二百九十二条第一項第四号イ及びロ中「第四十二条の四の二」の下に、「第四十二条の五」を加える。 附則第八条第四項中「第十一項」を「第十五項」に、「第十三項から第十五項まで」を「第十七項から第十九項まで」に改め、同条第五項中「第四十二条の十」を「第四十二条の五」に改め、同条第二十二項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項から第十五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の四項を加える。
	12 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第二項及び第三項第二号」と、「除く。及び」とあるのは「除く。並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二	十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第二項」とする。 9 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項及び第三項第二号」と、「除く。及び」とあるのは「除く。並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二
	10 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号口又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項及び第二十二項並びに同条第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第十四項、同法」と、「除く。及び」とあるのは「除く。並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ及び第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号口若し	くは第七号、同法第四十二条の十四第一項」とする。 11 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第十四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号、同法」と、「除く。及び」とあるのは「除く。並びに」とする。
第四 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。 第十九条中「規定」の下に「(これらの規定に係る罰則を含む。)」を加える。 第二十四条第二項中「第二十八条第四項」の下に「第二十八条の二第二項」を加える。 第二十八条の次に次の一条を加える。 第二十八條の二 第十條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十		

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

〔森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正〕

第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。

第二十二條第二項中「第二十四條第四項」の下に「第二十四條の二第二項」を加える。

第二十四條の次に次の一条を加える。

〔滞納処分に関する移転命令違反の罪〕

第二十四條の二 第七條第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五條第一項第一号中「昭和三十四年法律第四百七号」を削る。

第六條 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第六百六十四條第七項(同法第六百六十五條第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第十七條中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。

第二十二條第二項中「第二十六條第四項」の下に「第二十六條の二第二項」を加える。

第二十六條の次に次の一条を加える。

〔滞納処分に関する移転命令違反の罪〕

第二十六條の二 第八條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七條第一項第一号中「昭和三十四年法律第四百七号」を削る。

附 則

〔施行期日〕

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七條の二第二項の改正規定(同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同法第三百十四條の七第二項の改正規定(同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。)、及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条第五項及び第六項並びに第十一条第四項及び第五項の規定 令和八年十月一日

二 第一条中地方税法第二十三條第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三十四條第一項第六号の改正規定、同法第三十七條の二第二項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三、第二百九十二條第三十四條の二第二項第六号及び第九号並びに第三百十四條の七第十一項の改正規定、同法第三百十四條の七第十一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、並びに同法第三百十七條の三の二第二項第二号及び第三百十七條の三の三の改正規定並びに同法附則第三条の三第一項の改正規定(第十七号に掲げる改正規定を除く。)、同法附則第四条の五第一項の改正規定(第十六号に掲げる改正規定を除く。)、同条第三項の改正規定、同法附則第五

条の四の二第二項の改正規定(「令和二十年度」を「令和二十五年」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律)の下に「(平成七年法律第十一号)」を加える部分を除く。))に限る。)、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「令和二十年」を「令和二十五年」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法附則第五條の五の改正規定(第十七号に掲げる改正規定を除く。)、同法附則第三十三條の二の二第一項及び第二項の改正規定、同条を同法附則第三十三條の二の三とし、同法附則第三十三條の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の二の二第二項、第三十五條の二の三第二項、第三十五條の三の二及び第三十五條の三の四第三項の改正規定、同条を同法附則第三十五條の三の五とする改正規定、同法附則第三十五條の三の三を同法附則第三十五條の三の四とし、同法附則第三十五條の三の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第四十五條第一項の表附則第五條の四の二第一項第一号の項の改正規定(「附則第五條の四の二第一項第一号」を「第一項第一号」に改める部分を除く。)、並びに同条第四項の表附則第五條の四の二第五項第一号の項の改正規定(「附則第五條の四の二第五項第一号」を「第五項第一号」に改める部分を除く。)、並びに附則第三條第二項、第九項、第十項及び第十二項並びに第十一条第二項及び第八項から第十項までの規定 令和九年一月一日

三 第一条中地方税法第二十七條第二項の改正規定、同法第六十九條の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の二十の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の四十一の

	次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の六十一の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の八第二項の改正規定、同法第七十二条の六十九の次に一条を加える改正規定、同法第七十三条の三十七の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の二十八の次に一条を加える改正規定、同法第九十五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の五十二の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条の二十二を同法第六百六十九条とし、同条の次に一条を加える改正規定(同法第一百七十七条の二十二を同法第六百六十九条とする部分を除く)、同法第二百一十條の次に一条を加える改正規定、同法第二百八十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九條第二項の改正規定、同法第三百三十三條の次に一条を加える改正規定、同法第三百五十一條の改正規定、同法第三百七十四條の次に一条を加える改正規定、同法第四百六十三條の二十八を同法第四百六十一條とし、同条の次に一条を加える改正規定(同法第四百六十三條の二十八を同法第四百六十一條とする部分を除く)、同法第四百八十五條の四の次に一条を加える改正規定、同法第五百四十二條の次に一条を加える改正規定、同法第六百九十六條の次に一条を加える改正規定、同法第七百零一條の次に一条を加える改正規定、同法第七百一十條の六十六の次に一条を加える改正規定、同法第七百二十九條の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十五の次に一条を加える改正規定及び同法第七百三十九條の六の改正規定並びに第四条(第五号に掲げる改正規定を除く)、第五条(同号に掲げる改正規定を除く)及び第六条(特別法人事業税及び特別	法人事業譲与税に関する法律第十四条第一項及び第十七条の改正規定を除く。並びに附則第十四条第二項の規定、令和九年四月一日 四 第一条中地方税法第七百四十七條の四の前項の見出し、同条及び第七百四十七條の五第一項の改正規定、令和九年五月一日 五 第一条中地方税法第十六條の四第一項の改正規定(第二十二條の四第一項に規定する記録命令付差押えを「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る)、同法第二十二條を第二十一條の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二條の四、第二十二條の五第一項及び第二項、第二十二條の六第一項、第二十二條の七、第二十二條の九、第二十二條の十一から第二十二條の十三まで、第二十二條の十四第一項、第二十二條の十五、第二十二條の十六第一項、第二十二條の十七並びに第二十二條の十八第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二條の十九の改正規定、同法第二十二條の二十(見出しを含む)の改正規定、同法第二十二條の二十一及び第二十二條の二十二の改正規定、同法第二十二條の二十三(見出しを含む)の改正規定並びに同法第二十二條の二十四、第二十二條の二十八第一項、第二十二條の三十、第二十二條の三十一及び第七十二條の百一十一第一項の改正規定並びに同法附則第九条の十二の改正規定、第四條中地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九條の改正規定、第五條中森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十七條の改正規定並びに第六條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十七條の改正規定並びに次条及び附則第二十一條の規定、令和九年十月一日	六 第一条中地方税法第三十四條第一項第八號の二、第五十三條、第三百十四條の二第一項第八號の二及び第三百二十一條の八の改正規定並びに同法附則第五條の六、第七條の三及び第三十四條第四項の改正規定、同法附則第三十四條の二の改正規定(同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分を除く。)並びに同法附則第三十四條の二の二、第四十四條の二第六項の表附則第三十四條の二第六項の項及び第八項の表附則第三十四條の二第六項の項並びに第四十四條の三第四項の改正規定並びに附則第三條第四項、第十四項及び第十五項並びに第十一條第三項及び第十二項の規定、令和十年一月一日 七 第一条中地方税法七十二條の七八の改正規定、同法第七十二條の八十の三(見出しを含む)の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七百四十七條の六第三項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第七條の規定、令和十年四月一日 八 第一条中地方税法第七十三條の十四第一項、第七十三條の二十四第一項及び第三百四十八條第二項第二號の五の改正規定並びに同法附則第十一條第八項の改正規定(令和八年三月三十一日)を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。(昭和二十四年法律第百九十三號)を削る部分に限る。、同条第四十項第一號の改正規定、同法附則第十五條の六第一項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「次条並びに附則第十五條の八」を「から附則第十五條の八まで」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法附則第十五條の七第一項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)	月三十一日」に改める部分を除く。及び同条第二項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第八條第二項、第三項及び第五項並びに第十四條第十項から第十三項までの規定、令和十一年四月一日 九 第一条中地方税法第十六條の四第一項の改正規定(第五号に掲げる改正規定を除く。情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九號)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 十 第二条並びに附則第四條及び第十二條の規定、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日 十一 第一条中地方税法附則第十五條第一項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第十四條第三項及び第十七條第二項の規定、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日 十二 第一条中地方税法附則第十條第七項の改正規定(「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める部分に限る。)、同法附則第十五條第十七項の改正規定(同項を同条第十六項とする部分を除く。及び同条第四十四項の改正規定(同項を同条第四十三項とする部分を除く。))、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日 十三 第一条中地方税法附則第十一條第七項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同条第十四項の改正規定及び同法附則第十五條第十四項の改正規定(「令和八年三月三十一日
--	---	---	--	--

日)を「令和十一年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第十三項とする部分を除く。並びに附則第八条第四項、第十四条第五項及び第十七条第三項の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律、令和八年法律第 号)の施行の日

十四 第三条並びに附則第五条及び第十三条の規定、産業技術力強化法の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

十五 第一条中地方税法第七十三条の六第三項及び第五項並びに第七十三条の十四第八項及び第九項の改正規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六 第一条中地方税法附則第四条の五第一項の改正規定(「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分に限る。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十七 第一条中地方税法附則第三条の三第一項の改正規定(「附則第三十五条の四」を「附則第三十五条の三の六」に改める部分に限る。)、同法附則第五条の五第一項の改正規定(「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」を「附則第三十五条の三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同項第五号に係る部分に限る。)、同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三

の五とし、同条の次に二条を加える改正規定(同法附則第三十五条の三の四を同法附則第三十五条の三の五とする部分を除く。)、及び同法附則第三十七条の三を同法附則第三十七条の四とし、同法附則第三十七条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第十三項及び第十六項、第十一条第十一項及び第十三項並びに第十八条の規定、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

(記録命令付差押えに関する経過措置)
第二条 前条第五号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。第一章第十六節の規定により記録命令付差押え(旧法第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。))に係る旧法第二十二条の四第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)
第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。))の規定中個人の道府県民税に関する部分(地方税法第四十一条第四項において準用する新法第三百三十二条の二、新法第七十一条の二の二、第七十一条の四十一の二、第七十一条の六十一の二及び第七百三十九条の六の規定を除く。は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
2 新法第二十三条第一項第七号及び第九号に係る部分に限る。の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税について

は、なお従前の例による。

3 新法の規定中新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 新法第三十四条第一項(第八号の二に係る部

分に限る。))の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
5 新法第三十七条の二第二項に規定する指定対象期間(次項において「指定対象期間」という。))の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(次項及び第八項並びに附則第十一条において「二号施行日」という。))から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

6 指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三十七条の二第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日以前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

7 新法第三十七条の二第五項及び第六項の規定は、都道府県等(同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。))が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについて適用し、都道府県等が施行日前において旧法第三十七条の二第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日前において当該基準のいずれかに適合していな

かったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。
8 施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三十七条の二第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。))を受ける」とする。

9 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法(第十二項並びに附則第十一条第八項及び第十項において「九年一月新法」という。))第三十七条の二第十一項及び附則第五条の五第一項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
10 新法第四十五条の三の三第一項及び第二項の

規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び附則第十一一条第九項において「二号施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(以下この項及び附則第十一一条第九項において「公的年金等」という。)について提出する新法第四十五条の三の第三第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の第三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

11 新法第七十一条の二十五及び第七十一条の二十六第一項の規定は、施行日以後に地方税法第七十一条の十第二項の規定による納期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、施行日前に同項の規定による納期限が到来する道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

12 九年一月新法附則第五条の四第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号。以下この項及び第十八項並びに附則第十一一条第十五項において「所得税法等改正法」という。)第七條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。次条並びに附則第五条及び第十一一条から第十三条までにおいて「新租税特別措置法」という。)第四十一一条第一項に規定する居住用家屋(同条第十六項の規定により同条第一項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

13 附則第一条第十七号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五条の五第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条、附則第十一一条及び第十八条において「十七号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度の個人の道府県民税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

14 新法附則第三十四条の二第四項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が附則第一条第

等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第六項に規定する認定住宅等(同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第十八項並びに附則第十一一条第十項及び第四十一一条第一項に規定する居住用家屋(同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

六号に掲げる規定の施行の日以後に行う新法附則第三十四条の二第二項の土地等の譲渡について適用する。

15 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から同条第八号に掲げる規定の施行の日(前日までの間における新法附則第三十四条の二第四項の適用については、同項中「地すべり等防止法」とあるのは「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)」と、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」とあるのは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)」と、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)」とする。

16 新法附則第三十五条の三の六第一項から第三項まで及び附則第三十五条の三の七第一項から第六項までの規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

17 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分(新法第六十九條の二の規定を除く。)は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

18 所得税法等改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされた旧租税特別措置法第四十二条の十二第二項又は第二項の規定の適用を受ける場合における旧法第二十三条の第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。)及び附則第八條第七項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条 第二条の規定による改正後の地方税法第二十三条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。)並びに附則第八條第十四項(同号の規定に係る部分に限る。)及び第十五項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

第五条 第三条の規定による改正後の地方税法第二十三条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の五の規定に係る部分に限る。)並びに附則第八條第八項(同号の規定に係る部分に限る。)第九項(同号の規定に係る部分に限る。)第十項(同号及び地方税法第五十三条の規定に係る部分に限る。)及び第十一項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十四号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

(事業税に関する経過措置)
第六条 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分(新法第七十二条の六十九の二の規定を除く。)は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 銀行等保有株式取得機構が行う事業に対する施行日から令和十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に係る地方税法第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「との合計額」とあるのは、「との合計額から、当該合計額に、地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては二十分の九を、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の九を、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の八を、同年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の七

を、同年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の六を、同年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の五を、同年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の四を、同年四月一日から令和十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の三を、同年四月一日から令和十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の二を、同年四月一日から令和十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

(地方消費税に関する経過措置)

第七条 新法第七十二条の八十の四の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う新法第七十二条の八十の四に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分(新法第七十三条の三十七の二の規定を除く。)は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新法第七十三条の二十四第一項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税に

ついて適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十一条第七項の規定は、附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十一条第八項の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 新法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋(福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

7 新法附則第五十一条第二項に規定する土地の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地(福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

第九条 施行日前に地方税法第四百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同法第四百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同法第四百四十四条の二第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前

の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十条 新法の規定中自動車税に関する部分(新法第六十九條の二の規定を除く。)は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第六十四條第一項、第六十五條第一項又は附則第五十三條の二第三項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧法第六十四條第六項、第六十五條第二項若しくは附則第五十三條の二第四項の規定による還付又は旧法第六十四條第七項(旧法第六十五條第三項において準用する場合を含む。)若しくは附則第五十三條の二第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四條第三項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

6 新法附則第五十四條第一項の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下「二十八年旧法」という。)附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(以下この項及び附則第十五

条第六項において「旧自動車持出困難区域」という。)

う。)は総務大臣が新法附則第五十四條第一項の規定により指定して公示した同項に規定する自動車等持出困難区域(以下この項及び附則第十五條第六項において「自動車等持出困難区域」という。)と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号)の施行の日以後最初に総務大臣が二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月三十一日)は新法附則第五十四條第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日と、それぞれみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分(新法第三百三十二條の二の規定を除く。)は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十二條第一項第七号及び第九号に係る部分に限る。の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十四條の二第二項(第八号の二に係る部分に限る。)の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十四條の七第二項に規定する指定対象期間(次項において「指定対象期間」という。)の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一号施行日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

5 指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三百十四条の七第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

6 新法第三百十四条の七第五項及び第六項の規定は、都道府県等(同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについて適用し、都道府県等が施行日前において旧法第三百十四条の七第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは施行日前において当該基準のいずれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。

7 施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三百十四条の七第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受ける」とする。

8 九年一月新法第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第三百十七条の三の三第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

10 九年一月新法附則第五条の四第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第十六項の規定により同条第一項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む。、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第六項に規定する認定住宅等(同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合につ

いて適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

11 附則第一条第十七号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五条の五第二項の規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 新法附則第三十四条の二第八項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行う新法附則第三十四条の二第五項の土地等の譲渡について適用する。

13 新法附則第三十五条の三の六第四項から第六項まで及び附則第三十五条の三の七第七項から第十二項までの規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

14 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分(新法第三百三十二条の二の規定を除く。)は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

15 所得税法等改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされた旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における旧法第二百九十二条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。)及び附則第八条第七項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

第十二条 第二条の規定による改正後の地方税法第二百九十二条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の七の規定に係る部分に限る。)並びに附則第八条第十四項(同号の規定に係る部分に限る。)及び第十五項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十三条 第三条の規定による改正後の地方税法第二百九十二条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の五の規定に係る部分に限る。)並びに附則第八条第八項(同号の規定に係る部分に限る。)、第九項(同号の規定に係る部分に限る。)、第十項(同号及び地方税法第三百二十一条の八の規定に係る部分に限る。)及び第十一項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十四号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)
第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分(新法第三百七十四条の二(地方税法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)は、令和八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十一条の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和

3 令和六年四月一日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	令和八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	16 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得し、共有持分の取得を含むが、行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	第 号)附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項とする。
4 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する車両に對して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。	11 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	17 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に對して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋」福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限り、とあるのは、「家屋」とする。	2 施行日前の三輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
5 令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十三年法律第八十七号)の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第一項に規定する住宅に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	18 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第四百五十八条第一項、第四百五十九条第一項又は附則第五十七条第三項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧法第四百五十八条第六項、第四百五十九条第二項若しくは附則第五十七条第四項の規定による還付又は旧法第四百五十八条第七項(旧法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む)若しくは附則第五十七条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。
6 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第二項に規定する住宅に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	19 平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得し、共有持分の取得を含むが、又は改良が行われた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」と、「附則第十五条第二十一項を除く。」とあるのは、「附則第十五条(第二十項を除く。)」とする。	4 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
7 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	14 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	20 前項の規定の適用がある場合における新法附則第五十六条第十五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」と、「附則第五十六条第十四項」とあるのは「附則第五十六条第十四項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。	5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十八条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される令和二年度分及び令和三年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。
8 平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。	15 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得し(共有持分の取得を含む)が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に對して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地(福島県の区域内にあるものに限り、)」とあるのは、「被災住宅用地」とする。	第 号)附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項とする。	6 新法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用については、旧自動車持出困難区域は自動車等持出困難区域と、二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法
9 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日から	令和八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	「被災住宅用地」とする。	第 号)附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項とする。

の一部を改正する法律の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月十一日)は新法附則第五十四条第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日と、それぞれみなす。

(事業所税に関する経過措置)

第十六条 新法附則第三十三条第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和八年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和八年前の年分の個人の事業及び令和八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分(地方税法第七百二条の八第八項において準用する新法第三百七十四条の二の規定を除く。)は、令和八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和六年四月一日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に

規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得(共有持分の取得を含む。)が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地(福島県の区域内にあるものに限る。)」とあるのは、「被災住宅用地」とする。

7 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得(共有持分の取得を含む。)が行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋(福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。)」とあるのは、「家屋」とする。

9 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十八条 新法附則第三十七条の三の規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、十七号施行

日の属する年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(電磁的記録提供命令等における留意事項)

第二十一条 電磁的記録提供命令(新法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。)により電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報保護の保護がより重要となつてきていること鑑み、できる限り地方税法第二十二条の三第一項に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

(自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源の確保)

第二十二条 国は、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方税の減収に係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置が講ぜられるまでの間、同

項の地方税の減収により地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十三条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の二十七第三号中「軽自動車税種別割(軽自動車税の種別割(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十二条第二号に掲げる種別割をいう。)をいう。第九十七條の二第一項及び第二項において同じ。))を「軽自動車税」に改める。

第九十七條の二第一項中「自動車税種別割(自動車税の種別割(地方税法第百四十五條第二号に掲げる種別割をいう。)をいう。次項において同じ。))又は軽自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動車税」に改め、同条第二項中「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動車税」に改める。

(道路運送車両法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正後の道路運送車両法(以下この条及び附則第三十四条において「新道路運送車両法」という。)の規定の適用については、当分の間、新道路運送車両法第七十六條の二十七第一項第三号中「納付」とあるのは、「納付(検査対象軽自動車に係る令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に規定する軽自動車税及び令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の種別割の納付を含む。))とする。

2 令和七年度以前の年度分の旧法に規定する自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割を課されたことがある自動車(次項の規定の適用があるものを除く。)についての新道路運送車両法第

九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に規定する自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の自動車税(次項において「自動車税等」という。)又は令和七年度以前の年度分の同法に規定する軽自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の軽自動車税(次項において「軽自動車税等」という。)」と、同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税等又は軽自動車税等」とする。

3 令和元年度以前の年度分の二十八年旧法に規定する自動車税又は軽自動車税を課されたことがある自動車についての新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。に規定する自動車税、令和二十年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「令和八年改正前の地方税法」という。に規定する自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の自動車税(次項において「自動車税等」という。)又は令和元年度以前の年度分の平成二十八年改正前の地方税法に規定する軽自動車税、令和二十年度から令和七年度までの各年度分の令和八年改正前の地方税法に規定する軽自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の軽自動車税(次項において「軽自動車税等」という。)」と、同条第

二項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税等又は軽自動車税等」とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「取得し、又は」を削り、「第四百四十五条第三号」を「第四百四十五条に改め、合衆国軍隊が日本国において取得した地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもので及び」を削り、「同条第三号」を「地方税法第四百四十二条第一号」に改める。

第四条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第四百七十七条の十一又は第四百六十三条の十八」を「第四百五十八条又は第四百五十一条」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削り、同条第四項中「第三百七十七条の十第一項」を「第五百七十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第五項中「の種別割」を削り、「第四百七十七条の十三第一項」を「第六百六十条第一項」に改め、同条第六項及び第七項中「の種別割」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十六条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第四百四十五条第三号」を「第四百四十五条に改め、「の種別割」を削り、「第四

百四十二条第三号」を「第四百四十二条第一号」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十七条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第二十八条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第三項第五号中「、第五条の四の二第一項」及び「及び第五条の四の二第二項」を削り、同条第四項中「特定配当等」の下に「(同号口に掲げるものを除く。)」を加え、同条第六項第五号中「、第五条の四の二第一項」及び「及び第五条の四の二第二項」を削り、同条第八項第五号中「第五条の四の第六項、第五条の四の二第五項」を「第五条の四の第五項」に、「附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

第十二条第四項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第六項中「特定配当等」の下に「(同号口に掲げるものを除く。)」を加える。

第十六条第一項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第三項中「特定配当等」の下に「(同号口に掲げるものを除く。)」を加える。

第三十四条第六項の表第十七条の二の二第二項の項中「、第六百六十四条第七項(第六百六十五条第三項において準用する場合を含む。)」及び「、第四百五十八条第七項(第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第七項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第十四項の表第十七条の二の二第二項の項中「、第六百六十四条第七項(第六百六十五条第三項において準用する場合を含む。)」及び「、第四百五十八条第七項(第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第三項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第五項第五号中「、附則第五条の四の二第二項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第六項中「特定配当等」の下に「(同号口に掲げるものを除く。)」を加え、同条第八項第五号中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項」を「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第十一項第五号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五

[illegible]

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

（財務省設置法の一部改正）

第三十九条 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「は「内国税」を「は」、「内国税」に改め、「地方税法」の下に「昭和二十五年法律第二百二十六号」を加え、「と」、「徴収」とあるのは「徴収並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と読み替えるもの」を削る。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

総務委員長 吉川 沙織
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和八年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に伴つて必要となる一定の経費に充てるための地方債を起すことができることとし、あわせて、軽油引取税、自動車税、軽自動車税及び地方揮発油譲与税の減収額を埋めるため、軽油引取税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金を創設する等の改正を行うとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、令和八年度交付税及び譲与税配付金特別会計において、二十兆二千三百五

億円が地方交付税交付金として、八千五百五十六億円が地方特例交付金として歳出に計上されている。

なお、令和八年度分の通常収支に係る地方交付税総額は、二十兆千八百四十八億円となり、令和八年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税総額は、令和七年度からの年度調整分八十三億円と合わせ五百三十九億円となる。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項第八号中「平成五年度」を「平成六年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同項第九号中「平成七年度から令和六年度まで」を「平成十八年度から令和七年度まで」に改め、同項第十号、第十三号及び第十四号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成五年度」を「平成六年度」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同項第十号、第十一号、第十四号及び第十五号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項の表第二十一号中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同表第四十号(1)及び(2)中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表第四十二号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同表第四十三号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表第四十四号中「地方税の減

収補填のため平成十七年度から令和六年度まで」を「地方税の減収補填のため平成十七年度から令和七年度まで」に改め、同号(1)中「特別法人事業譲与税の減収補填のため平成十七年度から令和六年度まで」を「特別法人事業譲与税の減収補填のため平成十八年度から令和七年度まで」に、「この減収補填のため平成十七年度から令和六年度まで」を「この減収補填のため平成十七年度から令和七年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同表第四十七号(8)中「地方財政法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）第三条の規定による改正前の地方財政法」に改め、同表第四十八号及び第四十九号中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

中「平成十七年度から令和六年度まで」を「平成十八年度から令和七年度まで」に改め、同項第十号、第十三号及び第十四号並びに同表市町村の項第八号から第十号まで、第十三号及び第十四号中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第十四条 第一項中「とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第一百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」、

「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」及び「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項第八号を次のように改める。

八 自動車税

当該道府県の区域内に定置場を有する地方税法第四百五条に規定する自動車の台数

第十四条 第三項の表市町村の項第三号を次のように改める。

三 軽自動車税

当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数

第十四条 第三項の表市町村の項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第四条の見出し中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一項中「令和七年度」に限り」を「令和八年度に限り」に、「四百億円」を「二千五百億円」に、「六百八十四億四千四百六十七万七千円」を「四百五十六億四千六百五十九万六千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）」に改め、「及び第三

項」を削り、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「九百二十九億円」を「百五十四億円」に改め、同項第三号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「二十五兆五千七百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十二兆六千六百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆五千七百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「三千二百七十億円」を「三千七百七十二億五千万円」に改め、同項第六号中「令和七年度分」を「令和八

年度分」に、「二千四百六十億七千七百八十二千円」を「千四百十四億五千八百八十二千円」に改め、同項第七号中「令和八年度」を「令和九年度」に、「四千三百九十三億九百五十万八千円」を「七百七十四億八千三百二十一万千円」に改め、同条第二項中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和八年度」を「令和九年度」に改め、同条第二項中「令和八年度から令和三十四年度まで」を「令和九年度から令和三十一年度まで」に改め、同条第三項中「令和八年度から令和十四年度まで」を「令和九年度から令和十八年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九十三億円
令和十四年度	九十二億円
令和十五年度	八十九億円
令和十六年度	八十九億円
令和十七年度	八十九億円
令和十八年度	八十九億円

附則第四条の二第四項中「地方交付税法等の
第一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)
第一条の規定による改正前の地方交付税法附則
第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、

「交付した額のうち、」に、「交付された額である」を「交付した額である」に改め、「令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を」を削る。

十二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第二項第五号に掲げる額に相当する額、」を削り、「令和八年度」を「令和九年度」に、「千四百十四億五千百八十八

年度から令和十一年度までの各年度に改め、同項の表道府県の項中「五二〇」を「三三〇」に改め、同表市町村の項中「七六〇」を「六三〇」に改める。

「巴」に「令和九年度を令和十年度に一千八百八十二億四千二百七十二万五千円を「千百八十八億七千百九十二万二千円」に改め、同条第五項中「令和八年度から」を「令和九年度から」に、「交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち四百四十九億百七十二万円及び」を

年度分」に改め、「令和七年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策償還基金費の額(以下この条において「令和五年度基金費の額」という。)から令

和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和六年度改正法に係る令和七年度控除額」という。）の合算額を控除した額としを削り、「令和六年度基金費の額から令和六年度改正法に係る令和七年度控除額を」地方交付税法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十一号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和六年度基金費の額」という。）から令和六年度基金費の額の百分の五十に相当する額に改める。

年所得税法等改正法」を、「令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度を令和八年度」に改め、同号ホ中「及び令和四年地方税法等改正法を」、「令和四年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度を令和八年度」に改め、同号ヘ中「令和七年度を令和八年度」に改め、同号ト中「及び令和六年地方税法等改正法を」、「令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度を令和八年度」に改め、同号チ中「震災特例法、」を「令和八年度地方税法等改正法、震災特例法、」に、「及び令和六年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法」を、「令和六年所得税法等改正法」、令和七年度を「令和八年度」に改め、同条第二号中「へまで」を「時まで」、同号イ中「震災特例法、」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法、」に、「及び令和七年所得税法等改正法、及び令和七年所得税法等改正法、」

附則第七條の四の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一号イ中「令和六年度地方税法等改正法」という。の下に、「地方税法等改正法」という。を加え、「という。」及び「を」という。に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年度法律第 号。以下この条において「令和八年度所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ロ中「及び令和六年度所得税法等改正法」を、「令和六年度所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ハ中「及び令和五年所得税法等改正法」を、「令和五年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ニ中「震災特例法」を「令和八年度地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六

「正法」を、「令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号口中「及び令和六年所得税法等改正法」を、「令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号八中「及び令和六年地方税法等改正法」を、「令和六年地方税法等改正法及び令和八年地方税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号二中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号ホ中「震災特例法」を「令和八年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和六年所得税法等改正法」を、「令和六年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同号へを削る。

附則第九条の二中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条中「令和七年度に」

を「令和八年度に」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「及び令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「六百八十四億四千四百六十七万七千円」を「四百五十六億四千六百五十九万六千円」に改め、「及び二千四百四十九億三千万円」、「に二千二百九億三千万円を加算した額」及び「及び二百四十億円」を削る。

附則第十二条の見出しを「令和八年度震災復興特別交付税額の一部の令和九年度における交付等」に改め、同条第一項中「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度内」を「令和八年度内」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和八年度分」を「令和九年度分」に改め、同条第二項中「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和八年度分」を「令和九年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和七年度及び令和

八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条第二項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に、「令和七年度」を「令和八年度」に、「令和七年度震災復興特別交付税額」を「令和八年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）」に、「令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度」を「令和七年度震災復興特別交付税額のうち令和七年度」に、「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条第三項中「令和九年度」を「令和十年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）		
道府県	地方団体の種類	経費の種類
1 警察費	警察職員数	測定単位
2 土木費	道路の面積	単位
3 道路橋りょう費	道路の延長	費用
4 河川費	河川の延長	
5 港湾費	港湾における係留施設の延長	
6 郭施設における外	郭施設における外	

4 商工行政費	人口	一人につき	二、一九〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	四〇一、〇〇〇
2 林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、六〇〇
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一二九、〇〇〇
5 産業経済費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、四一〇
6 労働費	人口	一人につき	四八五
5 高齢者保健福祉費	七十五歳以上人口	一人につき	一〇四、〇〇〇
4 こども子育て費	六十五歳以上人口	一人につき	五九、五〇〇
3 衛生費	十八歳以下人口	一人につき	一〇七、〇〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一五、三〇〇
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	八、三五〇
4 厚生労働費	人口	一人につき	九、七〇〇
3 高等専門学校の生徒の数	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	三三二、四四〇
2 高等学校及び大学の学生の数	人口	一人につき	二三五、〇〇〇
1 学級数	人口	一人につき	二、二八二、〇〇〇
4 特別支援学校教職員数	学級数	一人につき	五、一九〇
3 中学校教職員数	人口	一人につき	二、二八二、〇〇〇
2 高等学校教職員数	人口	一人につき	二、二八二、〇〇〇
1 小学校教職員数	人口	一人につき	二、二八二、〇〇〇
4 その他の土木費	人口	一人につき	一、三一〇
3 漁港における係留施設における外	人口	一人につき	一〇、八〇〇
2 郭施設における外	人口	一人につき	四、二六〇
1 郭施設	人口	一人につき	一、三一〇

六 総務費	一 徴税費	二 恩給費	三 地域振興費	七 災害復旧費	八 補正予算償還費	九 地方税減収補填 償還費	十 財源対策償還費
世帯数	恩給受給権者数	人口	災害復旧事業費	の財源に充てるため発行した地方債の償還金	平成十七年度までの各年度におきける国の補正予算に充てるための財源に充てる元利償還金	平成十七年度までの各年度におきける国の補正予算に充てるための財源に充てる元利償還金	平成十七年度までの各年度におきける国の補正予算に充てるための財源に充てる元利償還金
一世帯につき	一人につき	一人につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
六、一一〇	九〇〇、〇〇〇	五六三	九五〇	八〇〇	五	五九	五

市町村	一 消防費	二 土木費	二 港湾費
人口	道路の面積	道路の延長	道路の延長
一人につき	平方メートルにつき	メートルにつき	メートルにつき
一三、〇〇〇円	七六、六〇〇	一九三、〇〇〇	三一、二〇〇
			五、二九〇

十一 減税補填償還費	十二 臨時財政対策 債償還費	十三 全国東日本大震災 緊急防災・復興 等債償還費	十四 国土強靱化施 策債償還費
個人の道府県民税に係る特別減税による平成十七年度及び十八年度のび率減税の補填に要する費用	臨時財政対策債の償還金	平成十七年度までの各年度におきける国の補正予算に充てるための財源に充てる元利償還金	令和元年度から令和七年度までの各年度におきける国土強靱化施策に要する費用
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
三	二	四	二

六 総務費			七 災害復旧費			八 辺地対策事業債償還費			九 補正予算債償還費			十 地方税減収補填債償還費		
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	4、七九〇	2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、二六〇	3 地域振興費	人口	一世帯につき	二、二八〇	人口	一人につき	二、〇〇〇
								面積	平方キロメートルにつき	一、〇四三、〇〇〇				

別表第二道府県の項中「一〇、三七〇」を「一〇、六〇〇」に、「一、〇五六、〇〇〇」を「一、〇八四、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二

〇、九〇〇」を「二二、四〇〇」に、「二一、一九〇、〇〇〇」を「二二、二九八、〇〇〇」に改める。

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

十一 財源対策債償還費	十二 減税補填債償還費	十三 臨時財政対策債償還費	十四 東日本大震災等緊急防災施策	十五 国土強靱化施策債償還費
平成十三年度から令和七年度までの各年度の財政計画において、当該年度の地方債の額を、当該年度の地方債の額に、当該年度の地方債の額を加算した額とする。	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財政計画において、当該年度の地方債の額を、当該年度の地方債の額に、当該年度の地方債の額を加算した額とする。	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財政計画において、当該年度の地方債の額を、当該年度の地方債の額に、当該年度の地方債の額を加算した額とする。	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財政計画において、当該年度の地方債の額を、当該年度の地方債の額に、当該年度の地方債の額を加算した額とする。	平成十三年度から令和七年度までの各年度の財政計画において、当該年度の地方債の額を、当該年度の地方債の額に、当該年度の地方債の額を加算した額とする。
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
九	四四	四四	五二	二七

(特別会計に関する法律の一部改正)
第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「令和三十三年度」を「令和三十一年度」に、「二十五兆五千七百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十二兆六千六百七十八億四千六百四十万八千円」に、「令和八年度から令和十年度までの各年度」を「令和九年度及び令和十年度」に、「二十三兆千七百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十兆九千七百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項の表中「令和八年度

七千億円」を削る。
附則第五条中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、「額から」の下に「同項第四号に掲げる額のうち七千億円並びに」を加え、同条第二項中「令和八年度」を「令和九年度」に改め、同条第三項中「令和八年度から」を「令和九年度から」に、「令和八年度」を「令和九年度」に、「令和九年度」を「令和十年度」に、「及び令和十四年度」を「令和十八年度までの各年度」に、「令和十五年」を「令和十九年度」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九百六十一億円
令和十四年度	九百六十一億円
令和十五年	九百六十一億円
令和十六年度	九百六十一億円
令和十七年度	九百六十一億円
令和十八年度	九百六十一億円

附則第九条第三項第二号中「令和八年度」を「令和九年度」に、「千四百十四億五千八百八十八万二千円」を「千八百八十八億七千九百九十二万三千円」に改め、同項第三号中「令和九年度」を「令和十年度」に、「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」を「千八百八十八億七千九百九十二万二千円」に改める。

附則第十条第二項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
3 令和八年度においては、地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。
附則第十一条に次の一項を加える。

2 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金金は、交付税特別会計の歳入とする。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

(財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例)

第十二条の四 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を削り、第三十二条の二を第三十三条とする。

第三十三条の五の十四の次に次の一条を加える。

(サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十五 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。)は、当分の間、次項各号に掲げる公営企業(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。以下この項及び次項において同じ。)について次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、当該公営企業の全部又は一部を廃止しようとするときは、特定経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地域において、当該公営企業により現に提供されているサービスと同種のサービスが持続的に提供されるよう、そのサービスの提供の在り方を見直す必要があるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該地域の地

理的条件及び社会的状況からみて、当該公営企業によるサービスの提供の継続が困難であるとき。

2 前項に規定する特定経費とは、次の各号に掲げる公営企業の区分に応じ、当該各号に定める経費をいう。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業
当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要があると認められる経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業
当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

3 地方公共団体は、第一項の規定による地方債(当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。)を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

4 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

5 第三項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第二項各号に掲げる公営企業の経営の現況及び将来の見通し並びに第一項各号のいずれかに該当すると認められる理由

その他総務省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6 第五条の三第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

7 総務大臣は、第三項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

8 第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三条の八の二を次のように改める。

(地方債の許可の基準等の特例)

第三十三条の八の二 当分の間、第五条の三十項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三條の五の十五第三項」とする。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、「並びに同法附則第五条の八及び第五条の十二の規定による控除(同項及び第三条の二において「定額減税」という。)を削り、「減少すること」の下に「、軽油引取税の収入が地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行による軽油引取税の当分の間税率(同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十二条の二の八の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。)の廃止(同項第二号並びに第三条の二第一

項及び第二項において「軽油引取税当分の間税率の廃止」という。)により減少すること、自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による自動車税の環境性割(同法第一条の規定による改正前の地方税法第百四十五条第一号に規定する自動車税の環境性割をいう。)の廃止(次条第二項第三号並びに第三条の三第一項及び第二項において「自動車税環境性割の廃止」という。)により減少すること、軽自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による軽自動車税の環境性割(同法第一条の規定による改正前の地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性割をいう。)の廃止(次条第二項第四号及び第三条の四において「軽自動車税環境性割の廃止」という。)により減少すること並びに地方揮発油譲与税の収入が租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第八十一号)の施行による地方揮発油税の当分の間税率(同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十八条の八の規定に基づく地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。)の廃止(同項第五号及び第三条の五において「地方揮発油税当分の間税率の廃止」という。)により減少すること」を加える。

第二条第二項から第四項までを次のように改める。

2 地方特例交付金の種類は、次に掲げるものとする。

一 個人住民税減収補填特例交付金(住宅借入金等特別税額控除による個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。)

二 軽油引取税減収補填特例交付金(軽油引取税当分の間税率の廃止による軽油引取税

の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。) 三 自動車税減収補填特例交付金(自動車税環境性能割の廃止による自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。) 四 軽自動車税減収補填特例交付金(軽自動車税環境性能割の廃止による軽自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。) 五 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(地方揮発油譲与税の間税率の廃止による地方揮発油譲与税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。)	り交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額 四 第三条の四第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額 五 第三条の五第二項の規定により交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額 第三条の見出しを「(個人住民税減収補填特例交付金の額)」に改め、同条中「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額」を「個人住民税減収補填特例交付金の額」に、「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額」を「個人住民税減収補填特例交付金総額」に改める。 第三条の二を次のように改める。 (軽油引取税減収補填特例交付金の額) 第三条の二 毎年度分として交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の軽油引取税の軽油引取税当分の間税率の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「軽油引取税減収補填特例交付金総額」という。)とする。 2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、軽油引取税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の軽油引取税減収見込額(軽油引取税当分の間税率の廃止による当該年度の軽油引取税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額(以下この項及び次項において「各都道府県按分額」という。)とする。ただし、指定市(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。)を包括する都道府県にあっては、各都道府県按分額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額の	合計額を控除した額とする。 3 毎年度分として各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百四十四条の六十第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額に、総務省令で定めるところにより、当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積(同項の一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。)を当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額とする。 第三条の二の次に次の三条を加える。 (自動車税減収補填特例交付金の額) 第三条の三 毎年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。 2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額(自動車税環境性能割の廃止による当該年度の自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額(次項各号において「各都道府県按分額」という。)から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。 3 毎年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該各市町村に係る第一号に掲げる額(指定市に	あつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額)とする。 一 当該各市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の四十・八五に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道(当該各市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積により按分した額 二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の三十三・二五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等(一般国道、高速自動車国道及び都道府県道(当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。))をいう。以下この号において同じ。)の延長及び面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額 4 前項各号の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。 (軽自動車税減収補填特例交付金の額) 第三条の四 毎年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の軽自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。 2 毎年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽
の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。) 三 自動車税減収補填特例交付金(自動車税環境性能割の廃止による自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。) 四 軽自動車税減収補填特例交付金(軽自動車税環境性能割の廃止による軽自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。) 五 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(地方揮発油譲与税の間税率の廃止による地方揮発油譲与税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。) 一次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額 二 第三条の二第一項に規定する軽油引取税減収補填特例交付金総額 三 第三条の三第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額 四 第三条の四第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額 五 第三条の五第一項に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額 4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において交付すべき次に掲げる額の合計額とする。 一 一次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額 二 第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額 三 第三条の三第二項又は第三項の規定によ	り交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額 四 第三条の四第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額 五 第三条の五第二項の規定により交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額 第三条の見出しを「(個人住民税減収補填特例交付金の額)」に改め、同条中「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額」を「個人住民税減収補填特例交付金の額」に、「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額」を「個人住民税減収補填特例交付金総額」に改める。 第三条の二を次のように改める。 (軽油引取税減収補填特例交付金の額) 第三条の二 毎年度分として交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の軽油引取税の軽油引取税当分の間税率の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「軽油引取税減収補填特例交付金総額」という。)とする。 2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、軽油引取税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の軽油引取税減収見込額(軽油引取税当分の間税率の廃止による当該年度の軽油引取税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額(以下この項及び次項において「各都道府県按分額」という。)とする。ただし、指定市(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。)を包括する都道府県にあっては、各都道府県按分額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額の	合計額を控除した額とする。 3 毎年度分として各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百四十四条の六十第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額に、総務省令で定めるところにより、当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積(同項の一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。)を当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額とする。 第三条の二の次に次の三条を加える。 (自動車税減収補填特例交付金の額) 第三条の三 毎年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。 2 毎年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額(自動車税環境性能割の廃止による当該年度の自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額(次項各号において「各都道府県按分額」という。)から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。 3 毎年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該各市町村に係る第一号に掲げる額(指定市に	あつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額)とする。 一 当該各市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の四十・八五に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道(当該各市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積により按分した額 二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の三十三・二五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等(一般国道、高速自動車国道及び都道府県道(当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。))をいう。以下この号において同じ。)の延長及び面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額 4 前項各号の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。 (軽自動車税減収補填特例交付金の額) 第三条の四 毎年度分として交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の総額は、各市町村における当該年度の軽自動車税の軽自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第一項において「軽自動車税減収補填特例交付金総額」という。)とする。 2 毎年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額は、軽

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

地方交付税法等の一部を改正する法律案

自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の軽自動車税減収見込額(軽自動車税環境性能割の廃止による当該年度分の軽自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

(地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額)
第三条の五 毎年度分として交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の地方揮発油譲与税の地方揮発油税当分の間税率の廃止による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(次項及び第五条第

一項において「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に對して交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額は、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県及び各市町村の地方揮発油譲与税減収見込額(地方揮発油税当分の間税率の廃止による当該年度分の地方揮発油譲与税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

第五条第一項の表四月の項を次のように改める。

四月

前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額、前年度の当該地方公共団体に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額の二分の一に相当する額及び前年度の当該地方公共団体に対する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額に当該年度の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額の二分の一に相当する額の合算額に、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額

一 都道府県 前年度の当該都道府県に対する軽油引取税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 指定市 前年度の当該指定市に対する軽油引取税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額の前年度の軽油引取税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び前年度の当該指定市に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

三 指定市以外の市町村 前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額

第五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条を次のように改める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特別法人事業譲与税

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項第一号に規定する個人住民税減収補填特例交付金(以下この項において「個人住民税減収補填特例交付金」という。)の額の百分の七十五の額、当該道府県の同条第二項第二号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金(以下この項において「軽油引取税減収補填特例交付金」という。)の額の百分の七十五の額、当該道府県の同条第二項第三号に規定する自動車税減収補填特例交付金(以下この項において「自動車税減収補填特例交付金」という。)の額の百分の七十五の額、当該道府県の同条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(以下この項において「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」という。)の額、当該道府県の特別法人事業譲与税

当該市町村の地方揮発油譲与税

当該市町村の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金(以下この項において「軽自動車税減収補填特例交付金」という。)の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該市町村の地方揮発油譲与税

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

当該指定市の地方揮発油譲与税		当該指定市の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の軽自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該指定市の地方揮発油譲与税	
2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中	「 十一 市町村たばこ 税都道府県交付金 税の課税標準数量等 とある	とあるのは	
	「 十一 市町村たばこ 税都道府県交付金 税の課税標準数量等 とある	とあるのは	
の は	「 十一 市町村たばこ 税都道府県交付金 十一の二 地方特例 交付金 十一 個人住民税減 収補填特例交付 金 2 軽油引取税減 収補填特例交付 金 3 自動車税減収 補填特例交付金 4 地方揮発油譲 与税減収補填特 例交付金 十四 軽油引取税交 付金 十四の二 地方特例 交付金 1 個人住民税減 収補填特例交付 金 2 軽油引取税減 収補填特例交付 金 3 自動車税減収 補填特例交付金 4 軽自動車税減 収補填特例交付 金 5 地方揮発油譲 与税減収補填特 例交付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額	
	「 十一 市町村たばこ 税都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ 税の課税標準数量等 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措 置に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下この表 において「特例交付金法」という。)第三条第二項の規定に より算定した特例交付金法第二条第二項第一号に規定す る個人住民税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三条の二第二項の規定 により算定した特例交付金法第二条第二項第二号に規定 する軽油引取税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三条の三第二項の規定 により算定した特例交付金法第二条第三号に規定 する自動車税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三条の五第二項の規定 により算定した特例交付金法第二条第五号に規定 する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額	と、同表	
市町村の項中 付金		前年度の軽油引取税交付金の交付額	
令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案		五九	

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位 費用
道府県	一 地域未来基金費 二 臨時財政対策債 償還基金費	人口 臨時財政対策のため平成十七年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一人につき 千円につき 四、一三〇円 一八〇
市町村	臨時財政対策債償還 基金費	臨時財政対策のため平成十七年度から平成二十二年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき 八八円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地域未来基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 臨時財政対策のため平成十七年度から平成二十二年までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十七年度及び平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年年度において起こすことができることとされた地方債の額

(令和八年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第四条 令和八年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与額と見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十六号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与額と見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与額と見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項中

「三 軽自動車税」 当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数

「三 軽自動車税」 当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車等の種類別の台数
三の二 地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この号において「旧地方税法」という。)に規定する軽自動車税の環境性能割

あるのは 軽自動車税 軽自動車等の取得件数

項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十九号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与額と見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与額と見込額として総務大臣が定める額」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金的一般会計への帰属等)

第六条 令和八年四月一日における交付税及び譲与税配付金特別会計における財政融資資金からの借入金のうち七千億円に相当する額の借入金は、同日において、一般会計に帰属させることとし、一般会計は、当該借入金を二十年以内に償還するものとする。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、令和八年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和七年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 令和八年度における新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項本文の規定により同年度の四月に交付すべき地方特例交付金の額は、同項本文(同項の表四月の項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、前年度の第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この項

において「旧特例交付金法」という。)第二条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の額に当該年度の新特例交付金法第三条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の旧特例交付金法第三条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額に、第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち軽油引取税、自動車税の環境性能割、地方揮発油譲与税、軽自動車税の環境性能割、軽油引取税交付金及び環境性能割交付金に係る令和七年度の同表の基準税額等を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項第四号中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十三条の五の十五第三項の規定により、当分の間、都道府県が処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 北方領土問題等の解決の促進のための特

別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「同法」を「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条の規定により読み替えられた地方交付税法」に改め、「なつたの下に「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。)」を、「並びに当該」の下に「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」を加える。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第七条の二第二項の規定は、令和八年度以後の年度における当該市又は町の標準負担額の算定について適用し、令和七年度以前の年度における当該市又は町の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

(地方公共団体金融機構法の一部改正)

第十一条 地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第三十二条の二」を「第三十三条」に改める。

附則第七条第三項を次のように改める。

3 当分の間、第五章の規定の適用について

は、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の五の十五第三項」とする。

附則第七条第四項を削る。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第十二条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(地方債の起債の許可の特例)

第七条 当分の間、第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の十五第三項」とする。

審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

総務委員長 吉川 沙織

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定事業収支については、事業収入が六千八百八十億円、事業支出が六千八百七十一億円で、六百九十億円の収支不足となる。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補てんすることとしている。

また、事業計画では、経営計画の最終年度である令和八年度は、協会の使命である健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点となる正確で信頼できる情報の放送及びインターネットによる提供並びに信頼できる多元性確保への貢献を基軸として、経営計画の確実な達成に向けた事業運営を推進するとし、構造改革を進めながら適切な資源配分を行い、コンテンツの質と量を確保するとともに、命と暮らしを守る報道の深化、多様で質の高いコンテンツによる公共的価値の創造、国際発信の質的充実のほか、全国ネットワークを生かした地域の課題や魅力の発信、人にやさしい放送・サービスの充実、新たな営業アプローチの強化、受信料外収入の増収確保、NHKグループ全体でのガバナンス強化、アカウンタブルな経営の徹底、三元体制による放送ネットワークの効率化及びメディア産業全体の多元性確保への貢献のための還元目的積立金の活用、老朽化した地域放送会館建替えの検討等に取り組むとしている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

また、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、近年深刻化している「偽情報・誤情報の流通」を防止する取組等を通じて、健全な民主主義の発達に資するという放送の社会的使命を果たすこと。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

三、協会は、できる限り早期に受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。その際には、中期経営計画で掲げた事業支出の削減が、サービスやコンテンツの質の低下を招かないよう、また、協会の職員や関連団体に過度な負担を生じさせないよう十分に配慮すること。

四、協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の継続的な醸成に努めること。

五、政府及び協会は、放送を受信する視聴者の減少を見据え、受信料制度の在り方を含め、協会の運営を持続可能なものとするための基本的な考え方を早期に提示すること。

六、協会は、多数の地方公共団体等において受信契約の締結漏れが確認されたことを踏まえ、事業所等における契約の取扱いについて周知の徹底を図るとともに、受信契約の単位等の在り方に関する現状の課題を速やかに検証し、必要な見直しを行うこと。

七、協会は、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となつて行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

八、協会は、協会の職員の勤務条件及び処遇の改善に引き続き十分配慮すること。特に、協会の職員の給与については、他の民間企業従業員の賃金や物価の上昇等を踏まえ、引き続き適正な水準とすること。また、関連団体の従業員の勤務条件及び処遇の改善にも十分配慮すること。

九、協会は、協会の不十分な労務管理により職員の尊厳生命が失われた事実を厳粛に受け止め、今後も協会の業務に携わる者の命と健康を最優先し、適正な業務運営と労働環境の改善に不断に取り組むこと。

十、協会は、国民・視聴者の生命と暮らしを守るため、災害時においても放送・サービスを途絶えさせることなく継続し、正確で信頼できる情報を確実に届けられるよう万全を期すこと。

また、大規模災害や経済情勢の急激な変化等が生じた場合であっても、公共放送としての役割を安定的に果たし続けられるよう、財政安定のための繰越金について十分な水準の確保に努めること。

十一、協会は、障がい者、高齢者及び外国人が、十分な情報アクセス機会を確保できるよう、当該視聴者からの要望を十分に踏まえ、「人にやさしい放送・サービス」の一層の充実等を図ること。

十二、協会は、放送センターの建設計画の見直しを踏まえ、当該見直しの合理性・妥当性及び計画の進捗について、国民・視聴者の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くすこと。

十三、協会は、基幹放送局提供子会社による中継局の共同利用事業、基金による中継局共同整備への助成事業及びメディア産業全体の多元性確保に貢献するための助成事業の財源が国民・視聴者の受信料であることを踏まえ、これらの事業の目的と効果に関する説明責任を果たすこと。

右決議する。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。	

日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画	
令和8年度収支予算	
予算総則	
第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の令和8年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。	
第2条 協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。(以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。)	
2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減することとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第5に掲げる額を減することとする。	
3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。	
4 第1項の規定にかかわらず、住居(人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項において同じ。)に受信機を設置した場合又は世帯において協会の配信の受信を開始した場合について受信契約を締結している者が、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居への受信機の設置又は協会の配信の受信開始について別の受信契約を締結し、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。	
5 第1項の規定にかかわらず、事業所等世帯以外の受信契約について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除いた残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。	
第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。	
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。	
2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合には、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。	
第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。	
2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。	
第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。	
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。	
第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることができない。	
第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。	
第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。	
第10条 国際放送(その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。)及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。	
第11条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。	

別表第1

令和8年度収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

款		項	金 額
事業収入	入	受信料	618,098,997
		交付金収入	591,013,707
		副次収入	3,614,585
		財務収入	9,001,682
		雑収入	6,388,023
事業支出	出	特別収入	4,636,000
			3,445,000
			687,168,177
		国内放送送受信料	348,275,577
		国内放送番組等配信料	19,531,566
事業収支差金	金	国内放送番組等配信料	14,166,391
		必要的信料	13,931,456
		必要的信料	224,935
		必要的信料	2,242,745
		必要的信料	1,721,282
		必要的信料	521,463
		必要的信料	47,613,886
		必要的信料	553,505
		必要的信料	5,659,944
		必要的信料	6,007,929
		必要的信料	109,477,084
		必要的信料	31,399,434
		必要的信料	16,320,366
		必要的信料	79,300,000
		必要的信料	3,750
		必要的信料	3,616,000
		必要的信料	3,000,000
		必要的信料	△
		必要的信料	69,069,180

(資本収支)

(単位 千円)

款		項	金 額
資 本 収 入			108,187,000
	前 期 繰 越 金 受 入 減 価 償 却 資 金 受 入 資 産 受 入	れ れ れ	24,972,000 79,300,000 3,915,000
資 本 支 出			108,187,000
	建 設 費 出 資 建 設 積 立 資 産 繰 入	れ 資 れ	53,760,000 19,122,000 35,305,000
資 本 収 支 差 金			—

国内放送番組等配信料における必要の配信料のうち、放送番組の配信に係る費用は58億1,250万3千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は81億1,895万3千円である。

国内放送番組等配信料における必要の配信料のうち、放送番組の配信に係る費用は3億231万6千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は14億1,896万6千円である。

必要の配信料の整理にあたっては、必要の配信料として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数比、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,146億5,399万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,835億5,217万7千円であり、経常収支差金は、△688億9,818万円である。

事業収支差金△690億6,918万円については、放送法第73条の2第2項本文の規定により、還元目的積立金を取り崩して補てんする。

なお出資に該当する191億2,200万円及び建設費のうち出捐に該当する58億5,000万円については、資本収支において、同様に措置する。

(有料任意的配信業務勘定) (事業収支)				(単位 千円)			
款	項	金	額				
事業収入			7,621,624				
	有料任意的配信収入		7,621,624				
事業支出			6,396,884				
	有料任意的配信費		5,905,740				
	広報費		208,120				
	給職手当・厚生費		140,432				
	退職金		33,986				
	共通管理費		106,616				
	減価		1,990				
事業収支差金			1,224,740				
(資本収支)				(単位 千円)			
款	項	金	額				
資本収入			1,990				
	減価償却資金受入れ		1,990				
資本支出			1,990				
	建設費		1,990				
資本収支差金			—				
事業収支差金12億2,474万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。 (受託業務等勘定) (事業収支)							
				(単位 千円)			
款	項	金	額				
事業収入			1,220,841				
	受託業務等収入		1,220,841				

事業支出		1,016,959
受託業務等費		1,016,959
事業収支差金		203,882
事業収支差金2億388万2千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。		
別表第2 契約種別		
地上契約	地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約	
衛星契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約	
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約	
別表第3 受信料額(消費税込額)		
契約種別	月額	6か月前払額
地上契約	約 1,100円	6,309円
衛星契約	約 1,950円	11,186円
特別契約	約 860円	4,934円
別表第4 受信料額(沖縄県)(消費税込額)		
契約種別	月額	6か月前払額
地上契約	約 965円	5,539円
衛星契約	約 1,815円	10,416円
別表第5 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)		
契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
10件以上	衛星契約 300円	特別契約 90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙(電磁的方法により提供される場合を含む)を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種類別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり
特別契約	月額 180円

令和8年度事業計画

1 計画概説

経営計画の最終年度である令和8年度は、協会の使命である健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点となる正確で信頼できる情報を放送及びインターネットで提供すること、そして信頼できる多元性確保へ貢献することを基軸として、経営計画の確実な達成に向けた事業運営を推進する。

事業運営にあたっては、構造改革を進めながら適切な資源配分を行い、コンテンツの質と量を確保する。東京・渋谷の放送センターにおける新たな報道・情報発信拠点となる情報棟の本格運用を開始するなど、命と暮らしを守る報道の深化に取り組む。多様で質の高いコンテンツで公共的価値を創造するほか、国際発信の質的充実を進める。全国ネットワークを生かして地域の課題や魅力を伝えるとともに、人々にやさしい放送・サービスの充実にも取り組む。

協会の主たる財源である受信料の公平負担の徹底を図るため、新たな営業アプローチを一層強化し、受信料収入を確保するとともに、副次収入など受信料外収入の増収確保にも取り組む。

NHKグループ全体でガバナンスの強化を図り、アカウンタブルな経営を徹底するなど、視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に努める。

二元体制による放送ネットワークの効率化に向け、基幹放送局提供子会社による中継局の共同利用事業や基金による中継局共同整備への助成事業、さらにメディア産業全体の多元性確保に貢献するための助成事業に還元目的積立金を活用する。最新技術を導入した次世代地域放送会館を整備していく考え方にに基づき、老朽化した地域放送会館建替えの検討を進める。

(1) 東京・渋谷の放送センターの建替えについて、第1期の情報棟の本格運用を開始するとともに、第2期の基本設計に着手する。緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本的な情報の提供や民主主義の基盤である多角的な視点の確保への貢献といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、FIFAワールドカップ2026の放送を実施する。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

また、制作体制や管理体制等ガバナンスを強化するとともに、質的充実を進めることで、国際放送の使命を果たす。 (4) 国内放送番組等配信は、インターネットによる、放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信及び番組関連情報の配信を通じて、放送と同じ情報内容や同じ価値を提供する。インターネット上においても、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、公共的な役割を果たし、視聴者・国民の期待にこたえられるよう、より高い水準のサービスの提供を目指す。 (5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。 (6) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、新たな営業アプローチを一層強化し、受信料制度の理解促進を図ることで、受信料収入の確保に努める。 (7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。 (8) 将来にわたる放送ネットワークの効率化に向け、中継局の共同利用事業を担う基幹放送局提供子会社へ出資するとともに、中継局の共同整備及び新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を目的とした基金へ出捐する。また、メディア産業全体の多元性の確保に貢献することを目的とした基金へ出捐し、人材育成、技術開発、調査研究等の支援を行う。これらの出資と出捐は、還元的積立金を活用し取り進める。 (9) 放送番組を有料で配信するサービス等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。 (10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。 (11) 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。 2 建設計画 建設計画については、総額537億6,000万円をもって施行する。 (1) 新放送・衛星放送施設整備計画 衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、2,300万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、156億2,600万円である。	(3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行う。 これらに要する経費は、41億2,700万円である。 (4) 放送会館整備計画 放送センターの建替えについては、第1期の情報棟の本格運用を開始するとともに、第2期の基本設計に着手する。建替えに合わせて、埼玉県川口市に大型のドラススタジオ等の建設工事及び放送設備整備を進める。地域放送会館については、高知サテュレーションの整備等を実施する。 これらに要する経費は、75億7,400万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。 これらに要する経費は、201億9,500万円である。 (6) 研究施設・一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、57億6,000万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,500万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 イ 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組と配信コンテンツの連携により、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。放送時間は、1日19時間を基本とする。
---	---

(イ) 衛星テレビジョン放送 NHK BSは、多彩な驚きと感動に出会えるチャンネルとして、自然、紀行、歴史、ドラマ等個性あふれるエンターテインメント、多彩なスポーツ、世界の「いま」を迅速かつ多角的に伝える国際情報等、バラエティー豊かな番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 NHK BS プレミアム4Kは、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブス番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 BS8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を最高水準の8K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。 (ウ) ラジオ放送 AM放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。 FM放送は、高品質な音楽・芸能や学びの機会を届ける音声波として聴取者の興味・関心に深くこたえる音楽番組や多様な学びに役立つ教育番組を提供する。また、災害等の緊急時には、AM放送と連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。 (エ) 地域放送 地域放送は、地域に密着したニュースやきめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。地域向け放送時間は、総合テレビジョンで1日1時間45分、AM放送で1日2時間15分、FM放送で1日40分を基本とする。 (オ) 補完放送 データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BSの各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。	テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。 ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。 (カ) 放送番組の提供等 放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,042億6,518万4千円、番組の編成企画等に329億2,834万1千円で、総額2,371億9,352万5千円である。 イ 技術関係 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、総額1,110億8,205万2千円である。 以上により、国内放送費総額は、3,482億7,557万7千円となる。 (2) 国際放送 国際放送は、公平・公正な情報を世界に発信することで、健全な民主主義の一翼を担うとともに、国際社会における相互理解を深め、平和で持続可能な世界の構築に貢献する。また、国内放送との連携を深め、多形で質の高いコンテンツを通して、日本の視座を世界に発信し、日本への理解を促す。さらに、自然災害の多い日本ならではの知見を世界と共有し、防災意識の向上につなげるとともに、訪日・在留外国人の安全・安心を支える情報を迅速かつ的確に提供する。 外国人向けテレビジョン国際放送では、公平・公正なニュースを、時間帯に応じて日本・アジア・アメリカから発信する。また、国内放送との連携を強化し、コンテンツの充実を図る。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。 日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、1日5時間程度、国内基幹ニュースを中心に、最新情報を国内と同時に発信するとともに、日本各地の多様な魅力を伝える番組を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。 このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。
---	--

ラジオ国際放送では、日本のニュースや話題を、短波や衛星放送など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日50時間27分を基本とする。 このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。 これらに要する経費は、総額195億3,156万6千円となる。	(7) 広報 視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。 これらに要する経費は、総額56億5,994万4千円となる。
(3) 国内放送番組等配信 命と暮らしを守る正確な情報を届け、災害時・緊急時の命綱としての役割を果たすとともに、インターネットでも、ニュース速報や様々なジャンルのニュースを、確実に速やかに伝える。また、幅広い世代に向けた豊かで良質なコンテンツや放送した番組及び番組関連情報の提供、放送番組の周知を行う。 地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。 AM放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し配信サービスを行う。 地上及びNHKBSのハイブリッドキャストやNHKBSプレミアム4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。	(8) 調査研究 放送技術の研究については、生成AI基盤の開発と活用によるコンテンツ制作支援技術、偽情報・誤情報への対策等メディアの信頼性向上や、緊急報道を支え、安全・安心に貢献するための技術、人にやさしい放送・サービスや、没入感あふれるメディア体験を提供するための技術等の研究開発を行う。 放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。 これらに要する経費は、総額60億792万9千円となる。
このほか、他の放送事業者その他の事業者が行う配信業務に協力するよう努める。 これらに要する経費は、総額141億6,639万1千円となる。	(9) 給与 給与については、要員数の減等により、総額1,094億7,708万4千円となる。
(4) 国際放送番組等配信 外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信、番組関連情報の配信を行う。また、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信を行う。 日本の視点を伝えるニュースや、日本の文化の理解を促進するコンテンツ等、国際社会に広く視聴の機会を提供する。	(10) 退職手当及び福利厚生 退職手当及び福利厚生については、退職給付費の増等により、総額313億9,943万4千円となる。
このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。 これらに要する経費は、総額22億4,274万5千円となる。	(11) 共通管理 共通管理については、情報棟の本格運用の開始に向けた整備の終了による減等により、総額163億2,036万6千円となる。
(5) 契約収納 新たな営業アプローチを一層強化し、デジタル・書面・対面・外部企業等との連携など、様々な施策を組み合わせるとともに、長期にわたって受信料の支払いがない方への対策を強化し、受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制に努める。 これらに要する経費は、総額476億1,388万6千円となる。	(12) 有料任意的配信業務 放送番組を有料で配信するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。 このほか、配信の事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。 これらに係る収入は76億2,162万4千円、支出は63億9,688万4千円である。
(6) 受信対策 良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。 これらに要する経費は、総額5億5,350万5千円となる。	(13) 受託業務等 受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。 これらに係る収入は12億2,084万1千円、支出は10億1,695万9千円である。 (14) 信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営の徹底 一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、高い専門性に基づく現場力の強化に取り組む。ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する。 アカウンタブルな経営の徹底のため、ルール順守を徹底する組織風土の定着や、経営委員会・監査委員会によるガバナンスの強化を進める。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数	18,815,000	18,965,000	△	150,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	810,000	780,000		30,000
年度 内 解 約 件 数	930,000	930,000		0
年度 内 増 加 契 約 件 数	120,000	150,000		30,000
年 度 末 契 約 件 数	△ 18,695,000	18,815,000	△	120,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数	2,278,000	2,321,000	△	43,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	347,000	323,000		24,000
年度 内 解 約 件 数	379,000	366,000		13,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	△ 32,000	43,000	△	11,000
年 度 末 免 除 件 数	2,246,000	2,278,000	△	32,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数	21,542,000	21,692,000	△	150,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	470,000	470,000		0
年度 内 解 約 件 数	620,000	620,000		0
年度 内 増 加 契 約 件 数	150,000	150,000		0
年 度 末 契 約 件 数	△ 21,392,000	21,542,000	△	150,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数	751,000	747,000		4,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	126,000	122,000		4,000
年度 内 解 約 件 数	124,000	118,000		6,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	2,000	4,000	△	2,000
年 度 末 免 除 件 数	753,000	751,000		2,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	令和 8 年度	令和 7 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数	17,000	17,000		0
年度 内 新 規 契 約 件 数	0	0		0
年度 内 解 約 件 数	0	0		0
年度 内 増 加 契 約 件 数	0	0		0
年 度 末 契 約 件 数	17,000	17,000		0

(参考 1)

有料契約見込総数

区 分	地上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	18,815,000	21,542,000	17,000	40,374,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	△ 120,000	150,000	0	△ 270,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	18,695,000	21,392,000	17,000	40,104,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	203,000	155,000	358,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	0	1,000	1,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	203,000	156,000	359,000

(参考 2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座 振 替	クレジット カード等継続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数	10,985,000	4,066,000	2,618,000	1,146,000	18,815,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	△ 270,000	70,000	150,000	△ 70,000	△ 120,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	10,715,000	4,136,000	2,768,000	1,076,000	18,695,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数					
区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	89,000	29,000	40,000	45,000	203,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	2,000	0	0
年度末契約件数	87,000	29,000	42,000	45,000	203,000

(2) 衛星契約					
区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	10,927,000	3,899,000	6,117,000	599,000	21,542,000
年度内増加契約件数	△ 270,000	20,000	130,000	△ 30,000	△ 150,000
年度末契約件数	10,657,000	3,919,000	6,247,000	569,000	21,392,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	68,000	24,000	49,000	14,000	155,000
年度内増加契約件数	0	0	1,000	0	1,000
年度末契約件数	68,000	24,000	50,000	14,000	156,000

(3) 特別契約					
区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計		
年度初頭契約件数	11,000	6,000	17,000		
年度内増加契約件数	0	0	0		
年度末契約件数	11,000	6,000	17,000		

5 要員計画				数
区 分		要 員		
事業運営関係	係			9,854人
建設	係			169
合	計			10,023

令和8年度資金計画					
1 資金計画の概要					
令和8年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,189億7,908万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,201億8,960万円をもって施行する。					
2 入金の部					
受信料については、受信料収入予算5,910億1,370万7千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,876億3,077万円を予定する。					
このほか、固定資産売却代金29億3,508万5千円、国際放送関係など交付金収入36億1,458万5千円、有価証券の償還1,349億円、受取利息その他の入金898億9,864万8千円を見込む。					
以上により、入金額は、総額8,189億7,908万8千円である。					
3 出金の部					
事業経費6,063億2,945万3千円、建設経費537億6,000万円、出資191億2,200万円、有価証券の購入700億円、納付消費税その他の出金709億7,814万7千円を合わせ、出金額は、総額8,201億8,960万円である。					
(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込みは、下表のとおりである。					
(単位 千円)					
区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	72,897,632	90,500,259	87,518,350	79,875,585	—
2 入金	233,301,078	171,940,724	254,112,121	159,625,165	818,979,088
受 信 料	168,877,817	130,712,206	155,049,078	132,991,669	587,630,770
固定資産売却代金	810,557	733,608	750,982	639,938	2,935,085
交付金収入	2,567	3,899	1,804,121	1,803,998	3,614,585
有価証券償還	36,200,000	21,300,000	74,700,000	2,700,000	134,900,000
受取利息その他の入金	27,410,137	19,191,011	21,807,940	21,489,560	89,898,648
3 出 金	215,698,451	174,922,633	261,754,886	167,813,630	820,189,600
事業経費	161,593,421	130,300,762	185,349,435	129,085,835	606,329,453
建設経費	14,954,633	5,493,844	19,131,881	14,179,642	53,760,000
有価証券購入	21,000,000	21,000,000	21,000,000	7,000,000	70,000,000
納付消費税その他の出金	18,150,397	18,128,027	17,151,570	17,548,153	70,978,147
4 期 末 資 金 有 高	90,500,259	87,518,350	79,875,585	71,687,120	—

日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和8年3月

総 務 大 臣

日本放送協会令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法(昭和25年法律第132号)で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画(2024—2026年度)<2025年1月修正>」(以下「現中期経営計画」という。)の最終年度として受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、令和9年度以降の受信料収入と事業規模が均衡するよう、引き続き合理化に向けて取り組むことが求められている。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むことが求められる。

近年の大規模な自然災害等を踏まえ、災害時における放送の役割の重要性が高まっているところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

グローバルバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は引き続き、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

こうした状況にあつて、協会の在り方については、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、取組の継続的な検証と見直しを行い、国民・視聴者への説明責任を果たしつつ、更なる取組を進めることを期待する。

特に以下の点について配慮すべきである。

1 国内放送の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保、国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組やスポーツイベント等を含む国民・視聴者の関心到的確に伝える番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

○ 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。

○ 情報空間における偽・誤情報の流通・拡散によって、権利侵害や社会的混乱が発生する等、実空間に影響を及ぼす課題が発生するとともに、SNSの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、放送に対する国民・視聴者の認識に変化が見られる現状も踏まえ、健全な民主主義の発達に資するため、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供することが求められている。特に、報道に際しては、公共放送としての責務を更に果たしていくこと。

○ 地方が持つ伸び代を活かし、住民の暮らしと安全を守る観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。

○ 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送等の一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。

○ 超高精細度の衛星放送については、普及に向けて、引き続き、超高精細度映像ならではのコンテンツの制作や2Kコンテンツとの一体化制作、受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、4Kコンテンツ制作に係る外部制作会社との協業等他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送としての役割を果たすこと。

○ 協会の衛星放送については、令和元年度以降、契約数が低下傾向にあり、また、令和7年度第3四半期の「NHK B.S」の接触者率は27.5%と、地上放送の総合テレビの61.9%と比べて相対的に低い状況となっている。こうした状況も踏まえ、国民・視聴者の理解が得られるよう、公共放送としての衛星放送業務の在り方の検討を行い、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ」(令和6年12月策定)を踏まえたインフラコストの低減などに取り組むこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

○ ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化に努めること。また、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。

○ 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。

○ 令和6年8月に放送したラジオ国際放送の中国語ニュースの中で、中国籍の外部スタッフが、尖閣諸島の帰属に関する発言等、ニュース原稿にはない日本政府の公式見解とは異なる発言を行ったことにより、自らの番組基準に抵触する放送が行われた事案を踏まえ、協会において対応策に取り組んできたところではあるが、公共放送としての社会的責任を改めて深く認識し、再発防止策を徹底すること。 ○ 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。また、外国人向け国際放送を円滑に実施するための協会の子会社である株式会社日本国際放送(JIB)については、広告料収入を含めて多様化を図るという創設趣旨を踏まえ、活用・強化を図ること。さらに、コンテンツ産業における競争力の確保等の観点から、国際放送において外部制作事業者との連携を進めること。 ○ 国際放送の安定的な実施を確保するため、八咫送信所を含む設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すること。 3 放送番組等のインターネット配信の適切な実施 ○ 放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号。以下「改正法」という。)により、令和7年10月から放送番組及び番組関連情報の配信の業務(以下「必要的配信業務」という。)が必須業務化されたことを踏まえ、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組等を国民・視聴者に提供する役割を果たすこと。なお、サービスの開始に当たって、国民・視聴者に混乱を生じさせたことは遺憾であり、サービスの円滑な提供に万全を期すること。 ○ 必要的配信業務のうち、放送番組の配信については、著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者との間で、継続的な協議を行い、いわゆる「フタかぶせ」の解消に努めること。また、配信の実施のためなお準備又は検討を要するものについて、特に地方向け番組等の配信の充実に係る中長期的なスケジュールを速やかに策定し、テレビ等の受信設備を持たない国民・視聴者に対して、その環境に適した形態で協会の放送番組等を継続的かつ安定的に提供するという必須業務化の趣旨を貫徹すること。 ○ 必要的配信業務のうち、教養分野に関する番組関連情報の配信を行うための番組関連情報配信業務に係る業務規程の変更の内容について、放送法に基づき字識経験者及び利害関係者から意見聴取を行ったところ、放送法の規定に適合していないとする意見は表明されなかった一方、今後の事業の運営等に向けて、番組関連情報配信業務の実施に関する意見や「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見等が表明された。協会が番組関連情報配信業務を実施するに当たっては、このような意見を踏まえて、適時の情報開示、業務の内容に係る継続的な議論及び検討、実施状況に関する早期の評価等を行いながら、「公正な競争の確保」に支障が生じないことを確保すること。 ○ 任意的配信業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、改正法の施行後においても、実施基準に基づき適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、公共放送の業務としての適切性を確保すること。また、必要的配信業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。	○ 保有する放送番組等について、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。また、引き続き災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、インターネットを通じた災害情報の提供に努めること。 4 経営改革の推進 ○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。また、情報公開等による調達の透明性の向上について一層の取組を進めるとともに、より競争性の高い調達の実現により、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げる。さらに、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、「NHKBSJ」及び「NHKBSプレミアム4K」で外部制作事業者の活用を努めること。特に、価格交渉や価格転嫁については、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に従って、協会は、関連団体経由の取引も含めて、積極的に協議・相談に応じる等、適正な取引に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。 ○ ガバナンスの強化と人権尊重・コンプライアンスの徹底については、過去に発生した事案や社会情勢の変化を踏まえ、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体において実現すること。特に、芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保等放送業界全体として取り組むべきものについては、NHKグループの個別の取組に加え、必要に応じて、民間放送事業者等の関係者間で意見交換を行い、放送業界全体の底上げに資する実効性のある取組の検討を進めること。 ○ 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録等協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報の公開のほか、協会の諸活動について一般の理解を深めるための情報の公開に関する施策を一層充実することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。 ○ 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」や会計検査院による令和6年度決算検査報告等を踏まえ、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるようより一層努めるとともに、関連団体が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。 ○ 過去の過労死事案を忘れることなく、協会が自ら定めた「NHKグループ働き方改革宣言」や、東京労働局から過労死等防止計画指導を受けて提出した改善計画等を踏まえ、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら職員の健康確保の施策を推進し、再発防止を徹底すること。
---	--

○ 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させると。 ○ 令和7年度末に予定している音声波の整理・削減については、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮して実施するとともに、混乱が生じないように、国民・聴取者への丁寧な説明及び周知を行うこと。また、令和5年度末に削減された衛星波を含め、事業支出の削減等の経営上の効果や国民・視聴者への影響等の検証・明確化を行い、結果についての説明責任を果たすこと。 ○ 現中期経営計画で示された「情報空間全体の多元性確保への貢献」については、中継局の共同利用やメディア産業全体への貢献等に取り組むこととされているが、国民・視聴者の受信料も財源とすることを踏まえ、計画の更なる具体化を早急に行うとともに、厳格な管理・監督体制の整備を進め、説明責任を果たすこと。中継局の共同利用については、放送法の趣旨を貫徹するため、民間放送事業者との合意を踏まえ、小規模中継局等の更新計画を早期に具体化するとともに、フロートパッド等代替の実現等を含む将来の伝送路の在り方に関する検討等を着実に進めること等、民間放送事業者との放送の二元体制の健全な維持・発展に必要な協力を通じて、その成果を国民・視聴者に還元すること。また、メディア産業全体への貢献については、官民の推進体制における検討を踏まえ、人材育成の取組等を通じ、放送コンテンツの製作力強化等に取り組むこと。 ○ 我が国の放送コンテンツの認知度向上と国外への流通を促進するため、海外に配信するコンテンツの提供等においては、民間放送事業者と共同した事業を展開する等、先導的役割を果たすこと。 ○ 安全・安心で信頼できるAIの開発等のため、協会が保有する放送番組等のコンテンツデータの提供については、利用の目的及び範囲を検討した上で、当該コンテンツに関わる権利の保護に留意しつつ、モデルケースとなる事例を創出すること。 ○ 映像伝送やAIを活用したコンテンツ制作等の技術の研究開発を行い、その成果をスタートアップ等を含め広く社会に還元すること。また、偽・誤情報対策に係る技術の研究開発等に努めること。 5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等 ○ 国民・視聴者の受信料によって支えられる協会においては、その公平負担の確保が重要であり、令和7年10月から新たに特定必要配信の受信を開始した者にも受信料の負担を求めていることを踏まえ、その重要性を改めて認識する必要がある。未契約者及び未払者対策について、協会は、デジタル・書面・電話等を用いた「新たな営業アプローチ」を進めるとともに、「受信料特別対策センター」を設置し、支払督促の活用による未収対策の強化に取り組むこととしているものの、令和8年度の支払率は77%となる見込みである。また、営業経費率は9.9%の見込みと近年上昇傾向にある。契約・収納活動については、現状を客観的に見直し、効率化と公平負担の徹底の双方の観点から効果の検証を早急に行い、「新たな営業アプローチ」の運用方法を含め営業活動を随時見直しとともに、引き続き、支払率向上を通じた受信料の適正かつ公平な負担の徹底のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。	○ 平成29年12月の最高裁判所の判決に留意しつつ、令和6年度以降、多数の地方公共団体等において契約漏れの事案が確認されたこと等も踏まえ、事業所等の契約の取扱いに関する周知を強化するとともに、受信契約の単位等の在り方について現状の課題を速やかに検証・見直しを行い、その結果を公表すること。また、受信契約の勧奨等に際しては、これらの検討の結果も踏まえつつ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。 ○ 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法等について、不断に点検及び見直しを行うこと。 6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等 ○ 令和6年能登半島地震やその後発生した大規模な自然災害等における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム 取りまとめ」（令和7年9月策定）も踏まえて、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、令和7年12月に「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたこと等を踏まえ、今後発生する可能性のある広域大規模災害を見据えた体制整備を引き続き行うこと。さらに、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援や様々な伝送路による情報の提供等、被災者に対する情報伝達手段の確保に引き続き努めること。 ○ 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の流通・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に引き続き呼びかけること。 ○ 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。 ○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。 ○ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。 7 放送センター建替え等 ○ 放送センターの建替えについては、引き続き、建替えの経費が受信料により賄われることを十分に認識し、令和7年4月に改定された放送センター建替基本計画の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、業者の選定に当たっては、客観性・透明性を十分に確保することが求められる。 ○ また、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、設備投資に係る資金の計画的な確保と建設費の抑制に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元すること。 ○ さらに、地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守る観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、機能の地方分散に取り組むことが求められる。 -----
---	--

NHK経営計画(2024-2026年度)＜2025年1月修正＞

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資すること(放送法第1条)今、日本の公共放送メディアNHKに何が求められているのか

公共放送(メディア)をとりまく環境が大きく変化しています。

自然災害の激甚化が進むなか、視聴者・国民のみなさまの命と暮らしを守る緊急報道の重要性はこれまで以上に増えています。また、デジタル化の加速は社会の利便性を高め、一方、フェイクニュースのまん延では社会の混乱を招くなど、負の側面が課題となっています。“正確で信頼できる情報”への期待は、一層高まっています。

世界では、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる、政府から独立して公平公正な報道等を行い、「健全な民主主義の発達に資する」という公共放送の役割が再認識されています。

公共放送であるNHKも、情報空間の健全性を確保することで、平和で豊かに暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与することが求められています。

こうした経営環境のなかで、NHKは次の3か年において、2つの基軸をもとに公共放送の役割を果たしていきます。

ひとつは「**情報空間の参照点**」を提供することです。インターネット上で不確かな情報があられるなか、視聴者・国民のみなさまにとっての“おとりこざ”となる、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供したいと考えています。もうひとつは「**信頼できる多元性確保**」に貢献することです。民主主義の基盤である多角的な視点を確保するために、情報空間において、伝播メディアが類い合いそれぞれの信頼性を高めることに寄与したいと考えています。

「情報空間の参照点」の提供

信頼できる基本的な情報を提供すること

「信頼できる多元性確保」への貢献

民主主義の基盤である多角的な視点

適切な資源管理とテクノロジーの力で、コンテンツの“質・量”を確保世界的インフラ、厳しい財政状況のなかでも、1割値下げした受信料額を堅持

コンテンツ戦略 6つの柱

それぞれに目標を持って、視聴者・国民の「公共的価値」を実現

1 デジタルと放送が連携して

災害時になくなくてはならない命綱に

2 “フェイク”の時代だからこそ

顔の見える信頼のジャーナリズム

3 民主主義の一翼を担い

平和で持続可能な世界の構築に貢献

4 世界で輝く

良質な教育・幼児子どもコンテンツ

5 未来を見つめ 人生を豊かにする

教養・エンターテインメント

6 幅広いジャンルと地域情報で

多様性・多元性の実現

放送、デジタル、展開。すべてはコンテンツ起点で考える

～メディア(放送)は前提し、コンテンツに集中(偏重、ラジオを強調) / 先端テクノロジーの活用でコンテンツ制作環境を高度化～

放送法の一部改正について

(令和6年法律第36号 2024年5月4日公布)

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の権利取得等措置に対するNHKの協力義務を強化する。

民間放送等の放送番組の配信が「民の知るための必要又は期待される」として認められることにより期待されることと前項に規定しています

放送法改正後のインターネットサービスについて

NHKは、インターネットにおいても、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するといふ、公共的な役割を果たしていきます。必須業務は、任意業務だったNHKのインターネットによるサービスが、放送と同一情報内容や同一価値を提供し、受信料を頂くという、これまでより高い位置づけになることと盛り止めています。視聴者・国民のみなさまの期待に応えられるよう、より高い水準のサービスの提供を目指してまいります。

放送

地上テレビ放送(総合、Eテレ)

衛星テレビ放送(NHKBS、BS4K、8K)

ラジオ放送(第1、第2、FM)

国際放送(南米向け、中国向け、アジア向け)

新たな必須業務

必要な配信

① 放送番組の同時配信

② 放送番組の見逃し(聴き逃し)配信

③ 番組関連情報の配信

必須業務化に伴い、NHKが果たしていくこと(基本的な考え方)

- ① 放送経由でも、ネット経由でも、同等の、変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと
- ② ネット経由でのみ受信している場合にも、放送経由で受信している場合と同様の費用負担をお願いすること

緊急報道から大型国際コンテンツまで～多様なコンテンツによる公共的価値の創造～

コンテンツ戦略 6つの柱

1 デジタルと放送が連携して

災害時になくなくてはならない命綱に



自然災害の発生・激甚化に対し、強みや特性を生かして「命と暮らしを守る」価値を強化

2 “フェイク”の時代だからこそ

顔の見える信頼のジャーナリズム



フェイクニュース、フィルターバブル等の課題に世界の報道機関等と連携して対応

3 民主主義の一翼を担い

平和で持続可能な世界の構築に貢献



情報空間の健全性を確保し、持続可能な社会を目指す

4 世界で輝く

良質な教育・幼児子どもコンテンツ



子どもから大人まで世代にわたって学びに役立つ教育コンテンツを開発

5 未来を見つめ 人生を豊かにする

教養・エンターテインメント



放送100年を迎えたメディアとしてテクノロジーも活用して人間の未来を後押し

6 幅広いジャンルと地域情報で

多様性・多元性の実現



これまでNHKという人気定着番組の開発

地域からグローバルまで～民主主義の健全な発展に貢献～

地 域

- 厳しい財政状況のなかでも、価値の源泉である、取材・制作の基盤的資源へ投資
- 災害対応、地域取材を基軸に、一律にすることなく、それぞれの地域に合った形態でサービスを展開していく

(参考)歴年実施の「地域情報番組」から各地の地域問題に対する取組は、ここ数年で「風水害」「安全保障」「教育」などが相対的に上昇

→NHKの地域サービスへの期待は、災害対応と地域取材が核



国際発信(グローバル)

- 戦略的に強化してきたニュース・情報発信を、今日の危機問題、関心のもと、再強化
- 情報環境の変化に合わせて、デジタルもフル活用
- 質的充実とともに、リスク管理の向上を図り、ガバナンスを強化
- 分断、民主主義の危機が進むなか、国際発信を再強化し日本の視座を発信

国際展開(アウトプット)

- 各国で浸透するOTT[※]ほか、コンテンツの流通革命に合わせ、戦略的に制作・展開の可能性を探る→結果、副次収入増等にも貢献
- 米国/ハリウッド等との本格協業による社会派ドラマ
- 黎明期の各作も含めた「NHKアニメ」の多面展開等
- 世界各国で多様な消費をされるコンテンツ市場で、「日本の視座」を発信

※OTT(Over the Top)とはインターネットを通じて視聴できるコンテンツ配信サービス

情報空間全体の多元性確保への貢献

基幹となる二元体制維持

(予算規模600億円)～将来の受信料負担の軽減に貢献～

ネットワー効果化に向けた取り組み

(共同利用型モデルの導入、持続可能な代価手段の検討等)

- 経済合理性を大前提に、民放と協働して、放送ネットワー維持に積極的に対応していく



※NHKと民間放送(2021・2022年度)は2023年度(1月1日)において、当時の経営計画期間に立寄るものとして取組む、経営計画の進捗状況

→視聴者のみならず将来負担の軽減につながる先行支出として、多元性確保のために確保した積立金は、2025年度以降の予算・事業計画で使途を明確にしてい

事業構造改革と新規領域創造を同時に進める経営改革

事業支出改革

- コンテンツの総量削減、設備投資の大幅削減等により、収支改善(事業支出削減の実現)
- コンテンツDXの推進、クラウド時代のワーフロー一貫化等で実現
- メディアの整理・削減(衛星1波・音声1波を削減)

衛星波は2024年3月末に、音声波は2025年3月末に再編、R2で放送している教育番組(学習番組等)は原則FMで放送



副次収入等、受信料外収入の拡大検討

- コンテンツの流通革命に合わせ戦略的に制作・展開→海外展開等の効果としての副次収入増を図る
- 関連団体からの受取配当金増加

受信料収入

- 公平負担の徹底を図るため、視聴者への接点(デジタル・画面・対面・外部団体等)を開発・拡大し、契約申し出・支払いの利便性をNHKへの理解を高める、時代に即した「新たな営業アプローチ」を推進

→支払率は現在の水準を維持する

収支計画(事業収支)【修正後】(2027年度に収支当額)			
区分	2024年度	2025年度	2026年度
事業収入	6,021	6,034	6,045
うち受信料	5,810	△429	5,800
事業支出	6,591	△128	6,434
事業収支差金	△570	△290	△400
還元配分による補填	570	—	400
補填	—	—	250

【新たな営業アプローチの推進による受信料収入の改善等を反映し、当初の収支計画に、それぞれ100億円ずつ加算して、最終結果をインフラ対応などであるインフラ下であっても、(NHK経営計画(2021・2023年度)※2023年度「約束」を踏まえ、収支当額・削減された受信料額を堅持

放送法改正(2025年10月施行)による影響を反映

「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ

「信頼」をつくり出す現場でマネジメント～現場力の強化～

経営でマネジメント～説明可能、リカバリングな経営の徹底～

- 経営の意思決定プロセスの明確化、透明性向上
- 内部統制強化の一環として、すべての業務書の責問など監査委員会の機能充実を図る
- 協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体「ガバナンス協議会」を設置・運営
- 経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取り組みを強化

※本計画<2025年1月修正>は、公表日現在で公表されている放送法附則第4条(一)従来施行に基いたもので、改正された場合には必要に応じて修正しますまた収支、支払率は公表日現在で公表されている放送法附則第4条(一)従来施行に基いたもので、改正された場合には必要に応じて修正します

放送法第71条の2第2項第1号・第3号・第5号に規定された事項について

本計画における、放送法第71条の2第2項第1号、第3号および第5号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間
2024年度から2026年度まで(2024年4月1日から2027年3月31日)の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の増減及び内容
(1) 国内放送として、テレビジョン放送(総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BS、NHK BSプレミアム4K、BS8K)、中波放送(第1放送、第2放送)、超短波放送(FM放送)を実施する。(2025年度は衛星放送を準備し、中波、超短波放送を実施する。)

(2) 国際放送として、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。

(3) 必要の配分として、放送番組の同時配信、放送番組の再配信(録画再配信)配信、番組関連情報の配信を実施する。

(4) 放送番組の同時配信、放送番組の再配信(録画再配信)配信、番組関連情報の配信を実施する。

第5号 受信料の体系及び方法に関する事項その他受信料に関する事項
受信料体系及び方法について変更しないが、インターネット配信の活用する場合の受取契約は地上契約として取り扱う。

2025年9月までは2024年1月公表の「NHK経営計画(2024・2026年度)」記載のとおりとする(2025年10月以降は上記のとおりとする)

審査報告書

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

農林水産委員長 藤木 眞也

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う農業構造転換の推進に必要な施策の実施の財源に充てるため、日本中央競馬会の特別積立金からの国庫納付金の納付の特例の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案に伴い、令和八年度一般会計予算の歳入において、日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例に係る金額として二百五十億円が計上されている。

附帯決議

令和六年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく令和七年度からの初動五年間の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保等に向け、農地の区画の拡大、共同利用施設の再編整備、スマート農業技術の開発、農産物の輸出を行う産地の育成等を集中的・計画的に推進する必要がある。また、農業構造転換集中対策期間終了後における食料安全保障の確保に資する施策の

実施のためには安定した財源が必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 日本中央競馬会の特別積立金を活用して農業構造転換集中対策を推進するに当たっては、食料安全保障の確保に資することはもとより、畜産振興も着実に行われるよう配慮すること。

二 日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例により、競馬の売上の一部が広く食料安全保障の確保のために活用されることについて、国民一般の理解が深まるよう努めること。

三 農業構造転換集中対策期間に必要な予算については、政府全体を挙げて、本法による日本中央競馬会からの国庫納付金も含め、毎年度、別枠で十分な予算をしっかりと確保するとともに、その他の農林水産関係予算についても必要かつ十分な規模となるよう努めること。

四 本法律案施行後四年を目途として食料安全保障の確保に資する施策の実施に必要な安定した財源を確保するための措置の在り方を検討するに当たっては、幅広く検討を行い、所要の措置を講ずること。

右決議する。

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案
農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法

（趣旨）

第一条 この法律は、令和八年度から令和十一年度までに限り集中的に行う、農地の区画の拡大、共同利用施設の再編整備、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第二条第一項に規定するスマート農業技術の開発及びこれを活用した生産方式の導入、農産物の輸出を行う産地の育成その他の農業構造転換の推進に必要な施策の実施に要する経費の財源に充てるため、令和八年度から令和十一年度までにおける日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例を定め、もって食料安全保障の確保に資するものとする。

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例）

第二条 日本中央競馬会は、令和八事業年度から令和十一事業年度までの各事業年度において、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、同法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち千億円の四分の一に相当する金額（次項において「特別国庫納付金額」という。）を当該事業年度の四月一日から翌事業年度の三月三十一日までの間に国庫に納付しなければならない。

2 特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後四年を目途として、農業構造転換の集中的な推進の状況等を勘案し、食料安全保障の確保に資する施策の実施に必要な安定した財源を確保するための各般の措置の在り方について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

農林水産委員長 藤木 眞也

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本中央競馬会の経営の持続性の確保のため、その保有する施設又は設備の外部による有効利用、剰余金のうち特別振興資金に充てる金額の決定方法等の変更等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農業構造転換集中対策の実施の財源に充てるため、日本中央競馬会の特別積立金からの国庫納付金の納付の特例措置が講じられることが必要とされる中、日本中央競馬会が保有する競馬場等の施

設・設備について、地域住民等を対象とする積極的な活用への期待が高まるなど、日本中央競馬会を取り巻く社会情勢等の変化が生じている。日本中央競馬会がこのような状況に対応し、競馬の健全な発展、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するためには、経営の健全な発展を確保することが一層重要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 剰余金のうち特別振興資金に充てる金額の決定方法等の変更を受けて、日本中央競馬会が行う特別振興資金への配分及び特別積立金の積立てについては、両資金の将来的な見通しを踏まえて計画的かつ適切に行われるよう指導すること。

二 日本中央競馬会が保有する施設・設備の外部による有効利用については、競馬事業に係る業務の円滑な遂行に支障が生じることのないよう、その要件を検討すること。

三 本法施行による日本中央競馬会の役員の欠格条項の一部廃止については、物品や役務に関する取引等に関して、日本中央競馬会の公正な運営が損なわれることがないよう、厳格に指導・監督を行うこと。

四 競馬については、ギャンブルを促進するといった懸念がある中、令和七年三月に閣議決定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、地方競馬におけるインターネット投票の委託手数料の段階的な引下げに向けた取組を後押しすること。さらに、動物福祉に配慮した事業運営を行うことについて、周知徹底を図ること。

右決議する。

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
日本中央競馬会法の一部を改正する法律
日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七号中「有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」とあるのは、「有する者」と読み替えるものとする。

第十九条に次の一項を加える。

5 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務並びに前項に規定する業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、これらの業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、競馬会が保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務を行うことができる。

第二十九条第一項中「第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余」を「次条第三項に規定する剰余の額から同項の規定により特別振興資金に充てる金額を控除してなお残額」に、「すべてこれ」を「その残額」に改める。

第二十九条の二第三項中「前条第一項の」を「第二十七条第二項の規定による納付及び第二十八条

第一項の規定による積立てをしてなお」に改め、「同項の規定にかかわらず」を削り、「に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額」を「のうち全部又は一部に、「ことができる」をものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、特別振興資金に充てる金額は、第二十一条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可を受けた事業計画を踏まえて次条第一項の承認を受けた貸借対照表に記載した金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

文教科学委員長 熊谷 裕人

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し、高等学校等の生徒等がその経済的な状況にかかわらず自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図るため、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案しないこととする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、令和八年度一般会計予算(文部科学省所管)において、約千八百五十六億円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法施行後三年以内に行う検証・検討に当たっては、速やかに「検証委員会」等の枠組みを設け、公私間の教育費負担の格差是正の状況等を勘案しつつ、国民の様々な意見や新たな制度の実施状況、先行自治体の取組の分析等を踏まえて、新たな制度における収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給限度額、合理性のない授業料等の値上げの抑制策の実施による影響、地方や公立高校への影響、地域公共交通への影響、障がいのある子ども達との教育機会の確保、中学生の学習時間の変化などについて、データ等の客観的情報を幅広くかつ丁寧に収集及び分析し、教育の機会均等の観点も含め、必要な措置を講ずること。

二、就学支援金制度の拡充により、所得制限が撤廃され、家庭の経済状況にかかわらず就学支援金が支給されることから、世帯所得による格差が拡大しないよう努めること。また、就学支援金の法令上の支給対象から外国籍生徒のうち我が国に定着することが見込まれない者及び外国人学校の生徒が外れることよって、共生社会の推進に支障を生じさせないよう万全を期すこと。

三、いわゆる「高校無償化」という表現は誤解を招くおそれがあることを考慮し、本制度の趣旨・内容について、広く理解が得られるよう、関係者に対する周知・説明を十分に行うこと。その際、特に私立高校においては、授業料以外の費用が多く必要となる場合があることについて十分に周知を行うなど、透明性の確保を推進すること。また、生徒や保護者等に対する各高校の教育方針や教育環境等についての情報提供の促進を図ること。

四、就学支援金の申請手続に当たっては、支給対象となる者が漏れないよう十分配慮するとともに、予算上の支援対象となる者についても全ての生徒が当該支援を受けられるよう必要な措置を講ずること。また、就学支援金と予算上の支援の対象者が異なるため、それぞれの申請・認定手続の際に、生徒等のプライバシーや個人情報保護の保護に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒間の分断・差別等を招くことのないよう十分配慮すること。

五、就学支援金の受給資格の認定に当たっては、自治体や学校現場において相応の事務量が発生することに鑑み、そのための条件整備に努めること。また、オンライン申請システム「e-shien」の更なる利用拡大と利便性の向上を推進

進するとともに、複雑化する就学支援金の認定手続等に伴う教職員及び事務職員の負担を抜本的に軽減するため、その改修を始め、次世代校務DX環境の整備等を通じた学校事務全体のデジタル化(DX)に対する積極的な財政支援及び技術的支援を講ずること。

六、就学支援金の支給限度額の引上げに伴って、私立高校において合理性のない授業料の値上げが行われることがないよう、設置者である学校法人の自主性や所轄庁である都道府県の意向に配慮しつつ、授業料等の費用の情報公開の強化や先行自治体の取組を踏まえた仕組みの構築などの必要な措置を講ずること。また、教育の質向上のため、私学助成金等の拡充を始め教育予算の拡充に努めること。

七、都道府県により学校数や生徒数の公私の比率や私立高校の位置付けが大きく異なることから、就学支援金の拡充により地域間の教育格差の拡大や地域の空洞化が生じないよう必要な取組を行うこと。その際、いわゆる公立高校離れが進まないように、令和九年度以降も、生徒を主語にした高校教育改革を更に推進するため、既存の文教予算を削減することなく、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築し、多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズに応えるとともに、地域の産業界や大学等との連携を深めつつ、地域の特性をいかした特色化・魅力化を進める専門高校を含めた公立高校等への支援を更に充実させること。また、公立高校等が高校教育改革を推進するためには、教師の役割が一層重要となることから、学級編制及び教職員定数の標準等の在り方についても検討すること。

八、少子化に伴う地方の公立高校の統廃合や再編が進む中において、生徒の地理的アクセスが損

なわれることがないよう、通学や寮・地方の高校への留学などに関する環境整備、遠隔教育の活用などを組み合わせた教育機会確保のモデルを国として提示し、各自治体に対して強い伴走支援を行うこと。

九、国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨及び教育は未来への投資であることに鑑み、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、恒久財源の確保及び一層の教育予算の拡充に最大限努めること。その際、授業料以外の費用によつて、進路選択の幅が狭まらないよう、授業料以外の支援である高校生等奨学給付金において、学習者用端末の購入費を補助できるようにするなど、給付額や対象世帯の更なる拡充を図ること。また、現行制度で支援対象となつていない外国籍生徒のうち我が国に定着することが見込まれない者及び外国人学校の生徒に対する予算措置による支援を後退させないこと。

十、多様な生徒が取り残されない教育環境を整備するため、合理的配慮の提供や特別支援学校の専攻科を含む特別支援教育の充実や、通信制高校の教育の質の向上を図りつつ、適正な支援を行うこと。また、不登校経験やヤングケアラー、疾病等のやむを得ない理由により修業年限を超えて在学している生徒が学びを継続できるように、速やかにその実態を把握の上、就学支援金の支給期間終了後の更なる支援措置に向けた検討を速やかに進めること。さらに、高校に進学しない若者や中退した若者への支援についても速やかに実態を把握の上、検討を行うこと。

十一、今後、生徒等への経済的支援に係る重大な法改正を行うに当たっては、国会における十分

な審議期間や、生徒、保護者及び学校関係者等への周知や準備のための期間を設ける必要性を踏まえ、制度の施行まで十分な余裕をもつて法律案を国会に提出するよう努めること。

右決議する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に「我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材を育成するため、高等学校等における教育に係る経済的負担の一部を社会全体で負担し」を、「その」の下に「経済的な状況にかかわらず当該高等学校等の」を加え、「に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与する」を「の機会均等及び自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境の整備を図る」に改める。

第二条第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号

第三条第一項中「有する者」の下に「(日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。)」を加え、同条第二項第三号を削る。

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「地方公共団体の設置する」を削り、同項を同条第二項とする。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十五条第一項中「国は」の下に「毎年度、第六条第一項の規定により都道府県知事が行う」を加え、「全額」を「四分の三」に、「金額を」を「額を負担するものとし」に改め、「都道府県に」の下に「対し、当該額を」を加え、同条第二項中「範囲内で」の下に「第六条第一項の規定により都道府県知事が行う」を加え、「金額を」を「額」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣」を加え、「その保護者等」を削る。

第十九条中「第十七条」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(高等学校等就学支援金の支給に関する経過措置)

第二条 令和八年三月分以前の月分的高等学校等

就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から引き続き高等学校等に在学する者(この法律による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(次条及び附則第五条において「新法」という。))第三条第一項に規定する者を除く。に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

(交付金に関する経過措置)

第三条 新法第十五条第一項の規定は、令和八年四月分以降の月分的高等学校等就学支援金の支給に要する費用について適用し、同年三月分以前の月分的高等学校等就学支援金の支給に要する費用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)の項中「第十七条」を削る。

審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

文教科学委員長 熊谷 裕人
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の中学校等の学級編制の標準及び公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、令和八年度一般会計予算(文部科学省所管)において、約百四十三億四千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、高等学校を含め更なる学校の望ましい指導体制の構築に努めること。その際、三十五人学級を義務教育の最終形とはせず、「乗ずる数」の在り方や、小中学校の一層の少人

数学級化を含めた検討を行い、子供たち一人一人に一層きめ細かい教育が届けられる体制の実現を目指すこと。

二、中学校三年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によつて措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保するとともに、更なる配置充実について検討すること。

三、新たな「定数改善計画」後の令和十一年度以降においても、政府は、出生数を鑑み、教育現場における、いじめ・不登校、特別支援教育、日本語指導等の多様な課題の推移を考慮し、長期的な計画を定め、「令和の日本型学校教育」を担う教職員の質と量を確保する策を講ずること。

四、本法による養護教諭と事務職員の基礎定数の改善に伴い、これらの職の既存の加配定数が減少することのないように措置するとともに、更なる配置充実について検討すること。また、本法に含まれていない栄養教諭についても、配置基準の引下げを含め、その配置充実について検討すること。

五、一人職であることの多い養護教諭や事務職員について、孤立を防ぎ専門性を向上させるため、複数配置や共同学校事務室の仕組みを最大限活用し、実践的なノウハウの継承や指導・助言を通じた効果的な育成・研修体制の構築を推進すること。

六、多様な児童生徒への多角的な指導の実現や、教職員の孤立防止及びメンタルヘルス対策、教

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

職員の仕事の改革の加速化、教職員による性暴力等の防止の観点から、特定の教員が一人で学級経営を担う体制を見直し、いわゆる「チーム担任制」の導入を含め、複数の教職員が協働して学級・学年を支援することができるよう指導・運営体制の充実を図ること。また、これに必要な教職員定数の更なる加配や、学年全体を俯瞰するマネジメント層の配置についても検討を行うこと。いわゆる「チーム担任制」を導入し、複数の教員で学級担任業務を分担するに当たっては、各教員の業務負担の実態を踏まえ、学級担任手当が適切に支給されるよう地方公共団体に對して促すこと。

七、意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、教職員給与費に係る義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務の状況について調査を行い、これを踏まえ、所要の措置を講ずること。

八、学校における働き方改革に資するため、教材研究や授業準備等に支障のないよう教員の定数増及び教育課程の弾力的運用を含む検討を行い、教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、学校事務体制の機能強化に向け、共同学校事務室への加配の拡充を行うなど事務職員の配置を充実させ、共同学校事務室の設置促進を図ること。

九、教員が教員でなければできない業務に専念できる環境整備を加速するため、「学校と教師の業務の三分類」の趣旨について、政府は保護者

や地域に對して理解を促す広報や発信に取り組むこと。また、教員業務支援員等の学校を支えるスタッフの配置充実、不当な要求等を行う保護者等への対応に係る支援、部活動の地域展開等を円滑に進めるための援助等に必要な財政措置を講ずるとともに、地方公共団体における取組を積極的に支援すること。

十、質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、専門性の高い民間人材が教育現場に参画しやすい制度の整備と環境づくりへ向けて、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。また、政府及び教育委員会は、教員不足の実態を踏まえ、産育休取得者や病休者の増加、合理的配慮を要する児童生徒の急増に伴う教員の確保難など、構造的要因も考慮しつつ、その解消を図るための対策に万全を期すこと。

十一、多様で質の高い教員人材を安定的に確保するため、教職に就いた者が在学中に貸与を受けた奨学金の返還免除制度について、大学院段階にとどまらず、学部段階においても早急に検討を進めること。

十二、本法により計画的な教職員定数の改善が図られることによつて、地方公共団体においては必要な教職員を見通しをもつて採用・配置しやすくなることから、政府は、非正規教職員が増加することのないよう、地方公共団体に對し、正規教職員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

十三、「チーム学校」の一員であるスクールカウンセ

セラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員をより効果的に機能させる観点から、配置の一層の拡充や働きやすい環境の整備を支援するとともに、専門職員を含む学校現場全体の校務DX・業務効率化を推進すること。その際、地方公共団体間における格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。右決議する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は市」を「又は市町村」に、「第八条第三号並びに」を「第八条第三号、」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削り、同項の表中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)の項中

「四十人」を「三十五人」に改める。
第八条第二号中「八百五十一人」を「八百一人」に、「八百一人」を「七百五十一人」に改め、同条第三号中「市」を「市町村」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削る。
第九条に次の一号を加える。
五 共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。第十四条第二号及び第十五条第五号において同じ。)であつて小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市町村(第十四条第二号に規定する市町村に該当するものを除く。)の合計数に一を乗じて得た数
第十四条中「特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た」を「次に定めるところにより算定した数を合計した」に改め、同条に次の各号を加える。
一 特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数
二 共同学校事務室であつて特別支援学校に置かれるものを二以上第九条第五号に規定する共同学校事務室を一置く市町村にあつては、一以上置く市町村の合計数に一を乗じて得た数
第十五条第五号中「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の四第一項に規定する共同学校事務室をいう。)」を削る。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この条において「標準法」という。)第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この条において「標準法」という。)第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この条において「標準法」という。)第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この条において「標準法」という。)第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

審査報告書

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

国土交通委員長 辻元 清美

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、令和十三年三月三十一日までの間、引き続き運輸事業振興助成交付金を交付しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 令和八年度における運輸事業の振興の助成に関する予算について、公平・中立な観点で関係各省間において鋭意協議、調整を行った上で、速やかに執行すること。また、九年度以降の運輸事業の振興に関する予算の執行についても八年度と同様に、公平・中立な観点で関係各省間において鋭意協議、調整を行うこと。

二 令和七年六月に成立した、いわゆるトラック適正化二法に基づく制度設計と同法の運用に向け、運輸事業の振興の助成に関する予算について、その在り方を含め、十分な検討を行うこと。

三 現下の中東情勢を受け、燃料価格の更なる高騰など、トラック、バス、タクシーなど社会基盤を支える事業や国民生活に多大な影響がもたらされることが予想されることから、事業者のみならず、国民全体への影響を極力軽減し、負担が及ばないよう、国会と連携を図りつつ、効果的な対策を講ずること。

右決議する。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律

運輸事業の振興の助成に関する法律(平成二十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を「現下の」に、「に与える影響」を「めぐる状況」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(この法律の失効)

2 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則に次の一項を加える。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者については、第三条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この法律は、令和八年四月一日から施行する。

審査報告書

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

財政金融委員長 宮本 周司

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、令和八年度から令和十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例に関する措置を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行により発行することができる特例公債の限度額として、令和八年度一般会計予算において二十二兆八千六百八十億円が計上されている。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第

百一号)の一部を次のように改正する。

第一条並びに第三条の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。
本則に次の一条を加える。

(行財政改革の徹底)

第五条 政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革(現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む)その他の行財政改革を徹底するものとする。

2 政府は、前項に規定する行財政改革の一環として、租税特別措置(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。)及び補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(次項において「旧法」という。)第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定は、令和八年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

する。

2 旧法第三条第一項(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

審査報告書

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

財政金融委員長 宮本 周司

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する復興施策の期間及び復興施策に必要な財源の確保のための復興債の発行期間を令和十二年度までに延長する等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行により発行することができる復興債の限度額として、令和八年度特別会計予算において六十六億円(東日本大震災復興特別会計)が計上されている。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第六十九条第四項中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第七十二条第三項及び第四項中「令和九年度」を「令和十四年度」に改める。

附 則

この法律は、令和八年四月一日から施行する。

審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

財政金融委員長 宮本 周司

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、物価高への対応の観点からの所得税の基礎控除の額等の引上げ並びに就業調整への対応及び中低所得者への配慮の観点からの所得税の基礎控除等の特例の見直し及び給与所得控除の最低控除額等の特例の創設を行うとともに、強い経済の実現に向けた対応としての特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設並びに当該対応として行う租税特別措置の適正化の観点からの給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の見直し、試験研究を行った場合の税額控除制度の強化及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の拡充、税負担の公平性を確保する観点からの特定の基準所得金額の課税の特例の見直し並びに防衛特別所得税の創設を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う令和八年度の租税減収見込額は、約五千七百六十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 令和十年分以後の所得税の基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額の二年ごとの見直し

の枠組みについては、課税最低限について生活保護基準額を勘案することを基本とするともに、物価変動に対して柔軟に税制が対応できる仕組みへの改変なども含め、予見可能性を確保しつつ、源泉徴収義務者の事務負担に配慮しながら、物価変動による影響を税制上軽減する制度となるよう引き続き検討を進めること。

二 消費税のインボイス制度導入に係る経過措置の一つであるいわゆる八割控除については、免税事業者等が取引から排除されないよう配慮する観点から、免税事業者等の取引の実情を踏まえつつ、不断の見直しを行うこと。また、インボイス制度の運用状況等を把握した上で、必要に応じて適切な対応を行うこと。

三 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置、いわゆることもNISAの実施に当たっては、格差の固定化につながらないよう、利用機会の平等や世代間の公平の実現、簡素な制度の構築を目指し、利用状況と効果を適切に把握し、不断の見直しを行うこと。

四 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置については、暗号資産の分離課税化等の影響も含め、施行後における所得税負担率の動向等を確実に把握し、税負担の公平性の観点からその効果を見極め、必要に応じて適切な見直しを行うこと。

五 給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度、いわゆる賃上げ促進税制の令和九年度以降の中堅企業向け措置の廃止に当たっては、中堅企業が地方経済や地域の雇用の中核を担っているという重要性から、これらの企業に対して十分な支援措置を講ずるよう検討を行うこと。

と。また、令和九年度以降の中小企業向けの措置については、中小企業を取り巻く経営環境及び賃上げの実施状況等を十分に踏まえた上で検討を行うこと。

六 特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却・特別税額控除制度、いわゆる特定生産性向上設備等投資促進税制に係る控除限度超過額の繰越控除制度の実施に当たっては、企業の予見可能性に配慮する観点から、その適用要件の詳細を速やかに示すよう努めること。

七 租税特別措置については、補助金等を始めとする他の政策手段に対する比較優位性が認められ、政策目標の具体的な達成時期や定量的な水準等が明確であるものを創設又は継続することとし、その効果検証に当たっては、必要なデータを幅広く収集し、EBPMの考えに基づき必要性及び有効性を分析し、効果が不透明なもの等は廃止・縮減すること。

八 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、インボイス制度の円滑な実施及び制度定着に伴う事務量の増加、消費税不正還付事案への厳正な対応、複雑・困難化する租税回避スキーム事案への対応など、社会情勢の変化による税務執行に係る事務量が增大していることに鑑み、調査事務拡充による税務コンプライアンス向上が必要不可欠であることを踏まえ、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払い、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

所得税法等の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十六号中「第四十八条の第二項を「暗号資産(金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。第三十三条第三項(譲渡所得)、第四十八条の二に、「に規定する暗号資産」を「及び第六十九条第二項(損益通算)において同じ。」に改め、同項第二十五号中「(損益通算)」を削り、同項第三十二号中「八十五万円」を「八十九万円」に改め、同号口中「生徒」を「学生又は生徒」に改め、同項第三十三号及び第三十四号中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第九条 第一項第五号中「費用」の下に「(自動車その他の交通用具の駐車のための施設の利用のために支出する費用を含む。)」を加える。

第二十二条 第二項第一号中「第三十三条第三項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十八条 第三項第一号を次のように改める。

一 前項に規定する収入金額が三百六十万円以下である場合 八万円と当該収入金額の百分の三十に相当する金額との合計額(当

該合計額が六十九万円に満たない場合には、六十九万円)

第二十八条第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第三十三条第三項中「には」を「には、政令で定める順序により」に、「控除した金額。」を「順次控除した後の当該他の号に掲げる所得に係る金額の合計額。」に改め、同項第一号中「の譲渡」を「暗号資産を除く。次号において同じ。」の譲渡」に、「次号」を「同号及び第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 暗号資産の譲渡による所得

第三十三条第四項中「五十万円(譲渡益が五十万円に満たない場合には、当該譲渡益)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合

五十万円

二 譲渡益のうち、前項第一号に掲げる所得に係る部分の金額と同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額との合計額が五十万円に満たない場合

当該合計額

第三十三条第五項中「とする」を「とし、なお控除しきれない金額があるときは、当該譲渡益のうち同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

5 その年中の第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等に係る同条第二項に規定する公的年金等に係る前項に規定する公的年金等控除額との合計額が二百八十万円を超える場合には、第二項に規定する公的年金等控除額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定

により計算した金額に相当する金額から当該超える部分の金額を控除した金額とする。

第四十八条の二第一項中(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項(定義)に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。))を削り、「事業所得の金額又は」を「事業所得の金額若しくは」に、「を算定する」を「又は第三十八条第一項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定によりその者の譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額を算定する」に改める。

第六十九条第二項中「規定する資産」の下に

「又は暗号資産で譲渡所得の基因となるもの」を加える。

第八十一条第一項中「三十五万円を」

「三十八万円」に改める。

第八十六条第一項第一号中「五十八万円を」

「六十二万円」に改める。

第二百二十条第三項第一号中「限る」の下に

「第六項において同じ」を加え、同条第六項中「よる申告書に」の下に「社会保険料控除、」を加え、同条第七項中「小規模企業共済等掛金控除等適用者」を「社会保険料控除等適用者」に改める。

第二百三条の三第一号イ中「十万円」を「十萬五千元」に改め、同号ニ中「三万円を」

「三萬二千五百円」に改め、同条第四号中「十万円」を「十萬五千元」に改める。

第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項中(資金決済に関する法律)の下に(平成二十一年法律第五十九号)を加える。

別表第二から別表第五までを次のように改める。

別表第二 給与所得の源泉徴収額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数							乙 税率
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
111,000円未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
111,000円	140円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
113,000円	240円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
115,000円	340円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
117,000円	440円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
119,000円	540円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
121,000円	640円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
123,000円	740円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
125,000円	840円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
127,000円	940円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
129,000円	1,040円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
131,000円	1,140円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
133,000円	1,240円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
135,000円	1,340円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
137,000円	1,440円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
139,000円	1,540円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
141,000円	1,640円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
143,000円	1,740円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
145,000円	1,840円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
147,000円	1,940円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
149,000円	2,040円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
151,000円	2,140円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
153,000円	2,240円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
155,000円	2,340円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
157,000円	2,440円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
159,000円	2,540円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
161,000円	2,640円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
163,000円	2,740円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
165,000円	2,840円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
167,000円	2,940円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
169,000円	3,030円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
171,000円	3,130円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
173,000円	3,230円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
175,000円	3,330円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
177,000円	3,430円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
179,000円	3,530円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
181,000円	3,630円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
183,000円	3,730円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
185,000円	3,830円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
187,000円	3,930円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
189,000円	4,030円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
191,000円	4,130円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
193,000円	4,230円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
195,000円	4,330円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
197,000円	4,430円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
199,000円	4,530円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
201,000円	4,630円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

(二)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲											乙																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	扶 養 親 族 等 の 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	税 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	0	1	2	3	4	5	6	7	人	税 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
以 上	未 満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(三)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲														乙	
	扶 養 親 族 等 の 数															
	0	1	2	3	4	5	6	7	人							
	以 上	未 満	税 額													税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
341,000	344,000	10,440	7,700	6,120	4,530	2,950	1,370	0	0	0	0	0	0	65,300	23,500	
344,000	347,000	10,680	7,820	6,240	4,650	3,070	1,490	0	0	0	0	0	0	66,300	24,500	
347,000	350,000	10,920	7,940	6,360	4,770	3,190	1,610	0	0	0	0	0	0	67,300	25,500	
350,000	353,000	11,160	8,060	6,480	4,890	3,310	1,730	140	0	0	0	0	0	68,300	26,500	
353,000	356,000	11,400	8,230	6,600	5,010	3,430	1,850	260	0	0	0	0	0	69,300	27,500	
356,000	359,000	11,640	8,470	6,720	5,130	3,550	1,970	380	0	0	0	0	0	70,300	28,500	
359,000	362,000	11,880	8,710	6,840	5,250	3,670	2,090	500	0	0	0	0	0	71,300	29,500	
362,000	365,000	12,120	8,950	6,960	5,370	3,790	2,210	620	0	0	0	0	0	72,300	30,500	
365,000	368,000	12,360	9,190	7,080	5,490	3,910	2,330	740	0	0	0	0	0	73,300	31,500	
368,000	371,000	12,600	9,430	7,200	5,610	4,030	2,450	860	0	0	0	0	0	74,300	32,500	
371,000	374,000	12,840	9,670	7,320	5,730	4,150	2,570	980	0	0	0	0	0	75,300	33,500	
374,000	377,000	13,080	9,910	7,440	5,850	4,270	2,690	1,100	0	0	0	0	0	76,300	34,500	
377,000	380,000	13,320	10,150	7,560	5,970	4,390	2,810	1,220	0	0	0	0	0	77,000	35,500	
380,000	383,000	13,560	10,390	7,680	6,090	4,510	2,930	1,340	0	0	0	0	0	77,900	36,500	
383,000	386,000	13,800	10,630	7,800	6,210	4,630	3,050	1,460	0	0	0	0	0	78,800	37,500	
386,000	389,000	14,040	10,870	7,920	6,330	4,750	3,170	1,580	0	0	0	0	0	79,800	38,500	
389,000	392,000	14,280	11,110	8,040	6,450	4,870	3,290	1,700	120	0	0	0	0	80,500	39,500	
392,000	395,000	14,520	11,350	8,160	6,570	4,990	3,410	1,820	240	0	0	0	0	81,500	40,500	
395,000	398,000	14,760	11,590	8,280	6,690	5,110	3,530	1,940	360	0	0	0	0	82,500	41,500	
398,000	401,000	15,000	11,830	8,400	6,810	5,230	3,650	2,060	480	0	0	0	0	83,500	42,500	
401,000	404,000	15,240	12,070	8,510	6,930	5,350	3,770	2,180	600	0	0	0	0	84,500	43,500	
404,000	407,000	15,480	12,310	8,630	7,050	5,470	3,890	2,300	720	0	0	0	0	85,500	44,500	
407,000	410,000	15,720	12,550	8,750	7,170	5,590	4,010	2,420	840	0	0	0	0	86,500	45,500	
410,000	413,000	15,960	12,790	8,870	7,290	5,710	4,130	2,540	960	0	0	0	0	87,500	46,500	
413,000	416,000	16,200	13,030	8,990	7,410	5,830	4,250	2,660	1,080	0	0	0	0	88,500	47,500	
416,000	419,000	16,440	13,270	9,110	7,530	5,950	4,370	2,780	1,200	0	0	0	0	89,500	48,500	
419,000	422,000	16,680	13,510	9,230	7,650	6,070	4,490	2,900	1,320	0	0	0	0	90,500	49,500	
422,000	425,000	16,920	13,750	9,350	7,770	6,190	4,610	3,020	1,440	0	0	0	0	91,500	50,500	
425,000	428,000	17,160	13,990	9,470	7,890	6,310	4,730	3,140	1,560	0	0	0	0	92,500	51,500	
428,000	431,000	17,400	14,230	9,590	8,010	6,430	4,850	3,260	1,680	0	0	0	0	93,500	52,500	
431,000	434,000	17,640	14,470	9,710	8,130	6,550	4,970	3,380	1,800	0	0	0	0	94,500	53,500	
434,000	437,000	17,880	14,710	9,830	8,250	6,670	5,090	3,500	2,020	0	0	0	0	95,500	54,500	
437,000	440,000	18,120	14,950	9,950	8,370	6,790	5,210	3,620	2,240	0	0	0	0	96,500	55,500	
440,000	443,000	18,360	15,190	10,070	8,490	6,910	5,330	3,740	2,460	0	0	0	0	97,500	56,500	
443,000	446,000	18,600	15,430	10,190	8,610	7,030	5,450	3,860	2,680	0	0	0	0	98,500	57,500	
446,000	449,000	18,840	15,670	10,310	8,730	7,150	5,570	3,980	2,900	0	0	0	0	99,500	58,500	
449,000	452,000	19,080	15,910	10,430	8,850	7,270	5,690	4,100	3,120	0	0	0	0	100,500	59,500	
452,000	455,000	19,320	16,150	10,550	8,970	7,390	5,810	4,220	3,340	0	0	0	0	101,500	60,500	
455,000	458,000	19,560	16,390	10,670	9,090	7,510	5,930	4,340	3,560	0	0	0	0	102,500	61,500	
458,000	461,000	19,800	16,630	10,790	9,210	7,630	6,050	4,460	3,780	0	0	0	0	103,500	62,500	
461,000	464,000	20,040	16,870	10,910	9,330	7,750	6,170	4,580	3,990	0	0	0	0	104,500	63,500	
464,000	467,000	20,280	17,110	11,030	9,450	7,870	6,290	4,700	4,210	0	0	0	0	105,500	64,500	
467,000	470,000	20,520	17,350	11,150	9,570	7,990	6,410	4,820	4,430	0	0	0	0	106,500	65,500	
470,000	473,000	20,760	17,590	11,270	9,690	8,110	6,530	4,940	4,650	0	0	0	0	107,500	66,500	
473,000	476,000	21,000	17,830	11,390	9,810	8,230	6,650	5,060	4,870	0	0	0	0	108,500	67,500	
476,000	479,000	21,240	18,070	11,510	9,930	8,350	6,770	5,180	5,090	0	0	0	0	109,500	68,500	
479,000	482,000	21,480	18,310	11,630	10,050	8,470	6,890	5,300	5,310	0	0	0	0	110,500	69,500	
482,000	485,000	21,720	18,550	11,750	10,170	8,590	7,010	5,420	5,530	0	0	0	0	111,500	70,500	
485,000	488,000	21,960	18,790	11,870	10,290	8,710	7,130	5,540	5,750	0	0	0	0	112,500	71,500	
488,000	491,000	22,200	19,030	11,990	10,410	8,830	7,250	5,660	5,970	0	0	0	0	113,500	72,500	

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲													乙	
	扶養親族等の数	税額												税額	
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税
491,000	494,000	25,510	19,270	16,110	12,940	9,770	7,370	5,780	4,200	137,600	644,000	647,000	650,000	653,000	656,000
494,000	497,000	25,490	19,250	16,090	12,920	9,750	7,350	5,760	4,180	137,400	644,000	647,000	650,000	653,000	656,000
497,000	500,000	26,470	20,130	16,970	13,800	10,630	8,230	6,640	5,160	140,700	647,000	650,000	653,000	656,000	659,000
500,000	503,000	26,950	20,610	17,450	14,280	11,110	8,710	7,120	5,640	143,600	650,000	653,000	656,000	659,000	662,000
503,000	506,000	27,430	21,090	17,930	14,760	11,590	9,190	7,600	6,120	146,500	653,000	656,000	659,000	662,000	665,000
506,000	509,000	27,910	21,570	18,410	15,240	12,070	9,670	8,080	6,600	149,400	656,000	659,000	662,000	665,000	668,000
509,000	512,000	28,390	22,050	18,890	15,720	12,550	10,150	8,560	7,080	152,300	659,000	662,000	665,000	668,000	671,000
512,000	515,000	28,870	22,530	19,370	16,200	13,020	10,620	9,030	7,550	155,200	662,000	665,000	668,000	671,000	674,000
515,000	518,000	29,350	23,010	19,850	16,680	13,500	11,100	9,510	8,030	158,100	665,000	668,000	671,000	674,000	677,000
518,000	521,000	29,830	23,490	20,330	17,160	14,000	11,580	9,990	8,510	161,000	668,000	671,000	674,000	677,000	680,000
521,000	524,000	30,310	23,970	20,810	17,640	14,480	12,060	10,470	8,990	163,900	671,000	674,000	677,000	680,000	683,000
524,000	527,000	30,790	24,450	21,290	18,120	14,960	12,540	10,930	9,450	166,800	674,000	677,000	680,000	683,000	686,000
527,000	530,000	31,270	24,930	21,770	18,600	15,440	13,020	11,410	9,930	169,700	677,000	680,000	683,000	686,000	689,000
530,000	533,000	31,750	25,410	22,250	19,080	15,920	13,500	11,890	10,410	172,600	680,000	683,000	686,000	689,000	692,000
533,000	536,000	32,230	25,890	22,730	19,560	16,400	14,000	12,390	10,890	175,500	683,000	686,000	689,000	692,000	695,000
536,000	539,000	32,710	26,370	23,210	20,040	16,880	14,480	12,870	11,370	178,400	686,000	689,000	692,000	695,000	698,000
539,000	542,000	33,190	26,850	23,690	20,520	17,360	14,960	13,350	11,850	181,300	689,000	692,000	695,000	698,000	701,000
542,000	545,000	33,670	27,330	24,170	21,000	17,840	15,440	13,830	12,330	184,200	692,000	695,000	698,000	701,000	704,000
545,000	548,000	34,150	27,810	24,650	21,480	18,320	15,920	14,310	12,810	187,100	695,000	698,000	701,000	704,000	707,000
548,000	551,000	34,630	28,290	25,130	21,960	18,800	16,400	14,790	13,290	190,000	698,000	701,000	704,000	707,000	710,000
551,000	554,000	35,110	28,770	25,610	22,440	19,280	16,880	15,270	13,770	192,900	701,000	704,000	707,000	710,000	713,000
554,000	557,000	35,590	29,250	26,090	22,920	19,760	17,360	15,750	14,250	195,800	704,000	707,000	710,000	713,000	716,000
557,000	560,000	36,070	29,730	26,570	23,400	20,240	17,840	16,230	14,730	198,700	707,000	710,000	713,000	716,000	719,000
560,000	563,000	36,550	30,210	27,050	23,880	20,720	18,320	16,710	15,210	201,600	710,000	713,000	716,000	719,000	722,000
563,000	566,000	37,030	30,690	27,530	24,360	21,200	18,800	17,190	15,690	204,500	713,000	716,000	719,000	722,000	725,000
566,000	569,000	37,510	31,170	28,010	24,840	21,680	19,280	17,670	16,170	207,400	716,000	719,000	722,000	725,000	728,000
569,000	572,000	37,990	31,650	28,490	25,320	22,160	19,760	18,150	16,650	210,300	719,000	722,000	725,000	728,000	731,000
572,000	575,000	38,470	32,130	28,970	25,800	22,640	20,240	18,630	17,130	213,200	722,000	725,000	728,000	731,000	734,000
575,000	578,000	38,950	32,610	29,450	26,280	23,120	20,720	19,110	17,610	216,100	725,000	728,000	731,000	734,000	737,000
578,000	581,000	39,430	33,090	29,930	26,760	23,600	21,200	19,590	18,090	219,000	728,000	731,000	734,000	737,000	740,000
581,000	584,000	39,910	33,570	30,410	27,240	24,080	21,680	20,070	18,570	221,900	731,000	734,000	737,000	740,000	743,000
584,000	587,000	40,390	34,050	30,890	27,720	24,560	22,160	20,550	19,050	224,800	734,000	737,000	740,000	743,000	746,000
587,000	590,000	40,870	34,530	31,370	28,200	25,040	22,640	21,030	19,530	227,700	737,000	740,000	743,000	746,000	749,000
590,000	593,000	41,350	35,010	31,850	28,680	25,520	23,120	21,510	20,010	230,600	740,000	743,000	746,000	749,000	752,000
593,000	596,000	41,830	35,490	32,330	29,160	26,000	23,600	22,000	20,500	233,500	743,000	746,000	749,000	752,000	755,000
596,000	599,000	42,310	35,970	32,810	29,640	26,480	24,080	22,480	21,000	236,400	746,000	749,000	752,000	755,000	758,000
599,000	602,000	42,790	36,450	33,290	30,120	26,960	24,560	22,960	21,480	239,300	749,000	752,000	755,000	758,000	761,000
602,000	605,000	43,270	36,930	33,770	30,600	27,440	25,040	23,440	21,960	242,200	752,000	755,000	758,000	761,000	764,000
605,000	608,000	43,750	37,410	34,250	31,080	27,920	25,520	23,920	22,440	245,100	755,000	758,000	761,000	764,000	767,000
608,000	611,000	44,230	37,890	34,730	31,560	28,400	26,000	24,400	22,920	248,000	758,000	761,000	764,000	767,000	770,000
611,000	614,000	44,710	38,370	35,210	32,040	28,880	26,480	24,880	23,400	250,900	761,000	764,000	767,000	770,000	773,000
614,000	617,000	45,190	38,850	35,690	32,520	29,360	26,960	25,360	23,880	253,800	764,000	767,000	770,000	773,000	776,000
617,000	620,000	45,670	39,330	36,170	33,000	29,840	27,440	25,840	24,360	256,700	767,000	770,000	773,000	776,000	779,000
620,000	623,000	46,150	39,810	36,650	33,480	30,320	27,920	26,320	24,840	259,600	770,000	773,000	776,000	779,000	782,000
623,000	626,000	46,630	40,290	37,130	33,960	30,800	28,400	26,800	25,320	262,500	773,000	776,000	779,000	782,000	785,000
626,000	629,000	47,110	40,770	37,610	34,440	31,280	28,880	27,280	25,800	265,400	776,000	779,000	782,000	785,000	788,000
629,000	632,000	47,590	41,250	38,090	34,920	31,760	29,360	27,760	26,280	268,300	779,000	782,000	785,000	788,000	791,000
632,000	635,000	48,070	41,730	38,570	35,400	32,240	29,840	28,240	26,760	271,200	782,000	785,000	788,000	791,000	794,000
635,000	638,000	48,550	42,210	39,050	35,880	32,720	30,320	28,720	27,240	274,100	785,000	788,000	791,000	794,000	797,000
638,000	641,000	49,030	42,690	39,530	36,360	33,200	30,800	29,200	27,720	277,000	788,000	791,000	794,000	797,000	800,000

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙	
	中														
	扶 養 親 族 等 の 数							税 額							
給与等の金額	0	1	2	3	4	5	6	7	人	人	人	人	人	人	円
以 上	未 満	税													
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
641,000	644,000	51,360	45,020	38,680	32,340	26,020	19,680	16,370	13,200	211,300	641,000	644,000	647,000	650,000	653,000
644,000	647,000	51,340	45,000	38,660	32,320	26,000	19,660	16,350	13,180	211,280	644,000	647,000	650,000	653,000	656,000
647,000	650,000	52,440	46,100	39,720	33,400	27,100	20,720	16,910	13,470	215,400	647,000	650,000	653,000	656,000	659,000
650,000	653,000	53,220	46,880	40,500	34,160	27,780	21,500	17,610	14,290	219,500	650,000	653,000	656,000	659,000	662,000
653,000	656,000	53,820	47,480	41,100	34,760	28,380	22,100	18,290	14,890	223,600	653,000	656,000	659,000	662,000	665,000
656,000	659,000	54,060	47,720	41,300	35,000	28,720	22,300	17,720	14,550	226,500	656,000	659,000	662,000	665,000	668,000
659,000	662,000	54,400	48,060	41,640	35,340	29,200	22,640	17,990	14,820	229,500	659,000	662,000	665,000	668,000	671,000
662,000	665,000	55,140	48,800	42,370	36,040	29,800	23,370	18,290	15,090	232,500	662,000	665,000	668,000	671,000	674,000
665,000	668,000	55,580	49,240	42,810	36,480	30,240	23,810	18,730	15,530	235,500	665,000	668,000	671,000	674,000	677,000
668,000	671,000	56,220	49,880	43,550	37,220	30,880	24,550	18,800	15,630	239,000	668,000	671,000	674,000	677,000	680,000
671,000	674,000	56,760	50,420	44,090	37,760	31,420	25,090	19,070	15,900	241,400	671,000	674,000	677,000	680,000	683,000
674,000	677,000	57,200	50,860	44,530	38,240	31,960	25,530	19,340	16,170	242,400	674,000	677,000	680,000	683,000	686,000
677,000	680,000	57,640	51,300	45,170	38,680	32,500	26,170	19,840	16,410	243,400	677,000	680,000	683,000	686,000	689,000
680,000	683,000	58,080	51,740	45,610	39,120	32,940	26,610	20,190	16,840	244,400	680,000	683,000	686,000	689,000	692,000
683,000	686,000	58,520	52,180	46,050	39,560	33,380	27,050	20,630	16,980	245,400	683,000	686,000	689,000	692,000	695,000
686,000	689,000	59,060	52,620	46,490	40,000	34,120	27,490	21,460	17,250	246,400	686,000	689,000	692,000	695,000	698,000
689,000	692,000	59,500	53,060	46,930	40,440	34,660	27,930	21,890	17,590	247,400	689,000	692,000	695,000	698,000	701,000
692,000	695,000	60,000	53,500	47,430	40,860	35,100	28,370	22,300	17,900	248,400	692,000	695,000	698,000	701,000	704,000
695,000	698,000	60,440	53,940	47,870	41,280	35,520	28,810	22,740	18,140	249,400	695,000	698,000	701,000	704,000	707,000
698,000	701,000	61,120	54,380	48,350	42,620	36,280	29,950	23,620	18,330	250,400	698,000	701,000	704,000	707,000	710,000
701,000	704,000	62,160	55,820	49,490	43,160	36,820	30,490	24,160	18,600	251,400	701,000	704,000	707,000	710,000	713,000
704,000	707,000	62,700	56,360	50,030	43,700	37,360	31,030	24,700	18,870	252,400	704,000	707,000	710,000	713,000	716,000
707,000	710,000	63,240	56,900	50,570	44,240	37,900	31,570	25,240	19,140	253,400	707,000	710,000	713,000	716,000	719,000
710,000	713,000	63,440	57,100	51,170	44,440	38,110	32,770	25,440	19,110	254,000	710,000	713,000	716,000	719,000	722,000
713,000	716,000	64,400	58,110	51,770	45,440	39,110	32,770	26,440	20,110	255,000	713,000	716,000	719,000	722,000	725,000
716,000	719,000	65,040	58,710	52,370	46,040	39,710	33,370	27,040	20,710	256,000	716,000	719,000	722,000	725,000	728,000
719,000	722,000	65,580	59,210	52,970	46,580	40,310	33,970	27,640	21,310	257,000	719,000	722,000	725,000	728,000	731,000
722,000	725,000	66,020	59,650	53,510	47,020	40,810	34,570	28,180	21,910	258,000	722,000	725,000	728,000	731,000	734,000
725,000	728,000	66,460	60,090	53,950	47,460	41,310	35,010	28,620	22,510	259,000	725,000	728,000	731,000	734,000	737,000
728,000	731,000	67,400	61,110	54,770	48,440	42,110	35,770	29,440	23,110	260,000	728,000	731,000	734,000	737,000	740,000
731,000	734,000	68,040	61,710	55,370	49,040	42,710	36,370	30,040	23,710	261,000	731,000	734,000	737,000	740,000	743,000
734,000	737,000	68,580	62,210	55,970	49,580	43,310	36,970	30,640	24,310	262,000	734,000	737,000	740,000	743,000	746,000
737,000	740,000	69,400	62,910	56,870	50,240	44,210	37,870	31,540	25,210	263,000	737,000	740,000	743,000	746,000	749,000
740,000円を超え 790,000円に満た ない金額	790,000円	69,540	63,210	56,870	50,540	44,210	37,870	31,540	25,210	263,000	740,000円を超え 790,000円に満た ない金額	790,000円を超え 790,000円に満た ない金額	790,000円を超え 790,000円に満た ない金額	790,000円を超え 790,000円に満た ない金額	790,000円を超え 790,000円に満た ない金額
790,000円を超え 990,000円に満た ない金額	790,000円	79,540	73,210	66,870	60,540	54,210	47,870	41,540	35,210	273,000	790,000円を超え 990,000円に満た ない金額	790,000円を超え 990,000円に満た ない金額	790,000円を超え 990,000円に満た ない金額	790,000円を超え 990,000円に満た ない金額	790,000円を超え 990,000円に満た ない金額

(六)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		7 人
以 上	未 満	税 額							税 額
960,000円	$\begin{matrix} \text{円} \\ 118,640 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 112,310 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 105,970 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 99,640 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 93,310 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 86,970 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 80,640 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 74,310 \end{matrix}$	
960,000円を超え 1,720,000円に満たない金額	960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								
1,720,000円	$\begin{matrix} \text{円} \\ 389,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 383,110 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 356,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 350,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 344,110 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 337,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 331,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 325,110 \end{matrix}$	
1,720,000円を超え 2,130,000円に満たない金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							$\begin{matrix} \text{円} \\ 645,700 \end{matrix}$	
2,130,000円	$\begin{matrix} \text{円} \\ 538,110 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 531,780 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 525,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 519,110 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 512,780 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 506,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 500,110 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 493,780 \end{matrix}$	
2,130,000円を超え 2,170,000円に満たない金額	2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
2,170,000円	$\begin{matrix} \text{円} \\ 559,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 553,110 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 546,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 540,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 534,110 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 527,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 521,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 515,110 \end{matrix}$	
2,170,000円を超え 2,210,000円に満たない金額	2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
2,210,000円	$\begin{matrix} \text{円} \\ 580,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 574,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 568,100 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 561,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 555,440 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 549,100 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 542,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 536,440 \end{matrix}$	
2,210,000円を超え 2,250,000円に満たない金額	2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円	$\begin{matrix} \text{円} \\ 602,100 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 595,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 589,430 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 583,100 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 576,770 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 570,430 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 564,100 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{円} \\ 557,770 \end{matrix}$	
2,250,000円を超え 3,500,000円に満たない金額	2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								

(七)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	人
以 上	未 満	税 額							税 額
3,500,000円		円	円	円	円	円	円	円	円
		1,102,100	1,095,770	1,089,430	1,083,100	1,076,770	1,070,430	1,064,100	1,057,770
3,500,000円を超え		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額							
る金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額									
税 額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									
控除した金額									

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）
（一）

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0	1	2	3	4	5	6	7	人	
以上	未 満	税 額							税 額	税 額
3,700円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,700	3,800	5	0	0	0	0	0	0	130	
3,800	3,900	10	0	0	0	0	0	0	130	
3,900	4,000	15	0	0	0	0	0	0	140	
4,000	4,100	20	0	0	0	0	0	0	140	
4,100	4,200	25	0	0	0	0	0	0	150	
4,200	4,300	30	0	0	0	0	0	0	150	
4,300	4,400	35	0	0	0	0	0	0	170	
4,400	4,500	40	0	0	0	0	0	0	180	
4,500	4,600	45	0	0	0	0	0	0	200	
4,600	4,700	50	0	0	0	0	0	0	210	
4,700	4,800	55	0	0	0	0	0	0	230	
4,800	4,900	60	5	0	0	0	0	0	240	
4,900	5,000	65	10	0	0	0	0	0	260	
5,000	5,100	70	15	0	0	0	0	0	270	
5,100	5,200	75	20	0	0	0	0	0	280	
5,200	5,300	80	25	0	0	0	0	0	300	
5,300	5,400	85	30	0	0	0	0	0	310	
5,400	5,500	90	35	0	0	0	0	0	330	
5,500	5,600	95	40	0	0	0	0	0	340	
5,600	5,700	100	45	0	0	0	0	0	360	
5,700	5,800	105	50	0	0	0	0	0	370	
5,800	5,900	105	55	0	0	0	0	0	380	
5,900	6,000	110	60	5	0	0	0	0	400	
6,000	6,100	115	65	10	0	0	0	0	410	
6,100	6,200	115	65	10	0	0	0	0	440	
6,200	6,300	120	70	15	0	0	0	0	470	
6,300	6,400	125	75	20	0	0	0	0	510	
6,400	6,500	130	80	25	0	0	0	0	540	
6,500	6,600	135	80	30	0	0	0	0	580	
6,600	6,700	140	85	35	0	0	0	0	610	
6,700	6,800	140	90	35	0	0	0	0	650	
6,800	6,900	145	95	40	0	0	0	0	680	
6,900	7,000	150	95	45	0	0	0	0	720	
7,000	7,100	150	100	45	0	0	0	0	750	
7,100	7,200	155	105	50	0	0	0	0	780	
7,200	7,300	155	105	55	0	0	0	0	800	
7,300	7,400	160	110	60	5	0	0	0	830	
7,400	7,500	165	115	65	10	0	0	0	860	
7,500	7,600	170	120	70	15	0	0	0	890	
7,600	7,700	175	125	75	20	0	0	0	930	
7,700	7,800	180	130	80	25	0	0	0	960	
7,800	7,900	185	135	85	30	0	0	0	1,000	
7,900	8,000	185	135	85	30	0	0	0	1,030	
8,000	8,100	185	135	85	30	0	0	0	1,060	
8,100	8,200	185	135	85	30	0	0	0	1,100	

（二）

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0	1	2	3	4	5	6	7	人	
以上	未満	税 額							税 額	税 額
8,300	8,400	225	175	120	70	15	0	0	1,460	0
8,400	8,500	230	180	125	75	20	0	0	1,490	0
8,500	8,600	235	185	130	80	25	0	0	1,520	0
8,600	8,700	240	190	135	85	30	0	0	1,560	0
8,700	8,800	245	195	140	90	35	0	0	1,600	0
8,800	8,900	250	200	145	95	40	0	0	1,640	0
8,900	9,000	255	205	150	100	45	0	0	1,670	0
9,000	9,100	260	210	155	105	50	0	0	1,710	0
9,100	9,200	265	215	160	110	55	0	0	1,750	0
9,200	9,300	270	220	165	115	60	0	0	1,790	0
9,300	9,400	275	225	170	120	65	0	0	1,830	0
9,400	9,500	280	230	175	125	70	0	0	1,870	0
9,500	9,600	285	235	180	130	75	0	0	1,910	0
9,600	9,700	290	240	185	135	80	0	0	1,950	0
9,700	9,800	295	245	190	140	85	0	0	1,990	0
9,800	9,900	300	250	195	145	90	0	0	2,030	0
9,900	10,000	305	255	200	150	95	0	0	2,070	0
10,000	10,100	310	260	205	155	100	0	0	2,110	0
10,100	10,200	315	265	210	160	105	0	0	2,150	0
10,200	10,300	320	270	215	165	110	0	0	2,190	0
10,300	10,400	325	275	220	170	115	0	0	2,230	0
10,400	10,500	330	280	225	175	120	0	0	2,270	0
10,500	10,600	335	285	230	180	125	0	0	2,310	0
10,600	10,700	340	290	235	185	130	0	0	2,350	0
10,700	10,800	345	295	240	190	135	0	0	2,390	0
10,800	10,900	350	300	245	195	140	0	0	2,430	0
10,900	11,000	355	305	250	200	145	0	0	2,470	0
11,000	11,100	360	310	255	205	150	0	0	2,510	0
11,100	11,200	365	315	260	210	155	0	0	2,550	0
11,200	11,300	370	320	265	215	160	0	0	2,590	0
11,300	11,400	375	325	270	220	165	0	0	2,630	0
11,400	11,500	380	330	275	225	170	0	0	2,670	0
11,500	11,600	385	335	280	230	175	0	0	2,710	0
11,600	11,700	390	340	285	235	180	0	0	2,750	0
11,700	11,800	395	345	290	240	185	0	0	2,790	0
11,800	11,900	400	350	295	245	190	0	0	2,830	0
11,900	12,000	405	355	300	250	195	0	0	2,870	0
12,000	12,100	410	360	305	255	200	0	0	2,910	0
12,100	12,200	415	365	310	260	205	0	0	2,950	0
12,200	12,300	420	370	315	265	210	0	0	2,990	0
12,300	12,400	425	375	320	270	215	0	0	3,030	0
12,400	12,500	430	380	325	275	220	0	0	3,070	0
12,500	12,600	435	385	330	280	225	0	0	3,110	0
12,600	12,700	440	390	335	285	230	0	0	3,150	0
12,700	12,800	445	395	340	290	235	0	0	3,190	0
12,800	12,900	450	400	345	295	240	0	0	3,230	0
12,900	13,000	455	405	350	300	245	0	0	3,270	0
13,000	13,100	460	410	355	305	250	0	0	3,310	0
13,100	13,200	465	415	360	310	255	0	0	3,350	0
13,200	13,300	470	420	365	315	260	0	0	3,390	0
13,300	13,400	475	425	370	320	265	0	0	3,430	0
13,400	13,500	480	430	375	325	270	0	0	3,470	0
13,500	13,600	485	435	380	330	275	0	0	3,510	0
13,600	13,700	490	440	385	335	280	0	0	3,550	0
13,700	13,800	495	445	390	340	285	0	0	3,590	0
13,800	13,900	500	450	395	345	290	0	0	3,630	0
13,900	14,000	505	455	400	350	295	0	0	3,670	0
14,000	14,100	510	460	405	355	300	0	0	3,710	0
14,100	14,200	515	465	410	360	305	0	0	3,750	0
14,200	14,300	520	470	415	365	310	0	0	3,790	0
14,300	14,400	525	475	420	370	315	0	0	3,830	0
14,400	14,500	530	480	425	375	320	0	0	3,870	0
14,500	14,600	535	485	430	380	325	0	0	3,910	0
14,600	14,700	540	490	435	385	330	0	0	3,950	0
14,700	14,800	545	495	440	390	335	0	0	3,990	0
14,800	14,900	550	500	445	395	340	0	0	4,030	0
14,900	15,000	555	505	450	400	345	0	0	4,070	0
15,000	15,100	560	510	455	405	350	0	0	4,110	0
15,100	15,200	565	515	460	410	355	0	0	4,150	0
15,200	15,300	570	520	465	415	360	0	0	4,190	0
15,300	15,400	575	525	470	420	365	0	0	4,230	0
15,400	15,500	580	530	475	425	370	0	0	4,270	0
15,500	15,600	585	535	480	430	375	0	0	4,310	0
15,600	15,700	590	540	485	435	380	0	0	4,350	0
15,700	15,800	595	545	490	440	385	0	0	4,390	0
15,800	15,900	600	550	495	445	390	0	0	4,430	0
15,900	16,000	605	555	500	450	395	0	0	4,470	0
16,000	16,100	610	560	505	455	400	0	0	4,510	0
16,100	16,200	615	565	510	460	405	0	0	4,550	0
16,200	16,300	620	570	515	465	410				

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲														乙		丙	
	扶 養 親 族 等 の 数														税 額	税 額		
	0	1	2	3	4	5	6	7	人	税 額	税 額							
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13,200	13,300	485	390	285	225	170	120	65	15	2,850	113	116	118	120	291	293	294	
13,300	13,400	500	385	300	220	180	120	70	15	2,900	116	119	121	123	294	296	297	
13,400	13,500	520	405	300	220	180	125	75	20	3,000	120	123	125	127	299	301	302	
13,500	13,600	525	420	315	240	185	135	80	30	3,070	127	130	132	134	302	304	305	
13,600	13,700	535	430	325	245	190	140	85	35	3,120	131	134	136	138	305	307	308	
13,700	13,800	540	435	330	250	195	145	90	40	3,180	135	138	140	142	308	310	311	
13,800	13,900	550	445	340	255	200	150	95	45	3,240	139	142	144	146	311	313	314	
13,900	14,000	560	450	345	260	205	155	100	50	3,300	143	146	148	150	314	316	317	
14,000	14,100	565	460	355	265	215	160	105	55	3,350	147	150	152	154	317	319	320	
14,100	14,200	575	470	365	265	210	160	105	55	3,400	151	154	156	158	320	322	323	
14,200	14,300	580	475	370	270	215	165	110	55	3,450	155	158	160	162	323	325	326	
14,300	14,400	590	485	380	275	220	165	115	60	3,510	159	162	164	166	326	328	329	
14,400	14,500	600	490	385	280	225	170	115	65	3,570	163	166	168	170	329	331	332	
14,500	14,600	605	500	395	290	225	175	120	70	3,620	167	170	172	174	332	334	335	
14,600	14,700	615	510	405	295	230	180	125	75	3,680	171	174	176	178	335	337	338	
14,700	14,800	620	515	410	300	235	185	130	80	3,730	175	178	180	182	338	340	341	
14,800	14,900	630	525	420	305	240	190	135	85	3,790	179	182	184	186	341	343	344	
14,900	15,000	640	530	425	310	245	195	140	90	3,850	183	186	188	190	344	346	347	
15,000	15,100	645	540	435	330	245	195	140	90	3,900	187	190	192	194	347	349	350	
15,100	15,200	650	550	445	335	250	200	145	95	3,960	191	194	196	198	350	352	353	
15,200	15,300	660	560	455	340	255	205	150	100	4,010	195	198	200	202	353	355	356	
15,300	15,400	685	565	460	355	260	205	155	100	4,070	199	202	204	206	356	358	359	
15,400	15,500	695	570	475	360	265	210	155	105	4,120	203	206	208	210	359	361	362	
15,500	15,600	725	580	475	370	285	215	160	110	4,180	207	210	212	214	362	364	365	
15,600	15,700	740	590	485	375	270	220	165	115	4,230	211	214	216	218	365	367	368	
15,700	15,800	750	595	490	385	280	220	170	115	4,290	215	218	220	222	368	370	371	
15,800	15,900	760	605	500	395	290	225	175	120	4,340	219	222	224	226	371	373	374	
15,900	16,000	775	610	510	400	295	230	180	125	4,400	223	226	228	230	374	376	377	
16,000	16,100	805	620	515	410	305	235	180	130	4,450	227	230	232	234	377	379	380	
16,100	16,200	820	630	525	415	310	240	185	135	4,500	231	234	236	238	380	382	383	
16,200	16,300	835	635	530	425	320	245	190	140	4,550	235	238	240	242	383	385	386	
16,300	16,400	855	645	540	440	330	250	195	145	4,600	239	242	244	246	386	388	389	
16,400	16,500	870	650	545	440	335	255	200	150	4,660	243	246	248	250	389	391	392	
16,500	16,600	885	675	565	460	345	265	210	155	4,710	247	250	252	254	392	394	395	
16,600	16,700	900	690	565	465	350	265	205	155	4,760	251	254	256	258	395	397	398	
16,700	16,800	920	690	570	470	360	270	210	160	4,810	255	258	260	262	398	400	401	
16,800	16,900	935	725	580	475	375	275	215	160	4,870	259	262	264	266	401	403	404	
16,900	17,000	955	740	585	480	375	280	220	170	4,920	263	266	268	270	404	406	407	
17,000	17,100	965	755	595	490	385	280	220	170	4,970	267	270	272	274	407	409	410	
17,100	17,200	980	770	605	495	390	285	225	175	5,020	271	274	276	278	410	412	413	
17,200	17,300	1,000	785	610	505	400	295	230	175	5,080	275	278	280	282	413	415	416	
17,300	17,400	1,015	805	620	515	415	300	235	180	5,130	279	282	284	286	416	418	419	
17,400	17,500	1,030	820	625	520	415	310	235	185	5,180	283	286	288	290	419	421	422	
17,500	17,600	1,045	835	635	530	425	320	240	190	5,230	287	290	292	294	422	424	425	
17,600	17,700	1,060	850	645	535	430	325	245	195	5,280	291	294	296	298	425	427	428	
17,700	17,800	1,085	865	655	545	440	335	255	200	5,330	295	298	300	302	428	430	431	
17,800	17,900	1,095	885	670	550	450	340	255	205	5,380	299	302	304	306	431	433	434	
17,900	18,000	1,110	900	680	560	455	350	255	205	5,430	303	306	308	310	434	436	437	
18,000	18,100	1,125	915	705	570	465	360	260	210	5,470	307	310	312	314	437	439	440	

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲														乙		丙	
	扶 養 親 族 等 の 数														税 額	税 額		
	0	1	2	3	4	5	6	7	人	人	人	人	人	人				
以上	未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,200	18,300	1,140	920	720	575	470	365	265	215	5,520	311	6,480	412	502	522	7,490	612	
18,300	18,400	1,160	930	725	585	480	375	270	215	5,570	315	6,530	416	540	580	7,490	620	
18,400	18,500	1,175	965	755	385	490	385	280	225	5,620	319	5,670	420	550	590	7,570	628	
18,500	18,600	1,195	985	770	390	500	390	285	230	5,670	323	5,710	424	560	600	7,620	636	
18,600	18,700	1,215	1,000	790	610	505	400	295	230	5,710	327					7,670	644	
18,700	18,800	1,230	1,020	810	620	515	410		235	5,760	331							
18,800	18,900	1,250	1,040	825	630	525	420		240	5,810	335							
18,900	19,000	1,265	1,055	845	640	530	430	325	245	5,860	339							
19,000	19,100	1,285	1,075	860	650	545	435	330	250	5,910	343							
19,100	19,200	1,305	1,090	880	670	550	445	340	255	5,960	347							
19,200	19,300	1,320	1,110	900	685	560	455	350	255	6,000	351							
19,300	19,400	1,340	1,130	915	705	570	465	360	260	6,050	355							
19,400	19,500	1,355	1,145	935	725	580	475	370	265	6,100	359							
19,500	19,600	1,375	1,165	950	740	590	480	375	270	6,150	363							
19,600	19,700	1,395	1,180	970	760	595	490	385	280	6,190	367							
19,700	19,800	1,410	1,200	990	775	605	500	395	280	6,240	372							
19,800	19,900	1,430	1,220	1,005	795	615	510	405	300	6,290	380							
19,900	20,000	1,445	1,235	1,025	815	625	520	415	305	6,340	388							
20,000	20,100	1,465	1,255	1,040	830	635	525	420	315	6,390	396							
20,100	20,200	1,485	1,270	1,060	850	640	535	430	325	6,430	404							
20,200	20,300	1,500	1,290	1,080	865	655	545	440	335	6,480	412							
20,300	20,400	1,520	1,310	1,100	885	665	550	450	340	6,530	416							
20,400	20,500	1,535	1,325	1,115	905	680	565	460	350	6,580	428							
20,500	20,600	1,555	1,345	1,130	920	690	570	475	360	6,630	434							
20,600	20,700	1,575	1,360	1,150	940	710	580	485	370	6,670	444							
20,700	20,800	1,590	1,380	1,170	955	745	590	485	380	6,720	452							
20,800	20,900	1,610	1,400	1,185	975	765	600	495	390	6,770	460							
20,900	21,000	1,625	1,415	1,205	995	780	610	505	395	6,820	468							
21,000	21,100	1,645	1,435	1,225	1,010	790	615	515	405	6,870	476							
21,100	21,200	1,665	1,450	1,240	1,030	820	625	520	415	6,910	484							
21,200	21,300	1,680	1,470	1,260	1,045	835	635	530	425	6,960	492							
21,300	21,400	1,700	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	7,010	500							
21,400	21,500	1,715	1,505	1,295	1,085	870	660	550	440	7,060	508							
21,500	21,600	1,735	1,525	1,310	1,100	880	670	555	450	7,100	516							
21,600	21,700	1,755	1,540	1,330	1,120	910	695	565	460	7,150	524							
21,700	21,800	1,770	1,560	1,350	1,135	925	715	575	470	7,190	532							
21,800	21,900	1,790	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	7,240	540							
21,900	22,000	1,805	1,595	1,385	1,175	960	750	595	485	7,290	548							
22,000	22,100	1,825	1,615	1,400	1,190	980	770	600	495	7,340	556							
22,100	22,200	1,845	1,630	1,420	1,210	1,000	785	610	505	7,390	564							
22,200	22,300	1,860	1,650	1,440	1,225	1,015	805	620	515	7,430	572							
22,300	22,400	1,880	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	7,480	580							
22,400	22,500	1,895	1,685	1,475	1,265	1,050	840	640	530	7,530	588							
22,500	22,600	1,915	1,705	1,490	1,280	1,070	860	650	540	7,580	596							
22,600	22,700	1,935	1,720	1,510	1,300	1,090	875	665	550	7,630	604							
22,700	22,800	1,950	1,740	1,530	1,315	1,105	895	685	560	7,680	612							
22,800	22,900	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	690	570	7,730	620							
22,900	23,000	1,985	1,775	1,565	1,355	1,140	930	710	575	7,780	628							
23,000	23,100	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	950	730	585	7,830	636							
23,100	23,200	2,025	1,810	1,600	1,390	1,180	965	755	595	7,870	644							

(五)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税							額	税 額	
23,200 23,300 23,400 23,500 23,600 23,700	23,300 23,400 23,500 23,600 23,700 23,800	2,040 2,060 2,075 2,090 2,105 2,115	1,830 1,850 1,865 1,880 1,890 1,900	1,620 1,635 1,650 1,665 1,680 1,690	1,405 1,425 1,445 1,465 1,480 1,490	1,195 1,215 1,230 1,250 1,270 1,290	985 1,005 1,020 1,040 1,060 1,080	775 790 810 830 845 865	605 615 620 630 640 655	7,720 7,770 7,820 7,870 7,920 7,970	652 658 668 678 684 692
23,900 24,000	23,900 24,000	2,155 2,175	1,940 1,960	1,730 1,750	1,520 1,540	1,310 1,330	1,100 1,120	885 905	675 695	8,020 8,070	708
24,000円		2,185	1,970	1,760	1,550	1,340	1,130	915	705	8,120	716
24,000円を超え 26,500円に満た ない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額										
26,500円		2,685	2,470	2,260	2,050	1,840	1,630	1,415	1,205		966
26,500円を超え 32,500円に満た ない金額	26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額										
32,500円		4,065	3,850	3,640	3,430	3,220	3,010	2,795	2,585		2,166
32,500円を超え 58,000円に満た ない金額	32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額										

(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	税							税額	税額	
58,000円	12,480 ^円	12,265 ^円	12,055 ^円	11,845 ^円	11,635 ^円	11,425 ^円	11,210 ^円	11,000 ^円	21,720 ^円	8,541 ^円
58,000円を超える 71,000円に満たない金額	58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	21,720 ^円	8,541 ^円
71,000円	17,835 ^円	17,620 ^円	17,410 ^円	17,200 ^円	16,990 ^円	16,780 ^円	16,565 ^円	16,355 ^円		
71,000円を超える 72,500円に満たない金額	71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額		
72,500円	18,615 ^円	18,400 ^円	18,190 ^円	17,980 ^円	17,770 ^円	17,560 ^円	17,345 ^円	17,135 ^円		
72,500円を超える 73,500円に満たない金額	72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額		
73,500円	19,195 ^円	18,980 ^円	18,770 ^円	18,560 ^円	18,350 ^円	18,140 ^円	17,925 ^円	17,715 ^円		
73,500円を超える 75,000円に満たない金額	73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額		
75,000円	19,975 ^円	19,760 ^円	19,550 ^円	19,340 ^円	19,130 ^円	18,920 ^円	18,705 ^円	18,495 ^円		
75,000円を超える 116,500円に満たない金額	75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額		

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数															
	0	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人			7
以 上	未 満	税 額													税 額	税 額
116,500円	$\yen1$ 36,573	$\yen1$ 36,360	$\yen1$ 36,150	$\yen1$ 35,940	$\yen1$ 35,730	$\yen1$ 35,520	$\yen1$ 35,305	$\yen1$ 35,085	$\yen1$ 35,085					税 額	$\yen1$ 27,846	
116,500円 を 超	116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額													税 額	$\yen1$ 27,846	
える金額														税 額	$\yen1$ 27,846	

たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	税 額	$\yen1$ 27,846
たつて、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち、116,500円		

- (注) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (一) 扶養親族等とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。
- (二) 社会保険料等とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等(第百八十六条の二(源泉控除対象配偶者)及び第百八十六条の三(源泉控除対象親族に係る控除の適用)の規定により当該申告書に記載がされていないものとする源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する国外居住親族(4)において「国外居住親族」という。)である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この「(一)において同じ」の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数にに応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち配偶者又は寡婦八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者(当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。)がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することにより1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。)については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等(第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとする源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとする源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。)の数に応じて、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (第百八十六条関係)

賃与の金額に 乗すべき 率	甲 族									
	養 護 費 税					料 率				
	扶 養 親 族					等 控				
	0	人	1	人	2	人	3	人	人	人
以	前 月 の 社 会 保 険 料									
	上 未 満	以 上	上 未 満	以 上	上 未 満	以 上	上 未 満	以 上	上 未 満	以 上
%	千円 87 千円未満	千円 100 千円未満	千円 112 千円未満	千円 253 千円未満	千円 147 千円未満	千円 279 千円未満	千円 185 千円未満	千円 300 千円未満	千円 300 千円未満	千円 300 千円未満
0	87	100	112	253	147	279	185	300	300	300
2	87	100	112	253	147	279	325	300	300	300
4	100	263	292	349	325	380	357	408	408	408
6	263	313	349	376	380	402	408	427	454	454
8	313	346	376	404	402	429	454	487	487	487
10	346	375	404	429	429	460	460	460	460	460
12	375	405	404	432	429	460	460	460	460	460
14	405	436	436	466	460	495	495	519	519	519
16	436	466	466	520	495	538	538	567	567	567
18	466	520	520	607	528	637	637	660	660	660
20	520	607	607	686	637	723	723	753	753	753
22	607	686	686	717	723	753	753	783	783	783
24	686	717	717	742	753	783	783	813	813	813
26	717	755	755	781	783	813	813	843	843	843
28	755	797	797	824	813	851	851	881	881	881
30	797	857	857	885	851	913	913	941	941	941
32	857	925	885	956	986	986	986	1,016	1,016	1,016
34	925	1,021	956	1,016	986	1,039	1,039	1,068	1,068	1,068
36	1,021	1,061	1,016	1,061	1,039	1,091	1,091	1,120	1,120	1,120
38	1,061	1,101	1,061	1,101	1,091	1,143	1,143	1,172	1,172	1,172
40	1,101	1,141	1,101	1,141	1,143	1,195	1,195	1,224	1,224	1,224
42	1,141	1,181	1,141	1,181	1,195	1,247	1,247	1,276	1,276	1,276
44	1,181	1,221	1,181	1,221	1,247	1,299	1,299	1,328	1,328	1,328
46	1,221	1,261	1,221	1,261	1,299	1,351	1,351	1,380	1,380	1,380
48	1,261	1,301	1,261	1,301	1,351	1,403	1,403	1,432	1,432	1,432
50	1,301	1,341	1,301	1,341	1,403	1,455	1,455	1,484	1,484	1,484
52	1,341	1,381	1,341	1,381	1,455	1,507	1,507	1,536	1,536	1,536
54	1,381	1,421	1,381	1,421	1,507	1,559	1,559	1,588	1,588	1,588
56	1,421	1,461	1,421	1,461	1,559	1,611	1,611	1,640	1,640	1,640
58	1,461	1,501	1,461	1,501	1,611	1,663	1,663	1,692	1,692	1,692
60	1,501	1,541	1,501	1,541	1,663	1,715	1,715	1,744	1,744	1,744
62	1,541	1,581	1,541	1,581	1,715	1,767	1,767	1,796	1,796	1,796
64	1,581	1,621	1,581	1,621	1,767	1,819	1,819	1,848	1,848	1,848
66	1,621	1,661	1,621	1,661	1,819	1,871	1,871	1,900	1,900	1,900
68	1,661	1,701	1,661	1,701	1,871	1,923	1,923	1,952	1,952	1,952
70	1,701	1,741	1,701	1,741	1,923	1,975	1,975	2,004	2,004	2,004
72	1,741	1,781	1,741	1,781	1,975	2,027	2,027	2,056	2,056	2,056
74	1,781	1,821	1,781	1,821	2,027	2,079	2,079	2,108	2,108	2,108
76	1,821	1,861	1,821	1,861	2,079	2,131	2,131	2,160	2,160	2,160
78	1,861	1,901	1,861	1,901	2,131	2,183	2,183	2,212	2,212	2,212
80	1,901	1,941	1,901	1,941	2,183	2,235	2,235	2,264	2,264	2,264
82	1,941	1,981	1,941	1,981	2,235	2,287	2,287	2,316	2,316	2,316
84	1,981	2,021	1,981	2,021	2,287	2,339	2,339	2,368	2,368	2,368
86	2,021	2,061	2,021	2,061	2,339	2,391	2,391	2,420	2,420	2,420
88	2,061	2,101	2,061	2,101	2,391	2,443	2,443	2,472	2,472	2,472
90	2,101	2,141	2,101	2,141	2,443	2,495	2,495	2,524	2,524	2,524
92	2,141	2,181	2,141	2,181	2,495	2,547	2,547	2,576	2,576	2,576
94	2,181	2,221	2,181	2,221	2,547	2,599	2,599	2,628	2,628	2,628
96	2,221	2,261	2,221	2,261	2,599	2,651	2,651	2,680	2,680	2,680
98	2,261	2,301	2,261	2,301	2,651	2,703	2,703	2,732	2,732	2,732
100	2,301	2,341	2,301	2,341	2,703	2,755	2,755	2,784	2,784	2,784
102	2,341	2,381	2,341	2,381	2,755	2,807	2,807	2,836	2,836	2,836
104	2,381	2,421	2,381	2,421	2,807	2,859	2,859	2,888	2,888	2,888
106	2,421	2,461	2,421	2,461	2,859	2,911	2,911	2,940	2,940	2,940
108	2,461	2,501	2,461	2,501	2,911	2,963	2,963	2,992	2,992	2,992
110	2,501	2,541	2,501	2,541	2,963	3,015	3,015	3,044	3,044	3,044
112	2,541	2,581	2,541	2,581	3,015	3,067	3,067	3,096	3,096	3,096
114	2,581	2,621	2,581	2,621	3,067	3,119	3,119	3,148	3,148	3,148
116	2,621	2,661	2,621	2,661	3,119	3,171	3,171	3,200	3,200	3,200
118	2,661	2,701	2,661	2,701	3,171	3,223	3,223	3,252	3,252	3,252
120	2,701	2,741	2,701	2,741	3,223	3,275	3,275	3,304	3,304	3,304
122	2,741	2,781	2,741	2,781	3,275	3,327	3,327	3,356	3,356	3,356
124	2,781	2,821	2,781	2,821	3,327	3,379	3,379	3,408	3,408	3,408
126	2,821	2,861	2,821	2,861	3,379	3,431	3,431	3,460	3,460	3,460
128	2,861	2,901	2,861	2,901	3,431	3,483	3,483	3,512	3,512	3,512
130	2,901	2,941	2,901	2,941	3,483	3,535	3,535	3,564	3,564	3,564
132	2,941	2,981	2,941	2,981	3,535	3,587	3,587	3,616	3,616	3,616
134	2,981	3,021	2,981	3,021	3,587	3,639	3,639	3,668	3,668	3,668
136	3,021	3,061	3,021	3,061	3,639	3,691	3,691	3,720	3,720	3,720
138	3,061	3,101	3,061	3,101	3,691	3,743	3,743	3,772	3,772	3,772
140	3,101	3,141	3,101	3,141	3,743	3,795	3,795	3,824	3,824	3,824
142	3,141	3,181	3,141	3,181	3,795	3,847	3,847	3,876	3,876	3,876
144	3,181	3,221	3,181	3,221	3,847	3,899	3,899	3,928	3,928	3,928
146	3,221	3,261	3,221	3,261	3,899	3,951	3,951	3,980	3,980	3,980
148	3,261	3,301	3,261	3,301	3,951	4,003	4,003	4,032	4,032	4,032
150	3,301	3,341	3,301	3,341	4,003	4,055	4,055	4,084	4,084	4,084
152	3,341	3,381	3,341	3,381	4,055	4,107	4,107	4,136	4,136	4,136
154	3,381	3,421	3,381	3,421	4,107	4,159	4,159	4,188	4,188	4,188
156	3,421	3,461	3,421	3,461	4,159	4,211	4,211	4,240	4,240	4,240
158	3,461	3,501	3,461	3,501	4,211	4,263	4,263	4,292	4,292	4,292
160	3,501	3,541	3,501	3,541	4,263	4,315	4,315	4,344	4,344	4,344
162	3,541	3,581	3,541	3,581	4,315	4,367	4,367	4,396	4,396	4,396
164	3,581	3,621	3,581	3,621	4,367	4,419	4,419	4,448	4,448	4,448
166	3,621	3,661	3,621	3,661	4,419	4,471	4,471	4,500	4,500	4,500
168	3,661	3,701	3,661	3,701	4,471	4,523	4,523	4,552	4,552	4,552
170	3,701	3,741	3,701	3,741	4,523	4,575	4,575	4,604	4,604	4,604
172	3,741	3,781	3,741	3,781	4,575	4,627	4,627	4,656	4,656	4,656
174	3,781	3,821	3,781	3,821	4,627	4,679	4,679	4,708	4,708	4,708
176	3,821	3,861	3,821	3,861	4,679	4,731	4,731	4,760	4,760	4,760
178	3,861	3,901	3,861	3,901	4,731	4,783	4,783	4,812	4,812	4,812
180	3,901	3,941	3,901	3,941	4,783	4,835	4,835	4,864	4,864	4,864
182	3,941	3,981	3,941	3,981	4,835	4,887	4,887	4,916	4,916	4,916
184	3,981	4,021	3,981	4,021	4,887	4,939	4,939	4,968	4,968	4,968
186	4,021	4,061	4,021	4,061	4,939	5,001	5,001	5,030	5,030	5,030
188	4,061	4,101	4,061	4,101	5,001	5,053	5,053	5,082	5,082	5,082
190	4,101	4,141	4,101	4,141	5,053	5,105	5,105	5,134	5,134	5,134
192	4,141	4,181	4,141	4,181	5,105	5,157	5,157	5,186	5,186	5,186
194	4,181	4,221	4,181	4,221	5,157	5,209	5,209	5,238	5,238	5,238
196	4,221	4,261	4,221	4,261	5,209	5,261	5,261	5,290	5,290	5,290
198	4,261	4,301	4,261	4,301	5,261	5,313	5,313	5,342	5,342	5,342
200	4,301	4,341	4,301	4,341	5,313	5,365	5,365	5,394	5,394	5,394
202	4,341	4,381	4,341	4,381	5,365	5,417	5,417	5,446	5,446	5,446
204	4,381	4,421	4,381	4,421	5,417	5,469	5,469	5,498	5,498	5,498
206	4,421	4,461	4,421	4,461	5,469	5,521	5,521	5,550	5,550	5,550
208	4,461	4,501	4,461	4,501	5,521	5,573	5,573	5,602	5,602	5,602
210	4,501	4,541	4,501	4,541						

官報 (号外国会會議録)

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(第二十八条、第九十条関係)

$$(1)$$
[illegible]
$$\begin{pmatrix} \cdot & \cdot \\ \cdot & \cdot \end{pmatrix}$$

給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
	以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,584,000 ^円	2,588,000 ^円	1,728,800 ^円	2,784,000 ^円	2,788,000 ^円	1,888,800 ^円	2,984,000 ^円	2,988,000 ^円	2,008,800 ^円	2,012,800 ^円
2,588,000	2,592,000	1,731,600	2,788,000	2,792,000	1,891,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600	2,015,600
2,592,000	2,596,000	1,734,400	2,792,000	2,796,000	1,894,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400	2,018,400
2,596,000	2,600,000	1,737,200	2,796,000	2,800,000	1,897,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200	2,021,000
2,600,000	2,604,000	1,740,000	2,800,000	2,804,000	1,899,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000	2,024,000
2,604,000	2,608,000	1,742,800	2,804,000	2,808,000	1,892,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800	2,026,800
2,608,000	2,612,000	1,745,600	2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600	2,029,600
2,612,000	2,616,000	1,748,400	2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400	2,032,000
2,616,000	2,620,000	1,751,200	2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200	2,034,000
2,620,000	2,624,000	1,754,000	2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000	2,038,000
2,624,000	2,628,000	1,756,800	2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800	2,040,000
2,628,000	2,632,000	1,759,600	2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600	2,043,000
2,632,000	2,636,000	1,762,400	2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400	2,045,000
2,636,000	2,640,000	1,765,200	2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200	2,048,000
2,640,000	2,644,000	1,768,000	2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000	2,052,000
2,644,000	2,648,000	1,770,800	2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800	2,054,000
2,648,000	2,652,000	1,773,600	2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600	2,057,000
2,652,000	2,656,000	1,776,400	2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400	2,059,000
2,656,000	2,660,000	1,779,200	2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200	2,062,000
2,660,000	2,664,000	1,782,000	2,860,000	2,864,000	1,922,000	3,060,000	3,064,000	2,062,000	2,065,000
2,664,000	2,668,000	1,784,800	2,864,000	2,868,000	1,924,800	3,064,000	3,068,000	2,064,800	2,067,000
2,668,000	2,672,000	1,787,600	2,868,000	2,872,000	1,927,600	3,068,000	3,072,000	2,067,600	2,070,000
2,672,000	2,676,000	1,790,400	2,872,000	2,876,000	1,930,400	3,072,000	3,076,000	2,070,400	2,073,000
2,676,000	2,680,000	1,793,200	2,876,000	2,880,000	1,933,200	3,076,000	3,080,000	2,073,200	2,076,000
2,680,000	2,684,000	1,796,000	2,880,000	2,884,000	1,936,000	3,080,000	3,084,000	2,076,000	2,079,000
2,684,000	2,688,000	1,798,800	2,884,000	2,888,000	1,938,800	3,084,000	3,088,000	2,078,800	2,081,000
2,688,000	2,692,000	1,801,600	2,888,000	2,892,000	1,941,600	3,088,000	3,092,000	2,081,600	2,084,000
2,692,000	2,696,000	1,804,400	2,892,000	2,896,000	1,944,400	3,092,000	3,096,000	2,084,400	2,087,000
2,696,000	2,700,000	1,807,200	2,896,000	2,900,000	1,947,200	3,096,000	3,100,000	2,087,200	2,090,000
2,700,000	2,704,000	1,810,000	2,900,000	2,904,000	1,950,000	3,100,000	3,104,000	2,090,000	2,093,000
2,704,000	2,708,000	1,812,800	2,904,000	2,908,000	1,952,800	3,104,000	3,108,000	2,092,800	2,095,000
2,708,000	2,712,000	1,815,600	2,908,000	2,912,000	1,955,600	3,108,000	3,112,000	2,095,600	2,098,000
2,712,000	2,716,000	1,818,400	2,912,000	2,916,000	1,958,400	3,112,000	3,116,000	2,098,400	2,101,000
2,716,000	2,720,000	1,821,200	2,916,000	2,920,000	1,961,200	3,116,000	3,120,000	2,101,200	2,104,000
2,720,000	2,724,000	1,824,000	2,920,000	2,924,000	1,964,000	3,120,000	3,124,000	2,104,000	2,107,000
2,724,000	2,728,000	1,826,800	2,924,000	2,928,000	1,966,800	3,124,000	3,128,000	2,106,800	2,109,000
2,728,000	2,732,000	1,829,600	2,928,000	2,932,000	1,969,600	3,128,000	3,132,000	2,109,600	2,112,000
2,732,000	2,736,000	1,832,400	2,932,000	2,936,000	1,972,400	3,132,000	3,136,000	2,112,400	2,115,000
2,736,000	2,740,000	1,835,200	2,936,000	2,940,000	1,975,200	3,136,000	3,140,000	2,115,200	2,118,000
2,740,000	2,744,000	1,838,000	2,940,000	2,944,000	1,978,000	3,140,000	3,144,000	2,118,000	2,121,000
2,744,000	2,748,000	1,840,800	2,944,000	2,948,000	1,980,800	3,144,000	3,148,000	2,120,800	2,123,000
2,748,000	2,752,000	1,843,600	2,948,000	2,952,000	1,983,600	3,148,000	3,152,000	2,123,600	2,126,000
2,752,000	2,756,000	1,846,400	2,952,000	2,956,000	1,986,400	3,152,000	3,156,000	2,126,400	2,129,000
2,756,000	2,760,000	1,849,200	2,956,000	2,960,000	1,989,200	3,156,000	3,160,000	2,129,200	2,132,000
2,760,000	2,764,000	1,852,000	2,960,000	2,964,000	1,992,000	3,160,000	3,164,000	2,132,000	2,135,000
2,764,000	2,768,000	1,854,800	2,964,000	2,968,000	1,994,800	3,164,000	3,168,000	2,134,800	2,137,000
2,768,000	2,772,000	1,857,600	2,968,000	2,972,000	1,997,600	3,168,000	3,172,000	2,137,600	2,140,000
2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400	3,172,000	3,176,000	2,140,400	2,143,000
2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200	3,176,000	3,180,000	2,143,200	2,146,000
2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000	3,180,000	3,184,000	2,146,000	2,149,000

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		未	満	
3,184,000	円	2,148,800	3,384,000	円	2,288,800
3,188,000	円	2,151,600	3,388,000	円	2,291,600
3,192,000	円	2,154,400	3,392,000	円	2,294,400
3,196,000	円	2,157,200	3,396,000	円	2,297,200
3,200,000	円	2,160,000	3,400,000	円	2,300,000
3,204,000	円	2,162,800	3,404,000	円	2,302,800
3,208,000	円	2,165,600	3,408,000	円	2,305,600
3,212,000	円	2,168,400	3,412,000	円	2,308,400
3,216,000	円	2,171,200	3,416,000	円	2,311,200
3,220,000	円	2,174,000	3,420,000	円	2,314,000
3,224,000	円	2,176,800	3,424,000	円	2,316,800
3,228,000	円	2,179,600	3,428,000	円	2,319,600
3,232,000	円	2,182,400	3,432,000	円	2,322,400
3,236,000	円	2,185,200	3,436,000	円	2,325,200
3,240,000	円	2,188,000	3,440,000	円	2,328,000
3,244,000	円	2,190,800	3,444,000	円	2,330,800
3,248,000	円	2,193,600	3,448,000	円	2,333,600
3,252,000	円	2,196,400	3,452,000	円	2,336,400
3,256,000	円	2,199,200	3,456,000	円	2,339,200
3,260,000	円	2,202,000	3,460,000	円	2,342,000
3,264,000	円	2,204,800	3,464,000	円	2,344,800
3,268,000	円	2,207,600	3,468,000	円	2,347,600
3,272,000	円	2,210,400	3,472,000	円	2,350,400
3,276,000	円	2,213,200	3,476,000	円	2,353,200
3,280,000	円	2,216,000	3,480,000	円	2,356,000
3,284,000	円	2,218,800	3,484,000	円	2,358,800
3,288,000	円	2,221,600	3,488,000	円	2,361,600
3,292,000	円	2,224,400	3,492,000	円	2,364,400
3,296,000	円	2,227,200	3,496,000	円	2,367,200
3,300,000	円	2,230,000	3,500,000	円	2,370,000
3,304,000	円	2,232,800	3,504,000	円	2,372,800
3,308,000	円	2,235,600	3,508,000	円	2,375,600
3,312,000	円	2,238,400	3,512,000	円	2,378,400
3,316,000	円	2,241,200	3,516,000	円	2,381,200
3,320,000	円	2,244,000	3,520,000	円	2,384,000
3,324,000	円	2,246,800	3,524,000	円	2,386,800
3,328,000	円	2,249,600	3,528,000	円	2,389,600
3,332,000	円	2,252,400	3,532,000	円	2,392,400
3,336,000	円	2,255,200	3,536,000	円	2,395,200
3,340,000	円	2,258,000	3,540,000	円	2,398,000
3,344,000	円	2,260,800	3,544,000	円	2,400,800
3,348,000	円	2,263,600	3,548,000	円	2,403,600
3,352,000	円	2,266,400	3,552,000	円	2,406,400
3,356,000	円	2,269,200	3,556,000	円	2,409,200
3,360,000	円	2,272,000	3,560,000	円	2,412,000
3,364,000	円	2,274,800	3,564,000	円	2,414,800
3,368,000	円	2,277,600	3,568,000	円	2,417,600
3,372,000	円	2,280,400	3,572,000	円	2,420,400
3,376,000	円	2,283,200	3,576,000	円	2,423,200
3,380,000	円	2,286,000	3,580,000	円	2,426,000

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額											
以	上		未	満		以	上		未	満									
3,784,000	円	3,788,000	円	2,587,200	円	3,984,000	円	2,747,200	円	4,184,000	円	2,907,200	円	4,384,000	円	2,957,200	円	4,584,000	円
3,788,000	円	3,792,000	円	2,590,400	円	3,988,000	円	2,750,400	円	4,188,000	円	2,910,400	円	4,388,000	円	2,960,400	円	4,588,000	円
3,792,000	円	3,796,000	円	2,593,600	円	3,992,000	円	2,753,600	円	4,192,000	円	2,913,600	円	4,392,000	円	2,963,600	円	4,592,000	円
3,796,000	円	3,800,000	円	2,596,800	円	3,996,000	円	2,756,800	円	4,196,000	円	2,916,800	円	4,396,000	円	2,966,800	円	4,596,000	円
3,800,000	円	3,804,000	円	2,600,000	円	4,000,000	円	2,760,000	円	4,200,000	円	2,920,000	円	4,400,000	円	2,970,000	円	4,600,000	円
3,804,000	円	3,808,000	円	2,603,200	円	4,004,000	円	2,763,200	円	4,204,000	円	2,923,200	円	4,404,000	円	2,973,200	円	4,604,000	円
3,808,000	円	3,812,000	円	2,606,400	円	4,008,000	円	2,766,400	円	4,208,000	円	2,926,400	円	4,408,000	円	2,976,400	円	4,608,000	円
3,812,000	円	3,816,000	円	2,609,600	円	4,012,000	円	2,769,600	円	4,212,000	円	2,929,600	円	4,412,000	円	2,979,600	円	4,612,000	円
3,816,000	円	3,820,000	円	2,612,800	円	4,016,000	円	2,772,800	円	4,216,000	円	2,932,800	円	4,416,000	円	2,982,800	円	4,616,000	円
3,820,000	円	3,824,000	円	2,616,000	円	4,020,000	円	2,776,000	円	4,220,000	円	2,936,000	円	4,420,000	円	2,986,000	円	4,620,000	円
3,824,000	円	3,828,000	円	2,619,200	円	4,024,000	円	2,779,200	円	4,224,000	円	2,939,200	円	4,424,000	円	2,989,200	円	4,624,000	円
3,828,000	円	3,832,000	円	2,622,400	円	4,028,000	円	2,782,400	円	4,228,000	円	2,942,400	円	4,428,000	円	2,992,400	円	4,628,000	円
3,832,000	円	3,836,000	円	2,625,600	円	4,032,000	円	2,785,600	円	4,232,000	円	2,945,600	円	4,432,000	円	2,995,600	円	4,632,000	円
3,836,000	円	3,840,000	円	2,628,800	円	4,036,000	円	2,788,800	円	4,236,000	円	2,948,800	円	4,436,000	円	2,998,800	円	4,636,000	円
3,840,000	円	3,844,000	円	2,632,000	円	4,040,000	円	2,792,000	円	4,240,000	円	2,952,000	円	4,440,000	円	3,002,000	円	4,640,000	円
3,844,000	円	3,848,000	円	2,635,200	円	4,044,000	円	2,795,200	円	4,244,000	円	2,955,200	円	4,444,000	円	3,005,200	円	4,644,000	円
3,848,000	円	3,852,000	円	2,638,400	円	4,048,000	円	2,798,400	円	4,248,000	円	2,958,400	円	4,448,000	円	3,008,400	円	4,648,000	円
3,852,000	円	3,856,000	円	2,641,600	円	4,052,000	円	2,801,600	円	4,252,000	円	2,961,600	円	4,452,000	円	3,011,600	円	4,652,000	円
3,856,000	円	3,860,000	円	2,644,800	円	4,056,000	円	2,804,800	円	4,256,000	円	2,964,800	円	4,456,000	円	3,014,800	円	4,656,000	円
3,860,000	円	3,864,000	円	2,648,000	円	4,060,000	円	2,808,000	円	4,260,000	円	2,968,000	円	4,460,000	円	3,018,000	円	4,660,000	円
3,864,000	円	3,868,000	円	2,651,200	円	4,064,000	円	2,811,200	円	4,264,000	円	2,971,200	円	4,464,000	円	3,021,200	円	4,664,000	円
3,868,000	円	3,872,000	円	2,654,400	円	4,068,000	円	2,814,400	円	4,268,000	円	2,974,400	円	4,468,000	円	3,024,400	円	4,668,000	円
3,872,000	円	3,876,000	円	2,657,600	円	4,072,000	円	2,817,600	円	4,272,000	円	2,977,600	円	4,472,000	円	3,027,600	円	4,672,000	円
3,876,000	円	3,880,000	円	2,660,800	円	4,076,000	円	2,820,800	円	4,276,000	円	2,980,800	円	4,476,000	円	3,030,800	円	4,676,000	円
3,880,000	円	3,884,000	円	2,664,000	円	4,080,000	円	2,824,000	円	4,280,000	円	2,984,000	円	4,480,000	円	3,034,000	円	4,680,000	円
3,884,000	円	3,888,000	円	2,667,200	円	4,084,000	円	2,827,200	円	4,284,000	円	2,987,200	円	4,484,000	円	3,037,200	円	4,684,000	円
3,888,000	円	3,892,000	円	2,670,400	円	4,088,000	円	2,830,400	円	4,288,000	円	2,990,400	円	4,488,000	円	3,040,400	円	4,688,000	円
3,892,000	円	3,896,000	円	2,673,600	円	4,092,000	円	2,833,600	円	4,292,000	円	2,993,600	円	4,492,000	円	3,043,600	円	4,692,000	円
3,896,000	円	3,900,000	円	2,676,800	円	4,096,000	円	2,836,800	円	4,296,000	円	2,996,800	円	4,496,000	円	3,046,800	円	4,696,000	円
3,900,000	円	3,904,000	円	2,680,000	円	4,100,000	円	2,840,000	円	4,300,000	円	2,999,000	円	4,500,000	円	3,050,000	円	4,700,000	円
3,904,000	円	3,908,000	円	2,683,200	円	4,104,000	円	2,843,200	円	4,304,000	円	3,002,200	円	4,504,000	円	3,053,200	円	4,704,000	円
3,908,000	円	3,912,000	円	2,686,400	円	4,108,000	円	2,846,400	円	4,308,000	円	3,005,400	円	4,508,000	円	3,056,400	円	4,708,000	円
3,912,000	円	3,916,000	円	2,689,600	円	4,112,000	円	2,849,600	円	4,312,000	円	3,008,600	円	4,512,000	円	3,059,600	円	4,712,000	円
3,916,000	円	3,920,000	円	2,692,800	円	4,116,000	円	2,852,800	円	4,316,000	円	3,011,800	円	4,516,000	円	3,062,800	円	4,716,000	円
3,920,000	円	3,924,000	円	2,696,000	円	4,120,000	円	2,856,000	円	4,320,000	円	3,016,000	円	4,520,000	円	3,067,000	円	4,720,000	円
3,924,000	円	3,928,000	円	2,699,200	円	4,124,000	円	2,859,200	円	4,324,000	円	3,019,200	円	4,524,000	円	3,070,200	円	4,724,000	円
3,928,000	円	3,932,000	円	2,702,400	円	4,128,000	円	2,862,400	円	4,328,000	円	3,022,400	円	4,528,000	円	3,073,400	円	4,728,000	円
3,932,000	円	3,936,000	円	2,705,600	円	4,132,000	円	2,865,600	円	4,332,000	円	3,025,600	円	4,532,000	円	3,076,600	円	4,732,000	円
3,936,000	円	3,940,000	円	2,708,800	円	4,136,000	円	2,868,800	円	4,336,000	円	3,029,800	円	4,536,000	円	3,080,800	円	4,736,000	円
3,940,000	円	3,944,000	円	2,712,000	円	4,140,000	円	2,872,000	円	4,340,000	円	3,034,000	円	4,540,000	円	3,085,000	円	4,740,000	円
3,944,000	円	3,948,000	円	2,715,200	円	4,144,000	円	2,875,200	円	4,344,000	円	3,038,200	円	4,544,000	円	3,089,200	円	4,744,000	円
3,948,000	円	3,952,000	円	2,718,400	円	4,148,000	円	2,878,400	円	4,348,000	円	3,042,400	円	4,548,000	円	3,093,400	円	4,748,000	円
3,952,000	円	3,956,000	円	2,721,600	円	4,152,000	円	2,881,600	円	4,352,000	円	3,046,600	円	4,552,000	円	3,097,600	円	4,752,000	円
3,956,000	円	3,960,000	円	2,724,800	円	4,156,000	円	2,884,800	円	4,356,000	円	3,050,800	円	4,556,000	円	3,101,800	円	4,756,000	円
3,960,000	円	3,964,000	円	2,728,000	円	4,160,000	円	2,888,000	円	4,360,000	円	3,055,000	円	4,560,000	円	3,106,000	円	4,760,000	円
3,964,000	円	3,968,000	円	2,731,200	円	4,164,000	円	2,891,200	円	4,364,000	円	3,059,200	円	4,564,000	円	3,110,200	円	4,764,000	円
3,968,000	円	3,972,000	円	2,734,400	円	4,168,000	円	2,894,400	円	4,368,000	円	3,063,400	円	4,568,000	円	3,114,400	円	4,768,000	円
3,972,000	円	3,976,000	円	2,737,600	円	4,172,000	円	2,897,600	円	4,372,000	円	3,067,600	円	4,572,000	円	3,118,600	円	4,772,000	円
3,976,000	円	3,980,000	円	2,740,800	円	4,176,000	円	2,900,800	円	4,376,000	円	3,071,800	円	4,576,000	円	3,122,800	円	4,776,000	円
3,980,000	円	3,984,000	円	2,744,000	円	4,180,000	円	2,904,000	円	4,380,000	円	3,076,000	円	4,580,000	円	3,127,000	円	4,780,000	円

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上	以	上	以	上
未	満	未	満	未	満
円	円	円	円	円	円
4,384,000	4,388,000	3,067,200	4,584,000	3,227,200	4,784,000
4,388,000	4,392,000	3,070,400	4,588,000	3,230,400	4,788,000
4,392,000	4,396,000	3,073,600	4,592,000	3,233,600	4,792,000
4,396,000	4,400,000	3,076,800	4,596,000	3,236,800	4,796,000
4,400,000	4,404,000	3,080,000	4,600,000	3,240,000	4,800,000
4,404,000	4,408,000	3,083,200	4,604,000	3,243,200	4,804,000
4,408,000	4,412,000	3,086,400	4,608,000	3,246,400	4,808,000
4,412,000	4,416,000	3,089,600	4,612,000	3,249,600	4,812,000
4,416,000	4,420,000	3,092,800	4,616,000	3,252,800	4,816,000
4,420,000	4,424,000	3,096,000	4,620,000	3,256,000	4,820,000
4,424,000	4,428,000	3,099,200	4,624,000	3,259,200	4,824,000
4,428,000	4,432,000	3,102,400	4,628,000	3,262,400	4,828,000
4,432,000	4,436,000	3,105,600	4,632,000	3,265,600	4,832,000
4,436,000	4,440,000	3,108,800	4,636,000	3,268,800	4,836,000
4,440,000	4,444,000	3,112,000	4,640,000	3,272,000	4,840,000
4,444,000	4,448,000	3,115,200	4,644,000	3,275,200	4,844,000
4,448,000	4,452,000	3,118,400	4,648,000	3,278,400	4,848,000
4,452,000	4,456,000	3,121,600	4,652,000	3,281,600	4,852,000
4,456,000	4,460,000	3,124,800	4,656,000	3,284,800	4,856,000
4,460,000	4,464,000	3,128,000	4,660,000	3,288,000	4,860,000
4,464,000	4,468,000	3,131,200	4,664,000	3,291,200	4,864,000
4,468,000	4,472,000	3,134,400	4,668,000	3,294,400	4,868,000
4,472,000	4,476,000	3,137,600	4,672,000	3,297,600	4,872,000
4,476,000	4,480,000	3,140,800	4,676,000	3,300,800	4,876,000
4,480,000	4,484,000	3,144,000	4,680,000	3,304,000	4,880,000
4,484,000	4,488,000	3,147,200	4,684,000	3,307,200	4,884,000
4,488,000	4,492,000	3,150,400	4,688,000	3,310,400	4,888,000
4,492,000	4,496,000	3,153,600	4,692,000	3,313,600	4,892,000
4,496,000	4,500,000	3,156,800	4,696,000	3,316,800	4,896,000
4,500,000	4,504,000	3,160,000	4,700,000	3,320,000	4,900,000
4,504,000	4,508,000	3,163,200	4,704,000	3,323,200	4,904,000
4,508,000	4,512,000	3,166,400	4,708,000	3,326,400	4,908,000
4,512,000	4,516,000	3,169,600	4,712,000	3,329,600	4,912,000
4,516,000	4,520,000	3,172,800	4,716,000	3,332,800	4,916,000
4,520,000	4,524,000	3,176,000	4,720,000	3,336,000	4,920,000
4,524,000	4,528,000	3,179,200	4,724,000	3,339,200	4,924,000
4,528,000	4,532,000	3,182,400	4,728,000	3,342,400	4,928,000
4,532,000	4,536,000	3,185,600	4,732,000	3,345,600	4,932,000
4,536,000	4,540,000	3,188,800	4,736,000	3,348,800	4,936,000
4,540,000	4,544,000	3,192,000	4,740,000	3,352,000	4,940,000
4,544,000	4,548,000	3,195,200	4,744,000	3,355,200	4,944,000
4,548,000	4,552,000	3,198,400	4,748,000	3,358,400	4,948,000
4,552,000	4,556,000	3,201,600	4,752,000	3,361,600	4,952,000
4,556,000	4,560,000	3,204,800	4,756,000	3,364,800	4,956,000
4,560,000	4,564,000	3,208,000	4,760,000	3,368,000	4,960,000
4,564,000	4,568,000	3,211,200	4,764,000	3,371,200	4,964,000
4,568,000	4,572,000	3,214,400	4,768,000	3,374,400	4,968,000
4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	3,377,600	4,972,000
4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	3,380,800	4,976,000
4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	3,384,000	4,980,000

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上	以	上	以	上
未	満	未	満	未	満
円	円	円	円	円	円
4,984,000	4,988,000	3,547,200	5,184,000	3,707,200	5,384,000
4,988,000	4,992,000	3,550,400	5,188,000	3,710,400	5,388,000
4,992,000	4,996,000	3,553,600	5,192,000	3,713,600	5,392,000
4,996,000	5,000,000	3,556,800	5,196,000	3,716,800	5,396,000
5,000,000	5,004,000	3,560,000	5,200,000	3,720,000	5,400,000
5,004,000	5,008,000	3,563,200	5,204,000	3,723,200	5,404,000
5,008,000	5,012,000	3,566,400	5,208,000	3,726,400	5,408,000
5,012,000	5,016,000	3,569,600	5,212,000	3,729,600	5,412,000
5,016,000	5,020,000	3,572,800	5,216,000	3,732,800	5,416,000
5,020,000	5,024,000	3,576,000	5,220,000	3,736,000	5,420,000
5,024,000	5,028,000	3,579,200	5,224,000	3,739,200	5,424,000
5,028,000	5,032,000	3,582,400	5,228,000	3,742,400	5,428,000
5,032,000	5,036,000	3,585,600	5,232,000	3,745,600	5,432,000
5,036,000	5,040,000	3,588,800	5,236,000	3,748,800	5,436,000
5,040,000	5,044,000	3,592,000	5,240,000	3,752,000	5,440,000
5,044,000	5,048,000	3,595,200	5,244,000	3,755,200	5,444,000
5,048,000	5,052,000	3,598,400	5,248,000	3,758,400	5,448,000
5,052,000	5,056,000	3,601,600	5,252,000	3,761,600	5,452,000
5,056,000	5,060,000	3,604,800	5,256,000	3,764,800	5,456,000
5,060,000	5,064,000	3,608,000	5,260,000	3,768,000	5,460,000
5,064,000	5,068,000	3,611,200	5,264,000	3,771,200	5,464,000
5,068,000	5,072,000	3,614,400	5,268,000	3,774,400	5,468,000
5,072,000	5,076,000	3,617,600	5,272,000	3,777,600	5,472,000
5,076,000	5,080,000	3,620,800	5,276,000	3,780,800	5,476,000
5,080,000	5,084,000	3,624,000	5,280,000	3,784,000	5,480,000
5,084,000	5,088,000	3,627,200	5,284,000	3,787,200	5,484,000
5,088,000	5,092,000	3,630,400	5,288,000	3,790,400	5,488,000
5,092,000	5,096,000	3,633,600	5,292,000	3,793,600	5,492,000
5,096,000	5,100,000	3,636,800	5,296,000	3,796,800	5,496,000
5,100,000	5,104,000	3,640,000	5,300,000	3,800,000	5,500,000
5,104,000	5,108,000	3,643,200	5,304,000	3,803,200	5,504,000
5,108,000	5,112,000	3,646,400	5,308,000	3,806,400	5,508,000
5,112,000	5,116,000	3,649,600	5,312,000	3,809,600	5,512,000
5,116,000	5,120,000	3,652,800	5,316,000	3,812,800	5,516,000
5,120,000	5,124,000	3,656,000	5,320,000	3,816,000	5,520,000
5,124,000	5,128,000	3,659,200	5,324,000	3,819,200	5,524,000
5,128,000	5,132,000	3,662,400	5,328,000	3,822,400	5,528,000
5,132,000	5,136,000	3,665,600	5,332,000	3,825,600	5,532,000
5,136,000	5,140,000	3,668,800	5,336,000	3,828,800	5,536,000
5,140,000	5,144,000	3,672,000	5,340,000	3,832,000	5,540,000
5,144,000	5,148,000	3,675,200	5,344,000	3,835,200	5,544,000
5,148,000	5,152,000	3,678,400	5,348,000	3,838,400	5,548,000
5,152,000	5,156,000	3,681,600	5,352,000	3,841,600	5,552,000
5,156,000	5,160,000	3,684,800	5,356,000	3,844,800	5,556,000
5,160,000	5,164,000	3,688,000	5,360,000	3,848,000	5,560,000
5,164,000	5,168,000	3,691,200	5,364,000	3,851,200	5,564,000
5,168,000	5,172,000	3,694,400	5,368,000	3,854,400	5,568,000
5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	3,857,600	5,572,000
5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	3,860,800	5,576,000
5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	3,864,000	5,580,000

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上	以	上	以	上	以	上	以
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,584,000	5,588,000	4,027,200	5,784,000	5,984,000	4,237,200	6,184,000	6,184,000	4,491,200
5,588,000	5,592,000	4,030,400	5,788,000	5,988,000	4,240,400	6,188,000	6,188,000	4,494,400
5,592,000	5,596,000	4,033,600	5,792,000	5,992,000	4,243,600	6,192,000	6,192,000	4,497,600
5,596,000	5,600,000	4,036,800	5,796,000	5,996,000	4,246,800	6,196,000	6,196,000	4,500,800
5,600,000	5,604,000	4,040,000	5,800,000	6,000,000	4,250,000	6,200,000	6,200,000	4,504,000
5,604,000	5,608,000	4,043,200	5,804,000	6,004,000	4,253,200	6,204,000	6,204,000	4,507,200
5,608,000	5,612,000	4,046,400	5,808,000	6,008,000	4,256,400	6,208,000	6,208,000	4,510,400
5,612,000	5,616,000	4,049,600	5,812,000	6,012,000	4,259,600	6,212,000	6,212,000	4,513,600
5,616,000	5,620,000	4,052,800	5,816,000	6,016,000	4,262,800	6,216,000	6,216,000	4,516,800
5,620,000	5,624,000	4,056,000	5,820,000	6,020,000	4,266,000	6,220,000	6,220,000	4,520,000
5,624,000	5,628,000	4,059,200	5,824,000	6,024,000	4,269,200	6,224,000	6,224,000	4,523,200
5,628,000	5,632,000	4,062,400	5,828,000	6,028,000	4,272,400	6,228,000	6,228,000	4,526,400
5,632,000	5,636,000	4,065,600	5,832,000	6,032,000	4,275,600	6,232,000	6,232,000	4,529,600
5,636,000	5,640,000	4,068,800	5,836,000	6,036,000	4,278,800	6,236,000	6,236,000	4,532,800
5,640,000	5,644,000	4,072,000	5,840,000	6,040,000	4,282,000	6,240,000	6,240,000	4,536,000
5,644,000	5,648,000	4,075,200	5,844,000	6,044,000	4,285,200	6,244,000	6,244,000	4,539,200
5,648,000	5,652,000	4,078,400	5,848,000	6,048,000	4,288,400	6,248,000	6,248,000	4,542,400
5,652,000	5,656,000	4,081,600	5,852,000	6,052,000	4,291,600	6,252,000	6,252,000	4,545,600
5,656,000	5,660,000	4,084,800	5,856,000	6,056,000	4,294,800	6,256,000	6,256,000	4,548,800
5,660,000	5,664,000	4,088,000	5,860,000	6,060,000	4,298,000	6,260,000	6,260,000	4,552,000
5,664,000	5,668,000	4,091,200	5,864,000	6,064,000	4,301,200	6,264,000	6,264,000	4,555,200
5,668,000	5,672,000	4,094,400	5,868,000	6,068,000	4,304,400	6,268,000	6,268,000	4,558,400
5,672,000	5,676,000	4,097,600	5,872,000	6,072,000	4,307,600	6,272,000	6,272,000	4,561,600
5,676,000	5,680,000	4,100,800	5,876,000	6,076,000	4,310,800	6,276,000	6,276,000	4,564,800
5,680,000	5,684,000	4,104,000	5,880,000	6,080,000	4,314,000	6,280,000	6,280,000	4,568,000
5,684,000	5,688,000	4,107,200	5,884,000	6,084,000	4,317,200	6,284,000	6,284,000	4,571,200
5,688,000	5,692,000	4,110,400	5,888,000	6,088,000	4,320,400	6,288,000	6,288,000	4,574,400
5,692,000	5,696,000	4,113,600	5,892,000	6,092,000	4,323,600	6,292,000	6,292,000	4,577,600
5,696,000	5,700,000	4,116,800	5,896,000	6,096,000	4,326,800	6,296,000	6,296,000	4,580,800
5,700,000	5,704,000	4,120,000	5,900,000	6,100,000	4,330,000	6,300,000	6,300,000	4,584,000
5,704,000	5,708,000	4,123,200	5,904,000	6,104,000	4,333,200	6,304,000	6,304,000	4,587,200
5,708,000	5,712,000	4,126,400	5,908,000	6,108,000	4,336,400	6,308,000	6,308,000	4,590,400
5,712,000	5,716,000	4,129,600	5,912,000	6,112,000	4,339,600	6,312,000	6,312,000	4,593,600
5,716,000	5,720,000	4,132,800	5,916,000	6,116,000	4,342,800	6,316,000	6,316,000	4,596,800
5,720,000	5,724,000	4,136,000	5,920,000	6,120,000	4,346,000	6,320,000	6,320,000	4,599,200
5,724,000	5,728,000	4,139,200	5,924,000	6,124,000	4,349,200	6,324,000	6,324,000	4,602,400
5,728,000	5,732,000	4,142,400	5,928,000	6,128,000	4,352,400	6,328,000	6,328,000	4,605,600
5,732,000	5,736,000	4,145,600	5,932,000	6,132,000	4,355,600	6,332,000	6,332,000	4,608,800
5,736,000	5,740,000	4,148,800	5,936,000	6,136,000	4,358,800	6,336,000	6,336,000	4,612,000
5,740,000	5,744,000	4,152,000	5,940,000	6,140,000	4,362,000	6,340,000	6,340,000	4,615,200
5,744,000	5,748,000	4,155,200	5,944,000	6,144,000	4,365,200	6,344,000	6,344,000	4,618,400
5,748,000	5,752,000	4,158,400	5,948,000	6,148,000	4,368,400	6,348,000	6,348,000	4,621,600
5,752,000	5,756,000	4,161,600	5,952,000	6,152,000	4,371,600	6,352,000	6,352,000	4,624,800
5,756,000	5,760,000	4,164,800	5,956,000	6,156,000	4,374,800	6,356,000	6,356,000	4,628,000
5,760,000	5,764,000	4,168,000	5,960,000	6,160,000	4,378,000	6,360,000	6,360,000	4,631,200
5,764,000	5,768,000	4,171,200	5,964,000	6,164,000	4,381,200	6,364,000	6,364,000	4,634,400
5,768,000	5,772,000	4,174,400	5,968,000	6,168,000	4,384,400	6,368,000	6,368,000	4,637,600
5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	6,172,000	4,387,600	6,372,000	6,372,000	4,640,800
5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	6,176,000	4,390,800	6,376,000	6,376,000	4,644,000
5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	6,180,000	4,394,000	6,380,000	6,380,000	4,647,200
			5,984,000	6,184,000	4,398,000	6,384,000	6,384,000	4,650,400

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上	以	上	以	上	以	上	以
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,184,000	6,188,000	4,507,200	6,248,000	6,252,000	4,558,400	6,404,000	6,408,000	4,683,200
6,188,000	6,192,000	4,510,400	6,252,000	6,256,000	4,561,600	6,408,000	6,412,000	4,686,400
6,192,000	6,196,000	4,513,600	6,256,000	6,260,000	4,564,800	6,412,000	6,416,000	4,689,600
6,196,000	6,200,000	4,516,800	6,260,000	6,264,000	4,568,000	6,416,000	6,420,000	4,692,800
6,200,000	6,204,000	4,520,000	6,264,000	6,268,000	4,571,200	6,420,000	6,424,000	4,696,000
6,204,000	6,208,000	4,523,200	6,268,000	6,272,000	4,574,400	6,424,000	6,428,000	4,699,200
6,208,000	6,212,000	4,526,400	6,272,000	6,276,000	4,577,600	6,428,000	6,432,000	4,702,400
6,212,000	6,216,000	4,529,600	6,276,000	6,280,000	4,580,800	6,432,000	6,436,000	4,705,600
6,216,000	6,220,000	4,532,800	6,280,000	6,284,000	4,584,000	6,436,000	6,440,000	4,708,800
6,220,000	6,224,000	4,536,000	6,284,000	6,288,000	4,587,200	6,440,000	6,444,000	4,712,000
6,224,000	6,228,000	4,539,200	6,288,000	6,292,000	4,590,400	6,444,000	6,448,000	4,715,200
6,228,000	6,232,000	4,542,400	6,292,000	6,296,000	4,593,600	6,448,000	6,452,000	4,718,400
6,232,000	6,236,000	4,545,600	6,296,000	6,300,000	4,596,800	6,452,000	6,456,000	4,721,600
6,236,000	6,240,000	4,548,800	6,300,000	6,304,000	4,599,200	6,456,000	6,460,000	4,724,800
6,240,000	6,244,000	4,552,000	6,304,000	6,308,000	4,602,400	6,460,000	6,464,000	4,728,000
6,244,000	6,248,000	4,555,200	6,308,000	6,312,000	4,605,600	6,464,000	6,468,000	4,731,200
6,248,000	6,252,000	4,558,400	6,312,000	6,316,000	4,608,800	6,468,000	6,472,000	4,734,400
6,252,000	6,256,000	4,561,600	6,316,000	6,320,000	4,612,000	6,472,000	6,476,000	4,737,600
6,256,000	6,260,000	4,564,800	6,320,000	6,324,000	4,615,200	6,476,000	6,480,000	4,740,800
6,260,000	6,264,000	4,568,000	6,324,000	6,328,000	4,618,400	6,480,000	6,484,000	4,744,000
6,264,000	6,268,000	4,571,200	6,328,000	6,332,000	4,621,600	6,484,000	6,488,000	4,747,200
6,268,000	6,272,000	4,574,400	6,332,000	6,336,000	4,624,800	6,488,000	6,492,000	4,750,400
6,272,000	6,276,000	4,577,600	6,336,000	6,340,000	4,628,000	6,492,000	6,496,000	4,753,600
6,276,000	6,280,000	4,580,800	6,340,000	6,344,000	4,631,200	6,496,000	6,500,000	4,756,800
6,280,000	6,284,000	4,584,000	6,344,000	6,348,000	4,634,400	6,500,000	6,504,000	4,760,000
6,284,000	6,288,000	4,587,200	6,348,000	6,352,000	4,637,600	6,504,000	6,508,000	4,763,200
6,288,000	6,292,000	4,590,400	6,352,000	6,356,000	4,640,800	6,508,000	6,512,000	4,766,400
6,292,000	6,296,000	4,593,600	6,356,000	6,360,000	4,644,000	6,512,000	6,516,000	4,769,600
6,296,000	6,300,000	4,596,800	6,360,000	6,364,000	4,647,200	6,516,000	6,520,000	4,772,800
6,300,000	6,304,000	4,599,200	6,364,000	6,368,000	4,650,400	6,520,000	6,524,000	4,776,000
6,304,000	6,308,000	4,602,400	6,368,000	6,372,000	4,653,600	6,524,000	6,528,000	4,779,200
6,308,000	6,312,000	4,605,600	6,372,000	6,376,000	4,656,800	6,528,000	6,532,000	4,782,400
6,312,000	6,316,000	4,608,800	6,376,000	6,380,000	4,660,000	6,532,000	6,536,000	4,785,600
6,316,000	6,320,000	4,612,000	6,380,000	6,384,000	4,663,200	6,536,000	6,540,000	4,788,800
6,320,000	6,324,000	4,615,200	6,384,000	6,388,000	4,666,400	6,540,000	6,544,000	4,792,000
6,324,000	6,328,000	4,618,400	6,388,000	6,392,000	4,669,600	6,544,000	6,548,000	4,795,200
6,328,000	6,332,000	4,621,600	6,392,000	6,396,000	4,672,800	6,548,000	6,552,000	4,798,400
6,332,000	6,336,000	4,624,800	6,396,000	6,400,000	4,676,000	6,552,000	6,556,000</	

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十二条の三第六項第一号中「おける」の下に「当期純損益金額(を、「当期純損益金額」の下に)をいう。次項第二号において同じ。」を加え、同条第十五項中「前項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 財務大臣は、第七項(第十四項において準用する場合を含む。)の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第八十二条の三第十三項中「第六項、第七項」を「第六項から第八項まで」に、「第六項中」を「第六項及び第七項中」に、「第七項中」を「第八項中」に、「第十項」を「第十一項」に、「第八項」を「第九項」に、「及び第七項の規定と」、「を「から第八項までの規定と」、「ついで」に、「いづれか」とを「と」に、「第十三項」を「ついで第十四項に」、「又は第七項」を「から第八項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第八項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の財務省令で定める要件を満たしているとの国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度の当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る第二項第一号から第三号までに定める金額

(当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあっては、当該構成会社等の同項第四号から第六号までに定める金額)は、零とする。

一 その国又は地域の租税に関する法令(令和十一年一月一日前に制定されたものに限る。次号及び第三号において同じ。)において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二 その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税(自国内最低課税額に係る税を除く。)を課することとされていること。

三 その国又は地域の租税に関する法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等(以下この号において「子会社等」という。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合その他の場合において、当該子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であつて、原則として当該子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

四 その国又は地域の租税に関する法令において、会社等の所得に対する租税の額からその国又は地域以外の国又は地域の租税に関する法令により当該会社等の所得に対し

て課される租税の額を控除することができ(規定(自国内最低課税額に係る税の額を控除することができるものに限る。)が設けられていること。

第八十二条の十一第五項中「前二項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「(定義)」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 財務大臣は、第四項の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第八十二条の十一第三項の次に次の二項を加える。

4 特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が各対象会計年度において次に掲げる要件その他の財務省令で定める要件を満たしているとの国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の第二項に規定するグループ国際最低課税残余額は、当該グループ国際最低課税残余額のうち当該最終親会社等の所在地国に係る部分の金額として政令で定める金額を含まないものとする。

一 その国又は地域の租税に関する法令(令和八年一月一日において施行されていたものに限る。次号において同じ。)において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二 その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額(第八十二条第二十六号(定義)に規定する当期純損益金額をいう。以下この号において同じ。)に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に

係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税(自国内最低課税額に係る税を除く。)を課することとされていること。

5 前項の規定は、同項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等(当該特定多国籍企業グループ等の第二項に規定するグループ国際最低課税残余額の計算につき前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第五百五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)に限り、適用する。

第五百五十条の三第一項第二号中「又は」を「」に、「第八項まで、第十一項若しくは第十二項」を「第九項まで、第十二項若しくは第十三項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「」の「を」又は第八十二条の十一第四項(国際最低課税残余額)の「」に改める。

(消費税法の一部改正)

第三条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 特定少額資産販売事業者 第五十七条の七第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

第二条第一項第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六 特定少額資産の譲渡 資産の譲渡等のうち、通信販売の方法として政令で定める方法による国内以外の地域に所在する資

産(一)の資産について対価の額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該資産の譲渡につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。)が一万円以下であり、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものに限る。)の譲渡をいう。 第四条第三項ただし書中「ただし」の下に「特定少額資産の譲渡である場合には当該資産の譲渡等は国内において行われたものとし」を加え、「同号」を「同号」に、「当該」を「当該」に改める。 第八条第七項中「次条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (特定少額資産の譲渡に係る輸入免税) 第八条の二 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡(第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。次項において同じ。)に係るものについては、消費税を免除する。 2 前項の規定は、その課税貨物が特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものに該当するものであることにつき、当該課税貨物の関税法第六十七条輸出又は輸入の許可の規定に基づく輸入申告書(同法第七條の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告貨物にあつては、同条第一項に規定する特例申告書)に次に掲げる事項を付記することにより証明がされたものでない場合には、適用しない。 一 当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の第五十七条の七第四項の登録番号	二 当該課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨 第九条第一項中「を除く」を「及び特定少額資産販売事業者を除く」に改める。 第十五条第六項中「適格請求書発行事業者の下に」若しくは「特定少額資産販売事業者」を加え、同条第十一項中「及び第五十七条」を「第五十七条」に、「までの」を「まで及び第五十七条の七の」に改める。 第十五条の二の見出し中「特定ブラットフォーム事業者」を「第一種ブラットフォーム事業者」に改め、同条第三項中「特定ブラットフォーム事業者として」を「第一種ブラットフォーム事業者として」に、「は、その」を「は、同項の」に改め、同項ただし書、同条第四項から第七項まで及び第九項から第十三項までの規定中「特定ブラットフォーム事業者」を「第一種ブラットフォーム事業者」に改め、同条第十四項中「特定ブラットフォーム事業者の」を「第一種ブラットフォーム事業者の」に、「を除く」とあるのは「を」及び「特定少額資産販売事業者」とあるのは「特定少額資産販売事業者」に、「特定ブラットフォーム事業者を除く」を「第一種ブラットフォーム事業者を除く」を「第一種ブラットフォーム事業者」に、「特定ブラットフォーム事業者」を「第一種ブラットフォーム事業者」に改め、同条第十五項中「特定ブラットフォーム事業者」を「第一種ブラットフォーム事業者」に改め、「含む」の下に「次条第十六項において同じ」を加え、同条第十六項	中「特定ブラットフォーム事業者」を「第一種ブラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (第二種ブラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの法律の適用) 第十五条の三 次に掲げる資産の譲渡がデジタルブラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について当該デジタルブラットフォームを提供するブラットフォーム事業者のうち次項の規定により国税庁長官の指定を受けた者(以下この条において「第二種ブラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該第二種ブラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、この法律の規定を適用する。 一 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。) 二 事業者が行う特定少額資産の譲渡 2 国税庁長官は、ブラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルブラットフォームを介して行われる前項各号に掲げる資産の譲渡に係る対価の額のうち当該ブラットフォーム事業者を介して收受するものの合計額(当該課税期間が一年に満たない場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額)が五十億円を超える場合には、当該ブラットフォーム事業者を、同項の規定により同項各号に掲げる資産の譲渡を行ったとみなされる事業者として指定をするものとする。 この場合において、当該指定は、次項の届出書の提出期限(その提出期限までに当該届出書の提出がない場合にあつては、当該指定に係る第四項の通知を発した日)から六月を経過する日の属する月の翌月の初日に、その効	力を生ずる。 3 前項の規定により第二種ブラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、同項の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(同項の規定による申告書の義務がない場合にあつては、当該申告書の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限)までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該課税期間の末日において第二種ブラットフォーム事業者である者については、この限りでない。 4 国税庁長官は、第二項の規定により第二種ブラットフォーム事業者を指定したときは、当該第二種ブラットフォーム事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該第二種ブラットフォーム事業者に係るデジタルブラットフォームの名称その他の政令で定める事項を速やかに公表しなければならない。 5 前項の通知を受けた第二種ブラットフォーム事業者は、第一項の規定が適用されることとなる同項各号に掲げる資産の譲渡に係る事業者に対し、同項の規定が適用されることとなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。 6 第二種ブラットフォーム事業者は、第四項の規定により公表された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、変更があつた事項を速やかに公表しなければならない。
---	--	--	---

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

7 第二種プラットフォーム事業者は、その課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間(以下この項において「第三年度の課税期間」という。)までのいずれの課税期間においても第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額(これらの課税期間のうち一年に満たない課税期間がある場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額が五十億円以下である場合には、当該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書面をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出して、第二項の指定の解除を申請することができる。	をすることができる。 一 第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められること。 二 消費税につき国税通則法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。 三 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。 四 前三号に掲げるもののほか、消費税の徴収の確保に支障があると認められること。 12 国税庁長官は、第八項若しくは前項の規定により第二種プラットフォーム事業者の指定を解除したとき、又は第八項の規定により申請を却下したときは、これらの処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、指定の解除に係る通知をしたときは、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該指定が解除された旨及び第一項の規定が適用されないこととなる年月日を速やかに公表しなければならない。	外事業者及び第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する第二種プラットフォーム事業者」とする。 15 第一項の規定の適用を受ける第二種プラットフォーム事業者は、同項第一号の国外事業者が国内において行つた課税仕入れ及び当該国外事業者が行つた課税貨物の保税地域からの引取りのうち、同項の規定により第二種プラットフォーム事業者が行つたものとみなされる同号に掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめ当該国外事業者の承諾を得て、当該第二種プラットフォーム事業者が行つたものとみなして、第三十条の規定の適用を受けることができる。 16 第二種プラットフォーム事業者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書に第一項の規定の適用を受ける金額その他の財務省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。	一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。以下この条において同じ。)を行つた場合において、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りについて当該課税貨物に消費税が課されたとき(以下この条において「課税貨物に消費税が課された場合」という。)は、当該課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税貨物に係る特定少額資産の譲渡に係る消費税額(当該特定少額資産の譲渡の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)に百分の七・八(当該特定少額資産の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、百分の六・二四)を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。)の合計額を控除する。
8 国税庁長官は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る指定の解除をし、又は同項の場合に該当しないと認めるときは、その申請を却下する。 9 前項の規定により第二種プラットフォーム事業者の指定が解除された事業者は、国税庁長官が第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後六月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き第二種プラットフォーム事業者とみなして、第一項の規定を適用する。	13 第二種プラットフォーム事業者の指定の解除に係る前項の通知を受けた事業者は、第一項の規定が適用されないこととなる同項各号に掲げる資産の譲渡に係る事業者に対し、同項の規定が適用されないこととなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。 14 第一項の規定の適用を受ける第二種プラットフォーム事業者の第九条第一項及び第三十条第一項の規定の適用については、第九条七条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「及び特定少額資産販売事業者」とあるのは、「特定少額資産販売事業者及び第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する第二種プラットフォーム事業者」と、第三十七条第一項中「及びその」とあるのは、「その」と、「国外事業者」とあるのは、「国	17 前各項に定めるもののほか、事業者が第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合の手續その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第三十条第一項中「(他の)」を「(第八条の二第一項その他の)」に改める。 第三十七条第一項第一号中「課税資産の譲渡等(の下に「特定少額資産の譲渡に該当するもの及び」を、「金額に係る消費税額」の下に「(特定少額資産の譲渡に係るものを除く。)」を加える。 第四十条を次のように改める。 (特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除) 第四十条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、特定少額資産の譲渡(第六条第	2 前項の規定は、事業者が当該課税貨物に係る第三十条第九項第五号に掲げる書類の保存をしない場合には、当該保存のない特定少額資産の譲渡に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。 3 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、第一項の規定の適用を受けた特定少額資産の譲渡に係る課税仕入れを行つた場合におけるその課税仕入れに係る消費税額については、第三十条第一項の規定は、適用しない。 4 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつたときは、その相続人が行つた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとな
10 第二種プラットフォーム事業者は、第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合には、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。 11 国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者が次の各号に掲げるいずれかの事実に応当すると認めるときは、第二項の規定による第二種プラットフォーム事業者の指定の解除			

つたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつたとき又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた特定少額資産の譲渡につき課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつたときについて準用する。

6 前三項に定めるもののほか、第二項に規定する書類の保存に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項第三号中「二まで」を「ホまで」に改める。

第四十五条第一項第三号に次のように加える。

ホ 第四十条第一項に規定する課税貨物に係る特定少額資産の譲渡に係る消費税額第四十七条第一項及び第二項中「者は、」の下に「第八条の二第一項その」を加える。

第五十七条の二第五項第一号中「次号及び次項」を「以下この条及び第五十七条の七」に改め、同項第二号イ中「次項第二号ハ」の下に「及び第五十七条の七第五項第二号イ」を加え、同号二中「により第一項の登録を取り消され」を「による第一項の登録の取消し」に改め、「に掲げる事実を削り、「該当した場合」を「係るもの」に、「その取消しの」を「をされた」に改め、同条第六項第二号ハ中「いう」の下に「第五十七条の七第六項第二号二において同じ」を加える。

第五十七條の四第五項中「第五十七條の六」を「第五十七條の九」に改める。

第五十七條の六の次に次の三條を加える。

(特定少額資産販売事業者の登録等)

第五十七條の七 特定少額資産の譲渡(第六条

第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。以下この項において同じ。)を行い、又は行おうとする事業者であつて、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について第八条の二第一項の規定の適用を受けて他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、税務署長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4 第一項の登録は、特定少額資産販売事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定める事項を登録してするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該特定少額資産販売事業者登録簿に登録された事項を速やかに公表しなければならない。

5 税務署長は、第一項の登録を受けようとする事業者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事実が該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一 当該事業者が特定国外事業者以外の事業者である場合 次に掲げるいずれかの事実イ 当該事業者(国税通則法第百十七條第一項(納税管理)の規定の適用を受ける者に限る。)が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。
ロ 当該事業者が、次項の規定による第一項の登録の取消し(次項第一号へに係る

ものに限る。)をされた日から一年を経過しない者であること。

ハ 当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 当該事業者が特定国外事業者である場合 次に掲げるいずれかの事実イ 消費税に関する税務代理の権限を有する国税通則法第七十四条の九第三項第二号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する税務代理人がないこと。

ロ 当該事業者が国税通則法第百十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。
ハ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

二 当該事業者が、次項の規定による第一項の登録の取消し(次項第二号へからちまでのいずれかに係るものに限る。)をされた日から一年を経過しない者であること。

ホ 当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

6 税務署長は、次の各号に掲げる特定少額資産販売事業者が当該各号に定める事実が該当すると認めるときは、当該特定少額資産販売事業者に係る第一項の登録を取り消すことができる。

一 特定国外事業者以外の事業者である特定少額資産販売事業者 次に掲げるいずれかの事実イ 当該特定少額資産販売事業者が一年以上所在不明であること。

ロ 当該特定少額資産販売事業者が事業を廃止したと認められること。

ハ 当該特定少額資産販売事業者(個人事業者に限る。)が死亡したと認められること。

二 当該特定少額資産販売事業者(法人に限る。)が合併により消滅したと認められること。

ホ 当該特定少額資産販売事業者(国税通則法第百十七條第一項の規定の適用を受ける者に限る。)が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ヘ 当該特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、第五十七條の九に規定する仕入書等を同条に規定する輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は第四項の登録番号及び同条に規定する事項を同条に規定する輸入者等に通知したと認められること。

ト 当該特定少額資産販売事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

チ 前項第一号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

二 特定国外事業者である特定少額資産販売事業者 次に掲げるいずれかの事実イ 当該特定少額資産販売事業者が事業を廃止したと認められること。

ロ 当該特定少額資産販売事業者(個人事業者に限る。)が死亡したと認められること。

ハ 当該特定少額資産販売事業者(法人に限る。)が合併により消滅したと認められること。

所得税法等の一部を改正する法律案

二 当該特定少額資産販売事業者の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと。 ホ 当該特定少額資産販売事業者(国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。)が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。 へ 当該特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、第五十七条の九に規定する仕入書等を同条に規定する輸入者等に交付し、若しくは提供し、又は第四項の登録番号及び同条に規定する事項を同条に規定する輸入者等に通知したと認められること。	載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。 9 税務署長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を特定少額資産販売事業者登録簿に登録して、変更の登録をするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該変更後の特定少額資産販売事業者登録簿に登録された事項を速やかに公表しなければならない。 10 特定少額資産販売事業者が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日に、第一項の登録は、その効力を失う。 一 当該特定少額資産販売事業者が第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日(その提出が政令で定める日の翌日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日) 二 当該特定少額資産販売事業者が事業を廃止した場合(第五十七条第一項の規定により同項第三号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。) 事業を廃止した日の翌日 三 当該特定少額資産販売事業者である個人事業者が死亡した場合(第五十七条第一項の規定により同項第四号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。) 当該個人事業者が死亡した日の翌日 四 当該特定少額資産販売事業者である法人が合併により消滅した場合(第五十七条第一項の規定により同項第五号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載した届出書を提出した場合に限る。) 当該法人が合	併により消滅した日 11 税務署長は、第六項の規定による登録の取消しを行ったとき、又は前項の規定により第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該登録が取り消された又はその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。 12 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (特定少額資産販売事業者の義務) 第五十七条の八 特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡(第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。以下この条において同じ。)を行った場合には、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類(電磁的記録を含む。次条において「仕入書等」という。)に次に掲げる事項を記載し、又は記録し、かつ、当該特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者(通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第二条第三号(定義)に規定する通関業者をいう。次条において同じ。)に対し、当該事項を通知しなければならない。 一 当該特定少額資産販売事業者の前条第四項の登録番号 二 当該資産が当該特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨 (特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係る資産であると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等の交付等の禁止) 第五十七条の九 特定少額資産販売事業者が行つた特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資	産について、当該資産を譲渡する者、当該資産を国内以外の地域から国内に宛てて発送する者、当該資産の輸入の委託者その他の関係者は、当該資産が特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示(電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。)をした仕入書等を当該資産を輸入しようとする者及びその者の関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者(以下この条において「輸入者等」という。)に交付し、若しくは提供し、又は前条第一号に掲げる登録番号若しくは当該登録番号と誤認されるおそれのある番号及び同条第二号に掲げる事項を輸入者等に通知してはならない。 第五十八条中「他の」を「第八条の二第一項その他の」に改める。 第六十条第六項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。 第六十五条に次の一号を加える。 五 第五十七条の九の規定に違反して同条に規定する仕入書等を交付し、若しくは提供し、又は同条に規定する登録番号若しくは登録番号と誤認されるおそれのある番号及び事項を通知したとき。 別表第二第十一号口中「又は一般課程」を「若しくは一般課程又は同法第二百二十五条の二第一項(専攻科)に規定する専攻科」に改める。 (国際観光旅客税法の一部改正) 第四条 国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。 第十五条中「千円」を「三千円」に改める。 第二十七条第一項中「第十一章の規定(同法)」を「第十一章(に、「の規定を除く)を(を除く)」の規定(これらの規定に係る罰則を含む)」に改める。
ト 消費税につき国税通則法第十七条第二項期限内申告に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。 チ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。 リ 当該特定少額資産販売事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。 又 前項第二号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。 7 税務署長は、第一項の登録又は前二項の処分をするときは、その登録又は処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。 8 特定少額資産販売事業者は、第四項に規定する特定少額資産販売事業者登録簿に登録された事項に変更があつたときは、その旨を記			

(国税通則法の一部改正)

第五條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の六第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第七十四條の二第二項第四号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 特定少額資産販売事業者 消費税法第二條第一項第七号の三に規定する特定少額資産販売事業者をいう。ロにおいて同じ。が行つた特定少額資産の譲渡(同項第八号の六に規定する特定少額資産の譲渡をいう。ロにおいて同じ。)に係る資産以外の資産について、当該資産が特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係るものであると誤認されるおそれのある表示(電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む)をした同法第五十七條の八(特定少額資産販売事業者の義務)に規定する仕入書等を輸入者等(同法第五十七條の九(特定少額資産販売事業者により行われた特定少額資産の譲渡に係る資産であると誤認されるおそれのある表示をした仕入書等の交付等の禁止)に規定する輸入者等をいう。ロにおいて同じ。)に交付し、若しくは提供し、又は同法第五十七條の八第一号に掲げる登録番号若しくは当該登録番号と誤認されるおそれのある番号若しくは同條第二号に掲げる事項を輸入者等に通知したと認められる者

第七十四條の二第三項中「第四号ロ」を「第四号ハ」に改める。

第七十七條の次に次の一條を加える。

第二百二十七條の二 正当な理由がなく、第三百十二條第一項(臨検、搜索又は差押え等)の規定による電磁的記録提供命令又は同條第三項の規定による命令に違反したときは、その違

反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三百三十條第一項中「前二條」を「前三條」に改める。

第三百三十一條第一項中「まで及び」を「までに」、「告発」を「告発」及び「第五十九條第二項(檢察官への引継ぎ)」に改める。

第三百三十二條第一項中「記録命令付差押え」電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に對し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。))に改め、同項に次の各号を加える。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又はロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

第三百三十二條第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同條第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならぬ。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

11 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならぬ。

第三百三十二條第五項中「前項」を「第五項」に、「おいては」を「おいて」に、「裁判官」を「裁判官が許可状を発するときは、当該裁判官」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、交付」に、「裁判所名」を「裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項」に、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならぬ旨

二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず当該職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判

所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第三百三十二條第五項を同條第八項とし、同條第四項を同條第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7 当該職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第三百三十二條第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき者」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第三百三十三條第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。

第三百三十四條第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「し、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「し、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第三百三十五條中「交付」を「発付」に改める。

第三百三十七条第一項中「差押え又は記録命令付差押えを」又は差押えに、「はずし」を「外し」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第三百三十二条第一項第一号イ(臨検、搜索又は差押え等)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。	3 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならぬ。	3 前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。	搜索又は差押え等)に掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。による提供を命ずるものに限る。により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に對し、当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。
3 当該職員は、電磁的記録提供命令(第三百三十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができ。	4 当該職員が電磁的記録提供命令をする場合(第二項の許可を受けた場合に限る。)においては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができ。	第三百四十四条第一項中「差押物件又は記録命令付差押物件を」又は差押物件」に改める。	2 第四百四十五条第二項(領置物件等の還付等)の規定は、前項の規定による複写について準用する。
第三百三十九条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「記録命令付差押えを」電磁的記録提供命令に、「は」を「については」に、「提示しなければ」を「對し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。	三 この項(前号に係る部分に限る。)の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。	第三百四十六条第一項中「第三百三十六条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「差押えを受けた」及び「当該差押えを受けたを」、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。	3 前項において準用する第四百四十五条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。
一 許可状が書面である場合 許可状を示すこと。	第四百四十二条第一項中「差押え又は記録命令付差押えを」又は差押えに改める。	一 第三百三十六条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体 差押えを受けた者	一 第四項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。
二 許可状が電磁的記録である場合 財務省令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第三百三十二条第十項(第二号に係る部分に限る。)(臨検、搜索又は差押え等)の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。	第四百四十三条中「差押え又は記録命令付差押えを」若しくは差押えに、「ときは」を「とき又は電磁的記録提供命令(第三百三十二条第一項第一号イ(臨検、搜索又は差押え等)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」に、「差押物件若しくは記録命令付差押物件を」若しくは差押物件に、「」を「」若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」に、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。	二 電磁的記録提供命令(第三百三十二条第一項第一号イ(臨検、搜索又は差押え等)に掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者	二 第四項の許可状が電磁的記録である場合 財務省令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項(第二号に係る部分に限る。の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。
2 当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に	2 電磁的記録提供命令(第三百三十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受け	第四百四十六条の次に次の一条を加える。	第四百四十七条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを

返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を当該職員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第百四十七条第三項の次に次の二項を加える。

4 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を当該職員に発しなければならない。

5 前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第百四十八条の見出しを「臨検、搜索又は差押えの夜間執行の制限等」に改め、同条第一項中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押えに」、「記載」を「記載又は記録」に改め、同項ただし書中「国税」を「国税(第三項において「課税貨物に課される消費税等」という。)」に改め、同条第二項中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第百三十九条第二項許可状の提示等の規定にかかわらず、日没から日出までの間に

は、許可状(同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。)に夜間でも許可状の提示をすることができ旨の記載又は記録がなければ、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。ただし、課税貨物に課される消費税等について旅館、飲食店その他夜間でも公衆が入り入ることができるところでその公開した時間内に入る場合は、この限りでない。

第百四十九条及び第百五十条中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第百五十一条の見出し中「交付」を「提供」に改め、同条中「を交付しなければ」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む。」を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百五十二条第一項中「を作成し、」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。」を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを「に」、「質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの

第百五十二条第三項中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「立会人に表示し、立会人とともにこれに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に表示さなければ」

に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書の内容を表示したもの

第百五十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置」を「領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百五十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の調書には、当該職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならぬ。ただし、質問を受けた者が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百五十二条に次の一項を加える。

5 前項の調書には、当該職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならぬ。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第百五十七条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第百三十二条第一項第一号イ(臨検、搜索又は差押え等)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により提出させた記録媒体」に改める。

第百五十九条第二項中「をもつて」を「により又は財務省令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織(検査官の使用に係る電子計算機と当該職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。))により」、「第百五十二条各項」を「第百五十二条第一項、第三項又は第四項」に、「添付し」を「添えて」に、「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第三項中「差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第四項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第百三十二条第一項第一号イ(臨検、搜索又は差押え等)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により提出させた記録媒体」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定により電磁的記録提供命令(第百三十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検査官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第二項(電磁的記録提供命令)に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号ロに掲げる方法による提供

を命ずるものに限る。)により提供されたものとみなす。

第六百六十条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「差押え」の下に「の手續及び効力発生時期」を加え、同条第三号中第七十三条(電話加入権等の差押え)又は第七十三条の二(振替社債等の差押え)を「第七十二条の二から第七十三条の二まで(特定電子移転財産権等の差押えの手續及び効力発生時期)」に改める。

第七十二条第一項中「がない財産」の下に「(当該財産に係る権利(権利の移転について登記を要するものを除く。)であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの(以下「特定電子移転財産権」という。)を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定電子移転財産権の差押えの手續及び効力発生時期)

第七十二条の二 特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員(管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によりすることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができる。

2 前項の差押えの効力は、同項本文の規定により特定電子移転財産権が徴収職員(管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。

第七十三条第二項中「差押え」を「差押えの」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「第七十二条第三項及び第四項(特許権等の差押

えの手續及び効力発生時期)」に、「差押え」を「差押えの」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「第七十二条第五項」に改め、同条第五項中「差し押えた債権の取立」を「差し押さえた債権の取立て」に改める。

第七十九条第一項第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項第一号中「取消」を「取消し」に改め、同項に次の一号を加える。

四 差押えに係る不動産が売却され、かつ、当該不動産の差押えの解除について滞納者から財務省令で定めるところにより申出があつた場合において、次のいずれにも該当するとき。

イ 当該不動産の売却価額(当該売却価額が当該申出があつた時における当該不動産の時価に相当するものとして財務省令で定める価額を下回る場合にあつては、当該財務省令で定める価額)からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額(当該相当する額が当該差押えに係る国税の額を超える場合にあつては、当該差押えに係る国税の額)の国税の納付があつたとき。

ロ 国税の徴収上支障がないと認められるとき。

第八十条第一項中「差押え」を「差押えに改め、同条第二項中「の差押え」を「の差押えに」、「掲げる手續」を「定める手續」に改め、同項第一号中「引渡」を「引渡し」に、「差押」を「差押え」に改め、同項に次の一号を加える。

三 特定電子移転財産権 滞納者の管理に移すこと。

第八十条第三項中「差押え」を「差押えに」、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第四項中「の引渡」を「の引渡し」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同項ただし書中「差押え」を「差押えに」、「引渡」を「引渡し」に改め、同項第一号中「取消

を「取消し」に、「責」を「責めに」に、「差押」を「差押え」に改め、同項第二号中「差押」を「差押え」に改め、同条第五項中「権利証書の取上げ」の規定により「を」電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期)において「に」、「差し押さえた自動車等の占有」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改める。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

(特定電子移転財産権の権利移転の手續)
第二百二十二条の二 税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならない。

第二百五十九条第一項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「同法の規定による電磁的記録提供命令(同法第二百二条の二第二項第一号イ(電磁的記録提供命令)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」を含む。)、電磁的記録提供命令(同法に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」に改める。

第八百八十七条の次に次の一条を加える。

第八百八十七条の二 正当な理由がなく、第七十二条の二第二項ただし書(特定電子移転財産権の差押えの手續及び効力発生時期)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九百九十条第一項中「又は第八百八十八条」を「から第八百八十八条まで」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第七條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中第二十九條の四を「第二十九條の五」に、「第十款」その他の特例(第三十九條「第四十條の三の二」)を「第九款の二(特定暗号資産その他の特例(第三

の譲渡による所得の課税の特例等(第三十八條十九條「第四十條の三の二」)
の二・第三十八條の三)」に改める。

第三條第一項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五 特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日(無記名の公社債の利子については、その支払をした日)においてその者(以下この号において「対象者」という。又は当該対象者と政令で定める特殊の關係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人(以下この号において「同族会社」という。以外の法人(以下この号において「特定法人」という。から支払を受けるもののうち、實質的に当該同族会社から支払を受けるものと認められる場合として政令で定める場合における当該対象者その他の政令で定める者が当該特定法人から支払を受けるもの

第九條の四の二第二項第一号中「募集が」の下に「公募(を、「公募」の下に)をいう。次号において同じ。))を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法人税法第二條第二十九号ロ(2)に掲げる投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項に規定する投資信託(証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。及びこれに類する同條第二十四項に規定する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの

第九條の八中「第三十七條の十四第三十五項及び第三十六項」を「以下この条並びに第三十七條の十四第四十一項及び第四十五項」に改め、同條に次の三項を加える。

2 非課税口座及び第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第一号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項及び次項において「契約不履行等事由」という。)が生じた場合には、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき前項第三号に掲げる非課税口座内上場株式等の配当等については同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。	場合(第三号に掲げる場合を除く。) 百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合 二 増減試験研究費割合が百分の三以下である場合(次号に掲げる場合を除く。) 百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零) 第十條第二項中「令和八年」を「令和十一年」に改め、同項第一号中「次号に掲げる年分以外の年分」を「令和九年以前の年分(第三号に掲げる年分を除く。)」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「(八)に」を「(二)に」に改め、同号ロ中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二に」、「(八)に」を「(二)に」に改め、「当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一」を削り、同号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。 ハ 増減試験研究費割合が零に満たない場合(二に掲げる場合を除く。) 百分の八・五から、その満たない部分の割合に十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零)	三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。)を乗じて計算した金額 イ 増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合(二に掲げる場合を除く。) 百分の十一・五に、当該増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合 ロ 増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合(二に掲げる場合を除く。) 百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合 ハ 増減試験研究費割合が百分の三以下である場合(二に掲げる場合を除く。) 百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零) 二 その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五	次に定める割合 イ 増減試験研究費割合が百分の四を超える年分 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) ロ 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分(第三号に掲げる年分を除く。) 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) 二 令和十年以後の年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。) 次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合 イ 増減試験研究費割合が百分の七を超える年分 当該増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) ロ 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える年分(次号に掲げる年分を除く。) 零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこ
4 前項に定めるもののほか、第二項の規定により第一項の規定の適用がなかつたものとされる非課税口座内上場株式等の配当等につき同項の金融商品取引業者等が徴収した所得税の納付に関する事項その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第九條の九第一項中「前条第一号イ」を「前条第一項第一号イ」に、「同条」を「同項」に改める。 第十條第一項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。 一 増減試験研究費割合が百分の三を超える	第十條第二項第二号中「試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「(八)まで」を「(二)まで」に改め、「割合」の下に「当該年分が令和九年以前の年分である場合には、第一号イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める割合」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 令和十年以後の年分(次号に掲げる年分を除く。) 当該年分の控除対象試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合(当該割合に小数点以下	第十條第三項中「令和八年」を「令和十一年」に、「第一号及び」を「第一号に掲げる年分が同号イ及び」に、「年分にあつては、第一号」を「場合には第一号イに」、「割合」を「割合とし、第二号に掲げる年分が同号イ及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する場合においては第二号イに定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれか高い割合とする。)」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。 一 令和九年以前の年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。) 次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ	次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合 イ 増減試験研究費割合が百分の七を超える年分 当該増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) ロ 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える年分(次号に掲げる年分を除く。) 零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこ

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

れを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。を減算した割合

第十条第四項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第五項中「令和八年」を「令和十一年」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第六項中「令和八年」を「令和十一年」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 青色申告書を提出する個人のその年分(第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。)において当該個人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年分における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額(その年において第四項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の同項に規定する中小事業者控除上限額から、同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

イ 国外委託試験研究に係る試験研究費の額の百分の五十(令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分に

あつては百分の六十とする。)に相当する金額

ロ 国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額

第十条第八項第二号中「及び第十一項」を削り、同項第三号中「適用年前三年以内の各年分」を「対象年 第一項、第四項又は前項の規定の適用を受けようとする年をいう。以下この号及び第十二項において同じ。」前三年以内の各年分」に、「当該適用年」を「当該対象年」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 繰越税額控除限度超過額 個人のその年の前年以前三年内の各年(その年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。)における第四項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定によりその年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

第十条第八項に次の一号を加える。

九 国外委託試験研究 他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究として政令で定めるものをいう。

第十条第十項中「第四項及び第七項」を「及び第四項」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額、試験研究費の額」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「前三項」を「第八項から前項まで」に、「又は第四項」を「第四項又は第七項」に、「適用年」を「対象年」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一号を加える。

11 第七項の規定は、第四項の規定の適用を受けた年以後の各年分の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第七項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十条の二を次のように改める。

(特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人のその年分(事業を廃止した日の属する年分を除く。)において、特別試験研究費の額(その年において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。)がある場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 その年分の控除対象特別試験研究費の額(その年において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた控除対象特別試験研究費の額を除く。

次号及び第三号において同じ。)のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者(以下この号において「特別試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二 その年分の控除対象特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

三 その年分の控除対象特別試験研究費の額のうち前二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者(第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者をいう。)からその有する知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究、高度専門知識等(専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。)を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

二 控除対象特別試験研究費の額 特別試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ 国外委託試験研究に係る特別試験研究費の額の百分の五十(令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分にあつては百分の六十とする。)に相当する金額

ロ 国外委託試験研究以外の試験研究に係る特別試験研究費の額

3 第一項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる控除対象特別試験研究費の額、特別試験研究費の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象特別試験研究費の額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象特別試験研究費の額を限度とする。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十条の二第一項(特別試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)」とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(重点産業技術試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)
第十条の二の二 青色申告書を提出する個人で産業技術力強化法の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に産業技術力強化法

(平成十二年法律第四十四号)第二十二条第一項に規定する重点研究開発計画(次項及び第四項第一号において「重点研究開発計画」という。)について同条第一項の認定(次項及び第四項において「認定」という。)を受けたものの当該認定に係る適用年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、重点産業技術試験研究費の額(当該適用年において第十条第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額を除く。)がある場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該適用年の年分の控除対象重点産業技術試験研究費の額(当該適用年において第十条第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額を除く。)の百分の四十(当該適用年の年分の控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額に該当するものにあつては、百分の五十)に相当する金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の第十條第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2 青色申告書を提出する個人で指定期間内に重点研究開発計画について認定を受けたものの当該認定に係る適用年(事業を廃止した日

の属する年を除く。)の試験研究費の額(第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。)が当該適用年の前年の試験研究費の額(当該個人が当該適用年の前年において事業を開始した場合に、当該適用年の前年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人の当該適用年における繰越税額控除限度超過額が当該個人の当該適用年の年分の同項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額(当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 適用年 重点研究開発計画について認定を受けた個人の適用期間(その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間(同日までにその認定が取り消された場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間)をいう。)内の日の属する年をいう。

二 重点産業技術試験研究費の額 試験研究費の額のうち認定を受けた個人がその認定に係る産業技術力強化法第二十三条第二項

に規定する認定重点研究開発計画(第四号において「認定重点研究開発計画」という。)に従つて実施した研究及び開発(同法第二十七条第一項に規定する研究及び開発をいう。同号において同じ。)に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

三 控除対象重点産業技術試験研究費の額 重点産業技術試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ 第十条第八項第九号に規定する国外委託試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額の百分の五十(令和九年以前の年分にあつては百分の七十とし、令和十年分にあつては百分の六十とする。)に相当する金額

ロ 第十条第八項第九号に規定する国外委託試験研究以外の試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額

四 特別重点産業技術試験研究費の額 重点産業技術試験研究費の額のうち認定を受けた個人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従つて実施した産業技術力強化法第二十九条第四項に規定する重点産業技術共同研究開発機関(以下この号において「重点産業技術共同研究開発機関」という。)と共同して行う研究及び開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する研究及び開発に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五 繰越税額控除限度超過額 個人の当該適用年の前年以前三年内の各年(当該適用年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。)における第一項に規定する税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に第二項の規定により当該適用年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合

には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる控除対象重点産業技術試験研究費の額、重点産業技術試験研究費の額及び特別重点産業技術試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象重点産業技術試験研究費の額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象重点産業技術試験研究費の額を限度とする。

6 第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた適用年以後の各年分の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする適用年の年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における適用年の前年分の試験研究費の額の計算その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税

法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の二の二第一項及び第二項（重点産業技術試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「属する年を」を「属する年及び第十条の五の六第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に改め、同項第一号中「第七項」を「第八項」に改める。

第十条の五を削る。

第十条の四の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「この項及び第三項」を「この条に」、「同条第三項」を「同法第十七条の二第三項」に、「第三項において、拡充型計画」を「第一号及び第三項において、拡充型計画」に、「同号」を「同条第一項第二号」に、「含む。以下この項」を「含む。以下この項及び第三項第一号」に、「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等（取得又は建設をいい、取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。）に伴つて行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。第一号において同じ。）のための工事による取得又は建設を含む。第三項において同じ。）をして」に、「の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項ただし書中「所得税法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる特定建物等（改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。）百分の十五（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものとして政令で定める要件を満たす場合には百分の二十とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次号及び第三項各号において「移転型計画」という。）である場合には百分の二十五とする。）

イ 取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの
ロ 建設をした特定建物等

二 前号に掲げる特定建物等以外の特定建物等 百分の十（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五）

第十条の四の二第三項中「でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「の取得等をして」に、「の百分の四（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する」を「次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項第一号に掲げる特定建物等 百分の四（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る

特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には百分の五とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には百分の七（当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定める要件を満たす場合には、百分の八とする。）

二 第一項第二号に掲げる特定建物等 百分の二（当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四）

第十条の四の二第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第十条の四の二第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日から第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする年の十二月三十一日までの期間内において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者（次に掲げるものをいう。）であつた者で当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四條第二項に規定する離職をしたもの）をいう。）がいけないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

一 個人の使用者（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するもの

二 個人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するもの
第十条の四の二を第十条の五とする。

第十条の五の三第一項中「属する年を」を「属する年及び第十条の五の六第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に改める。

第十条の五の四第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける年」を削り、「百分の三を」を「百分の四」に改め、「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号を」を「当該各号」に、「特定税額控除限度額を」を「税額控除限度額」に改め、「調整前事業所得税額」の下に「（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第三項において同じ。）を加え、同項第一号中「百分の四」を「百分の五」に、「百分の十五」を「百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）に改め、同項第二号を削り、同項第三号イ中「次世代育成支援対策推進法」の下に「（平成十五年法律第二百十号）を加え、同号ロ中「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の下に「（平成二十七年法律第六十四号）を加え、同号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した

残額）を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号を」を「当該各号」に、「第五項第十一号」を「第四項第九号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「他の者」の下に「（その個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定個人 常時使用する従業員の数が二千人以下の個人をいう。

第十条の五の四第五項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号を同項第八号とし、同項第十一号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項」を「前項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、「又は第二項」を削り、「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、「比較教育訓練費の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同項を同条第九項とする。

第十条の五の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「属する年を」を「属する年及び次条第一項に規定する確認を受けた個人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日の属する年を」に、「百分

の五十」を「百分の三十」に改め、同条第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの 百分の十四」を「生産工程効率化等設備 次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの 百分の十
ロ イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備 百分の五

第十条の五の五第三項第二号を次のように改める。

二 中小事業者以外の個人が事業の用に供した生産工程効率化等設備 次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合
イ 当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの 百分の八
ロ イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備 百分の三

第十条の五の五第三項第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特例）
別償却又は所得税額の特別控除
第十条の五の六 青色申告書を提出する個人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等（その個人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的

な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に同条第二十項の確認を受けたものに限り、第四項及び第五項において「特定生産性向上設備等」という。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定機械装置等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修・増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び第三項において同じ。）をする場合において、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人が、特定機械装置等の取得等をする場合において、当該特定機械装置等についての第一項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供したときは、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の七(建物、建物附属設備及び構築物については、百分の四)に相当する金額の合計額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の調整前事業所得税額(第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人で指定期間内にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の規定に係る同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者(その

同条第二項に規定する認定事業適応計画(同法第二十一条の二十二第三号に規定する国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。以下この項及び次項において「認定国際経済事情激変事業適応計画」という。)に当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて行う同号に規定する国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限り、であるものが、その年(事業を廃止した日の属する年を除くものとし、当該認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同法第二十一条の二十二第三項第二号に規定する実施時期の初日の属する年)からこの項の規定の適用を受けようとする年まで連続して当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて同法第二十一条の二十二第三項第三号に規定する国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき財務省令で定めるところにより証明がされた場合の各年に限り、)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該個人のその年の前年以前三年内の各年(その年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限り、)における税額控除

限度額(同項の認定事業適応事業者の認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等である特定機械装置等に係るものに限り、)のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定によりその年の前年以前二年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書(第九項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。)の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類(次項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。)の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第三項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

9 第一項及び第三項の規定は、個人(第十条第八項第六号に規定する中小事業者を除く。第一号及び第二号において同じ。)の次に掲げる要件のいずれかに該当しない年分(その年が事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつて、その年分の事業所得の金額がその年の前年分の事業所得の金額以下である場合として政令で定める場合におけるその年分を除く。)については、適用しない。

一 当該個人の第十条の五の第四項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額(第十二項において「継続雇用者給与等支給額」という。)からその同条第四項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額(以下この号及び第十二項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。)を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一(次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二)以上であること。

イ その年の十二月三十一日において、当該個人の常時使用する従業員の数が二十人を超える場合

ロ その年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつてその年の前年分の事業所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又はその年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年若しくは事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十(前号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十)に相当する金額を超えること。

イ 当該個人がその年において取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。)をした国内資産(国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。)でその年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額

ロ 当該個人がその有する減価償却資産につきその年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額

10 第四項の規定は、供用年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合限り、適用する。

11 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第一項第三号に掲げる所得税額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十條の五の六第三項及び第四項(特定生産性向上設備等取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

12 第六項から前項までに定めるもののほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第九項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條の六第一項第二号中「の規定」を「又は第七項の規定」それぞれ同条第四項に改め、「控除した金額」の下に「又は同条第七項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額を加え、同項第三号中「第十條第七項」を「第十條の二第二項に、「特別研究税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第十條の二の二第二項又は第二項の規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十條の六第一項第六号中「第十條の四の二第三項」を「第十條の五第三項」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「から第四項」を「から第三項」に改め、「に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「前条第三項」を「第十條の五の五第三項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九の二 前条第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の

うち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十條の六第一項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「適用される」の下に「第十條第七項、第十條の二の二第二項、」を加え、「又は第十條の五の四第四項」を「第十條の五の四第三項又は前条第四項」に改め、同条第三項中「して」の下に「第十條第八項第七号、第十條の二の二第四項第五号、」を加え、「又は第十條の五の四第五項第十一号」を「第十條の五の四第四項第九号又は前条第五項」に改め、同条第五項中「令和九年」を「令和十一年」に、「第三号」を「第三号、第三号の二第十條の二の二第一項に係る部分に限る。」に、「第十号」を「第九号」に改め、「とき」の下に「第一項第五号及び第九号に掲げる規定にあつては当該要件のいずれかに該当しない場合とし、」を加え、「あつて」を「あつて」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該個人の第十條の五の四第四項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額(第七項において「継続雇用者給与等支給額」という。)からその同条第四項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額(以下この号及び第七項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。)を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一(次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二)以上であること。

イ 当該対象年の十二月三十一日において、当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ 当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつて当該対

象年の前年分の事業所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年若しくは事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

第十條の六第五項第二号中「前号イ(1)及び(2)」を「前号イ及びロ」に改め、同条第六項中「こと」の下に「特定税額控除規定のうち第一項第五号及び第九号に掲げる規定にあつては、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当すること」を加え、「同項の」を「前項の」に改め、「第十條第十項」の下に、「第十條の二第三項、第十條の二の二第五項」を加え、「前条第七項」を「第十條の五の五第七項」に改める。

第十一條第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十一條の四第一項及び第二項並びに第十三條第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第十四條第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第十五條から第十八條までを次のように改める。

第十五條から第十八條まで 削除

第十九條第一項第一号中「第十條の四の二」を「第十條の五」に、「又は」を「、第十條の五の六又は」に、「第十五條」を「第十四條」に改め、同条第二項中「、第四項又は第七項」を「若しくは第四項、第十條の二第二項又は第十條の二の二第一項」に改める。

第二十五條第一項中「令和八年」を「令和十一年」に改める。

第二十五條の二第二項中「(第三項)を(第四項)」に改め、同項第二号中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同

条第六項とし、同条第四項中「次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるとき」を「その年における同項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものについて、財務省令で定めるところにより、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律平成十年法律第二十五号 第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項に規定する財務省令で定めるところに従い、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録(以下この項において「電磁的記録」という。)の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同条第六号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っているとき(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。)」に、「同項第一号」を「前項第一号」に、「五十五万円」を「六十五万円」に、「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている場合

二 次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ その年において前項に規定する不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第五号に規定する電子取引(口において「電子取引」という。)の同号に規定する取引情報(口において「取引情報」という。)に係る同法第八条第五項に規定する特定電磁的記録(口において「特定電磁的記録」という。)の保存が同項に規定する

る財務省令で定める要件を満たすために必要な措置として財務省令で定めるものを講じていること。

ロ その年においてイの電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存していること。

第二十五条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「五十五万円」を「六十五万円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、同項に規定する個人でその年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの(所得税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける者を除くものとし、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものに限り、)が、第四項に規定する場合に該当しない場合には、適用しない。

一 その年において不動産所得を生ずべき事業を営む者 その年の前々年分の不動産所得に係る総収入金額が千万円を超えること。

二 その年において事業所得を生ずべき事業を営む者 その年の前々年分の事業所得に係る総収入金額が千万円を超えること。

第二十五条の二に次の一項を加える。

7 第四項の規定は、その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項(第四項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。)及び第四項に規定する帳簿書類に基づ

き財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信した場合に限り、適用する。

第二十七条中「六十五万円」を「六十九万円」に改める。

第二十八条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十八条の四第六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。

(給与所得控除の最低控除額等の特例)

第二十九条の四 令和八年又は令和九年において、その年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(以下この項及び次項において「給与等」という。)の収入金額が二百二十万円以下である場合には、当該給与等に係る同条第三項に規定する給与所得控除額は、同項第一号の規定にかかわらず、七十四万円(当該収入金額が七十四万円に満たない場合には、当該収入金額に相当する金額)とする。

2 令和八年又は令和九年において、その年中の給与等の収入金額が六十九万円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額については、前項及び所得税法第二十八条第二項から第四項までの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 その年中の給与等の収入金額が六十九万円以上七十四万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、ないものとする。

二 その年中の給与等の収入金額が七十四万円以上二百二十九万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、

当該収入金額から七十四万円を控除した残額とする。

三 その年中の給与等の収入金額が二百二十九万円以上二百九十九万三千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万円とする。

四 その年中の給与等の収入金額が二百九十九万三千円以上二百九十九万六千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万三千円とする。

五 その年中の給与等の収入金額が二百九十九万六千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、百四十五万六千円とする。

3 前項の規定の適用がある場合における所得税法第五十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項並びに租税特別措置法第二十九条の四第二項(給与所得控除の最低控除額等の特例)」と、「同条第二項の残額」とあるのは「同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額」とする。

4 令和八年又は令和九年において、所得税法第百九十条に規定する居住者に対しその年中に支払うべきことが確定した給与等(同条第一号に規定する給与等をいう。)の金額が六十九万九千円以上二百二十万円未満である場合には、当該給与等に係る同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、同号の規定(同法別表第五を含む。)にかかわらず、当該支払うべきことが確定した給与等の金額を第二項の給与等の収入金額とみなして同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の二第一項中「令和八年」を「令和十年」に改める。

第三十一条の二第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号を削り、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とし、同項第九号中「第二号の二を第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二條の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備を行う同条に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるもの（第五号、第六号、第八号又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第二項第十号中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンシヨンの建替事業（同法第二條第一項第四号）を「マンシヨンの再生事業（同法第二條第一項第十号）」に、「マンシヨンの建替事業を「マンシヨンの再生事業を」に、「第二條第一項第五号」を「第二條第一項第十号」に改め、「」に対する土地等」の下に（同法第五十五條第一項第二号に規定する隣接施行敷地権（以下この号において「隣接施行敷地権」という。）に係るもの及び同項第三号に規定する施行底地権に係るものを除く。）を加え、「第二條第一項第六号」を「第二條第一項第十一号」に、「施行マンシヨンを」を「建替前マンシヨンを若しくは滅失したマンシヨンの（同項第一号に規定するマンシヨンをいう。以下この号及び次号において同じ。）で同項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「同項

第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンシヨンを」を「再生後マンシヨンの」に、「施行マンシヨンの」を「建替前マンシヨンを若しくは当該滅失したマンシヨンの」に、「であるマンシヨンの建替事業を」であるマンシヨンの再生事業に、「同法第十一條第一項に規定する隣接施行敷地を「隣接施行敷地権に、「のマンシヨンの建替事業を」のマンシヨンの再生事業に、「第六号」を「第七号」に、「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二百四十四條第一項」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二百一十一條第一項」に、「第二條第一項第九号」を「第四條第二項第六号」に、「マンシヨンの敷地売却事業を「マンシヨンの等売却事業に、「第百十三條」を「第百七條」に、「認定買受計画」を「認定売却等計画その他財務省令で定める計画に、「同法第百九條第一項に規定する決議特定要除却認定マンシヨンを「マンシヨンの」に改め、「の土地」の下に「又は同法第二條第一項第二十三号に規定する売却敷地」を加え、「同法第二條第一項第一号に規定する」を削り、「当該」を「これらの」に改め、同項第十二号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号に改め、同項第十三号及び第十四号中「第五項」を「第六項」に、「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号に改め、同項第十六号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号に改め、同条第三項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第五項」を「第六項」に、「第八項を「第九項」に改め、同条第十項中「第八項の規定による修正申告書及び」を「第九項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第九項」に、「第三十一條の二第八項」を「第三十一條の二第

九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項（第三項において準用する場合を含む。）の場合において、個人が、第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三條第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六條第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第三項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十三條第一項第三号の二中「第百十一條」を「第百十一條第三項」に、「同項」を「同法第七十九條第三項」に改める。

第三十三條の三第二項中「第百十八條の二十五の三第一項」を「第百十八條の二十五の二第一項に改め、同条第三項中「第百十八條の二十五の三第一項」を「第百十八條の二十五の二第一項」に、「第百十一條」を「第百十一條第三項」に、「第百十八條の二十五の三第三項」を「第百十八條の二十五の二第三項に改め、同条第六項中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第四号」を「マンシヨンの再生

等の円滑化に関する法律第二條第一項第十号」に、「マンシヨンの建替事業を「マンシヨンの再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンシヨンを」を「再生後マンシヨンの」に、「同項第十九号」を「同項第三十五号」に改め、同条第七項中「施行再建マンシヨンを」を「再生後マンシヨンの」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条第八項中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第十二号」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二條第一項第二十八号」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二百五條」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二百五條」に改める。

第三十三條の六第一項中「第百十八條の二十五の三第三項」を「第百十八條の二十五の二第三項」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に、「施行再建マンシヨンを」を「再生後マンシヨンの」に改める。

第三十四條の二第二項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第四号ハ」に改め、同項第二十二号中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第四号」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二條第一項第十号」に、「マンシヨンの建替事業を「マンシヨンの再生事業」に改め、同項第二十二号の二中「決議特定要除却認定マンシヨンを「マンシヨンの」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第百九條第一項」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二條第一項第一号」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第一号」に、「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第九号」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第二條第一項第十八号」に、「第百十三條」を「第百七條」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定め

等の場合において、個人が、第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三條第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六條第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第三項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

る計画」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「〇がを」又は同項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業当該マンション除却敷地売却事業に係る財務省令で定める計画に、マンションを売却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限り。がに、「第百二十四条第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第三十五条の三第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改める。

第三十六條の二第一項及び第二項並びに第三十六條の五中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第三十七條第一項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年三月三十一日」とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。に、「第一号」を「第二号」に改め、「同欄の八に掲げる区域内にあるものに限る。第三十七條の三第二項において同じ。」を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「同欄の八に掲げる区域内にあるものに限る。第三十七條の三第二項において同じ。」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「イ又はロに掲げる区域にあつては、」平成二十六年四月一日又は「及び」のいずれか遅い日」を削り、同欄の八を削り、同号の下欄中「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同表の第二号の下欄中「既成市街地等」を「次に掲げる区域」に改め、同欄に次のように加える。

イ 既成市街地等であつて、次に掲げる区域当該区域が都市再開発法第二条の三第一項に規定する大都市の区域に該当する場合にあつては、当該大都市の区域に

係る同項に規定する都市再開発の方針に定められた同項第二号に規定する地区の区域に該当するものに限る。」

(1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災街区整備方針に定められた同項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域

(2) 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内の区域

(3) 都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域

ロ 既成市街地等であつて、被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

ハ 既成市街地等であつて、イ及びロに掲げる区域以外の区域

第三十七條第一項の表の第三号の下欄中「建物又は構築物」を「建物（特定施設の用に供されるものに限る。）又は構築物（特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限る。）」に改め、同表の第四号の上欄中「あつては、」の下に「その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百キロワット以下のもの及び」を加え、同条第三項及び第四項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年三月三十一日」とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。に改め、同条第十項第三号中「第一号」を「第二号」に改め、「上欄に掲げる資産の下に」に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産を加え、「に該

当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産を削り、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第十二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

に法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人（ロにおいて「同族会社」という。）以外の法人（ロにおいて「特定法人」という。）から交付を受ける当該金銭又は金銭以外の資産のうち、実質的に当該同族会社から交付を受けるものと認められる場合として政令で定める場合における当該対象者その他の政令で定める者が当該特定法人から交付を受けるもの

第三十七條の四「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年三月三十一日」とし、同表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては令和十年十二月三十一日とする。に改める。

第三十七條の十三第三項及び第九項第二号中「又は」を「」、第三十八條の三第五項又はに改める。

第三十七條の十第三項第八号中「償還により交付を受ける」の下に「次に掲げる」を加え、「でその償還の日においてその者（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該対象者その他の政令で定める者が交付を受けるもの」を削り、同号に次のように加える。

第三十七條の十四第一項中「次項から第四項まで」を「以下この条」に改め、同項第一号イ中「第四項」の下に「第六項」を加え、同条第四項中「この項に」を「この項及び第六項第四号に」に、「この項及び次項」を「この条に」、「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項第一号中「次項第二号及び第四号」を「以下第六項まで及び第八項第一号ロ」に改め、「廃止」の下に「（これらの事由により払出しがあつた非課税口座内上場株式等が未成年者特定累積投資勘定・特定累積投資勘定のうち、非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものをいう。以下この条において同じ。）に係るものである場合には、当該他の保管口座への移管又は当該返還にあつては特定非課税累積投資契約に従つて行うものに限るものとし、当該廃止にあつては当該廃止に係る非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年三月三十一日において十八歳である年（以下この条において「基準年」という。）の一月一日以後に生じたもの及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに生じた第三十三項（第二号及

イ その償還の日においてその者（イにおいて「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該対象者その他の政令で定める者が交付を受ける金銭又は金銭以外の資産

ロ その償還の日においてその者（ロにおいて「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合

び第三号に係る部分に限る。の規定により第二十二項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をしたものとみなして第二十三項の規定を適用する場合における同項の非課税口座の廃止(第六項において「出国による非課税口座の廃止」という。)に限る。を加え、同項第二号中「遺贈」の下に「これらの事由により払出しがあつた非課税口座内上場株式等が未成年者特定累積投資勘定に係るものである場合には、当該贈与にあつては、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以後に生じたものに限る。」を加え、同項第三号中「以外の譲渡」の下に「(当該譲渡により払出しがあつた非課税口座内上場株式等が未成年者特定累積投資勘定に係るものである場合には、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以後に生じたものに限る。)」を加え、同条第五項第一号中「(その年一月一日において十八歳以上である者に限る。)」を削り、「配当等」の下に「(第六号ホ(3)において「配当等」という。)」を、「方法をいう。」の下に「第四十三項を除き、」を加え、「次項から第十二項まで」を「第十二項から第十八項まで」に、「第三十二項から第三十四項まで」を「第三十八項から第四十項まで」に改め、同号八中「令和六年一月一日」の下に「(その口座に設けようとする勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、令和九年一月一日)」を加え、同項第二号中「第九条の八(第一号)」を「第九条の八(第一項第一号)」に、「第二十三項」を「第二十九項」に、「(第四号及び第六号)」を「(第四号並びに第六号口及びハ)」に、「いう。第四号及び第六号」を「いう。第四号並びに第六号口及びハ」に、「第二十五項」を「第三十一項」に改め、同号イ中「第六号イ及びハ(1)」を「第六号口(1)及びハ(1)」に、「第二十八項」を「第三十四項」に、「並び	に第六号イ及びハ」を、「第六号口(1)及びハ(1)並びに第八項第二号」に改め、同号イ(1)中「及び第六号」を「並びに第六号口及びハ(1)」に改め、同号イ(2)中「第三十二項及び第三十三項」を「第三十八項及び第三十九項」に改め、同項第三号口中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項第四号中「第九条の八(第二号)」を「第九条の八(第一項第二号)」に改め、「当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日(当該口座に初めて累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日)ごとの日をいう。における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること」を削り、同項第五号口中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項第六号を次のように改める。
六 特定非課税累積投資契約 第九条の八(第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。の規定並びに第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。))及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと。 口 当該特定累積投資勘定においては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の第一項第三号に掲げる上場株式等(累積投資上場株式等)に限り、継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日まで	の間に取得をした上場株式等であつて(1)に掲げるものを除く。以下この項及び第八項において「特定累積投資上場株式等」という。)のうち、累積投資契約当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、一定額の第一項第二号イ又はロに掲げる上場株式等(当該上場株式等が同号イに掲げる上場株式等である場合には、一定額又は当該一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の同号イに掲げる上場株式等)につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託をし、当該金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいう。)により取得した(1)に掲げるもの及び(2)に掲げるもののみを受け入れること。
(1) 当該口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間(1)において「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした特定累積投資上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした特定累積投資上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う特定累積投資上場株式等の募集により取得をした特定累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額が百二十万円(当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、六十万円)を超えないもの(次に掲げる特定累積投資勘定の区分	に応じそれぞれ次に定める特定累積投資上場株式等を除く。) (i) 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該合計額、当該属する年において当該口座に受け入れているハ(1)の上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(同年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。ハ(1)(ii)及び第三十六項において同じ。)の合計額が千八百万円を超えることとなるときにおけるその特定累積投資上場株式等 (ii) 未成年者特定累積投資勘定 特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が未成年者特定累積投資勘定に受け入れている特定累積投資上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額の合計額が六百万円を超えることとなるときにおけるその特定累積投資上場株式等 (2) (1)に掲げるもののほか政令で定める特定累積投資上場株式等 ハ 当該特定非課税管理勘定においては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居

住者の第一項第四号に掲げる上場株式等（継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があった日までの間に取得をしたもの、第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたもの、その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他の政令で定めるものを除く。）のうち次に掲げるもののみを受け入れること。 (1) 当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間(1)において「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等又は当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされている上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の政令で定めるもののうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二百四十万円を超えないもの（上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおけるその上場株式等を除く。） (i) 当該合計額及び特定非課税管理勘	定基準額（当該属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。第三十六項において同じ。）の合計額が千二百万円を超える場合 (ii) 当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れている口(1)の特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千八百万円を超える場合 (2) (1)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等 二 当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他の政令で定める方法によりすること。 ホ 未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、次に定めるところによること。 (1) 当該特定累積投資上場株式等の当該口座から他の保管口座への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除く。）をしないこと。 (i) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年三月三十一日において十二歳である年(ii)及び第十号口において「特定基準年」という。)の前年以前の各年 災害、疾病その他の政令で定めるやむを得ない事由による当該移管又は返還で当該口座及び当該口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている特定累積投資上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（へ、第十号口(1)及び次項において「災害等による返還等」という。）その他の政令で定める事由による当該移管又は返還 (ii) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年以後の各年 (i)に定める移管又は返還及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該特定累積投資上場株式等の当該口座から他の保管口座への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の基因となる事由(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのもにに限る。)その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。)をした場合における当	(2) 当該特定累積投資上場株式等の二に規定する方法以外の方法による譲渡で政令で定めるもの又は贈与をしないこと。 (3) 当該特定累積投資上場株式等の譲渡の対価(その額が第三十七条の十一第四項の規定により同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含む。第八項において同じ。)又は当該特定累積投資上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（政令で定めるものを除く。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託をすること。 ヘ 当該口座につきホに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由（第三十三項第一号において「非課税口座等廃止事由」という。）が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止すること。 ト イからヘまでに掲げるもののほか政令で定める事項 第三十七条の十四第五項第七号イ中「令和六年」の下に「(当該勘定が、当該特定非課税累積投資契約を締結した居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものである場合には、令和九年)を加え、同号ロ中「第九号」を「第十一号」に、「第十号」を「第十二号」に、「次項及び第七項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同号ハ中「第二十項」を「第二十六項」に、「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同号に次のように加える。
---	---	---

二 当該勘定(当該特定非課税累積投資契約を締結した居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものに限る。)は、第十九項に規定する他の非課税口座に設けられないこと。

第三十七条の十四第五項第八号中「特定累積投資勘定の下に」(「未成年者特定累積投資勘定を除く。第十一号において同じ。」を加え、同項第十号中「第十六項から第十八項まで」を「第二十二項から第二十四項まで」に、「第十六項に」を「第二十二項に」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第十三項から第十五項まで」を「第十九項から第二十一項まで」に、「第十三項に」を「第十九項に」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 特定課税未成年者口座 非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者(その年一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者に限る。)が、当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と政令で定める関係にある法人の営業所に開設している口座で、預金口座、貯金口座又は顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座(これらの口座において特定課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。)により構成されるもののうち、当該非課税口座と同時に設けられるものをいう。

十 特定課税未成年者口座管理契約 第九条の八(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定並びに第一項(第三号に係る部分に限る。)及び前三項の規定の適用を受ける第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住

者が、前号の預金口座、貯金口座又は顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成される口座を開設する際に非課税口座を開設する金融商品取引業者等と締結した契約(特定非課税累積投資契約と同時に締結されるものに限る。)で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ 金銭その他の資産の預入れ又は預託は、当該預入れ又は預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(特定課税未成年者口座管理契約に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)において行うこと。

ロ 当該口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、当該金銭その他の資産の当該口座からの払出し(次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除く。)をしないこと。

(1) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等の取得のためにする払出し及び災害等による払出し(非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされている特定累積投資上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいう。ハにおいて同じ。)

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定基準年以後の各年 (1)に定める払出し及び当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口

座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの基因となる事由(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。)その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。)をした場合における当該払出し

ハ 当該口座につき口に掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由(第三十三項第一号において「特定課税未成年者口座等廃止事由」という。)が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた非課税口座を廃止すること。

二 イからハまでに掲げるもののほか政令で定める事項

第三十七条の十四第四十一項中「第三十八項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十項中「第三十七項及び第三十八項」を「第四十六項及び第四十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十九項中「第三十七項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十六項中「前項」を「第四十一項から第四十三項まで」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十五項を同条第四十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

42 第八項の場合において、同項の金融商品取引業者等は、同項の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に前項に

規定する報告書を交付しなければならない。
43 金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を第三十七条の十一の三第九項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をその者に交付しなければならない。

44 前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第四十二項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七条の十四第三十四項中「第八項」を「第十四項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「以後」を「から令和九年まで」に、「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「第六項、第十五項、第十八項、第二十二項、第二十八項」を「第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項、第三十四項」に、「第二十八項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十七項中「提供基準年」を「提供基準年」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「基準年」を「提供基準年」に改め、「特定累積投資勘定」の下に「(未成年者特定累積投資勘定を除く。次項において同じ。)」を加え、「が同項」を「が前項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「ある場合」の下に「(当該上場株式等が未成年者特定累積投資勘定に受け入れられている上場株式等である場合には、当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が基準日の属する年(以下第三十六項までにおいて「提供基準年」という。)の一月一日において十八歳以上である場合に限る。)」を加え、「基準日の

属する年(同項及び第三十項において「基準年」という。)[を「提供基準年」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十六項中「第八項及び第九項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

33 次の各号に掲げる場合における第二十三項及び第二十四項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 特定非課税累積投資契約若しくは特定課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき非課税口座等廃止事由又は特定課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより非課税口座が廃止された場合 当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、これらの事由が生じた時に当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

二 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合 その者は、当該出国の時に当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

三 第二十九項の規定による継続適用届出書の提出をした者が当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに第三十一項の規定による帰国届出書の提出をしなかつた場合 その者は、同日に当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第二十二項に規定する提出をしたものとみなす。

第三十七条の十四第二十五項中「第二十三項」を「第二十九項」に、「第二十七項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第六項から第十五項まで、第十九項」を「第十二項から第二十一項まで、第二十五項」に、「第三十二項及び第三十三項」を「第三十八項及び第三十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第二十七項並びに」を「第三十三項第二号並びに」に改め、同項第一号中「第二十五項」を「第三十一項」に改め、「命令」の下に「当該出国の日の属する年の一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者にあつては、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を扶養する親族に係る当該転任の命令を含む。」を加え、「第二十五項及び第二十七項」を「第三十一項及び第三十三項第三号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十五項」に、「第二十項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第十五項又は第十八項」を「第二十一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第十八項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項第二号ただし書中「第十九項」を「第二十五項」に、「第二十一項第一号」を「第二十七項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を当該」を「特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除く。以下第二十一項まで及び第二十五項から第二十八項までにおいて同じ。）」又は特定非課税管理勘定を当該に、「第十五項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項第一号中「第九項」を「第十五項」に改め、同項第二号中「第二十項」を「第二十六項」に、「第二十一項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項各号中「第九項」を「第十五項」に、「第十一項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「前項第一号」を「第五項第一号」に、「第八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由(特定非課税累積投資契約若しくは特定課税未成年者口座管理契約若しくはこれらの履行につき前項第六号若しくは第十号に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除く。))をしたことをいう。以下の項、第八項及び第四十一項において同じ。が生じた場合には、次に定めるところにより、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については第一項及び第二項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還(前項第六号ホ(1)に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。)があつた非課税口座内上場株式等については第四項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設

を有する非居住者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等(前項第六号ホ⁽²⁾に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く)の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

七 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

八 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者

等は、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止の際、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 当該非課税口座を開設した日から当該廃止の日までの間に支払われた当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡の対価の額の合計額(当該譲渡の対価のうち、その金銭その他の資産を当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつたものの額を除く)

ロ 当該非課税口座を開設した日から当該廃止の日までの間に当該非課税口座から他の保管口座への第六項第二号に規定する移管又は特定累積投資上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への同号に規定する返還がされた特定累積投資上場株式等

ハ 当該非課税口座を廃止した日において当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている特定累積投資上場株式等の同日における払出し時の金額の合計額

二 当該非課税口座を開設した日から当該非課税口座を廃止した日までの間において当該非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされた第五項第六号ロ⁽¹⁾に掲げる特定累積投資上場株式等の取得対価の額及びその取得に要した費用の額並びにその譲渡に要した費用の額の合計額(その譲渡の

対価に係る金銭その他の資産を、当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつた非課税口座内上場株式等の取得対価の額及びその取得に要した費用の額並びにその譲渡に要した費用の額その他の政令で定める金額を除く)

九 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

十 その年分の所得税に係る非課税口座を有していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡につき第六項(第一号から第三号までに係る部分に限る)の規定に基づいて計算された当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百二十一条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む)に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百二十一条第三項(同法第六十六条において準用する場合を含む)に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を除外したところにより、同法第二百二十条から第二百二十七条まで(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む)の規定及び第三十三

三第十項において準用する場合を含む)において準用する同法第二百二十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む)の規定を適用することができる。

十一 前項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定(当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む)をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

第九款の二 特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例
(特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十八条の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産(その名称が同法第二十九条の二第一項第十一号イに掲げる事項として同法第二十九条の三第一項に規定する金融商品取引業者登録簿に登録されているもののその取引の状況その他の事情を勘案して財務省令で定めるものを除く)その他の財務省令で定めるものに限り。以下この項、第四項及び第五項並びに次条第二項において「特定暗号資産」という。の譲渡(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第五項に規定する暗号資産取引業者を行う者に限り。以下この項及び第四項において「暗号資産取引業者」という。)への売委託により行うもの又は暗号資産取引業者に対するも

- のに限る。以下この項及び次条第二項において同じ。をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 一 所得税法第二十二條第一項第三十條から第三十四號の五までの規定の適用については、同項第三十號中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十八條の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）とする。
- 二 所得税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額（事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、租税特別措置法第三十八條の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「各種所得の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を除く。）」とする。
- 三 所得税法第七十一條及び第七十二條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- 四 所得税法第九十二條、第九十五條及び第六十五條の六の規定の適用については、同法第九十二條第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第三十八條の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十八條の二第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五條及び第六十五條の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第三十八條の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。
- 五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で特定暗号資産についての金融商品取引法第二十八條第十八号又は第十九号に掲げる行為を行った暗号資産取引業者の営業所（国内にある主たる営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）の長は、当該行為を行った日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、個人番号、当該特定暗号資産の名称その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の同項の特定暗号資産についての同項に規定する行為に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
- 7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第五項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 8 第五項及び第六項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 9 前項に定めるもののほか、第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- （特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）
第三十八條の三 確定申告書（第五項において準用する所得税法第二百二十三條第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、前条第一項後段の規定にかかわらず、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
- 2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。
- 3 第一項の規定は、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による

控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用がある場合における前条(第二項を除く。)の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

5 所得税法第二百二十三条第一項第二号を除く。(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第二百二十条第一項(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第二百二十二条第一項又は第二百二十三条第一項(これらの規定を同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書提出することのできる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同項中「第七十条第一項若しくは第七十一項(雑損失の繰越控除)若しくは第七十二項(雑損失の繰越控除)の規定の適用を受け、又は第四百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付の手続等)の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは、「租税特別措置法第三十八條の三第一項(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」という。)、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗

号資産に係る譲渡損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額(第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一項第一項)とあるのは「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(租税特別措置法第三十八條の三第一項)と、及び第四百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。同号において同じ」とあるのは「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「同法第三十八條の二第一項(特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号八(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十八條の三第二項(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第一項第一号イ及び第二項第二号イ(2)中「第六項及び第八項を「第八項及び第十項」に改め、同号イ(4)中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に對する第八項第一号」を「総資産額に對する第十項第一号」に改め、

「とし、第六号中「外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に對する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「同項」を「第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

八 清算部分対象外国関係会社 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。

九 清算外国金融子会社等 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。

十 特例清算事業年度 清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等が最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日(当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度をいう。

同条第十二項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第一項各号に掲げる居住者に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することとなつた場合における当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、当該清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第四十条の四第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第八号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第九号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十号」に改め、同項第五号中「第六項第十一号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「(清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)」、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には、「」とする。）」及び「当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社(以下この項及び次項において「清算外国金融子

会社等」という。)のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(次項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(次項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等のいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項(第八号又は第九号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当しないものと推定する。

6 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係会社の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定す

るために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第四十条の五第一項各号並びに第二項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第四十条の七第一項及び第二項第三号イ(2)中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に改め、同号イ(4)中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に対する第八項第一号」を「総資産額に対する第十項第一号」に改め、「とし、第七号中「外国関係法人(特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「。同項」を「。第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

九 清算部分対象外国関係法人 解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前二年内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係法人に該当していたものをいう。

十 清算外国金融関係法人 解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度のい

ずれにおいても外国金融関係法人に該当していたものをいう。

十一 特例清算事業年度 清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人が最初に部分対象外国関係法人又は外国金融関係法人に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日(当該清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度をいう。

第四十条の七第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第六項、第八項及び前二項」を「第八項、第十項及び前三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当することとなつた場合における当該清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係法人は部分対象外国関係法人と、当該清算外国金融関係法人は外国金融関係法人とそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第四十条の七第九項を同条第十一項とし、同

条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第八号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第九号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十号」に改め、同項第五号中「第六項第十一号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「(清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)」、「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には「。」とする。及び「当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人(以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。))のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(同項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(同項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人のいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項(第九号又は第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係法人は清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当しないものと推定する。

6 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項(第十一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第四十条の八第一項各号並びに第二項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第四十一条第一項中「以下この項、第十項、第二十二項、第二十三項及び第三十五項」を「第十九項を除き、以下この条に、〔次条第三項第四号〕を〔次条第三項第三号〕に、〔第三十五項〕を〔第十七項及び第三十五項〕

に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が」を削り、「当該宅地建物取引業者を当該特定増改築等をした宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。))に、この項、第三項、第五項、第六項、第九項から第十一項まで、第十五項から第十七項まで及び第三十一項、次条並びに第四十一条の二の二を「同条まで」に改め、「第六項及び第九項」を削り、「平成十九年一月一日から令和七年十二月三十一日まで」を「平成十九年一月一日から令和十二年十二月三十一日まで」に、「次項から第十項まで、第十五項、第十八項、第二十三項及び第三十四項並びに」を以下この条及び「各年」を「適用年」に、「第十項、第十五項及び第十八項」を「第十一項及び第十四項」、「年に限る。第四項第一号において「適用年」とを「各年」に改め、「合計所得金額」の下に「(以下この条において「合計所得金額」という。))」を加え、同項第二号中「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する」を削り、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「平成二十三年又は平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、「居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「平成二十四年、」及び「居住年が令和四年又は令和五年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「平成二十年又は平成二十五年から令和七年まで」を「平成二十九年から令和十二年まで」に、「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「平成二十一年」を「平成二十九年」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「令和七年」を「令和十二年」に改め、同号を同項第二号とし、

同条第五項中「第十六項及び第四十一条の三の二第十八項」を「第十二項」に改め、「(第四十一条の三の二第十八項において「新消費税法」という。))」を削り、同条第六項から第九項までを削り、同条第十項中「第十三項、第二十四項から第二十六項まで」を「第九項、第二十一項から第二十三項まで、第二十六項」に、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「第九項、第十四項及び第十五項」に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が第一項の」を削り、「(当該の下に「特定増改築等をした」を加え、「第十三項並びに」を「第九項並びに」に改め、「又は」の下に「既存認定住宅等の取得」を加え、「(以下この項及び」をいう。次項及び第九項第二号ロ(2)において同じ。))」(以下この項、第九項及び「平成二十一年六月四日(第二号に掲げる家屋にあつては都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日とし、」を「平成二十九年一月一日」に、「とする。))から令和七年十二月三十一日」を「令和十二年十二月三十一日」に、「第十二項及び第十四項」を「から第十項まで」に、「認定住宅等の新築等又ははを(認定住宅等の新築等若しくは」に改め、「ある場合」の下に「又は同日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合」を加え、「第二十四項中」を「第二十一項中」に、「第十項」を「第六項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「第十項」を「第六項」に、「第二十六項中」を「第二十三項中」に、「第二十八項中」を「第二十五項中」の「同項」とあるのは「第六項」と、「第二十六項」の「同項」とあるのは「第六項」と、「同項の」とあるのは「第一項の」と、第二十八項中「(第十項」を「第六項」に改め、同項第三号中「第十三項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第四号中「及び第十三項第三号」を「第九項

第三号及び第四号並びに第二十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 居住年が平成二十九年から令和五年までの各年である場合次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。 五千万円

イ 平成二十九年から令和三年までの各年 その居住に係る住宅の取得等が特定取得(第五項に規定する特定取得をいう。第五号イにおいて同じ。)に該当するものである場合

ロ 令和四年又は令和五年 その居住に係る家屋が認定住宅(前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項並びに第九項第一号及び第二号ロ(2)において同じ。)であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

二 居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。 四千五百万円

イ 令和四年又は令和五年 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ 令和六年から令和十二年までの各年 その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第十一項第三号中「平成二十四年、」及び「居住年が令和四年又は令和五年であ

る場合には、「を削り」、「とき」を「場合」に改める
同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合(次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。) 三千五百万円

イ 令和六年又は令和七年その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

口 令和八年から令和十二年までの各年次に掲げる場合

(1) その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当する場合

五 居住年が平成二十九年から令和七年までの各年である場合(次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。) 三千万円

イ 平成二十九年から令和三年までの各
年 その居住に係る住宅の取得等が特定
取得に該当するもの以外のものである場
合

口 令和四年又は令和五年 その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

八 令和六年又は令和七年 次に掲げる場
合

(1) その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第十一項に次の一号を加える。

六 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。）二十万円

第四十一条第十一項を同条第七項とし、同条第十二項中「第十項」を「第六項」に改め、「居

五年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には「一・二パーセントとし」を削り、「平成二十四年」を「平成二十九年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同項を同条第十三項中「第十項」を「第六項」(八項)とし、同条第十三項中「第十項」を「第六項」

に、「又は買取再販認定住宅等の取得」を「若しくは買取再販認定住宅等の取得」に、「第二十一項を第十八項」に改め、「供した場合」の下に「又は認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等」(第十八項の規定により認定住宅等とみなさ

れる同項に規定する特例認定住宅等を除く。）を令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合」を加へ、「第十一項」を「第七項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。） 五千万円

二 居住年が令和六年から令和十二年までの

各年である場合(次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限り

る。） 四千五百万円
イ 令和六年又は令和七年 その居住に係

る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

口 令和八年から令和十二年までの各年次に掲げる場合

(1) その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2) その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

三 居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。） 四千万円

四 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合(その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。) 三千万円

第四十一条第十三項を同条第九項とし、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項中「当該増改築等に係る第四十一条の三の二第一に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅

宅借入金等の金額につき、同条第一項、第五項又は第八項の規定によりこの条の規定の適用を

受けた場合を除く。」を削り、「第十八項を『第十四項』に、『第二十四項』を『第二十一項』に、『第二十五項』を『第二十二項』に、『第二十六項』を『第二十三項』に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項を同条第十二項とし、同条第

十七項中「第十五項」を「第十一項」に、「第十九項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「第十項」を「第六項」に、「第十五項」を「第十一項」に、「第二十四項」を「第二十一項」に、「第二十五項」を「第二十二項」

に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項を同条第十五項とし、同条第二十項中、「次項」の下に「から第十九項まで」を加え、「（次項）を」（第二十五項及び第二十六項）に改め、同項ただし書中「所

得税法第二条第一項第三十号の」を削り、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 個人が、国内において、特例買取再販住宅の取得（建築後使用されたことのある小規模居住用家屋で耐震基準に適合するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特例既存住宅」という。）のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。）、特例既存住宅の取得（特例買取再販住宅の取得を除く。以下この項において同じ。）又は第一項に規定するその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの特例増改築等をした場合には、当該特例買取再販住宅の取得は同項に規定する買取再販住宅の取得に該当するものと、当該特例既存住宅の取得は同項に規定する既存住宅の取得に該当するものと、当該特例増改築等は同項に規定する増改築等に該当

するものと、当該特例既存住宅は同項に規定する既存住宅と、当該特例増改築等をした家屋(当該特例増改築等に係る部分に限る。)は同項に規定する増改築等をした家屋とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第一項に規定する適用年のうち、その者のその年の所得税に係るその年の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

第四十一条第二十一項中「のうち令和七年十二月三十一日以前に建築確認を受けているもの」を削り、「新築又は」を「新築若しくは」に、「(以下この項において「特例認定住宅等の新築等」という。)を」、「特例買取再販認定住宅等の取得(特例認定住宅等である特例既存住宅のうち特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該特定増改築等をした宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項において同じ。)又は特例既存認定住宅等の取得(特例認定住宅等である特例既存住宅の取得で特例買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものをいう。)(以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。)」に、「特例認定住宅等の新築等は第十項」を「特例認定住宅等の新築取得等は第六項」に、「認定住宅等の新築等」を「認定住宅等の新築取得等」に、「第十一項第一号」を「第七項第一号ロ」に、「第十項第三号」を「第六項第三号」に改め、同項ただし書中「第十項」を「第六項」に改め、「所得税法第二条第一項第三十号」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第一項」を「第一項、第六項、第十七項及び前項」に、「は、同項に規定する」を「は、」に、「同項の」を「第一項の」に、「含む。」で当該工事を含む。以下この項において「増改築等工事」という。であつて、当該増改築等工事」に、「工事の」を「増改築等工事の」

に、「は、当該工事」を「は、当該増改築等工事」に改め、「ものであること」の下に「、当該増改築等工事をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を、「除く。」を「の下に」いい、第十七項に規定する特例増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増改築等工事であつて、当該増改築等工事に要した費用の額(当該増改築等工事の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該増改築等工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額)が百万円を超えるものであること、当該増改築等工事をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすもの(同条第一項から第八項までの規定の適用を受けるものを除く。)を加え、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項を同条第二十四項とし、同項の次に次の三項を加える。

25 個人が、国内において、対象外エネルギー消費性能向上住宅(エネルギー消費性能向上住宅のうち、令和九年十二月三十一日以前に建築確認を受けたもの又は令和十年六月三十日以前に建築されたもの(以下この項において「対象エネルギー消費性能向上住宅」という。))以外のものをいう。以下この項において同じ。の新築又は対象外エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象外エネルギー消費性能向上住宅を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定

は適用せず、個人が、国内において、対象エネルギー消費性能向上住宅の新築又は対象エネルギー消費性能向上住宅で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該対象エネルギー消費性能向上住宅を同日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の第六項に規定する十年間の各年分の所得税については同項の規定は適用しない。

26 個人が、災害危険区域等(建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域(以下この項において「災害危険区域」という。)、地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域(以下この項において「地すべり防止区域」という。)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域(以下この項において「急傾斜地崩壊危険区域」という。)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域(以下この項において「土砂災害特別警戒区域」という。))又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域(以下この項において「浸水被害防止区域」という。))をいう。以下この項において同じ。内において、第一項の居住用家屋若しくは第六項の認定住宅等の新築(特定建替えを除く。)をし、又はこれらの家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合におけるこれらの家屋(これらの家屋の一部が災害危険区域等内にある場合におけるこれらの家屋を含み、災害危険区域(地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。)内にあるこれらの家屋にあつては、これらの家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定

による勧告(以下この項において「勧告」という。)を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をしたこれらの家屋に限る。以下この項において「居住用家屋等」という。を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。ただし、当該居住用家屋等に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合は、この限りでない。

27 前項に規定する特定建替えとは、個人、当該個人の配偶者又は当該個人の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた家屋でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えをいう。第四十一条第二十八項中「第十項」を「第六項」に改め、同条第三十四項第一号中「第二十二項」を「第十九項」に改め、同条第三十五項中「第十五項」を「第十一項」に改める。第四十一条の二第二項中「適用年(特例適用年)」を「適用年」に、「第十項、第十五項及び第十八項」を「第十一項及び第十四項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前条第十項」を「前条第六項」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号中「前条第十五項」を「前条第十一項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号中「前条第十八項」を「前条第十四項」に改め、同項を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同項を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前条第十一項又は第十三項」を「前条第七項又は第九項」に、「同条第十二項」を「同条第八項」

に、「同条第十一項又は第十三項」を「同条第七項又は第九項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第三項中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「平成二十六年から平成三十年までの各年」を「平成二十九年、平成三十年」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅等借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき 認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等 第四十一条の二の二第一項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内」に改め、「当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし、」を削り、「又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十二年内とする。」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定によ

り同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十二年内」に改め、同条第二項中「第四十一条第二十項を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「(以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等に」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築取得等(以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第四項及び第七項中「居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、」を削り、「又は同条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に、「には十一年内とする。」を「には、十一年内」に改め、同条第八項中「令和七年まで」を「令和十二年まで」に、「又は第四十一条第十五項若しくは第十八項」を「、居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で第四十一条第

六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は同条第十一項若しくは第十四項」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十二項」に改める。

第四十一条の十六の二の見出し中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第一項中「令和七年分以後」を「令和八年分以後」に、「(令和九年分」を「令和十年分」に改め、同項第一号中「令和七年分及び令和八年分」を「令和八年分及び令和九年分」に改め、同号イ及びロを削り、同号ハ中「三百三十六万円を超え」を削り、「十万円」を「四十二万円」に改め、同号ハを同号イとし、同号二を同号ロとし、同項第二号中「令和九年分」を「令和十年分」に改め、同条第二項中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第三項中「令和八年以後の各年」を「令和九年」に改め、「(以下この項及び」及び「において、その年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額以下であるとき」を削り、「十万五千円」を「十一万円」に、「十万円」を「十万五千円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に、「十七万五千円」を「十八万円」に改め、同条第四項中「令和八年」を「令和十年以後の各年」に改め、「前項に規定する」を削り、「を超える」を「以下である」に、「十万円」と、「十万円」を「十一万円」と、「十万五千円」に、「十二万五千円」を「十三万五千円」に、「所得税法」と、「十万円」を「所得税法」と、「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に、「十六万五千円」を「十七万五千円」に改める。

第四十一条の三の二 削除

第四十一条の十七第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「同項第四号」に、「一般用医薬品」を「一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品同法第二十条第十七項第三号に掲げる医薬品をいう。第一号において同じ。」を「に、「第三項まで」を「この項及び次項」に、「平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間」を「次の各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八第一項に次の一号を加える。

五 低所得であるひとり親への就業の支援等の観点から給付される母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十一条第二号(同法第三十一条の十において準用する場合を含む。)に掲げる給付金の支給を受けていた者のうち財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

第四十一条の十四第一項第二号中「同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は」を「第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産以外の同法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は当該暗号等資産に係る」に改める。

第四十一条の十五の三第二項第一号中「十万円」を「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に改める。

第四十一条の十五の五第一項中「令和八年分」の下に「又は令和九年分」を、「令和八年」の下に「又は令和九年」を加え、同条第二項中「令和八年十二月三十一日」を「その年十二月三十一日」に、「年の」を「その年の」に改める。

第四十一条の十四第一項第二号中「同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は」を「第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産以外の同法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は当該暗号等資産に係る」に改める。

第四十一条の十七第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「同項第四号」に、「一般用医薬品」を「一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品同法第二十条第十七項第三号に掲げる医薬品をいう。第一号において同じ。」を「に、「第三項まで」を「この項及び次項」に、「平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間」を「次の各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分

第四十一条の十五の三第二項第一号中「十万円」を「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に改める。

第四十一条の十五の五第一項中「令和八年分」の下に「又は令和九年分」を、「令和八年」の下に「又は令和九年」を加え、同条第二項中「令和八年十二月三十一日」を「その年十二月三十一日」に、「年の」を「その年の」に改める。

第四十一条の十四第一項第二号中「同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は」を「第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産以外の同法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は当該暗号等資産に係る」に改める。

第四十一条の十七第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「同項第四号」に、「一般用医薬品」を「一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品同法第二十条第十七項第三号に掲げる医薬品をいう。第一号において同じ。」を「に、「第三項まで」を「この項及び次項」に、「平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間」を「次の各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分

第四十一条の十五の三第二項第一号中「十万円」を「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に改める。

第四十一条の十五の五第一項中「令和八年分」の下に「又は令和九年分」を、「令和八年」の下に「又は令和九年」を加え、同条第二項中「令和八年十二月三十一日」を「その年十二月三十一日」に、「年の」を「その年の」に改める。

第四十一条の十四第一項第二号中「同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は」を「第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産以外の同法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は当該暗号等資産に係る」に改める。

第四十一条の十七第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「同項第四号」に、「一般用医薬品」を「一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品同法第二十条第十七項第三号に掲げる医薬品をいう。第一号において同じ。」を「に、「第三項まで」を「この項及び次項」に、「平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間」を「次の各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分

第四十一条の十五の三第二項第一号中「十万円」を「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に改める。

第四十一条の十五の五第一項中「令和八年分」の下に「又は令和九年分」を、「令和八年」の下に「又は令和九年」を加え、同条第二項中「令和八年十二月三十一日」を「その年十二月三十一日」に、「年の」を「その年の」に改める。

に及び当該各号に定める期間内に、「平成二十九年から令和八年まで」を「租税特別措置法第四十一条の十七第一項各号(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)に掲げる同項に規定する特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内」に、「租税特別措置法第四十一条の十七第一項(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次項第一号に掲げる医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。次項において同じ。)である一般用医薬品等(薬局製造販売医薬品を除く。)に係る特定一般用医薬品等購入費 平成二十九年一月一日以後の期間

二 前号に掲げる特定一般用医薬品等購入費以外の特定一般用医薬品等購入費 平成二十九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの期間

第四十一条の十七第二項中「(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同項に次の一号を加える。

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして政令で定めるもの

第四十一条の十七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。
第四十一条の十八の三第一項第二号中「学生等」を「学生」に改める。

第四十一条の十八の四第一項第四号及び第五号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中「三億三千万円」を「二億六千五百万円」に、「百分の二十二・五を「百分の三十」に改め、同条第二項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第七号中「の規定」を「及び第三十七条の十四第十項の規定」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

第四十一条の十九第四項中「金額」の下に「若しくは第三十七条の十四第十項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」を加え、「第二項並びに」を「第二項」に、「第二項の」を「第二項並びに第三十七条の十四第十項及び第十一項の」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「次条第四項及び第八項」を「次条第四項、第八項及び第十三項」に、「第六項及び第八項」を「第六項、第八項及び第十三項」に、「同項」を「同条第八項」に改める。

第四十一条の十九の三第一項中「第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人」を「個人で、年齢五十歳以上である者、介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者、所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者又は当該個人の親族(当該親族が、年齢六十五歳以上である者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者又は

は障害者に該当する者(第十七項及び第十八項において「高齢者等」という。)である場合に限る。下同居を常況としている者」に、「同項に規定する居住用の家屋」を「居住の用に供する家屋で政令で定めるもの」に、「及び第八項」を、「第八項及び第十項」に改め、「こと」の下に「、当該高齢者等居住改修工事等をした家屋が居住用家屋(第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。)に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「金額。以下この項及び第五項から第八項まで」を「金額。以下この項、第五項から第八項まで及び第十一項」に改め、「こと」の下に「、当該一般断熱改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「限る。以下この項、第五項から第八項まで、第十一項、第十四項及び第十五項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第三項中「及び第八項」を、「第八項及び第十二項」に改め、「こと」の下に「、当該多世帯同居改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること」の下に「、当該住宅耐震改修をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「及び第八項」を、「第八項、第十三項及び第十五項」に改め、「金額。以下第八項まで」の下に「及び第十三項」を、「」が五十万円を超えるものであること」の下に「、当該耐久性向上改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を、「限る。以下第八項まで」の下に「及び第十三項から第十五項まで」を加え、「令和七年十二

月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第七項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「及び次項」を、「次項及び第十六項」に改め、「こと」の下に「、当該子育て対応改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同項第一号ハ、第三号イ及び第四号イ中「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第九項中「合計所得金額」の下に「(以下この条において「合計所得金額」という。))」を加え、同条第二十三項を同条第三十一項とし、同条第二十項から第二十二項までを八項ずつ繰り下げ、同条第十九項中「次条第五項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十八項中「の前年分」を「の前年以前三年内の各年分」に改め、同項ただし書中「前年分」を「各年分」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項を同条第二十五項とし、同条第十六項を同条第二十四項とし、同条第十五項を同条第二十三項とし、同条第十四項中「第七項」の下に「及び第十六項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十三項中「第四項」の下に「及び第十三項」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項中「第三項」の下に「及び第十二項」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「第二項」の下に「及び第十一項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十項中「に規定する高齢者等居住改修工事等」を「及び第十項に規定する高齢者等居住改修工事等」に改め、「第四十一条の三の二第一項に規定する」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第九項の次に次の八項を加える。

10 特定個人が、当該特定個人の所有する居住用の家屋について特例対象高齢者等居住改修工事等（高齢者等居住改修工事等のうち、標準的費用額が五十万円を超えるものであること、高齢者等居住改修工事をした家屋が小規模居住用家屋（第四十一条第十六項に規定する小規模居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）をした場合には、当該特例対象高齢者等居住改修工事等は対象高齢者等居住改修工事等とみなして、第一項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該特定個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

11 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象一般断熱改修工事等（一般断熱改修工事等のうち、断熱改修標準の費用額が五十万円を超えるものであること、一般断熱改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項、第十四項及び第十五項において同じ。）をした場合には、当該特例対象一般断熱改修工事等は対象一般断熱改修工事等とみなして、第二項及び第八項の規定を適用することができ。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

12 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象多世帯同居改修工事等（多世帯同居改修工事等のうち、多世帯同居改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、多世帯同居改修工事をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであること）その他の政令で定める要件を満たすものをい

う。以下この項において同じ。）をした場合には、当該特例対象多世帯同居改修工事等は対象多世帯同居改修工事等とみなして、第三項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

13 個人が、特例対象住宅耐震改修（住宅耐震改修のうち、耐震改修標準の費用額が五十万円を超えるものであること、住宅耐震改修をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項及び第十五項において同じ。）と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象耐久性向上改修工事等（耐久性向上改修工事のうち、耐久性向上改修標準の費用額が五十万円を超えるものであること、耐久性向上改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下同項までにおいて同じ。）をした場合には、当該特例対象住宅耐震改修は対象住宅耐震改修と、当該特例対象耐久性向上改修工事等は対象耐久性向上改修工事等とそれぞれみなして、第四項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

14 個人が、特例対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象耐久性向上改修工事等をした場合には、当該特例対象一般断熱改修工事等は対象一般断熱改修工事等と、当該特例対象耐久性向上改修工事等は対象耐久性向上改修工事等とそれぞれみなして、第五項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年分の所得税に係る合計所得金額

が千万円を超える場合には、この限りでない。

15 個人が、特例対象住宅耐震改修及び特例対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について特例対象耐久性向上改修工事等をした場合には、当該特例対象住宅耐震改修は対象住宅耐震改修と、当該特例対象一般断熱改修工事等は対象一般断熱改修工事等と、当該特例対象耐久性向上改修工事等は対象耐久性向上改修工事等とそれぞれみなして、第六項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該個人のその年の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

16 特例対象個人が、当該特例対象個人の所有する居住用の家屋について特例対象子育て対応改修工事等（子育て対応改修工事等のうち、子育て対応改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、子育て対応改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）をした場合には、当該特例対象子育て対応改修工事等は対象子育て対応改修工事等とみなして、第七項及び第八項の規定を適用することができる。ただし、当該特例対象個人のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、この限りでない。

17 第一項の個人の年齢が五十歳以上であるかどうか又は同項の個人の親族の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定は、当該個人の居住の用に供した日の属する年の十二月三十一日（これらの者が年の中途において死亡した場合）には、その死亡の時。以下この項において同じ。）の年齢によるものとし、第一項の個人が高齢者等と同居を常況としているかどうかの判定は、当該個人の居住の用に供した

日の属する年の十二月三十一日の現況によるものとする。

第四十一條の十九の四第一項中「第四十一條第十項第一号」を「第四十一條第六項第一号」に、「この項に」を「この項及び第五項に」に、「第五項」を「第五項及び第六項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項の規定による修正申告書及び」を「第十四項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「第十三項」を「第十四項」に、「第四十一條の十九の四第十三項」を「第四十一條の十九の四第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 個人が、災害危険区域等(建築基準法第三十九條第一項の災害危険区域(以下この項において「災害危険区域」という。)、地すべり等防止法第三條第一項の地すべり防止区域(以下この項において「地すべり防止区域」という。)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の急傾斜地崩壊危険区域(以下この項において「急傾斜地崩壊危険区域」という。)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九條第一項の土砂災害特別警戒区域(以下この項において「土砂災害特別警戒区域」という。))又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六條第一項の浸水被害防止区域(以下この項におい

て「浸水被害防止区域」という。）をいう。以下この項において同じ。）内において、認定住宅等の新築(第四十一条第二十七項に規定する特定建替えを除く。)をし、又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合における当該認定住宅等(当該認定住宅等の一部が災害危険区域等内にある場合における当該認定住宅等を含み、災害危険区域(地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域と重複していない区域に限る。)内にある認定住宅等にあつては、当該認定住宅等の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告(以下この項において「勧告」という。)を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をした認定住宅等に限る。以下この項において同じ。)を令和十年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同項及び第二項の規定は、適用しない。ただし、当該認定住宅等に係る建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた時ににおいて、当該認定住宅等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合は、この限りでない。

第四十一条の二十一第一項第三号中「が百分の二十五」を、「第五項及び第九項において「投資組合財産持分割合」という。が百分の二十五(当該投資組合契約において、当該投資組合契約によつて成立する投資組合にその有限責任組合員若しくは無限責任組合員又はこれらの者が指名する者から構成される合議体のうち政令で定めるものを設置する旨が定められている場合には、百分の五十)」に改め、同項第五号を削り、同条第五項中「名称及び」を「名称、」に改め、「同

じ。」の下に「及び投資組合財産持分割合」を加え、同条第九項中「内容の変更」の下に「又は投資組合財産持分割合の変更(第一項第三号に規定する政令で定める合議体を設置する旨の投資組合契約の内容の変更をした場合における当該変更後最初に投資組合財産持分割合を百分の二十五以上とするものに限る。)」を、「における当該」の下に「投資組合契約の内容の変更又は投資組合財産持分割合の」を加え、同項各号中「及び住所」を、「住所及び投資組合財産持分割合」に改め、同条第十四項各号を次のように改める。

一 所得税法第六十六条の規定の適用については、同条中「内部取引に該当するものを含む。第四百八十八条第一項」とあるのは、「内部取引(租税特別措置法第四十一条の二十一第二項(外国組合員に対する課税の特例)に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。)に該当するものを含む。第四百八十八条第一項」とする。

二 所得税法第六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引(租税特別措置法第四十一条の二十一第二項(外国組合員に対する課税の特例)に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。)」とする。

第四十二条の二第二項第二号中「第四十条の四第五項」を「第四十条の四第七項」に、「第十項」を「第十二項」に、「第六十六条の六第五項」を「第六十六条の六第七項」に改め、同条第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項及び第三項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に、「又は」を、「第三十八条の二第四項又は」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十

一項」に改め、「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に、「第三十八条の二第四項」を加え、「第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで」を「第三十七条の十四第四十六項から第五十項まで」に改め、「第三十六項まで」の下に「第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える。

第四十二条の三第三項及び第五項中「第三十一条の二第八項」を「第三十一条の二第九項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第六項第二号中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、「第三十七條の十四の二第二十七項に規定する報告書」の下に、「第三十八条の二第四項に規定する報告書」を加え、同項第三号中「報告書」を「報告書、第三十七条の十四第四十二項に規定する報告書」に改め、「第三十七条の十一の三第九項」の下に、「第三十七条の十四第四十三項」を加え、同項第四号中「同条第九項ただし書」の下に、「第三十七条の十四第四十三項ただし書」を加え、「報告書」を「報告書、第三十七条の十四第四十三項ただし書に規定する報告書」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七條の十四の二第三十二項」の下に、「第三十八条の二第五項」を加える。

第四十二条の四第一項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 増減試験研究費割合が百分の三を超える場合(第三号に掲げる場合を除く。) 百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

二 増減試験研究費割合が百分の三以下であ

る場合(次号に掲げる場合を除く。) 百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零)

第四十二条の四第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号に掲げる事業年度以外の事業年度」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度(第三号に掲げる事業年度を除く。)」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「(ハ)」を「(二)」に改め、同号ロ中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二に」、「(ハ)」を「(二)」に改め、「当該割合が百分の一未満であるときは、百分の二」を削り、同号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 増減試験研究費割合が零に満たない場合(二に掲げる場合を除く。) 百分の八・五から、その満たない部分の割合に十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零)

第四十二条の四第二項第二号中「試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ中「(ハまで)」を「(二まで)」に改め、「割合」の下に「(当該事業年度が令和九年四月一日前に開始する事業年度である場合には、第一号イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める割合)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令和九年四月一日以後に開始する事業年度(次号に掲げる事業年度を除く。) 当該事業年度の控除対象試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合(当該割合に小数点以下三位未満の

端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。)を乗じて計算した金額 イ 増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合(二に掲げる場合を除く。)百分の十一・五に、当該増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合 ロ 増減試験研究費割合が百分の三を超える百分の十五以下である場合(二に掲げる場合を除く。)百分の八・五に、当該増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合 ハ 増減試験研究費割合が百分の三以下である場合(二に掲げる場合を除く。)百分の八・五から、百分の三から当該増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零) ニ 当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五 第四十二条の四第三項第二号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「イ及び」を「イに掲げる事業年度がイ(1)及び」に、「事業年度にあつては、イに」を「場合にはイ(1)に」、「割合」を「割合とし、ロに掲げる事業年度がロ(1)及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する場合にはロ(1)に定める割合とハに定める割合とのうちいずれか高い割合とする。」に改め、同号イ及びロを次のように改める。 イ 令和九年四月一日前に開始する事業年		度(設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。) 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合 (1) 増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) (2) 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度(ハに掲げる事業年度を除く。) 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) ロ 令和九年四月一日以後に開始する事業年度(設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。) 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合 (1) 増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度 当該増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) (2) 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度(ハに掲げる事業年度を除く。) 零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。) 算した割合 第四十二条の四第四項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第七項を次のように改める。 7 青色申告書を提出する法人の各事業年度(第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において当該法人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額(当該事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の同項に規定する中小企業者等控除上限額から、同項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける
金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。 第四十二条の四第八項中「又は第四項の規定の」を、「第四項又は前項の規定の」に改め、同項第一号中「又は第四項」を、「第四項又は前項」に、「第四項中」を「第四項及び前項中」に改め、同項第二号中「通算法人(二)の下に」を「第十二号及び第十六号を除き、」を加え、「第十項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「第十三項及び第十四項」を「以下この条に改め、同号イ中」の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ(1)及び(2)を次のように改める。 (1) 合算増減試験研究費割合が百分の三を超える場合(3)に掲げる場合を除く。) 百分の八・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合 (2) 合算増減試験研究費割合が百分の三以下である場合(3)に掲げる場合を除く。) 百分の八・五から、百分の三から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零) 第四十二条の四第八項第四号中「の他の事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を、「当初申告試験研究費の額又は」の下に「当初申告控除対象試験研究費の額若しくは」を、「又は当該他の事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を加え、同項第六号口中「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項第七号中「第十一項」を「第十二項」に、「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項第八号イ(1)中「(2)に掲げる事業年度以外の事業年度」を「令和九年四月一日前に開始す		

る事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度とし、(3)に掲げる事業年度を除く。)に改め、同号イ(1)(i)中「(iii)を」を「(iv)に」に改め、同号イ(1)(ii)中「(ii)を」を「(iv)に」に改め、同号イ(1)(ii)の次に次のように加える。

(iii) 合算増減試験研究費割合が零に満たない場合(iv)に掲げる場合を除く。百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十百分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零)

第四十二条の四第八項第八号イ(2)(i)中「(1)(i)から(iii)まで」を「(2)(i)から(iv)まで」に改め、「割合」の下に「当該事業年度が令和九年四月一日前に開始する事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度)である場合には、(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める割合」を加え、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)の次に次のように加える。

(2) 令和九年四月一日以後に開始する事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度とし、(3)に掲げる事業年度を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(i) 合算増減試験研究費割合が百分の

十五を超える場合(iv)に掲げる場合を除く。百分の十一・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合(合算増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合(iv)に掲げる場合を除く。百分の八・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合)

(iii) 合算増減試験研究費割合が百分の三以下である場合(iv)に掲げる場合を除く。百分の八・五から、百分の三から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に十三百分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零)

(iv) 当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合 百分の八・五

第四十二条の四第八項第九号イ(2)中「及び(iii)を」及び(v)に、「あつては、」を「あつては」に、「(ii)を」と(v)に、「割合」を「割合とし、(iii)及び(v)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(iii)に定める割合と(v)に定める割合とのうちいずれか高い割合とする。」に改め、同号イ(2)(i)中「合算増減試験研究費割合」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち合算増減試験研究費割合が」に改め、同号イ(2)(ii)中「合算増減試験研究費割合が」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度(当該通算法人

が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度のうち合算増減試験研究費割合が」に、「(iii)を」を「(v)に」に改め、同号イ(2)(iii)を同号イ(2)(v)とし、同号イ(2)(ii)の次に次のように加える。

(iii) 令和九年四月一日以後に開始する事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち合算増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。当該合算増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)

(iv) 令和九年四月一日以後に開始する事業年度(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度)のうち合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに(v)に掲げる事業年度を除く。零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五

を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)を減算した割合

第四十二条の四第八項に次の六号を加える。
十二 前項に規定する各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合は、通算法人の繰越適用対象事業年度(当該通算法人の同項に規定する各事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。)をいう。以下この項及び第十項において同じ。)の試験研究費の額及び当該繰越適用対象事業年度終了の日において当該通算法人とその間に通算完全支配関係がある他の通算法人(以下この号及び第十項において「他の繰越通算法人」という。)の同日に終了する事業年度(第十項において「他の繰越適用対象事業年度」という。)の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の繰越通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額を超える場合とする。
十三 前号の通算法人の繰越適用対象事業年度における前項の繰越税額控除限度超過額は、イに掲げる金額(既に同項の規定により当該繰越適用対象事業年度前の各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)とロに掲げる金額との合計額とする。
イ 当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(第四項の規定の適用に係る適用対象事業年度に該当する事業年度に限る。以下この項において「超過額発生事

業年度」という。(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額(以下この項及び第十項において「通算繰越控除限度超過額」という。)に当該超過額発生事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額

(1) 第四項の規定の適用に係る第三号イに掲げる金額

(2) 第四項の規定の適用に係る第三号ロに掲げる金額

口 当該通算法人の第十九項第十号に規定する合計額

四 前号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の通算繰越控除限度の超過額が当初申告通算繰越控除限度の超過額に添付された書類に当該超過額発生事業年度の確定申告書等に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。以上であるとき(当該超過額発生事業年度の同号に掲げる金額を超過額発生事業年度の同号に掲げる金額以下にこの項及び第十項において「通算繰越控除限度超過帰属額」という。)が当初申告通算繰越控除限度超過帰属額(当該確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。)と異なる場合に限る。は、当初申告通算繰越控除限度超過帰属額を当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額とみなす。

五 第十三号の場合において、同号の通算法人の超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額が当初申告通算繰越控除限度超過額(当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。)に満たないとき(その

の満たない部分の金額が当初申告通算繰越控除限度超過帰属額（当該確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）以下である場合に限る。）は、当初申告通算繰越控除限度超過帰属額からその満たない部分の金額を控除した金額を当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額とみなす。

十六 第十三号の場合において、同号の通算

法人の超過額発生事業年度の当初申告通算繰越控除限度超過額（当該超過額発生事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額として記載された金額をいう。）（前号の規定により当該超過額発生事業年度又は当該超過額発生事業年度終了の日においては当該通算法人との間に通算完全支配関係

がある他の通算法人の同日に終了する事業年度(以下この号において「超過額発生事業年度等」という。)の通算繰越控除限度超過帰属額とみなされる金額がある場合には、

前号の満たない部分の金額の合計額を控除した金額が、第四号から第六号まで及び前二号の規定を適用しないものとして計算した場合における当該超過額発生事業年度の通算繰越控除限度超過額を超えるときは、第十三号の規定の適用に係る通算繰越控除限度超過帰属額の計算については、第四号から第六号まで及び前二号の規定は、適用しない。この場合において、超過額発生事業年度等についてこの号の規定を適用して修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正がされた後における第十三号の規定の適用に係る通算繰越控除限度超過帰属額の計

算に係る前二号の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に記載された金額を確定申告書等に添付された書類に記載された金額とみなす。

七 第十二号の通算法人の繰越適用対象事業年度の前項に規定する百分の二十五に相当する金額は、通算繰越控除上限額（イ）に掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。）とする。

イ 当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額(第九号ロに掲げる場合に該当する場合には、当該調整前法人税額に同号ロ①又は②に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ①又は②に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額)

口 当該通算法人の当該繰越適用対象事業年度において第四項の規定により当該繰越適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額

第四十二条の四第九項中「試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」に、「試験研究費の額を」を「控除対象試験研究費の額を」に改め、同条第十八項を削り、同条第十七項中「第
二項を第十二項に」、「第十三項を第十四項に」、「第十二項又は第十四項を第十三項又は第十五項に改め、同項を同条第十八項と同条第十六項中「第七号まで」の下に及び第十四号から第十六号までを加え、適用対象事業年度について」を「適用対象事業年度及び当業年度について」を適用対象事業年度と規定す。適用対象事業年度を同項第十三号イに規定する超過額発生事業年度とする同項第十二号に規定する繰越適用対象事業年度について」に、「第二項を第十二項に」、「第十三項を第十四

項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十六項」に、「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「税額控除可能額」の下に「又は同項第十七号に規定する通算繰越控除上限額」を加え、「同号口に掲げる」を「同項第三号口に掲げる金額又は同項第十七号イに掲げる」に改め、「欠損金増加合計額」の下に「同号に規定する通算繰越控除上限額の計算にあつては、当該欠損金増加合計額のうち当該通算法人等に帰せられる各欠損金増加額として政令で定めるところにより計算した金額」を加え、同項第二号中「第四項」の下に「若しくは第七項を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「試験研究費の額、当該適用対象事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 第八項の通算法人の繰越適用対象事業年度又は他の繰越通算法人の他の繰越適用対象事業年度の通算繰越控除限度超過帰属額がある場合における当該通算法人の繰越適用対象事業年度に係る第七項の規定は、第二十二項の規定にかかわらず、当該通算法人及び当該他の繰越通算法人の全てにつき、それぞれ当該通算繰越控除限度超過帰属額が生じた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に通算繰越控除限度超過帰属額の明細書の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の繰越適用対象事業年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに通算繰越控除限度超過額及び通算繰越控除限度超過帰属額並びにこれらの金額の計算に關

する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二條の四第十九項中「この条に」を「この条及び次条に」に改め、同項第一号中「含む」の下に「第十四号において同じ」を加え、同項第二号イ中「この条の下に」から第四十二條の五までを加え、「第四十二條の十一の三第二項、第四十二條の十二を」第四十二條の十二第二項に、「並びに」を、「第四十二條の十二の七第二項及び第三項並びに」に改め、同号八中「第九項」を「第十項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 控除対象試験研究費の額 試験研究費の額のうちに掲げる金額の合計額をいう。

イ 国外委託試験研究に係る試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度（第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度）にあつては百分の七十とし、同月一日から令和十年三月三十一日までの期間内に開始する事業年度（同号の通算法人の適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度）にあつては百分の六十とする。）に相当する金額

口 国外委託試験研究以外の試験研究に係る試験研究費の額

第四十二条の四第十九項第五号中「適用年度」を「対象事業年度(第一項、第四項又は第七項に規定する事業年度(二)に、「適用年度」を「第一項、第四項又は第七項に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。)」に、「から

適用年度」を「から対象事業年度」に、「当該適用年度」を「当該対象事業年度」に、「同号」を「第八項第三号」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 繰越税額控除限度超過額 法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における第四項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第七項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第四十二条の四第十九項に次の一号を加える。

十四 国外委託試験研究 他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第二十一項中、「第四項及び第七項」を「及び第四項」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額」を「控除対象試験研究費の額、試験研究費の額」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」に、「試験研究費の額又は特別試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」に、「試験研究費の額は」を「控除対象試験研究費の額は」を「に改め、同条第二十六項中「又は第四項」を「第四項又は第七項」に改め、「これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。」を

削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。」及び「これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。」を削り、同項を同条第二十五

項とし、同条第二十三項中「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を第十四項に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第七項の規定は、第四項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第七項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の四の次に次の一条を加える。
(特別試験研究を行った場合の法人税額の特
別控除)

第四十二条の四の二 青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、特別試験研究費の額（当該事業年度において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該

事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額（当該事業年度において前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に對する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた控除対象特別試験研究費の額を除く。次号及び第三号において同じ。）のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として、政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二 当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

三 当該事業年度の控除対象特別試験研究費の額のうち前二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

前条第八項(第八号から第十号まで及び第十二号から第十七号までを除く)、第九項及び第十二号から第十八項までの規定は、通算及び第十一項から第十八項までの規定は、法人に係る前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

前条第八項第一号		第一項、第四項又は前項 第一項中	次条第一項 同項中
「事業年度」と、第四項及び前項中「、解散(合併による解散を除く。）」の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは」を除く			「、事業年度
前条第八項第二号		第一項に 限る。又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る 試験研究費の額が	次条第一項に 限る
第一項又は第四項の試験研究費の額		特別試験研究費の額(次条第一項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。)	
前条第八項第三号		第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	同項の特別試験研究費の額
前条第八項第三号イ		控除対象試験研究費の額	次条第一項の税額控除限度額
に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額(第四項の規定の適用を受ける場合には		控除対象特別試験研究費の額(次条第一項第一号に規定する控除対象特別試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。)	のうち同号に規定する政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

前条第八項第三号ロ		百分の二十五	百分の十二に相当する金額)
前条第八項第四号		の試験研究費の額 の控除対象試験研究費の額 百分の二十五	の特別試験研究費の額 の控除対象特別試験研究費の額 百分の十
前条第八項第七号		第一項後段及び第四項後段 の試験研究費の額	次条第一項後段 の特別試験研究費の額
前条第八項第十一号		第一項又は第四項 第二十一項	次条第一項 係る次条第一項
前条第九項		、第一項又は第四項 控除対象試験研究費の額 の試験研究費の額	、同条第一項 控除対象特別試験研究費の額 の特別試験研究費の額
前条第十一項		控除対象試験研究費の額	控除対象特別試験研究費の額
前条第十二項		（が第一項又は第四項 これらの規定 第一項又は第四項に 事業年度が第一項又は第四項	（が次条第一項 同項 同条第一項に 事業年度が同条第一項
前条第十二項第一号		百分の二十五に相当する金額(次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額)	百分の十に相当する金額
前条第十二項第二号		第一項の控除上限額又は第四項若しくは第七項の中小企業者等控除上限額	次条第一項に規定する百分の十に相当する金額

前条第十四項		
の第一項又は第四項	これらの規定	の次条第一項
おける第一項又は第四項	同項	おける同条第一項
次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号	おける同条第一項	第四十二条の五第三項第二号

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権(知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究、高度専門知識等(専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。)を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

二 控除対象特別試験研究費の額 特別試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ 国外委託試験研究に係る特別試験研究費の額の百分の五十(令和九年四月一日前に開始する事業年度(前項において準用する前条第八項第三号の通算法人の前項において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象

事業年度)にあつては百分の七十とし、同月一日から令和十年三月三十一日まで期間内に開始する事業年度(前項において準用する同条第八項第三号の通算法人の前項において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度)にあつては百分の六十とする。)に相当する金額

ロ 国外委託試験研究以外の試験研究に係る特別試験研究費の額

4 第一項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる控除対象特別試験研究費の額、特別試験研究費の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象特別試験研究費の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象特別試験研究費の額を限度とする。

5 前条第二十三項及び第二十四項の規定は、第一項の規定又は第二項において準用する同条第十四項の規定の適用がある場合について

準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項、第四項、第七項及び第十四項」とあるのは、「次条第一項及び同条第二項において準用する第十四項」と読み替えるものとする。

6 前条第二十五項及び第二十六項の規定は、第二項において準用する同条第八項第六号口又は第七号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十五項中「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項(特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)において準用する同法第四十二条の四第八項第六号口及び第七号」と、「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項において準用する同法第四十二条の四第八項第六号口及び第七号」と、同条第二十六項中「並びに」とあるのは「並びに次条第二項において準用する」と読み替えるものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第二項において準用する前条第八項第六号口又は第七号の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の五を次のように改める。

(重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間(次項及び第三項第一号において「指定期間」という。)内に産業技術力強化法第二十一条第一項に規定す

る重点研究開発計画(以下この条において「重点研究開発計画」という。)について同項の認定(次項及び第五項において「認定」という。)を受けたものの当該認定に係る適用事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、重点産業技術試験研究費の額(当該適用事業年度において第四十二条の四第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。)から控除する金額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額を除く。)がある場合には、当該法人の当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額(当該適用事業年度において第四十二条の四第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。)から控除する金額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額を除く。)の百分の四十(当該適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものにあつては、百分の五十)に相当する金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2 青色申告書を提出する法人で指定期間内に重点研究開発計画について認定を受けたもの

第四十二条の四第八項第二号		第四十二条の四第八項第一号		その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。 3 通算法人に係る前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。 一 通算法人の前二項に規定する認定には当該通算法人の当該事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が指定期間内に重点研究開発計画について受けた第一項に規定する認定を含むものとし、当該通算法人の適用事業年度には当該通算法人の各事業年度のうち当該他の通算法人の第五項第一号に規定する適用期間内の日を含む事業年度を含むものとする。 二 第四十二条の四第八項(第八号から第十号までを除く。)及び第九項から第十八項までの規定は、通算法人に係る前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第四十二条の四第八項第二号	第一項に規定する事業年度	「事業年度」と、第四項及び前項中「解散(合併による解散を除く。）」の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」	第四十二条の五第一項又は第二項に規定する適用事業年度	「事業年度」と、第四項及び前項中「解散(合併による解散を除く。）」の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」	第四十二条の五第一項に規定する適用事業年度
その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。 3 通算法人に係る前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。 一 通算法人の前二項に規定する認定には当該通算法人の当該事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が指定期間内に重点研究開発計画について受けた第一項に規定する認定を含むものとし、当該通算法人の適用事業年度には当該通算法人の各事業年度のうち当該他の通算法人の第五項第一号に規定する適用期間内の日を含む事業年度を含むものとする。 二 第四十二条の四第八項(第八号から第十号までを除く。)及び第九項から第十八項までの規定は、通算法人に係る前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る)	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		試験研究費の額が	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		第一項又は第四項の試験研究費の額	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		控除対象試験研究費の額の	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額(第四項の規定の適用を受ける場合には、	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		の百分の十二に相当する金額)	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		のうち当該控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が同号に規定する特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものの百分の五十に相当する金額を合計した金額	
第四十二条の四第八項第三号		第四十二条の四第八項第二号		(当該控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となつた重点産業技術試験研究費の額が第四十二条の五第五項第四号に規定する特別重点産業技術試験研究費の額に該当するものを除く。)の百分の四十に相当する金額並びに	

第四十二条の四第 八項第三号ロ	百分の二十五		百分の十						
	の試験研究費の額		の重点産業技術試験研究費の額						
	の控除対象試験研究費の額		の控除対象重点産業技術試験研究費の額						
	百分の二十五		百分の十						
	第一項後段及び第四項後段		第四十二条の五第一項後段						
第四十二条の四第 八項第十一号	前項に規定する各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額		第四十二条の五第二項に規定する適用事業年度の試験研究費の額が同項に規定する前事業年度の試験研究費の額						
	同項に規定する各事業年度		同項に規定する適用事業年度						
	(第十項に		(以下この号及び第十項に						
	通算法人及び他の繰越通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額		通算法人の繰越適用対象事業年度開始の日の前日を含む事業年度の試験研究費の額(当該前日を含む事業年度の月数と当該繰越適用対象事業年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該繰越適用対象事業年度の月数を乗じてこれを当該前日を含む事業年度の月数で除して計算した金額)						
			及び他の繰越通算法人の他の繰越適用対象事業年度開始の日の前日を含む事業年度の試験研究費の額(当該前日を含む事業年度の月数と当該繰越適用対象事業年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該繰越適用対象事業年度の月数を乗じてこれを当該前日を含む事業年度の月						
第四十二条の四第 八項第十三号イ	前項		数で除して計算した金額)の合計額						
	第四項		第四十二条の五第二項						
	第十九項第十号		第四十二条の五第一項						
	前項に規定する百分の二十五に相当する金額		第四十二条の五第五項第五号						
	百分の二十五に相当する金額(第九号ロに掲げる場合に該当する場合においては、当該調整前法人税額に同		百分の十に相当する金額						
第四十二条の四第 八項第十七号イ	百分の二十五に相当する金額(第九号ロに掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める割合を乗じて計算した金額を加算した金額)		百分の十に相当する金額						
	第四項		第四十二条の五第一項						
	の試験研究費の額		の重点産業技術試験研究費の額						
	係る第一項又は第四項		係る第四十二条の五第一項						
	第二十一項		同条第六項						
第四十二条の四第 十項	、第一項又は第四項		、同条第一項						
	控除対象試験研究費の額		控除対象重点産業技術試験研究費の額						
	第七項		第四十二条の五第二項						
	第二十二項		同条第七項						
	の試験研究費の額		の重点産業技術試験研究費の額						
第四十二条の四第 十一項	控除対象試験研究費の額		控除対象重点産業技術試験研究費の額						

第四十二條の四第十二項		(が第一項又は第四項これらの規定に規定する事業年度	(が第四十二條の五第一項同項に規定する適用事業年度
第一項又は第四項に規定する事業年度		同条第一項に規定する適用事業年度	
第一項又は第四項の規定の適用を受けた		同条第一項の規定の適用を受けた	
第四十二條の四第十二項第一号		百分の二十五に相当する金額(次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額)	百分の十に相当する金額
第四十二條の四第十二項第二号		第一項の控除上限額又は第四項若しくは第七項の中小企業者等控除上限額	第四十二條の五第一項又は第二項に規定する百分の十に相当する金額
第四十二條の四第十四項		の第一項又は第四項これらの規定に規定する事業年度	の第四十二條の五第一項同項に規定する適用事業年度
における第一項又は第四項(次条第二項又は第四十二條の五第三項第二号において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。)		における同条第一項から	

イ 第四十二條の四第十四項第十四号に規定する国外委託試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額の百分の五十(令和九年四月一日前に開始する事業年度(第三項第二号において準用する同条第八項第三号の通算法人の第三項第二号において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度)にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度)にあつては百分の七十とし、同月一日から令和十年三月三十一日までの期間内に開始する事業年度(第三項第二号において準用する同条第八項第三号の通算法人の第三項第二号において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度)にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の当該期間内に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同号に規定する適用対象事業年度)にあつては百分の六十とする。)に相当する金額

ロ 第四十二條の四第十四項第十四号に規定する国外委託試験研究以外の試験研究に係る重点産業技術試験研究費の額

四 特別重点産業技術試験研究費の額 重点産業技術試験研究費の額のうち認定を受けた法人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従つて実施した産業技術力強化法第二十九條第四項に規定する重点産業技術共同研究開発機関(以下この号において「重点産業技術共同研究開発機関」という。)と共同して行う研究及び開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する研究及び開発に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

五 繰越税額控除限度超過額 法人の当該適用事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(当該適用事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。)における第一項に規定する税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に第二項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第一項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び

7 第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた適用事業年度以後の各事業年度の法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする適用事業年度の確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及

4 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 適用事業年度 重点研究開発計画について認定を受けた法人の適用期間(その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間(同日までにその認定が取り消された場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間)をいう。)内の日を含む各事業年度をいう。

二 重点産業技術試験研究費の額 試験研究費の額のうち認定を受けた法人がその認定に係る産業技術力強化法第二十三條第二項に規定する認定重点研究開発計画(第四号において「認定重点研究開発計画」という。)に従つて実施した研究及び開発(同法第二十七條第一項に規定する研究及び開発をいう。同号において同じ。)に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

三 控除対象重点産業技術試験研究費の額 重点産業技術試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 第四十二条の四第二十三項及び第二十四項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第三項第二号において準用する同条第十四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項、第四項、第七項及び第十四項」とあるのは、「第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第三項第二号において準用する第十四項」と読み替えるものとする。

9 第四十二条の四第二十五項及び第二十六項の規定は、第三項第二号において準用する同条第八項第六号口又は第七号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十五項中「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号(重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別控除において準用する同法第四十二条の四第八項第六号口及び第七号)」と、「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号(重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別控除において準用する同法第四十二条の四第八項第六号口及び第七号)」と並びに「第四十二条の五第三項第二号において準用する」と読み替えるものとする。

10 第四項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における同項に規定する前事業年度の試験研究費の額の計算、第三項第二号において準用する第四十二条の四第八項第六号口又は第七号の規定の適用がある場合における法人税

法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第九項及び第四十二条の九第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項を」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項に」、「同条第二十二項を」を「同条第二十三項に」、「第十三項第十八項において準用する場合を含む。」を「第十四項に改める。

第四十二条の十第一項中「令和八年三月三十一日までの期間」を「令和十年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十一年四月一日を」を「令和八年四月一日に」、「令和八年三月三十一日を」を「令和十年三月三十一日に」、「平成三十一年三月三十一日を」を「令和八年三月三十一日に」、「百分の四十五を」を「百分の四十に」、「百分の二十三を」を「百分の二十に」改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十五」に、「百分の二十五を」を「百分の二十三に」改め、同条第二項第一号中「百分の十四」を「百分の十二に」、「百分の七を」を「百分の六に」改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十四に」、「百分の八を」を「百分の七に」改め、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項を」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項に」、「同条第二十二項を」を「同条第二十三項に」、「第十三項第十八項において準用する場合を含む。」を「第十四項に改める。

第四十二条の十一第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項を」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項に」、「同条第二十二項を」を「同条第二十三項に」、「第十三項第十八項において準用する場合を含む。」を「第十四項に改める。

第四十二条の十一第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項を」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項に」、「同条第二十二項を」を「同条第二十三項に」、「第十三項第十八項において準用する場合を含む。」を「第十四項に改める。

る場合を含む。」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十一の第二項中「各事業年度」の下に「並びに第四十二条の十二の七第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、同項第一号中「第七項を」を「第八項に改め、同条第六項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項を」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項に」、「同条第二十二項を」を「同条第二十三項に」、「第十三項第十八項において準用する場合を含む。」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二を削る。

第四十二条の十一の第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「この項及び次項を」を「この条に」、「同条第三項を」を「同法第十七条の二第三項に」、「次項において」を「拡充型計画を」第一号及び次項において「拡充型計画」に、「同号」を「同条第一項第二号」に、「含む。以下この項を含む。以下この項及び次項第一号」に、「その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「その取得等(取得又は建設をいい、取得(その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。)に伴って行う改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。第一号において同じ。)のための工事による取得又は建設を含む。次項において同じ。)をして」に、「百分の十五(当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五)に相当する」を「次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した場合を含む。」を「第十四項」に改める。

算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる特定建物等(改修のための工事により取得又は建設をしたものを除く。百分の十五当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものとして政令で定める要件を満たす場合には百分の二十とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(次号及び次項各号において「移転型計画」という。)である場合には百分の二十五とする。)

イ 取得をした特定建物等でその建設の後事業の用に供されたことのないもの

ロ 建設をした特定建物等

二 前号に掲げる特定建物等以外の特定建物等 百分の十(当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の十五)

第四十二条の十一の第三項中「その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して」を「その取得等をして」に、「百分の四(当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七)に相当する」を「次の各号に掲げる特定建物等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる特定建物等 百分の

四(当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画であり、かつ、当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定めめる要件を満たす場合には百分の五とし、当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には百分の七(当該特定建物等に係る特定業務施設が同号に規定する政令で定めめる要件を満たす場合には、百分の八)とする。

一 前項第二号に掲げる特定建物等 百分の
二(当該特定建物等に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、百分の四)

第四十二條の十一の第三第七項中「ほか、」の下に第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である場合における第四項に規定する離職者がいないかどうかの判断その他」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十二條の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二條の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」を「第十四項」に、「第四十二條の十一の第三第二項」を「第四十二條の十二第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする特定建物等に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の第三項の認定を受けた日から第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日までの期

間内において、これらの規定に規定する法人に離職者当該法人の雇用者次に掲げるものをいう。）であつた者で当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて雇用保険法第四条第二項に規定する離職をしたものをいう。）がないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

一 法人の使用人(当該法人の役員、法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。)と政令で定める特殊の關係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。)のうち一般被保険者(雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。)に該当するもの

二 法人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するもの

第四十二条の十一の三を第四十二条の十二とする。

第四十二条の十二の二第三項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項(第二十八項において準用する場合を含む。)」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「各事業年度」の下に「並びに第四十二条の十二の七第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、同条第九項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項(第十八項)」

項において準用する場合を含む。」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二の五第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける事業年度」を削り、「百分の三」を「百分の四」に、「同項に規定する」を「給与等の支給額の引上げの方針、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合

項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。」から「(当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給

与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号を」を「当該各

号」に、「特定税額控除限度額を「税額控除限度額」に改め、同項第一号中「百分の四」を「百分の五」に、「百分の十五」を「百分の五（継続雇用者等給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「〔に掲げる要件のいずれも〕に」、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「第五項第十二号」を「第四号」に改め、同項第二号を削り、同項第十号」に改め、同項第二号を削り、同項第

三号を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第七号を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第十一号」を「第九号」に改め、「他の者」の下に「（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次の一号を加える。

四 特定法人 常時使用する従業員の数が千人以下の法人（当該法人及び当該法人との間に当該法人による法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が一万人を超えるものを除く。）をいう。

第四十二条の十二の五第五項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項」を「前項第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、「又は」を「第二項を削り、一、第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、「比較教育訓練費の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、第十三項第十八項において準用する場合を含む。

む。」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第四十二条の十二の六第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「並びに次条第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの 百分の十四」を「生産工程効率化等設備 次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの 百分の十

ロ イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備 百分の五

第四十二条の十二の六第二項第二号を次のように改める。

二 中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備 次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの 百分の八

ロ イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備 百分の三

第四十二条の十二の六第二項第三号を削り、

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

同条第十三項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同条第十四項中「要件のいずれにも」を「要件のいずれかに」に、「前条第五項第一号を「前条第四項第一号」に改め、同項第一号中「前条第五項第四号」を「前条第四項第五号」に、「同条第五項第五号」を「同条第四項第六号」に、「百分の二」を「百分の二」に改め、同条第十七項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項第十八項において準用する場合を含む。」を「第十四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定生産性向上設備等を取得した場合の特
別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十二の七 青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、産業競争力強化法第二十条第二十項に規定する特定生産性向上設備等(その法人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第三十一号)の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に同条第二十項の確認を受けたものに限る。第三項及び第四項において「特定生産性向上設備等」という。)に該当するもの)のうち政令で定める規模のもの(以下この条において「特定機械装置等」という。)の取得等(取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。))又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。))のための工事による

取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。)をする場合において、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。))は、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。))との合計額とする。

3 青色申告書を提出する法人で指定期間内にされた産業競争力強化法第二十一条の第二十二項の認定に係る同法第二十一条の第二十三項に規定する認定事業適応事業者(その同条第二項に規定する認定事業適応計画(同法第二十一条の第二十二項第三号に規定する国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。以下この項及び次項において「認定国際経済事情激変事業適応計画」という。))に当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて行う同号に規定する国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限り。であるものが、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、当該認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同法第二十一条の第二十二項第三号に規定する実施時期の初日を含む事業年度からこの項の規定の適用を受けようとする事業年度まで連続して当該認定国際経済事情激変事業適応計画に従つて同法第二十一条の第二十二項第三号に規定する国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき財務省令で定めるところにより証明がされた場合の各事業年度に限る。))において繰越税額控除限度超過額を有する場合においては、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度

2 青色申告書を提出する法人が、特定機械装置等の取得等をする場合において、当該特定機械装置等についての前項に規定する確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。))からその事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の七(建物、建物附属設備及び構築物については、百分の四)に相当する金額の合計額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百

においてその事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。)における税額控除限度額(同項の認定事業適応事業者の認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等である特定機械装置等に係るものに限る。)のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

5 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書(第八項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。)の添付がある場合に限り、適用する。

7 第二項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装

置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類(次項各号に掲げる要件のいずれにも該当することにより同項の規定の適用がない場合には、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当することを明らかにする書類を含む。)の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

8 第一項及び第二項の規定は、法人(第四十条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者)に該当するものを除く。)又は同項第九号に規定する農業協同組合等を除く。第一号及び第二号において同じ。)の次に掲げる要件のいずれかに該当しない事業年度(当該事業年度が第四十二条の十二の五第四項第一号に規定する設立事業年度(第一号口及び次項において「設立事業年度」という。)及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて、当該事業年度の所得の金額が当該事業年度の前事業年度の所得の金額以下である場合として政令で定める場合における当該事業年度を除く。)については、適用しない。

一 当該法人の第四十二条の十二の五第四項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額(第十二項において「継続雇用者給与等支給額」という。)からその同条第四項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額(以下この号及び第十二項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。)を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に

対する割合が百分の一(次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の二)以上であること。

イ 当該事業年度終了の時ににおいて、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度終了の時ににおいて当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ 当該事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて当該事業年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十(前号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十)に相当する金額を超えること。

イ 当該法人が当該事業年度において取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。)をした国内資産(国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。)で当該事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ 当該法人がその有する減価償却資産につき当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(損金経理の方法又は当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積

み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。)の合計額

9 前項に規定する合併等事業年度とは、同項に規定する法人が、合併、分割若しくは現物出資(分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。)に係る合併法人、分割法人若しくは被現物出資法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け(以下この項において「譲渡等」という。)に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度(当該法人の設立事業年度を除く。)をいう。

10 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第四十二条の四第二十三項及び第二十四項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用が

ある場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項、第四項、第七項及び第十四項」とあるのは、「第四十二条の十二の七第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項までに定めるもののほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第八項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「の規定」を「又は第七項の規定」それぞれ同条第四項に改め、「控除した金額の下に」又は同条第七項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を加え、同項第三号中「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第十四項(第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」に、「同項」を「第四十二条の四第十四項に」、「特別研究税額控除限度額」を「計算した金額に相当する金額」に改め、同項第四号中「第四十二条の四第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を「第四十二条の四の二第一項」に、「同条第十三項」を「同項」に、「計算した金額に相当する金額」を「税額控除限度額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第四十二条の五第一項又は第二項の規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

度超過額のうち同項の規定による控除をし

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

ても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十号中「第四十二条の十一の三第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号中「から第四項」を「から第三項」に改め、「に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「前条第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「前条第三項」を「第四十二条の十二の六第三項」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五の二 前条第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十七号を同項第十六号とし、同条第二項中「適用される」の下に「第四十二条の四第七項、第四十二条の五第二項」を加え、「第四十二条の十二の五第四項又は前条第四項若しくは第七項」を「第四十二条の十二の五第三項、第四十二条の十二の六第四項若しくは第七項又は前条第三項」に改め、同条第三項中「して、」の下に「第四十二条の四第十九項第十号、第四十二条の五第五項第五号」を加え、「第四十二条の十二の五第五項第十二号又は前条第五項若しくは第八項」を「第四十二条の十二の五第四項第十号、第四十二条の十二の六第五項若しくは第八項又は前条第四項」に改

め、同条第五項中「令和九年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「第三号」を「第四号、第四号の二(第四十二条の五第一項に係る部分に限る。)」に、「第十五号」を「第十四号」に改め、「とき」の下に「第一項第九号及び第十四号に掲げる規定にあつては当該要件のいづれかに該当しない場合とし」を加え、「第四十二条の十二の五第五項第一号」を「第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第一号イ(2)」を「第一号ロ」に、「あつて、」を「あつて」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該法人の第四十二条の十二の五第四項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額(第七項第三号及び第九項において「継続雇用者給与等支給額」という。)からその同条第四項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額(以下この条において「継続雇用者比較給与等支給額」という。)を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一(次に掲げる場合のいづれにも該当する場合には、百分の二)以上であること。

イ 当該対象年度終了の時ににおいて、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該対象年度終了の時ににおいて当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ 当該対象年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいづれにも該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

第四十二条の十三第五項第二号中「前号イ(1)及び(2)」を「前号イ及びロ」に改め、同条第七項中「の通算法人が同項第二号(同条第十八項を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。)」の通算法人が第四十二条の四第八項第二号(第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号)に、「又は第三号」を「第四号又は第四号の二(第四十二条の五第一項に係る部分に限る。)」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第五項第一号に掲げる要件は、当該通算法人及び当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人(以下この号及び次号において「他の通算法人」という。)の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該合計額に対する割合が百分の一(次に掲げる場合のいづれにも該当する場合には、百分の二)以上であることとする。

イ 当該通算法人若しくは他の通算法人のいづれかが、当該対象年度終了の時ににおいて、資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいづれかが、当該対象年度終了の時ににおいて常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

ロ 当該通算法人の対象年度が合併等事業年度(当該通算法人又は他の通算法人のいづれかが、次に掲げる場合のいづれかに該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。ロ及び第

- 五号において同じ。)に該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度及び当該対象年度終了の日に終了する他の通算法人の対象年度(同号において「他の対象年度」という。)の前事業年度の所得の金額の合計額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当する場合
- (1) 分割又は現物出資(事業を移転するものに限る。(1)及び(2)において「分割等」という。)に係る分割法人又は現物出資法人である場合(当該分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)
- (2) 合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人若しくは被現物出資法人である場合(当該分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある場合を除く。)
- (3) 事業の譲渡をした法人である場合(当該事業の譲受けをした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)
- (4) 事業の譲受けをした法人である場合(当該事業の移転をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)
- (5) 特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合(当該承継に係る承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある場合を除く。)

- 人である場合を除く。)
- (6) 特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合(当該承継に係る被承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。)
- (7) 他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合(当該他の法人の設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなつた場合を除く。)
- (8) 他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた場合 その有しないこととなつた日
- 第四十二条の十三第七項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「同項第一号イ(1)及び(2)を「前号イ及びロ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項第八項中「こと」の下に「特定税額控除規定のうち第一項第九号及び第十四号に掲げる規定にあつては、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当すること」を加え、「同項の」を「第五項の」に、「同条第十八項を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、「第二十一項」の下に「第四十二条の四の二第四項、第四十二条の五第六項を加え、「前条第十二項」を「第四十二条の十二の六第十二項」に改め、同条第九項中「第七項第五号及び第六号に規定する」を「第七項第三号に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の」に改める。
- 第四十二条の十四第一項中「同条第十八項を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項の表の第六号を次のように改める。

六 第四十二条の十二第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
第四十二条の十四第一項の表の第八号の上欄中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に、「同条第四項を「同条第三項」に改め、同号の下欄中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同表に次の一号を加える。		
十一 第四十二条の十二の七第二項の規定又は同条第三項の規定	百分の二十	同条第二項に規定する百分の二十に相当する金額
第四十二条の十四第四項中「除く」の下に「。以下この項において「五年内事業年度」という」を、「特別税額控除規定」の下に「第四十二条の四第四項、第七項若しくは第十四項(同条第四項の規定の適用に係る部分に限る。)、第四十二条の五第二項若しくは第二項若しくは同条第三項第二号において準用する第四十二条の四第十四項、」を加え、「第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の六第三項」を「第四十二条の十二の五第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の六第三項」に改め、「第七項」の下に「又は第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項」を加え、「(以下この項において「失効事業年度」という。)」を削り、「当該各事業年度の」を「五年内事業年度の」に、「当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた」を「次の各号に掲げるに、「当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額を「当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。		
一 五年内事業年度における特別税額控除規定の適用について第一項の規定の適用があつた場合 当該五年内事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額		
二 五年内事業年度又は当該五年内事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における第四十二条の四第四項又は第四十二条の五第一項の規定の適用について第四十二条の四第八項第六号口又は第七号(これらの規定を第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定の適用があつた場合 第四十二条の四第八項第六号口又は第七号の規定により加算された金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額		
第四十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。		
第四十四条の四第一項及び第二項並びに第四十六条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。		
第四十七条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。		
第四十八条から第五十二条までを次のように改める。		
第四十八条から第五十二条まで 削除		
第五十二条の二第二項中「第四十二条の十一の三第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「若しくは」を「、第四十二条の十二の七第一項		

若しくは」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十一の三」を「第四十二条の十二」に、「又は」を「、」第四十二条の十二の七又はは」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同条第二項中「、第四項又は第七項」を「若しくは第四項、第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第一項」に改める。

第五十五条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第五十七条の四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第六十二条の三第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第九項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とし、同項第九号中「第二号の二」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二條の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備を行う同条に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡

で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるもの（第五号、第六号、第八号又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第四項第十号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業（同法第二条第一項第四号）を「マンション再生事業（同法第二条第一項第十号）に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第十号」に改め、同一項第十号に規定する土地等」の下に「（同法第五十五条第一項第二号に規定する隣接施行敷地権（以下この号において隣接施行敷地権という。）に係るもの及び同項第三号に規定する施行底地権に係るものを除く。）を加え、」第二条第一項第六号を「第二条第一項第十一号に、「施行マンション」を「建替前マンション」若しくは滅失したマンション（同項第一号に規定するマンションをいう。以下この号及び次号において同じ。）で同項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンション」を「建替前マンション」若しくは当該滅失したマンションの」に、「であるマンション建替事業」を「であるマンション再生事業」に、「同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地」を「隣接施行敷地権」に、「のマンション建替事業」を「のマンション再生事業」に、「（第六号）を（第七号）に、「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百四十四条第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二百一十一条第一項」に、「第二条第一項第九号」を「第四条第二項第六号」に、「マンション敷地売却事業」を「マ

ンション等売却事業」に、「第一百三条」を「第七條」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に、「同法第九條第一項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に改め、「（土地の下に」又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地を加え、」同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、「、当該を」これらの」に改め、同項第十二号中「第六号」を「第七号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第十三号及び第十四号中「第七項」を「第八項」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第十六号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第十号まで、第十号」に、「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改め、同項第五項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「この項及び第十項」を「この条」に改め、同条第十五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一号を加える。

7 第四項の場合において、法人が、同項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

第六十三条第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号の二中「第一百一条」を「第一百一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九條第三項」に改める。

第六十五条第一項第四号中「第一百八條の二十五の三第一項」を「第一百八條の二十五の二第一項」に改め、同項第六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同項第十九号」を「同項第三十五号」に改め、同項第七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に改め、同条第七項中「第一百一条」を「第一百一条第三項」に、「第一百八條の二十五の三第三項」を「第

百十八条の二十五の二第三項に、「第百十八条の二十五の三第一項を」第百十八条の二十五の二第一項に改め、同条第九項、第十項及び第十四項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第六十五条の四第一項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「同条第二項第四号ロ」を「同条第二項第四号ハ」に改め、同項第二十二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二項第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二項第一項第十号」に、「マンション建替事業を」マンション再生事業に改め、同項第二十二号の二中「決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九号第一項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二項第一項第九号」に、「第百十三号」を「第百七条」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画その他財務省令で定める計画」に改め、「同項第一号に規定する」を削り、「ロ」を「コ」又は同項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業（当該マンション除却敷地売却事業に係る財務省令で定める計画に、マンションを売却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項の記載があるものに限定。）に、「第百二十四条第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第六十五条の七第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」次の表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、令和十年三月三十一日」に、「次の表を」同表に、「第一号」を「第二号」

に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「イ又はロ」に掲げる区域にあつては、「平成二十六年四月一日又は「及び」のいずれか遅い日」を削り、同欄のハを削り、同号の下欄中「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同表の第二号の下欄中「既成市街地等」を「次に掲げる区域」に改め、同欄に次のように加える。

イ 既成市街地等であつて、次に掲げる区域（当該区域が都市再開発法第二条の三第一項に規定する大都市の区域に該当する場合にあつては、当該大都市の区域に係る同項に規定する都市再開発の方針に定められた同項第二号に規定する地区の区域に該当するものに限る。）

- (1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項に規定する防災街区整備方針に定められた同項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域
- (2) 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内の区域
- (3) 都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域

ロ 既成市街地等であつて、被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

ハ 既成市街地等であつて、イ及びロに掲げる区域以外の区域

第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「建物又は構築物を」「建物（特定施設の用に供されるものに限る。）又は構築物（特定施設に係る事業の遂行上必要なものに限る。）」に改め、同表の第四号の上欄中「あつては、」の下に「その船舶に設置されている原動機の定格出力の合計が千五百キロワット以下のもの及び」を加える。

第六十五条の八第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日（前条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、令和十年三月三十一日）」に、「前条第一項の表を」同表に、「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）を削り、「同号の下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改める。

第六十五条の九中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日（第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産のうち同欄に規定する建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、令和十年三月三十一日）」に、「第六十五条の七第一項の表を」同表に改める。

第六十六条の五の二第七項及び第六十六条の五の三第二項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第六十六条の六第一項第一号イ及び第二項第二号イ(2)中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に改め、同号イ(4)中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に対する第八項第一号」を「総資産額に対する第十項第一号」に改め、「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係

会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「同項」を「第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

八 清算部分対象外国関係会社 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前二以内を開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたものをいう。

九 清算外国金融子会社等 解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたものをいう。

十 特例清算事業年度 清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等が最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日（当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度をいう。

第六十六条の六第十五項を同条第十八項とし、同条第十二項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第一項各号に掲げる内国法人に係る外国関係会社清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することとなった場合における当該清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、当該清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第六十六条の六第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第八号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第九号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十号」に改め、同項第五号中「第六項第十一号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「(清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)」、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には「〇」とする。及び「(当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融子会社等に該

当しないこととなつた部分対象外国関係会社(以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。))のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。までの期間の日を含む事業年度(次項において「特定清算事業年度」という。))にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(次項において「特定金融所得金額」という。))がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等のいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項(第八号又は第九号に係る部分に限る。))の規定の適用については、当該外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当しないものと推定する。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の

所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項第十号に係る部分に限る。))の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第六十六条の七第一項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第二項中「同条第六項」を同条第八項に、「同条第八項」を同条第十項に改め、同条第四項中「同条第六項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第四項中「同条第六項」を「第八項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同条第六項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第九項中「同条第十項」に改め、同条第十二条の四第二十三項に、「第四十二條の六第九項」を「第四十二條の四の二第五項、第四十二條の五第八項、第四十二條の六第九項」に、「第四十二條の十一の三第六項、第四十二條の第十二項」を「第四十二條の十二第七項」に、「第四十二條の十二の五第十項又は」を「第四十二條の十二の五第九項」に、「において」を「又は第四十二條の十二の七第十一項において」に、「含む」を含む。以下この項において同じ」に改める。

第六十六条の八第四項各号並びに第十項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第六十六条の九の二第二項及び第三号イ(2)中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十

項」に改め、同号イ(4)中「第六項」を「第八項」に改め、同号ロ中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「総資産額に対する第八項第一号」を「総資産額に対する第十項第一号」に改め、「とし、第七号中「外国関係法人(特定外国関係法人に該当するものを除く。))とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を削り、「同項」を「第八項」に改め、同項に次の三号を加える。

九 清算部分対象外国関係法人 解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前二年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係法人に該当していたものをいう。

十 清算外国金融関係法人 解散した外国関係法人のうち、その解散の日を含む事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融関係法人に該当していたものをいう。

十一 特例清算事業年度 清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人が最初に部分対象外国関係法人又は外国金融関係法人に該当しないこととなつた事業年度終了の日から同日以後三年を経過した日(当該清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過した日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由に

より当該残余財産の確定の日が当該三年を経過した日後である場合には政令で定める日とする。までの期間内の日を含む事業年度をいう。

第六十六条の九の二第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第六項、第八項及び前二項」を「第八項、第十項及び前三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項第一号中「前項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項及び第八項」を「第八項及び第十項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当することとなつた場合における当該清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人の特例清算事業年度については、当該清算部分対象外国関係法人は部分対象外国関係法人と、当該清算外国金融関係法人は外国金融関係法人とそれぞれみなして、この款の規定を適用する。

第六十六条の九の二第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第六項第八号」を「第八項第八号」に改め、同項第三号中「第六項第九号」を「第八項第九号」に改め、同項第四号中「第六項第十号」を「第八項第十号」に改め、同項第五号中「第六項第十一号」を「第八項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「〔清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額〕」、「〔零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年

度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には、「〇とする。」及び「当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人(以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。))のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。までの期間内の日を含む事業年度(同項において「特定清算事業年度」という。))にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(同項において「特定金融所得金額」という。))がないものとした場合の次に掲げる金額。」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人のいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当することを明らかにする書類その

他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項(第九号又は第十号に係る部分に限る。))の規定の適用については、当該外国関係法人は清算部分対象外国関係法人又は清算外国金融関係法人に該当しないものと推定する。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係法人の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項(第十一号に係る部分に限る。))の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第六十六条の九の三第一項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第二項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改め、同条第五項中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第十二条の四第二十三項に、「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の四の二第五項、第四十二条の五第八項、第四十二条の六第九項」に、「第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の第十二項」を「第四十二条の第十二第七項」に、「第四十二条の十二の五第十項又は」を「第四十二条の十二の五第九項」に、「において」を「又は第

四十二条の十二の七第十一項において」、「含む」を含む。以下この項において同じ」に改める。

第六十六条の九の四第四項各号並びに第九項第一号並びに第三号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第六十六条の十一の二を次のように改める。

第六十六条の十一の二 削除

第六十六条の十二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「第十三項」を「以下の項及び第十五項」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること又はその取得(購入による取得に限る。))により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるもの」を「次に掲げる株式のいずれかに該当するもの」に、「次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額」を「二百億円(当該特定株式が第一号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円)」に、「当該金額」を「二百億円(当該特定株式が同号に掲げる株式に該当する場合には、五十億円)とする。」に改め、「百分の二十五」の下に「(当該特定株式が第三号に掲げる株式に該当する場合には、百分の二十)」を加え、「特定株式の種類別を」株式の種類別に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される株式
- 二 その取得(購入による取得に限る。次号において同じ。))により対象法人が当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分

の十二の五第九項、に、「において」を「又は第

の五十を超える議決権を有することとなる場合における当該株式

三 その取得の日から起算して三年を経過する日までに対象法人が当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるが見込まれる場合における当該株式(前号に掲げる株式を除く。)

第六十六条の十三第二項第二号中「増資特定株式を」同項第一号に掲げる株式に該当するもの(以下この条において「増資特定株式」という。)に改め、同条第六項中「第十一項及び第十五項」を「から第十三項まで及び第十七項」に改め、同条第九項中「及び第十五項」を「第十一項及び第十七項」に改め、同条第十項中「当該特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来した」を「次の各号に掲げる事実が生じた」に、「五年経過特別勘定の金額」を「五年経過等特別勘定の金額」に、「当該末日」を「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該特別勘定の金額に係る特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来したこと 当該末日

二 当該特別勘定の金額に係る特定株式の取得の日から起算して五年を経過する日以前に設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散したことに その解散の日

第六十六条の十三第二十一項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に、「第

十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十一項又は第十五項」を「第十三項又は第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「前二項」を「同項及び前項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「前項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「次項」を「第十九項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 第十二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十六条の十三第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「分割承継法人を」(適格合併により当該特別勘定に係る特定株式の移転を受けるものに限る。)、分割承継法人に改め、同項第一号中「増資特定株式に限る。」を削り、同項第二号中「合併により合併法人に前号に規定する特定株式を移転した」を「当該設定法人を被合併法人とする合併が行われた」に改め、「当該特定株式に係る」を削り、同項第三号中「前項」を「第十項」に改め、同項第四号中「増資特定株式に限る。」を削り、同項第五号中「前項」を「第十項」に改め、「百分の二十五」の下に「(当該特定株式が第一項第三号に掲げる株式に該当する場合には、百分の二十)」を加え、同項第八号中「増資特定株式を除く」を「次に掲げるものに限る」に、「場合を」を「場合及び当該設定法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した

法人が解散した場合を」に改め、同号に次のように加える。

イ 第一項第二号に掲げる株式に該当する特定株式

口 第一項第三号に掲げる株式に該当する特定株式(その取得の日から起算して三年を経過する日までに当該設定法人が当該特定株式を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなつた場合における当該特定株式に限る。)

第六十六条の十三第十一項第九号中「前二項」を「第九項から前項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式第一項第三号に掲げる株式に該当するものに限る。)に係る特別勘定の金額のうちにその取得の日から起算して三年を経過する日が到来した特定株式に係るもの(以下この項において「三年経過特別勘定の金額」という。)がある場合(同日までに当該特定株式を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなつたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。)には、当該三年経過特別勘定の金額は、同日を含む当該設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第七項、第八項及び第十七項の規定は、適用しない。

12 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業

年度(以下この項において「特定事業年度」という。)終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式(増資特定株式を除く。)に係る特別勘定の金額のうちに当該特定事業年度前に行われた当該設定法人を合併法人とする合併により解散した当該特定株式を発行した法人に係るものがある場合(当該合併の日を含む当該設定法人の事業年度(以下この項において「合併事業年度」という。)以前の各事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に限る。)には、当該特別勘定の金額については、当該合併事業年度終了の日における当該特別勘定の金額に当該特定事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該特定事業年度終了の日における当該特別勘定の金額を超える場合には、当該特別勘定の金額に相当する金額を、当該特定事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項及び前三項の規定は、適用しない。

第六十七条の三第一項中「令和九年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三十万円」を「四十万円」に改める。

第六十七条の十六第五項を次のように改める。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第四百四十六条第二項、第四百四十六条の二第二項及び第五百十条の二の規定の適用については、同法第四百四十六条第二項の表第四百二十三条第二号(青色申告の承認申請の却下)

の項、第四百四十六条の二第二項及び第五百五十
条の二第一項中「内部取引」とあるのは、「内
部取引(租税特別措置法第六十七条の十六第
一項(外国組合員に対する課税の特例)に規定
する対象国内源泉所得に係るものを除く。)」
とする。

第六十七条の十七第九項中「令和八年三月三
十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め
る。

三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に
改める。
第七十二条第一項中「令和八年三月三十一日」
を「令和十一年三月三十一日」に改める。
第七十六条の見出し中「マンション建替事業」
を「マンション再生事業」に改め、同条第一項中
「マンションの建替え等の円滑化に関する法律
第二条第一項第五号」を「マンションの再生等の
円滑化に関する法律(以下この条において「円滑
化法」という。第二条第一項第十号)に、「施行
者、同法」を「施行者、円滑化法」に、「施行再
建マンション」を「第五号若しくは第八号の再
生後マンション」に、「同項第五号」を「同項第十
一号」に、「同法の」を「円滑化法の」に、「令和八
年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」
に、「同法第二条第一項第四号」を「円滑化法第
二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」
を「マンション再生事業」に改め、同項ただし書
中「施行再建マンション」を「再生後マンション」
に、「若しくは」を「又は」に、「同法第八十五条
の差額又は同法第十一条第一項に規定する隣接
施行敷地の価額に相当する金額」を「当該マン
ション再生事業が行われる前に当該土地につい
て有していた権利の価額を超える部分」に改
め、同項第一号及び第二号を次のように改め
る。

第六十八条の二第二項中「令和五年四月一日
から令和十年三月三十一日までの間」を「令和八
年四月一日以後」に改める。
第六十八条の三の四第二項及び第四項中「及
び第四項を」、「第四項及び第七項」に、「第四十
二条の六第三項」を「第四十二条の五第二項、第
四十二条の六第三項」に改め、「第四十二条の十
二、」を削り、「並びに」を「第四十二条の十二
の七第三項及び第八項並びに」に改める。
第六十八条の五中「令和八年三月三十一日」を
「令和十一年三月三十一日」に改める。
第七十条の二第二項第六号イ(2)中「第四十
一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第
一項」に改める。

第七十条の二の二第四項中「において、」の下に
「第一項に規定する期間内に」を加え、「ついて
第一項本文を」について同項本文に改める。

第七十条の六の八第二項第一号及び第七十条
の六の十第二項第一号中「第二十五条の二第三
項」を「第二十五条の二第四項」に改める。

第七十条の七の九第一項、第七十条の七の十
第一項、第七十条の七の十一第二項、第七十条
の七の十二第一項、第七十条の七の十三第一項
及び第七十条の七の十四第一項中「令和八年十
二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」
に改める。

第七十条の八第一項及び第三項中「令和八年

敷地利用権(次項第一号及び第三項第一号
において「敷地利用権」という。)又は同条第
一項第十三号に規定する再建敷地の円滑化
法第五条第二項第二号に規定する敷地共有
持分等(次項第一号において「敷地共有持分
等」という。)の取得の登記

第七十六条第一項第三号中「マンションの建
替え等の円滑化に関する法律」及び「同法」を「円
滑化法」に改め、同条第二項中「マンションの建
替え等の円滑化に関する法律第六十六条に規定
する組合が」を「円滑化法第九十九条に規定する
組合が、」に、「令和八年三月三十一日」を「令和
十年三月三十一日」に、「マンションの建替え等
の円滑化に関する法律第二条第一項第九号」を
「円滑化法第四条第二項第六号」に、「マンショ
ン敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に
改め、同項各号を次のように改める。

一 円滑化法第九十九条に規定する組合が円滑
化法第二百一十一条第一項の規定により取得
する円滑化法第四条第二項第七号に規定す
る売却等マンションの区分所有権若しくは
敷地利用権又は円滑化法第二条第一項第二
十三号に規定する売却敷地の敷地共有持分
等の取得の登記
二 円滑化法第四百四十条第一項に規定する分
配金取得手続開始の登記
三 円滑化法第五百五十条第一項に規定する売
却等マンション及びその敷地又は売却敷地
に関する権利について必要な登記

第七十六条第三項中「マンションの建替え等
の円滑化に関する法律第六十六条」を「円滑化
法第六十四条」に、「同法」を「円滑化法」
に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月
三十一日」に、「マンションの建替え等の円滑化
に関する法律第二条第一項第十二号」を「円滑化
法第二条第一項第二十八号」に改め、同項た

し書中「同法」を「円滑化法」に改め、同項各号中
「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」
を「円滑化法」に改め、同項を同条第四項とし、
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 円滑化法第六十三条の二に規定する組合
が、令和八年四月一日から令和十年三月三十
一日までの間に、円滑化法第二条第一項第二
十五号に規定するマンション除却事業に伴い
受ける次に掲げる登記については、財務省令
で定めるところにより当該期間内に登記を受
けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 円滑化法第六十三条の二に規定する組
合が円滑化法第六十三条の十四第一項の
規定により取得する円滑化法第二条第一項
第二十六号に規定する除却マンションの区
分所有権又は敷地利用権の取得の登記
二 円滑化法第六十三条の三十三第一項に
規定する補償金支払手続開始の登記

第七十七条及び第七十七条の二中「令和八年
三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改
める。

第八十条の二中「附則第八条第三項又は第二
十六条第三項」を「第三十四条の九の二第三項」
に、「附則第九条第三項又は第二十七条第三項」
を「第三十四条の九の三第三項」に、「令和八年
三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」
に、「実施計画」を「組織再編成等実施計画」に、
「規定する資金交付契約に関する」を「掲げる」に
改め、同条ただし書を削る。

第八十一条第一項中「令和八年三月三十一日」
を「令和十年三月三十一日」に改め、同条の次に
次の一条を加える。

(診療所の用に供する建物を建築した場合の
所有権の保存登記等の税率の軽減)
第八十一条の二 診療所(医療法第一条の五第
二項に規定する診療所をいう。以下この項に

において同じ。の開設者又は管理者が、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に同法第三十条の四第二項第九号イ(2)に掲げる区域のうち政令で定める区域において当該診療所の用に供する建物で政令で定めるものの建築又は取得をした場合には、当該建物の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の二とし、所有権の移転の登記にあつては千分の十とする。

2 前項に規定する者が、同項に規定する期間内に同項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供する土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

第八十二条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五年」を「七年」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の二を削り、第八十四条の二の三を第八十四条の二の二とする。

第八十四条の五の次に次の一条を加える。
(地盤の液状化により被害を受けた土地に係る所有権の移転登記の免税)

第八十四条の五の二 地盤の液状化により被害

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

を受けた土地として政令で定めるものについて、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項(国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四百三十三号)第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により定められた事業計画に基づく国土調査法第二条第五項に規定する地籍調査により作成された地図における当該土地の境界を当該土地の筆界(不動産登記法第二百二十二条第一号に規定する筆界をいう。)とするために国土調査法第二十条第三項の規定により分筆の登記がされた場合において、当該分筆後の土地に隣接する他の土地の所有権の登記名義人が当該分筆後の土地の所有権を取得したときは、当該分筆後の土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該分筆後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十六条の五第十三項中「を除く。」とあるのは「である者」を「及び」とあるのは「である者(に、「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における」とあるのは「における」と、「若しくは」とあるのは「又は」を「において適格請求書発行事業者若しくは」とあるのは「において」に改める。

第八十八条第一項中「この項に」を「この項及び次条に」に改める。

第八十八条の二第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「同法第二条第二項第一号イに掲げる」を削り、「同法第十一条第二項」を「同項」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削る。

第九十条の三の三第一項及び第九十条の三の四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「令和五年五月一日

から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第四号イ(2)中「以上(令和七年四月三十日まで」の間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号口(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ハを削り、同号二(2)中「以上(を」に百分の百五(に、「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「百分の百十五」に、「以上」を「以上」に改め、同号二を同号ハとし、同項第五号口及び第六号イ(2)中「以上(令和七年四月三十日まで」の間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号口(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ハ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号二(1)中「以下この条を」第三項第三号二(1)に改め、同号二(2)中第三項第三号ハ(2)を「第三項第三号二(2)」に、「以上(令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(同号ハ(2)及び第四項第三号口(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五を乗じて得た数値以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同条第二項中「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第一号二(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号二を同号

ホとし、同号ハ(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、「以上」を「に百分の百十を乗じて得た数値以上」に改め、同号ハを同号二とし、同号口(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号口とし、同号口の前に次のように加える。

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号口(2)中「に百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号口を同号ハとし、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号口とし、同号口の前に次のように加える。

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であ

り、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項中「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)」を「百分の九十五」に改め、同号二(2)中「百分の九十五を乗じて得た数値」を削り、同号二を同号ホとし、同号ハ(2)中「百分の九十」を「百分の九十五」に、同号ハ(2)中「百分の九十五」を「百分の九十五」に改め、同号ハを同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えない

こと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項第二号ロ及び第三号イ(2)中「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)」を「百分の九十五」に改め、同号ハ(2)中「百分の九十五(令和七年四月三十日までの間は、平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値)」を削り、同号ハを同号二とし、同号ロ(2)中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項中「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間(第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間)」を「令和八年五月一日から令和十年四月三十日までの間」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)」を「百分の八十五(令和九年四月三十日までの間は、百分の八十八)」に改め、同号ハを削り、同号ロ(2)中「百分の九十を乗じて得た数値」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)」を「百分の八十五(令和九年四月三十日までの間は、百分の八十八)」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 軽油自動車(乗用自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

ロ エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五(令和九年四月三十日までの間は、百分の八十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第五項中「次の各号」を「同項第四号イ、第五号又は第六号イ」に、「当該各号に定める」を「エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である」に改め、同項各号を削る。

第九十条の十三中「令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第九十条の十四の見出し中「側方衝突警報装置等」を「衝突被害軽減制御装置」に、「貨物自動車」を「乗合自動車」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「貨物自動車」の下に「(被牽引自動車を除く。)」を加え、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの」に、「第一項又は第九十条の十二第二項若しくは」を「第九十条の十二第二項又は」に、「令和八年四月三十日」を「令和十年八月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条の三第二項中「学生等」を「学生」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三条第一項において同じ。)を提供させることを含む。)」に改める。

第三条第一項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。次項及び第三項において単に「電磁的記録提供命令」という。)」に改め、同条第二項中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「よつてする」を「よる」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。 〔輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正〕 第九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。 第七条に次の一項を加える。 11 第一項の郵便物を輸入する場合における消費税(第八号の二(特定少額資産の譲渡に係る輸入免税)の規定の適用については、同条第二項中「当該課税貨物の関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入申告書(同法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告貨物にあつては、同条第一項に規定する特例申告書)」とあるのは、「郵便に関する条約に基づき、差出人が当該課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書」とする。	に、「とする」を「と、同条第六項中「社会保険料控除」とあるのは「社会保険料控除(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項に規定する保険料に係るものを除く。)」とする」に改める。 第九条第一項中「第十条の三の下に」から第十条の三の三までを加え、「第十三条第四項第二号」を「第十三条第五項第二号」に改める。 第十条の三第三項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、「記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項を電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。))をいう。以下この条、第十条の三の三に改め、同項に次の各号を加える。 一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法 イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法 ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法 二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又はロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。) 第十条の三第五項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四	項中「前項」を「第四項」に、「おいては」を「おいて」に、「裁判官を」を「裁判官が許可状を発するときは、当該裁判官」に、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、交付」に、「裁判所名」を「裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項」に、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨 二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず国税庁、国税局又は税務署の当該職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨 第十条の三第四項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。 8 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならぬ。 一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。 二 当該許可状が電磁的記録による場合 当	該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。 9 地方裁判所の裁判官は、第二項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。 第十条の三第三項中「の書面」を「に規定する相手国等の書面又は電磁的記録」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。 5 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。 6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。 第十条の三第二項中「前項」を「前二項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき者」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じ
---	---	---	---

られた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずること
ができる。
第十条の三の第二項中「の書面」を「に規定する相手国等の書面又は電磁的記録」に、「交付」を「発付」に改め、同条第二項中「交付」を「発付」に改める。

第十条の三の三中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に改める。
第十条の四中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。
第十条の五第九項中「第十三条第四項第三号」を「第十三条第五項第三号」に改める。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中

消	滞納処分費の全額	任意提供（租税条約等実施特 例法第十一条第六項の規定に よる金銭又は証券の提供をい う。第八十九条の三第二項第 一号（換価執行決定の取消し） において同じ。）
	租税条約等実施特例法第十一 条第十一項（相手国等の租税 の徴収の共助）の規定により 共助の終了の決定がされ、か つ、納付	

を

第七十九条第二項第一号		納付、充当、更正の取消
全額		
第七十九条第二項第一号		納付、充当、更正の取消し
全額		
第七十九条第二項第四号		納付

滞納処分費の全額	任意提供（租税条約等実施特 例法第十一条第六項の規定に よる金銭又は証券の提供をい う。第四号イ及び第八十九条 の三第二項第一号（換価執行 決定の取消し）において同 じ。）
任意提供	

に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領
置」を「同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第二百二条の二第二項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する場合には、
その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑
若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

一 共助対象者（第十一条第一項に規定する
共助対象者をいう。次項及び第三項におい
て同じ。）が、同条第四項において準用する
国税徴収法の規定による滞納処分の執行を
免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、
若しくは国の不利益に処分し、その財産に
係る負担を偽つて増加する行為をし、又は
その現状を改変して、その財産の価額を減
損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処
分費を増大させる行為をしたとき。

二 正当な理由がなく、第十一条第四項にお
いて準用する国税徴収法第七十二条の第二
一項ただし書の規定による命令に違反した
とき。

第十三条第二項中「前項」を「前項第一号」に改
め、同条第三項中「前二項」を「第一項第一号又
は前項」に改め、同条第六項を同条第七項と
し、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項
を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項
を加える。

4 正当な理由がなく、第十条の三第一項の規
定による電磁的記録提供命令又は同条第二項
の規定による命令に違反したときは、その違
反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二
百万円以下の罰金に処する。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十一条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の二」を「第四十一条に改める。

第二条第三項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 減価償却資産 法人税法第二条第二十三号に規定する減価償却資産をいう。

第二条第三項第十四号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十条を削る。

第十条の二第二項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。を」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(同表の第二号又は第三号の第一欄に掲げる個人にあつては機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。)で」に、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。を」を「特定機械装置等を」に、「当該各号の第四欄に掲げる」を「当該」に、「第三項に」を「第三項及び第九項に」に、「減価償却資産の償却費」を「特定機械装置等の償却費に、減価償却資産に」を「特定機械装置等」に、「当該減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)を「当該各号の第五欄に掲げる金額」に改め、同項の表中「資 産」を

「特別償却限度額」に改め、同表の第一号の第

五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)」に改め、同表の第二号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)」に改め、同表の第三号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「次に掲げる特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同欄に次のように加える。
イ 当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業(第三項第一号において「特定事業」という。)の用に供した特定機械装置等 その取得価額から普通償却額を控除した金額

に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)

ロ イに掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 その取得価額の百分の四十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三)に相当する金額

第十条の二第二項中「減価償却資産を」特定機械装置等」に改め、同条第三項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。を」特定機械装置等」に、「当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に、「当該減価償却資産を」当該特定機械装置等」に、「の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額を」次の各号に掲げる当該特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の表の第一号若しくは第二号の第四欄に掲げる事業又は特定事業の用に供した特定機械装置等 百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 百分の十四(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七)

第十条の二第六項中「所有権移転外リース取引の下に」(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下第十一条までにおいて同じ。)を加え、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産を」特定機械装置

等」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された当該特定機械装置等の取得価額を限度とする。

第十条の二第九項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当

該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前三項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び第七項の明細書又は前二項の明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第一項から第四項までの規定を適用することができる。

第十条の二を第十条とする。

第十條の二の二第七項中「前二條の」を「前條の規定その他これに類する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める」に改め、同條第八項中「第十條第七項」を「前條第七項」に改め、同條第九項中「第十條の二の二第三項」を「第十條の二第三項」に改め、同條を第十條の二とする。

第十条の三を削る。

第十條の三の第二項中「いう。以下この項」の下に「及び第四項」を、「第十條」の下に「から第十條の二の二まで」を加え、同項の表の第二號の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同表の第三號の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同號の第四欄中「百分の十五」を「次に掲げる当該給与等の額の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同欄に次のように加える。

イ 当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他の復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資

する事業として財務省令で定める事業を行う事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等の額 百分の十五

口イに掲げる給与等の額以外の給与等の額 百分の九

第十條の三の二第三項中「第十條から前条まで又は租税特別措置法第十條の五若しくは第十條の五の四の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前二条の規定

二 租税特別措置法第十条の五の四の規定
三 前二号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十条の三の二第四項を次のように改める。

4 第一項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、

かつ、給与等の支給を受けた者が控除対象雇用者（同項の表の各号の第三欄に掲げる雇用者をいう。）に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

第十條の三の二第五項中「第十條の三の二第二項」を「第十條の三第一項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかった

場合、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書の提出があった場合又は同項の控除対象雇用者に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その提出、添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十条の三の二を第十条の三とする。

第十條の三の三第二項中「第十條から前条まで又は租税特別措置法第十條の五若しくは第十條の五の四の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前三条の規定

二 租税特別措置法第十条の五の四の規定
三 前二号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十条の三の三第三項中「第十条の三第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「第十条の三の三第一項」を「第十条の三の二第一項」に改め、同条を第十条の三の二とする。

第十條の四第一項中、「第十條の二の第二第三項及び第四項」を削り、「前三條の規定を」「前二條の規定その他所得税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「規定、震災特例法第十條の二の第二第三項又は第四項の」を削り、「第十條の三の第三第一項の規定を」を「第十條の四第一項に規定する政令で定める規定を」に改め、「とし、震災特例法第十條の二の第二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項

の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額を削り、「震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を「当該政令で定める規定にあつては当該各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額」に、「震災特例法第十条第三項又は第四項の規定の」を「当該政令で定める規定の」に、「同条第三項に規定する事業所得等に係る所得税額」を「調整前事業所得税額に類する金額として政令で定める金額」に、「第十条の二第四項又は第十条の二の二第四項」を「又は第十条の二第四項」に、「「に限り」を「該当するものその他これに」、「又は」を「該当するもの」に」、「第十条の二第五項若しくは第十条の二の二第五項」を「又は第十条の二第五項」に、「ものに限り」を「ものその他これらの金額」に改める。

第十条の五を削る。

第十条の五を削る。

第十二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「第三項まで」を「この条」に改め、「合計額の下に〔次項において「合計償却限度額」という。〕」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該開発研究用資産を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とすの満たない金額以下の金額で当該個人が必

要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十一条第三項中「第十条第八項第七号」を「第十条の二第二項第一号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用資産の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十一条に次の一項を加える。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書その他財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二 削除

第十一条の三中「第十条から第十条の二の二まで若しくは第十条の五から前条まで」及び「第十条から第十条の二の二まで若しくは第十条の五から第十一条の二まで」を「第十条、第十条の二若しくは第十一条」に改める。

第十一条の三の二第三項第一号中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に、「同表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産を」同項に規定する特定機械装置等」に改め、同項第二号中「第十条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第十一項中「第十条の二」を「第十条」に改め

る。

第十一条の五第一項第二号中「以下の条を「第五項第二号」に改め、同条第二項中「特定住宅被災市町村の区域内」を「福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める」を「当該土地等が所在する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された」に、「同項第一号」を「租税特別措置法第三十四条第二項第一号」に改め、同項各号を削る。

第十三条第一項中「及び次条」を削り、同条第五項第一号中「次条において同じ」を削る。

第十三条の二第二項中「住宅の新築取得等租税特別措置法第四十一条第二十項」を「租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（同条第十六項）に、「特例居住用家屋の新築等、同条第十六項」に、「特例居住用家屋の新築等、同条第二十一項」を「特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものとみなされる同条第十七項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされる同条第十九項に規定する特例既存住宅の取得及び同項の規定により増改築等（同条第十九項に規定する増改築等をいう。以下この条において同じ。）に該当するものとみなされる同法第四十一条第十七項に規定する特例増改築等を含む。）、同条第六項に規定する認定

住宅等の新築取得等（同条第十八項）に、「認定住宅等の新築等（同条第十項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同条第二十一項に」を「同条第十八項に」に、「特例認定住宅等の新築等及び」を「特例認定住宅等の新築取得等を含む。第三項において同じ。又は」に、「既存住宅の取得とみなされる同項」を「同条第一項に規定する既存住宅の取得とみなされる同条第三十五項」に、「要耐震改修住宅の取得を含む。以下この条において同じ」を「要耐震改修住宅の取得（以下この条において「住宅の新築取得等」という）に改め、「既存住宅（の下に「同条第十七項の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する特例既存住宅及び」を、「した家屋（の下に「同法第四十一条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む。を加え、「認定住宅等（同法第四十一条第二十一項）を「認定住宅等（同法第四十一条第六項に規定する認定住宅等をいい、同条第十八項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十二年十二月三十一日」に改め、「若しくは既存住宅の取得」の下に「同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。を加え、「この項、次項を「第三項まで」に、「及び次項において」を「において」に、「住宅の取得等 同条第一項に規定する住宅の取得等をいう。次項及び第九項第三号において同じ。を「住宅の新築取得等」に、「買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。次項において同じ。）、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（同条第十項に規定する買

取再販認定住宅等の取得をいう。次項及び第三項において同じ。）」を若しくは買取再販住宅の取得」に改め、「ものである場合」の下に、「当該居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（同法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合又は当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合」を加え、「及び第十項」を「及び第六項」に、「令和七年までの各年である」を「令和十二年までの各年である」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十四項」に改め、「の」と、「の下に「同条第二十五項中「同項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第二項」と、同項の規定は適用せず」とあるのは「第一項の規定は適用せず」と、「第六項」とあるのは「同条第一項」と、「同項の規定は適用しない」とあるのは「第六項の規定は適用しない」と、同条第二十六項中「同項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第二項」と、「同項」とあるのは「第一項の」と、同条第二項第一号中「平成二十六年から」を「平成二十九年から」に改め、「居住年が平成二十六年である場合にはその居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（第八項第一号及び第十一項におい

て「平成二十六年後期」という。)内の日である場合に限り、」を削り、「住宅の取得等」を「住宅の新築取得等」に、「買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得」を「又は買取再販住宅の取得」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。 二 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合(次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。) 四千五百万円 イ 令和六年又は令和七年 その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合 ロ 令和八年又は令和九年 その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販認定住宅等の取得(租税特別措置法第四十一条第六項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。以下この項及び次項において同じ。)に該当するものである場合 ハ 令和十年から令和十二年までの各年 その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販認定住宅等の取得(エネルギー消費性能向上住宅(租税特別措置法第四十一条第六項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅をいう。次項第三号において同じ。)に係るものを除く。)に該当するものである場合 三 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合(その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得(租税特別措置法第四十一条第六項に規定する既存認定住宅等の取得をいう。次号ロ及びハ並	びに次項第二号及び第三号において同じ。)で次に掲げる家屋に係るものに該当するものである場合に限る。) 三千五百万円 イ 認定住宅(租税特別措置法第四十一条第七項第一号ロに規定する認定住宅をいう。次号ロ及びハ並びに次項第一号ロ及び第二号において同じ。) ロ 特定エネルギー消費性能向上住宅(租税特別措置法第四十一条第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅をいう。次号ロ及びハ並びに次項第一号ロ及び第二号において同じ。) 四 居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合(次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。) 三千万円 イ 令和四年から令和七年までの各年 その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものである場合 ロ 令和八年又は令和九年 その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は既存認定住宅等の取得(認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。ハにおいて同じ。)に該当するもの以外のものである場合 ハ 令和十年から令和十二年までの各年 その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等、買取再販認定住宅等の取得(認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)又は既存認定住宅等の取得に該当するもの以外のものである場合	第十三条の二第三項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「認定住宅等の新築等又は」を「認定住宅等の新築等(同条第六項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項において同じ。若しくは)に、「認定住宅等又は」を「認定住宅等若しくは」に改め、「供した場合」の下に「又は認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等(同条第十八項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を除く。)」を令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合」を加え、「五千万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。 一 居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合(次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。) 五千万円 イ 令和六年から令和九年までの各年 その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合 ロ 令和十年から令和十二年までの各年 その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等(認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)又は買取再販認定住宅等の取得(認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)に該当するものである場合 二 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合(その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得(認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)に該当するものである場合	宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)に該当するものである場合に限る。) 四千五百万円 三 居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合(次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。) 四千万円 イ 令和八年又は令和九年 その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得(エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)に該当するものである場合 ロ 令和十年から令和十二年までの各年 その居住に係る住宅の新築取得等が買取再販認定住宅等の取得(エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)又は既存認定住宅等の取得(エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。)に該当するものである場合 第十三条の二第四項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十二項」に改め、「当該増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額につき、同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により同法第四十一条の規定の適用を受けた場合を除くものとし、」を削り、「第四十一条第十五項及び第十八項」を「第四十一条第十一項及び第十四項」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十三項」に改め、同条第八項第一号中「(当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一年とみなした場合における居住年をいう。以下この号及び次項第一号において
--	---	--	---

同じ。」を削り、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同条第九項中「若しくは同条第六項に規定する特例適用年を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十五項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項」を「同条第十四項」に改め、「又は特定増改築等(以下この項において「他の増改築等」という。)に係る増改築等住宅借入金等(当該他の増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。)の金額」を削り、「には、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項」には、当該再建特例適用年における同法第四十一条の三の二第二項、第五項、第八項、第十三項及び第十五項」、「又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額」及び「又は他の増改築等住宅借入金等の金額」を削り、同項第三号中「定める区分をした」の下に「同法第四十一条第一項に規定する」を加え、同号イを削り、同号ロ中「第四十一条第十項に」を「第四十一条第六項に」に、「第四十一条第十項前段」を「第四十一条第六項前段に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十一項」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十四項」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「二まで」を「八まで」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第四号を削り、同条第十項第三号中「第四十一条の二第二項第二号」を「第四十一条の二第二項第一号」に改め、同項第四号中「前項第三号ホ」を「前項第三号ニ」に、「第四十一条の二第二

項第五号」を「第四十一条の二第二項第四号」に改め、同条第十一項中「当該居住日の属する年が平成二十六年である場合において、当該二以上の住宅の再取得等のうちに、当該住宅の再取得等に係る居住日が平成二十六年前期内の日であるものと平成二十六年後期内的の日であるものとがあるときは、居住日が平成二十六年前期内の日である住宅の再取得等と居住日が平成二十六年後期内的の日である住宅の再取得等とに区分をした住宅の再取得等」を削る。

第十七条の二を削る。

第十七条の二の二第二項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(同表の第二号又は第三号の第一欄に掲げる法人にあつては機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。）」に、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」を「特定機械装置等」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に改め、「次項」の下に「及び第九項」を加え、「減価償却資産の償却限度額」を「特定機械装置等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下第十八条までにおいて「償却限度額」という。）」に、「減価償却資産の普通償却限度額」を「特定機械装置等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条までにおいて同じ。）」に、「当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額

を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)」を「当該各号の第五欄に掲げる金額」に改め、同項の表中

資 産	特別償却限度額
に改め、同表の第一号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)」に改め、同表の第二号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額)」に改め、同表の第三号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「次に掲げる特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同欄に次のように加える。	

イ 当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業(次項第一号において「特定事業」とい

う。)の用に供した特定機械装置等 その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額(建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額) 取得価額の百分の二十五に相当する金額

ロ イに掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 その取得価額の百分の四十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三)に相当する金額

第十七条の二の二第二項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」を「特定機械装置等」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に改め、「税額計算特例規定」の下に「(租税特別措置法第四十二条の十四第四項の規定その他これに類する法人税の額への加算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定及び同法第四十二条の四第十九項第二号イから二までに掲げる規定をいう。以下第十七条の三の二までにおいて同じ。）」を加え、「の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額」を「に次の各号に掲げる当該特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項の表の第一号若しくは第二号の第四欄に掲げる事業又は特定事業の用に供した特定機械装置等 百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定

機械装置等 百分の十四(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七)

第十七条の二の二第五項中「所有権移転外リース取引」の下に「(法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下第十八条までにおいて同じ。)」を加え、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産を特定機械装置等」に改め、同条第六項から第八項までを次のように改める。

6 第一項の規定は、確定申告書等(中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものと及び確定申告書をいう。以下第十八条までにおいて同じ。)に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

7 第二項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された当該特定機械装置等の取得価額を限度とする。

8 税務署長は、前項の添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第十七条の二の二第十項を同条第十五項とし、同条第九項中「おける税額控除特例規定」の下に「(租税特別措置法第四十二条の四から第四十二条の五まで、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四第二項及び第三項、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに第四十二条の十三の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。以下第十七条の三の二までにおいて同じ。)」を加え、「租税特別措置法」を「同法」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項の次に次の五項を加える。

9 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度(次項において「繰越年度」という。)の確定申告書に第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度(次項において「控除年度」という。)の確定申告書等(第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 税務署長は、第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の確定申告書の提出があつた場合又は前項の明細を記載した書類の添付がない控除年度の確定申告書等の提出があつた場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、当該明細書及び当該明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第三項の規定を適用することができる。

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節(第四百四十三条を除く。)の規定(以下この項において「法人税法税額控除規定」という。)による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定(第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。)による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第二節第二款を除く。)及び第三編第二章(第二節を除く。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節(第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。)の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四 法人税法第四百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節(第四百四十四条(同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五 法人税法第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額を限度とする。

係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

13 租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項の規定の適用がある場合における第十一項の規定の適用については、同項中「又は第三編第二章第二節(第四百三十三条を除く。）」の規定」とあるのは「規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第六項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

第十七条の二の二を第十七条の二とする。
第十七条の二の三第六項各号中「前二条」を「前条」に改め、同項に次の一号を加える。
四 前三号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定
第十七条の二の三第七項中「第十七条の二第六項を」前条第六項に、「第十七条の二の三第三項を」次条第一項に改め、同条第八項中「第十七条の二第十一項を」前条第十一項に、「第十七条の二の三第二項を」次条第二項に改め、同条第九項中「第十七条の二の三第二項を」第十七条の二の二第二項に改め、同条を第十七条の二の二とする。
第十七条の三を削る。

第十七条の三の二第二項中「いう。以下この項」の下に「及び第四項」を、「第四十二条の四」の下に「から第四十二条の五まで」を加え、同項の表の第二号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同表の第三号の第一欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第四欄中「百分の十五」を「次に掲げる当該給与等の額の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同欄に次のように加える。

イ 当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業を行う事業所に勤務する雇用者に対して支給する給与等の額 百分の十五

ロ イに掲げる給与等の額以外の給与等の額 百分の九

第十七条の三の二第三項第一号から第三号までの規定中「第十七条の二から第十七条の二の三まで」を「前二条」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第四十二条の十二又は」を削り、同号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定
第十七条の三の二第四項を次のように改める。

4 第一項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同

項の規定による控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、給与等の支給を受けた者が控除対象雇用者(同項の表の各号の第三欄に掲げる雇用者をいう。)に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるものを保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる給与等の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を限度とする。

第十七条の三の二第七項を同条第八項とし、同条第六項中「における税額控除特例規定の下に(租税特別措置法第四十二条の十二の五の規定を除く。以下この項及び次条第五項において同じ。)」を加え、「租税特別措置法を」同法に、「第十七条の三の二を」第十七条の三に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第十七条の三の二第二項」を「第十七条の三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 税務署長は、前項の明細を記載した書類の添付がない確定申告書等の提出があった場合又は同項の控除対象雇用者に該当することを明らかにする書類の保存がない場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十七条の三の二を第十七条の三とする。
第十七条の三の三第二項第一号から第三号までの規定中「第十七条の二から第十七条の二の三まで」を「第十七条の二及び第十七条の二の

二」に改め、同項第四号中「前二条」を「前条」に改め、同項第五号中「第四十二条の十二又は」を削り、同項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類する規定として政令で定める規定

第十七条の三の三第三項中「第十七条の三第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に、「同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「第十七条の三の三第一項」を「同条第四項中「同項の表の各号の第三欄に掲げる雇用者」とあるのは、「次条第一項」に改め、「同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」とを削り、同条第四項中「第十七条の三の三第一項」を「第十七条の三の三第二項」に改め、同条第五項中「第十七条の三の三」を「第十七条の三の二」に改め、同条を第十七条の三の二とする。

第十七条の四第一項中「第十七条の二の三第二項及び第三項」を削り、「前三条の規定」を「前二条の規定その他法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「規定、震災特例法第十七条の三の三第二項又は第三項の」を削り、「第十七条の三の三第一項の規定を」を「第十七条の四第一項に規定する政令で定める規定を」に改め、「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、「震災特例法第十七条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規

定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額を「当該政令で定める規定にあつては当該各号に定める金額に類する金額として政令で定める金額」に、「第十七条の二の第二第三項又は第十七条の二の第三項を」又は第十七条の二の第三項に、「第十七条の二の第二第四項又は第十七条の二の第三第四項を」又は第十七条の二の第二第四項に改める。

第十七条の五を削る。

第十七条の四の第二項中、「震災特例法第十七条の二の第三項の規定又は同条第三項の規定」を削り、「震災特例法第十七条の三の第三項の規定を「震災特例法第十七条の五の第一項第五号に掲げる規定」に改め、「百分の二十」の下に「(震災特例法第十七条の五の第一項第五号に掲げる規定にあつては、政令で定める割合」とする。」を加え、「震災特例法第十七条の二の第三項に規定する百分の二十に相当する金額」を削り、「第十七条の三の第二項に規定する百分の二十に相当する金額又は震災特例法第十七条の三の第三項後段」を「第十七条の三の第二項後段」に、「金額」を「金額又は震災特例法第十七条の五の第一項第五号に掲げる規定に係るこれらの金額に類する金額として政令で定める金額」に、「第十七条の四の第二項」を「第十七条の五の第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

第十七条の四の第二項第六号を削り、同条第二項中「第十七条の四の第二項」を「第十七

条の五の第一項」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十八条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「この項及び次項において「開発研究用資産を」この条において「開発研究用資産」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十九項第十号」を「第四十二条の二第三項第一号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定は、確定申告書等に開発研究用資産の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書その他財務省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

第十八条の二から第十八条の四までを次のように改める。

第十八条の二から第十八条の四まで 削除

第十八条の五の第一項中、「第十七条の二の第三項、第十七条の五の第一項」を「若しくは」に改め、「若しくは第十八条の二の第一項を削り、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第十八条の六の第一項中、「第十七条の二の第三項、第十七条の五の第一項」を「若しくは」に改め、「若しくは第十八条の二の第一項を削る。

第十八条の七の第一項中「第十七条の二から第十八条の二の三まで若しくは第十七条の五から第十八条の二まで」を「第十七条の二、第十七条の二の二若しくは第十八条」に改める。

第十八条の八第三項第一号中「第十七条の二の第二項」を「第十七条の二の第一項」に、「同号

の第五欄に掲げる減価償却資産を」同項に規定する特定機械装置等」に改め、同項第二号及び第三号中「第十七条の二の第二項」を「第十七条の二の第一項」に改め、同条第十七項中「第十七条の二」を「第十七条の二」に改める。

第十八条の九の第一項第二号中「次項及び」を削り、同条第二項中「特定住宅被災市町村の区域内を」福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める」を「当該土地等が所在する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された」に、「同項第一号」を「租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号」に改め、同項各号を削る。

第三十八条の二第二項第六号イ中「第四十一条の三の第二項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第三十九条第一項中「滅失した建物」を「滅失し、「に」、「建物又は」を「建物(福島県の区域内に所在していたものに限る。又は」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「求償権を含む。以下第四十一条」を「求償権を含む。以下同条」に改める。

第四十条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十条の二第二項を次のように改める。

東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る。)であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者が被災農用地

(警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。)をいう。)に代わるものとして同日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後三月を経過する日までの間に取得をした農用地(当該被災農用地の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。)の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該農用地の取得後一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第四十条の三を削り、第四十条の二の二を第四十条の三とする。

第四十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二を削る。

第四十七条中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「滅失した建物」を「滅失し、「に」、「建物(以下この項を「建物(福島県の区域内に所在していたものに限る。以下この号及び第三号」に、「以下この項」を。同号及び第三号」に改め、同項第二号中「建物」を「建物(福島県の区域内に所在するものに限る。に」に改め、同項第三号中「以下この項」を「次号及び第五号」に改める。

第五十条の見出し中「被災農用地」を「対象区域内農用地」に改め、同条第一項中、「平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日まで(第一号に規定する対象区域内農用地に係るも

[illegible]

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号 所得税法等の一部を改正する法律案

第四十一条の三の七第二項		第四十一条の三の七第四項		第四十一条の三の九第一項		第四十一条の三の九第二項		第四十一条の三の九第四項			
第四編第二章第一節の規定		同節の規定		規定により		規定に		所得税の額		所得税の額	
所得税の額		所得税の額		所得税の額		所得税の額		所得税の額		所得税の額	
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る											
予定納税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を											
第百四条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）											
所得税法第百四条第一項											
第百十一条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）											
所得税法第百十一条第一項											
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に											
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項、次項及び第四項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前条第一号											
所得税法第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定											
同号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項											

第四十一条の十九第三項		所得税の額

所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第百七条第一項各号(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。)	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に	所得税法第百七条第一項(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)	の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税法第百四条第一項(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税法第百七条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「特別措置法」という。)	第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号
第百十三条(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)	所得税法第百十三条第一項	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号	第百十四条第一項(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	第百十一条第二項(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)	所得税法第百十一条第二項第一号	第百十四条第二項(特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第一号	第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税法	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
を												
第四十一条の十九第三項												
所得税の額												
所得別所												

予定納税に係る所得税等		に、		を		得税及び当該所得税に係る復興特 所得税（これらの税		得税等		及び当該所得税に係る復興特 税（これらの税		出等特例の適用がある場合の 等		出等特例の適用がある場合の 等		等		において「外国居住者等所得相互免除法」という。）の規定の適用がある場合」に改め、同項第一号イか ら八までの規定中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」 を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同号二及びホ中「外国居住者等の所得に対する相互主義 による所得税等の非課税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同 項第二号中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」及び「 同法」を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同号に後段として次のように加える。		この場合において、同条第十四項中「第 十三項」とあるのは、「第三十三条第四項第 二号において準用する第十三項」と読み替 えるものとする。		第三十三条第四項第三号中「外国居住者等の 所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等 所得相互免除法」に改め、同条第五項中「外国居住 者等の所得に対する相互主義による所得税等の 非課税等に関する法律」を「外国居住者等所得相 互免除法」に改め、同条第六項中「外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の非課 税等に関する法律」及び「同法」を「外国居住者等 所得相互免除法」に改め、同条第七項中「外国居 住者等の所得に対する相互主義による所得税等 の非課税等に関する法律第三十二条第五項」を 「外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五 項」に、「同法」を「外国居住者等所得相互免除 法」に、「又は」を「又はその更正に係る年分 の翌年分以後の各年分の」に、「所得税法第百五		十三条の項及び」とあるのは、「を」第七條第四 項」とあるのは「第七條第四項（同項の表所得税 法第百五十三條の項に係る部分に限る。）と、 「同条第四項の表」に、「中（租税条約等の実施に 伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得 に対する相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律第三十二条第二項又は」を「及び法人 税法第八十一条の項」とあるのは「同表所得税法 第百五十三條の項」と、「第三項 国税庁長官の 確認があつた場合の更正の請求の特例等」とあ るのは「二に」、「第三十三條第七項」を「第三十三 條第六項」に改め、「において準用する租税条約 等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税 法の特例等に関する法律」と、同表を削り、同 条第八項中「外国居住者等の所得に対する相互 主義による所得税等の非課税等に関する法律」 を「外国居住者等所得相互免除法」に改め、同条 第九項第二号に後段として次のように加える。		この場合において、同条第十四項中「第 十三項」とあるのは、「第三十三條第九項第 二号において準用する第十三項」と読み替 えるものとする。		第三十三條第十一項中「の規定は」を「同項の 表所得税法第百五十三條の項に係る部分に限 る。」の規定は「に」、「又は」を「又はその更正 に係る年分の翌年分以後の各年分の」に、「租税 条約等実施特例法第七條第四項の表」を「同表」 に改め、「平成二十三年法律第百十七号」を削 る。		第七十一条及び第七十二条第一項中「令和十 九年度」を「令和二十九年」に改める。 第七十三條第一項中「令和十九年度」を「令和 二十九年度」に改め、同条第二項中「令和十八年 度」を「令和二十八年度」に改める。		（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要 な財源の確保に関する特別措置法の一部改 正） 第十三條 我が国の防衛力の抜本的な強化等のた めに必要な財源の確保に関する特別措置法（令 和五年法律第六十九号）の一部を次のように改 正する。		目次中「第四章 防衛特別法人税」を 第四章第百五十三條の二（第五條の七） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―第五 四節 源泉徴収（第五條の二十六―第五條の二 五節 雑則（第五條の三十二―第五條の三十七） 六節 罰則（第五條の三十二―第五條の三十七） 章 防衛特別法人税		第一章 第一章の二（第五條の二） 一節 総則（第五條の二―第五條の七） 二節 個人の納税義務（第五條の八―第五條の 三節 法人の納税義務（第五條の二十四―
--------------------	--	-----------	--	----------	--	--------------------------------------	--	------------	--	----------------------------------	--	----------------------------	--	----------------------------	--	----------	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。 二 非永住者 所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。 三 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。 四 内国法人 所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。 五 外国法人 所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人をいう。 六 人格のない社団等 所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。 七 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十七条の十二の二第九項(同法第三十七条の十三の第三十項において準用する場合を含む。)、第三十八条の三第五項又は第四十条の十五第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。の規定による申告書をいう。 八 防衛特別所得税申告書 第五条の十四第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。又は同条第二項の規定による申告書をいう。 九 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。 十 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。 十一 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。 十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。		十三 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。 十四 決定 第五条の二十一の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。 十五 源泉徴収 第四節の規定により防衛特別所得税を徴収して納付することをいう。 十六 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。 十七 充当 第五条の二十八の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。 十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。 (法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用) 第五条の三 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。 2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第五条の七及び第六節を除く。)の規定を適用する。 3 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。 (納税義務者及び源泉徴収義務者) 第五条の四 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、防衛特別所得税を納める義務がある。 2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。 (課税の対象) 第五条の五 居住者又は非居住者に対して課される令和九年分以後の各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。 2 内国法人又は外国法人に対して課される令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、当分の間、防衛特別所得税を課する。 (基準所得税額) 第五条の六 この章(第五条の十第二項第二号を除く。)において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。 一 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。)により計算した所得税の額 二 非永住者 所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額 三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六百六十五条の五の三及び第六百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十条の規定を除く。)により計算した所得税の額 四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九号の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十九条の規定を除く。)により計算した所得税の額 イ 所得税法第七条第一項第五号に定める所得 ロ 租税特別措置法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第二項に規定する差益金額 (納税地) 第五条の七 防衛特別所得税(源泉徴収に係るものを除く。)の納税地は、防衛特別所得税を納める義務がある者の所得税法第十五条又は第十六条の規定による所得税の納税地(同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)とする。
令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号	所得税法等の一部を改正する法律案	

2 源泉徴収に係る防衛特別所得税の納税地は、源泉徴収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得税の納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地)とする。

3 所得税法第十九条の規定は、所得税の納税地の指定の処分が取消しがあった場合における防衛特別所得税について準用する。

第二節 個人の納税義務

(個人に係る防衛特別所得税の課税標準)

第五条の八 個人に対して課する防衛特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

(個人に係る防衛特別所得税の税率)

第五条の九 個人に対して課する防衛特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

(分配時調整外国税相当額の控除)

第五条の十 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号。以下この章において「復興財確法」という。)第十三条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者

所得税法等の一部を改正する法律案

が令和九年以後の各年において第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第三項及び復興財確法第十三条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第三項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その年の所得税法第六十五条の五の三第三項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定(同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同条及び同法第六十五条の六の規定を除く。))という。第一号において同じ。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

一 その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額とその年分の同法第六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき所得税額計算規定により計算した所得税の額(附帯税の額を除く。)とのうちいずれか少ない金額

二 その年の復興財確法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額と前号に規定する所得税の額のみをその年分の復興財確法第十条に規定する基準所得税額として復興財確法第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額とのうちいずれか少ない金額

3 前二項の規定は、防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額(第五条の三十一第一項の規定によ

り読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される同法第六十五条の五の三第三項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。)、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国税額の控除)

第五条の十一 防衛特別所得税申告書を提出する居住者が令和九年以後の各年において所得税法第九十五条第一項及び復興財確法第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の防衛特別所得税の額のうち、その年において生じた所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

2 防衛特別所得税申告書を提出する非居住者が令和九年以後の各年において所得税法第六十五条の六第一項及び復興財確法第十四条第二項の規定の適用を受ける場合において、その年の所得税法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。)、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

3 前二項の規定は、防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額(所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。)、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

規定する控除対象外国所得税の額がその年の同項に規定する控除限度額及び復興財確法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、所得税法第六十五条の六第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の防衛特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の防衛特別所得税の額から控除する。

3 前二項の規定は、防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額(所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。)、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(防衛特別所得税申告書の提出がない場合の特例)

第五条の十二 防衛特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する防衛特別所得税の額は、第五条の八から前条までの規定に

より計算した防衛特別所得税の額によらず、その者のその年分の第五条の第十四第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額の合計額による。

(予定納税)

第五条の十三 令和九年分以後の各年分の所得税法第百四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第百七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税に係る防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付すべき防衛特別所得税及び復興財確法第百六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税がある場合においては、同条第二項の規定は適用せず、所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を」と、同法第百七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第百十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第百十四条第一項から第三項まで及び第百十五条中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」とする。

3 第一項の規定及び復興財確法第百六条第一項の規定による防衛特別所得税及び復興特別

所得税並びに所得税の納付があつた場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その納付額を第一項の規定及び同条第一項の規定により併せて納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

4 前項の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準及び税額の申告)

第五条の十四 所得税法第百二十条第一項、第百二十四条第一項（同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その年分の確定申告書に係る基準所得税額

二 前号に掲げる基準所得税額につき第五条の九から第五条の十一までの規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

三 その年分の所得税法第百二十条第一項第四号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額（当該防衛特別所得税の額のうち、出国申告書（同法第百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する防衛特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に

係る防衛特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この号及び次号並びに次項第一号において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる防衛特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

四 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる防衛特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、前号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

2 確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

二 前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

3 その年分の防衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該防衛特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4 第一項第四号及び第二項第二号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうち、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正を受けたことにより還付さ

れる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一 前条第一項の規定により納付すべき防衛特別所得税の額

二 その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る防衛特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき防衛特別所得税の額

5 所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書（以下この項において「非居住者給与等申告書」という。）を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第百七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

二 所得税法第百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

三 第一号に掲げる防衛特別所得税の額から前号に掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第百七十一条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

イ 所得税法第百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額

ロ 所得税法第百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に

併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額(当該所得税の額のうちに同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額を含む。)	係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。この場合において、第三項中「確定申告書、修正申告書又は」とあるのは、「所得税法第七十二条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)」若しくは同法第七十三条第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは」と読み替えるものとする。	納付額を前項の規定及び同条第二項の規定により併せて納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。	及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項ただし書中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第七十三条第一項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同条第四項中「所得税の額及び」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額並びに」と、同条第五項及び同法第三十五条第一項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額、我が国の防衛力の技術的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第五条の十四第一項第二号課税標準及び税額の申告に掲げる防衛特別所得税の額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)第十七条第一項第二号課税標準及び税額の申告に掲げる復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三十六条第一項中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同項第一号及び第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三十七条中「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定
ハ イに掲げる防衛特別所得税の額から口に掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額	第五項の十五 前条第一項の規定による防衛特別所得税申告書を提出した者は、当該防衛特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第四号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第四号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。)があるときは、当該金額に相当する防衛特別所得税を当該防衛特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。	4 前条第一項の規定による防衛特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき防衛特別所得税の額(第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第三百三十三条第一項の申請書を提出する場合には、当該防衛特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする防衛特別所得税の額を控除した額)の二分の一に相当する金額以上の防衛特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。この場合においては、同法第三百三十一条第二項及び第三項(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定を準用する。	7 所得税法第三百三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定
6 所得税法第七十三条第一項の規定による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。	2 前項の規定により防衛特別所得税を納付する場合(国税通則法第三十五条第二項の規定により防衛特別所得税を納付する場合を含む。)において、所得税法第二百二十八條から第六十六條において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき(国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。)は、当該防衛特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。	6 前項の規定による防衛特別所得税の延納の許可及び復興特別所得税第十八条第五項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、同条第六項の規定は適用せず、所得税法第三百三十二条第二項及び第三百三十三条から第三百三十七條まで(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税	7 所得税法第三百三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定
二 所得税法第七十二条第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき防衛特別所得税の額(当該所得税の額のうちに同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第五条の九の規定を適用して計算した防衛特別所得税の額を含む。)	3 前項の規定及び復興特別所得税第十八条第二項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があつた場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その	5 税務署長は、所得税法第三百三十二条第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税の延納を併せて許可するものとする。	7 所得税法第三百三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定
三 前号に掲げる防衛特別所得税の額から第一号に掲げる防衛特別所得税の額を控除した金額	4 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項	6 前項の規定による防衛特別所得税の延納の許可及び復興特別所得税第十八条第五項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、同条第六項の規定は適用せず、所得税法第三百三十二条第二項及び第三百三十三条から第三百三十七條まで(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定	7 所得税法第三百三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定
四 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項	3 前項の規定及び復興特別所得税第十八条第二項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があつた場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その	6 前項の規定による防衛特別所得税の延納の許可及び復興特別所得税第十八条第五項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、同条第六項の規定は適用せず、所得税法第三百三十二条第二項及び第三百三十三条から第三百三十七條まで(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定	7 所得税法第三百三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定
7 第三項の規定は、その年分の防衛特別所得税に係る第五項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に	3 前項の規定及び復興特別所得税第十八条第二項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付があつた場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、その	6 前項の規定による防衛特別所得税の延納の許可及び復興特別所得税第十八条第五項の規定による復興特別所得税の延納の許可をする場合においては、同条第六項の規定は適用せず、所得税法第三百三十二条第二項及び第三百三十三条から第三百三十七條まで(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「所得税の額」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同法第三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定	7 所得税法第三百三十七條の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税については、同項に規定

する国外転出の時までに国税通則法第百十七
条第二項の規定による納税管理人の届出を
し、かつ、政令で定めるところにより当該防
衛特別所得税に係る防衛特別所得税申告書の
提出期限までに当該防衛特別所得税の額に相
当する担保を供した場合には限り、第一項の規
定にかかわらず、当該国外転出の日から満了
基準日(当該国外転出の日から五年を経過す
る日又は所得税法第百三十七条の二第一項に
規定する帰国等の場合に該当することとなつ
た日のいずれか早い日をいう。)の翌日以後四
月を経過する日まで、その納税を猶予する。
この場合においては、所得税法第百三十七
条の二(第一項及び第二項を除く。)の規定を準
用する。

8 前項に規定する納税猶予分の所得税額に相
当する所得税につき所得税法第百三十七
条の二第二項の規定の適用がある場合における前
項の規定の適用については、同項中「五年」と
あるのは、「十年」とする。

9 所得税法第百三十七条の三第一項に規定す
る贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得
税に係る防衛特別所得税については、政令で
定めるところにより当該防衛特別所得税に係
る防衛特別所得税申告書の提出期限までに当
該防衛特別所得税の額に相当する担保を供し
た場合に限り、第一項の規定にかかわらず、
同条第一項に規定する贈与の日から贈与満了
基準日(当該贈与の日から五年を経過する日
又は同項に規定する受贈者帰国等の場合に該
当することとなつた日のいずれか早い日をい
う。)の翌日以後四月を経過する日まで、その
納税を猶予する。この場合においては、同条
(第一項から第三項までを除く。)の規定を準
用する。

10 所得税法第百三十七条の三第二項に規定す
る相続等納税猶予分の所得税額に相当する所

得税に係る防衛特別所得税については、政令
で定めるところにより当該防衛特別所得税の
額に相当する担保を供し、かつ、当該防衛特
別所得税に係る防衛特別所得税申告書の提出
期限までに同項に定めるところにより国税通
則法第百三十七条第二項の規定による納税管理
人の届出をした場合に限り、第一項の規定に
かかわらず、その相続の開始の日から相続等
満了基準日(当該相続の開始の日から五年を
経過する日又は所得税法第百三十七条の三第
二項に規定する相続人帰国等の場合に該当す
ることとなつた日のいずれか早い日をいう。)
の翌日以後四月を経過する日まで、その納税
を猶予する。この場合においては、所得税法
第百三十七条の三(第一項から第三項までを
除く。)の規定を準用する。

11 前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税
額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当す
る所得税につき所得税法第百三十七条の三第
三項の規定の適用がある場合における前二項
の規定の適用については、これらの規定中
「五年」とあるのは、「十年」とする。

12 前条第五項の規定による申告書を提出した
者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲
げる金額(同項第四号に掲げる金額がある
場合には、同項第三号に掲げる金額と同項第
四号に掲げる金額との合計額)に相当する
防衛特別所得税を当該申告書の提出期限まで
に、国に納付しなければならない。

13 前項の規定により防衛特別所得税を納付す
る場合(国税通則法第三十五条第二項の規定
により防衛特別所得税を納付する場合を含む。
)において、所得税法第百七十二条第三項
の規定により納付すべき年分が同一である所
得税があるとき(国税通則法第三十五条第二
項の規定により納付すべき年分が同一である
所得税があるときを含む)は、当該防衛特別

所得税は、当該所得税に併せて納付しなけれ
ばならない。

14 第三項の規定は、前項の規定及び復興財確
法第十八条第十三項の規定による防衛特別所
得税及び復興特別所得税並びに所得税の納付
があつた場合について準用する。この場合に
おいて、第三項中「同条第三項」とあるのは
「同条第十四項において準用する同条第三項」
と、「前項の規定及び同条第二項」とあるのは
「第十三項の規定及び同条第十三項」と読み替
えるものとする。

15 第三項(前項において準用する場合を含む。
)の規定により納付があつたものとされた
額に一元未満の端数がある場合のその処理の
方法は、その他前各項の規定の適用に關し必要
事項は、政令で定める。

(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)
第五条の十六 防衛特別所得税申告書の提出が
あつた場合において、当該防衛特別所得税申
告書に第五条の十四第二項第一号に掲げる金
額の記載があるときは、税務署長は、当該防
衛特別所得税申告書を提出した者に対し、当
該金額に相当する防衛特別所得税を還付す
る。

2 前項の場合において、同項の防衛特別所得
税申告書に記載された第五条の十四第二項第
一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにま
だ納付されていないものがあるときは、前項
の規定による還付金の額のうちその納付され
ていない部分の金額に相当する金額について
は、その納付があるまでは、還付しない。

3 防衛特別所得税申告書の提出があつた場合
において、当該防衛特別所得税申告書に第五
条の十四第二項第二号に掲げる金額の記載が
あるときは、税務署長は、当該防衛特別所得
税申告書を提出した者に対し、当該金額に相
当する同号に規定する予納特別税額(次項に

において「予納特別税額」という。)を還付する。
4 税務署長は、前項の規定による還付金の還
付をする場合において、同項の防衛特別所得
税申告書に係る年分の予納特別税額について
納付された延滞税があるときは、その額のう
ち、同項の規定により還付される予納特別税
額に対応するものとして政令で定めるところ
により計算した金額を併せて還付する。

5 前各項(第二項を除く。)の規定により還付
する防衛特別所得税は、所得税法第百三十八
条又は第百三十九条(これらの規定を同法第
百六十六条において準用する場合を含む。)の
規定により還付する年分が同一である所得税
に併せて還付するものとする。

6 前項の規定及び復興財確法第十九条第五項
の規定による防衛特別所得税及び復興特別所
得税並びに所得税の還付があつた場合におい
ては、同条第六項の規定にかかわらず、その
還付額を前項の規定及び同条第五項の規定に
より併せて還付する防衛特別所得税の額、復
興特別所得税の額及び所得税の額に按分した
額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得
税及び所得税の還付があつたものとする。

7 所得税法第百三十八条第三項及び第四項並
びに第百三十九条第三項から第五項まで(こ
れらの規定を同法第百六十六条において準用
する場合を含む。)の規定は、第一項、第三項
及び第四項の規定により還付する防衛特別所
得税について準用する。

8 第五条の十四第六項の規定による申告書の
提出があつた場合には、税務署長は、当該申
告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げ
る金額に相当する防衛特別所得税を還付す
る。

9 前項の場合において、同項の申告書に記載
された第五条の十四第六項第二号に掲げる防
衛特別所得税の額(第五条の二十六第一項の

規定により併せて徴収されるべきものに限る。)のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10 第八項の規定により還付する防衛特別所得税は、所得税法第七十三条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

11 第六項の規定は、前項の規定及び復興財確法第十九条第十項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があった場合について準用する。この場合において、第六項中「同条第六項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第六項」と、「前項の規定及び同条第五項」とあるのは「第十項の規定及び同条第十項」と読み替えるものとする。

12 所得税法第七十三条第四項の規定は、第八項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

13 第六項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(青色申告)

第五条の十七 所得税法第四百三十三条(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の承認を受けている者は、防衛特別所得税申告書及び防衛特別所得税申告書に係る修正申告書(次項において「防衛特別所得税申告書等」という。)について、青色の申告書により提出することができる。

2 個人が所得税法第五十条第一項(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の

規定により同法第四百三十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定める年分以後の各年分の防衛特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した防衛特別所得税申告書等は、青色申告書(同項の規定により青色の申告書によつて提出する防衛特別所得税申告書等をいう。)以外の申告書とみなす。

(期限後申告及び修正申告等の特例)

第五条の十八 所得税法第五百十一条の二(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五百十一条の二第二項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 所得税法第五百十一条の三(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五百十一条の三第三項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につ

き国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

3 所得税法第五百十一条の四(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五百十一条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することになったことにより、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

4 所得税法第五百十一条の五第一項、第四項及び第五項(これらの規定を同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、第五条の十四第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第五百十一条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第五条の十四第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

5 所得税法第五百十一条の五第六項(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、同法第五百十一条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき防衛特別所得税申告書について準用する。

6 所得税法第五百十一条の六(同法第六百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第五百十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由に

より、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が増加し、又は減少したことに基因して、当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る防衛特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

(更正の請求の特例)

第五条の十九 所得税法第五百十二条(同法第六百六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五百十二条に規定する各種所得の金額につき同条に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 所得税法第五百三十三条(同法第六百六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過小となるときについて準用する。

一 確定申告書に記載すべき所得税法第二百一十号第一項第一号若しくは第三号から第五号まで、第二百二十二条第一項第一号から第三号まで又は第二百二十三条第二項第一号若

しくは第五号から第八号まで(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)に掲げる金額

二 防衛特別所得税申告書に記載すべき第五条の第十四第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額
三 所得税法第五十三条の二(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、同法第五十三条の二第一項に規定する国外転出の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)、第八項(同条第九項において準用する場合を含む。))又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなることについて準用する。

一 第五条の第十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合
二 第五条の第十四第二項第一号又は第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過小となる場合
四 所得税法第五十三条の三(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、同法第五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎とな

る同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段(同条第七項の規定により適用する場合を含む。)、第八項(同条第十項において準用する場合を含む。))又は第十一項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなることについて準用する。

五 所得税法第五十三条の四(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、同法第五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなることにより、当該年分の防衛特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなることについて準用する。

六 所得税法第五十三条の五(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、相続の開始の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の防衛特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなることについて準用する。

七 所得税法第五十三条の六の規定は、同条

に規定する国外転出の日の属する年分の防衛特別所得税申告書を提出した者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該防衛特別所得税申告書に係る第五条の第十四第一項第二号に掲げる防衛特別所得税の額の計算において第五条の十一第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該年分の防衛特別所得税につき第三項第一号に掲げる場合に該当することとなることについて準用する。

(更正及び決定
第五条の二十 防衛特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない。

二 所得税法第五十五条第二項(同法第六十八条において準用する場合を含む。)の規定は、同項の規定により更正通知書(同項に規定する更正通知書をいう。)にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う防衛特別所得税の更正について準用する。

(更正等による源泉徴収特別税額等の還付等)
第五条の二十一 個人の各年分の防衛特別所得税につき更正(当該防衛特別所得税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第三項において「更正等」という。))があった場合において、その更正等により第五条の第十四第二項第一号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する防衛特別所得税を還付する。

二 前項の場合において、同項の規定による還

付金の額の計算の基礎となつた第五条の第十四第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

三 個人の各年分の防衛特別所得税につき更正等があった場合において、その更正等により第五条の第十四第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項において「予納特別税額」という。)を還付する。

四 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

五 前各項(第二項を除く。)の規定により防衛特別所得税を還付する場合において、所得税法第五十九条又は第六十条(これらの規定を同法第六十八条において準用する場合を含む。)の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該防衛特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

六 前項の規定及び復興財産法第二十三条第五項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があった場合においては、同条第六項の規定にかかわらず、その還付額を前項の規定及び同条第五項の規定により併せて還付する防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

7 所得税法第百五十九条第三項及び第四項並びに第百六十条第三項から第五項まで(これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。)の規定は、第一項、第三項及び第四項の規定により還付する防衛特別所得税について準用する。

8 第六項の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準の端数計算等)

第五條の二十二 この節の規定により課する防衛特別所得税(附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第百八条の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 この節の規定により納付すべき防衛特別所得税の確定金額の端数計算、復興財確法第四章第二節の規定により納付すべき復興特別所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の確定金額の端数計算並びに当該防衛特別所得税及び復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。同項において同じ。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第百九条及び復興財確法第二十四条第二項の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によつて行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により還付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る還付金等(国税通則法第五十六条第一項に規定する還

付金等をいう。次条第一項及び第五条の二十九第三項において同じ。)の額の端数計算については、復興財確法第二十四条第三項の規定にかかわらず、防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

4 この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により納付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額(以下この条及び第五条の二十九第三項において「附帯税等」という。)の計算については、復興財確法第二十四条第四項の規定にかかわらず、その計算の基礎となるべきその年分の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の合計額によつて行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となつた防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を防衛特別所得税、復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

5 この節の規定及び復興財確法第四章第二節の規定により還付すべき防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税に係る還付加算金の計算については、復興財確法第二十四条第五項の規定にかかわらず、その年分の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を防衛特別所得税、復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。

6 前二項の規定により防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

7 第四項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(充当の特例)

第五條の二十三 還付金等又は還付加算金を未納の防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に充当するときは、復興財確法第二十五条第一項の規定にかかわらず、これらの税に併せて充当しなければならない。

2 前項の規定による充当があつた場合においては、その充当に係る金額を納付すべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の充当があつたものとする。

3 前項の規定により充当があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 法人の納税義務

(法人に係る防衛特別所得税の課税標準)
第五條の二十四 法人に対して課する防衛特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。

(法人に係る防衛特別所得税の税率)

第五條の二十五 法人に対して課する防衛特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 源泉徴収

(源泉徴収義務等)

第五條の二十六 所得税法第四編第一章から第

六章まで並びに租税特別措置法第三条の第三項、第六条第二項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第八条の第三項、第九条の第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(令和九年一月一日以後に行うべきものに限り。)の際、防衛特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五条の二十八第一項において同じ。)までに、当該防衛特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき防衛特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額(第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額)に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

3 前二項並びに復興財確法第二十八条第一項及び第二項の場合において、第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしなくてもなお控除されない金額があるときは、復興財確法第二十八条第三項の規定にかかわらず、当該金額は、第一項の規定及び同条第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る防衛特別所得税の額

及び復興特別所得税の額の合計額を限度として当該合計額から控除するものとする。

4 前項の規定の適用がある場合における第五条の九、第五条の十四及び前条の規定の適用については、第五条の九中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第七十条の規定及び第五条の二十六第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第五条の十四第一項第三号中「金額」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第五条の二十六第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち防衛特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。

5 第三項の規定の適用がある場合における復興財確法第十三条、第十七条及び第二十七条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「第五条の九」とあるのは「復興財確法第十三条」と、「及び第五条の二十六第三項」とあるのは「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第三項」と、「第五条の十四第一項第三号」とあるのは「復興財確法第十七条第一項第三号」と、「係る」とあるのは「係る我が国の防衛力

の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」と、「第五条の三十一第一項」とあるのは「同法第五条の三十一第一項」と、「適用される同法」とあるのは「適用される租税特別措置法」と、「防衛特別所得税」とあるのは「復興特別所得税」と、「前条」とあるのは「復興財確法第二十七条」と、「次条第三項」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十六第三項」と読み替えるものとする。

6 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。）の際、当該還付をする所得税の額に百分の一を乗じて計算した金額に相当する防衛特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

一 租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定 これらの規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付

二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定 これらの規定により令和九年一月一日以後に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付
7 租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第二項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定並びに復興財確法第二十八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、その還付（租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により令和九年一月一日以後に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額が、租税

特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第二項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する防衛特別所得税及び復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

8 所得税法第二百五条（租税特別措置法第四十一条の二十二第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による防衛特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

9 所得税法第四編第七章の規定は、第一項の規定により徴収して納付すべき防衛特別所得税について準用する。

10 前各項の規定並びに復興財確法第二十八条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付又は還付があつた場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の一に相当する額の防衛特別所得税、百二・一分の一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

11 第一項の規定若しくは復興財確法第二十八条第二項の規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の徴収及び納付があつた場合当該所得税について第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用があつた場合に限る。）又は第七項の

規定による防衛特別所得税及び復興特別所得税並びに所得税の還付があつた場合においては、前項の規定及び復興財確法第二十八条第十項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項若しくは第七項の規定又は同条第一項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき防衛特別所得税の額、復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

12 第六項及び第七項の規定による還付の手續、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一元未満の端数がある場合その処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第五条の二十七 居住者に対して支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（次条第一項において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができ。この場合において、復興財確法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

一 所得税法第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定による所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額 所得税法別表第二から別表第四までに定める金額並びにこの法律に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二 所得税法第百八十九条第一項の規定により計算した所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額 所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法並びにこの法律に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額 2 前条第十項及び第十二項の規定は、前項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があつた場合について準用する。 3 第一項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付が行われる場合においては、復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、復興財確法第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「から第三十条まで」とあるのは、「若しくは第三十条又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十七」とする。 4 財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。 (年末調整) 第五条の二十八 所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、復興財確法第三十条第一項の規定にかかわらず、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税、防	衛特別所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない。 一 所得税法第百八十三条第一項の規定、第五条の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 二 所得税法第百九十条第二号に掲げる税額(租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額。以下この号において「対象額」という。)、対象額に百分の一を乗じて計算した防衛特別所得税の額及び対象額に百分の一・一を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額(当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額) 2 前項の規定による充当又は納付が行われる場合においては、所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定並びに復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、所得税法第百九十一条中「前条の場合」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(次条において「特別措置法」という。第五条の二十八第一項(年末調整)の場合」と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第百九十二条第一項中「第百九十条」とあるのは「特別措置法第五条の二十八第一項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「同条の」とあるのは「第百九十条(年末調整)に規定する」と、同条第二項中「第百九十条に」とあるのは「特別措置法第五条の二十八	第一項」と、「同条の居住者」とあるのは「第百九十条に規定する居住者」と、「第百九十条」とあるのは「特別措置法第五条の二十八第一項」と、同項第一号中「及び第百九十条」とあるのは「の規定、特別措置法第五条の二十六第一項(源泉徴収義務等)及び第五条の二十八第一項の規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(次号において「復興財確法」という。第二十八条第一項(源泉徴収義務等)と、「の額」とあるのは「防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「の規定」とあるのは「の規定、特別措置法第五条の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八条第一項の規定」と、「の額」とあるのは「防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」と、復興財確法第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「から第三十条まで」とあるのは「若しくは第二十九条又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十八」とする。 3 第五条の二十六第十項及び第十二項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて適用される所得税法第百九十一条若しくは第百九十二条の規定による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があつた場合について準用する。 (源泉徴収に係る防衛特別所得税の課税標準の端数計算等) 第五条の二十九 源泉徴収に係る防衛特別所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定は、適用しない。 2 源泉徴収に係る防衛特別所得税の確定金額の端数計算、源泉徴収に係る復興特別所得税	(附帯税を除く。)の確定金額の端数計算並びに当該防衛特別所得税及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第百九条及び復興財確法第三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 第五条の二十二第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第五条の二十三の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。 第五節 雑則 (当該職員の質問検査権等) 第五条の三十 国税通則法第七十四条の第二項第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、防衛特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。 2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の第二項の規定による防衛特別所得税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。 (防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等) 第五条の三十一 この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
--	---	--	---

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号 所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法第四十五 条第一項	額は、	額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(第二号において「復興財確法」という。)第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、
所得税法第四十五 条第一項第二号	所得税(規定)	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税(これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十五第四項及び第七項(申告による納付等(同条第八項の規定により適用する場合を含む。))並びに第九項及び第十項(これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合並びに同条第六項の規定により適用する場合並びに復興財確法第十八条第四項及び第七項(申告による納付等)(同条第八項の規定により適用する場合を含む。))並びに第九項及び第十項(これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定
所得税法第四十五 条第一項第三号	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
所得税法第九十三 条第一項	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
所得税法第九十三 条第一項	係る所得税の額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
その		東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、その
所得税法第九十五 条第二項	の控除限度額と	の控除限度額、復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額及び防衛特別所得税控除限度額として政令で定める金額と

所得税法第一百五十三 条	ときは	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
掲げる金額につ き	(又は	(若しくは
掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二第八号(定義)に規定する防衛特別所得税申告書に記載すべき同法第五条の十四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
控除限度額	の控除限度額と	の控除限度額、復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額及び防衛特別所得税控除限度額として政令で定める金額と
ときは	ときは	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
所得税法第七十六 条第三項	所得税(の額は	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税(の額の合計額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず

所得税法第百七十 六条第四項	所得税の額	所得税、 防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合 計額	
所得税法第百八十 条の第二第三項	所得税（ の額は）	所得税、 防衛特別所得税及び復興特別所得税（ の額の合計額は、東日本大震災からの復興のための 施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別 措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得 税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用さ れるこの項の規定にかかわらず）	（という。）（ という。）並びに特別措置法第五條の二十六第三項（源 泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当す る金額のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所 得税の額の合計額に対応する部分以外の部分の金額と して政令で定める金額（以下「特定防衛調整対象外国税 相当額」という。）（
所得税法第百八十 条の第二第四項	所得税の額	所得税、 防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合 計額	特定調整外国税相当額及び特定防衛調整対象外国税相 当額（と、「控除限度額」とあるのは「東日本大震災か らの復興のための施策を実施するために必要な財源の 確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別 所得税に係る所得税法の適用の特例等）」の規定により 読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、控 除限度額」
租税特別措置法第 八条の四第三項第 四号	同法第九條の六 第三項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源 の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別 措置法」という。）第五條の三十一第一項（防衛特別所得 税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み 替えて適用される租税特別措置法第九條の六第三項	租税特別措置法第八條の四第一項の規定による所得税 の額」と、同条第三項
	同法第九條の六 の第二第三項	特別措置法第五條の三十一第一項の規定により読み替 えて適用される租税特別措置法第九條の六の第二第三項	
	同法第九條の六 の第三第三項	特別措置法第五條の三十一第一項の規定により読み替 えて適用される租税特別措置法第九條の六の第三第三項	
	同法第九條の六 の四第三項	特別措置法第五條の三十一第一項の規定により読み替 えて適用される租税特別措置法第九條の六の四第三項	
	及び当該	並びに当該	
	係る同法	係る特別措置法第五條の三十一第一項の規定により読 み替えて適用される租税特別措置法	
	所得税の額に 計額に	所得税、 防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合 計額に	、 防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額

租税特別措置法第九條の三の二第六項	所得税法	は、同法	並びに当該上場株式等の配当等に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）	は、所得税法	並びに当該上場株式等の配当等に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）	所得税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）	租税特別措置法第九條の三の二第六項
租税特別措置法第九條の三の二第七項	（租税特別措置法） （のうち所得税の額）	（のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額）	（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第五條の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第五條の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第五條の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第五條の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	租税特別措置法第九條の三の二第七項
租税特別措置法第九條の六第一項	政令	政令	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令	租税特別措置法第九條の六第一項

租税特別措置法第三十九条第四項第三号	所得税につき所得税法第五十三條の二第一項各号	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税につき所得税法第五十三條の二第一項各号又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この項において「特別措置法」という。)第五條の十九第三項各号	第百五十一條の三第一項	同法第百五十三條の三第一項	同項	同法第百五十三條の五	所得税	及び	所得税(当該所得税)	当該所得税を	所得税が	その他	所得税
租税特別措置法第三十九條第四項第三号	同項	同項(特別措置法第五條の十八第六項において準用する場合を含む。)	所得税法第百五十三條の三第一項(特別措置法第五條の十九第四項において準用する場合を含む。)	所得税法第百五十三條の五(特別措置法第五條の十九第六項において準用する場合を含む。)	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税	並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五條の三十一第一項(防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等の規定により読み替えられた	所得税及び防衛特別所得税(これらの税	これらの税を	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税が	、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三章の二(第五條の四、第五條の七及び第六節を除く。)その他	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税		
租税特別措置法第四十條第四項第四号	所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条第七項		又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第二項第一号	又は東日本大震災からの復興のための復興の施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十三条	所得税法及び地方税法	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四号。以下この条及び第四十三条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三条第一項
申告書	第百九十条	申告書並びにこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第五条の二第八号に規定する防衛特別所得税申告書及び復興財確法第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書	第百九十条の規定並びに特別措置法第五条の二十八第一項	、特別措置法第三章の二（第五条の七第一項を除く）、地方税法	、特別措置法第三章の二（第五条の七第一項を除く）、地方税法
		、特別措置法第五条の十四第二項第一号若しくは第二号又は復興財確法第十七条第二項第一号	、特別措置法第五条の二十一の規定又は復興財確法第二十三条		

外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項	租税特別措置法の全部又は一部を還付する	（以下この項において「所得税相当額」という。）の全部又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額（次項前段又は同条第六項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定により同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び第五条の二十九第三項の規定を準用する
外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項	の全部又は一部を還付する	（以下この項において「所得税相当額」という。）の全部又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額（前項前段又は同条第六項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段の規定により同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び第五条の二十九第三項の規定を準用する

外国居住者等所得 相互免除法第二十 二条第一項	同法第四編第五 章	同法第四編第五章及び特別措置法第五条の二十六第一 項
外国居住者等所得 相互免除法第二十 二条第二項	申告書を を還付する	申告書と第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の 額につき同項の規定により併せて徴収された又は徴収 されるべき防衛特別所得税の額（以下この条において 「対象源泉徴収防衛特別税額」という。）並びに当該対象 源泉徴収防衛特別税額の計算の基礎その他総務省令、 財務省令で定める事項を記載した申告書とを併せて 及び対象源泉徴収防衛特別税額に相当する防衛特別所 得税を併せて還付する。この場合において、当該所得 税に併せて復興財確法第三十三条第一項の規定により 読み替えて適用されるこの項前段の規定による同条第 一項の規定により読み替えて適用される前項に規定す る対象源泉徴収特別税額に相当する復興特別所得税の 還付があつたときは、同条第一項の規定により読み替 えて適用されるこの項後段の規定にかかわらず、特別 措置法第五条の十六第六項の規定を準用する
外国居住者等所得 相互免除法第二十 二条第三項	同項	特別措置法第五条の十六第六項中「前項の規定及び同 条第五項」とあるのは、「第五条の三十一第一項及び復 興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適 用される外国居住者等の所得に対する相互主義による 所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第二項前 段」と読み替えるものとし、前項
外国居住者等所得 相互免除法第二十 五条	の。 第四編第五章 同項各号	。又は対象源泉徴収防衛特別税額の 第四編第五章及び特別措置法第五条の二十六第一項 第二十三条第一項各号

外国居住者等所得 相互免除法第三十 三条第一項	を支給する	と当該納付された金額につき特別措置法第五条の二十 六第一項の規定により併せて徴収された防衛特別所得 税の額に相当する給付金（以下この条において「防衛特 別所得税過誤納相当額」という。）とを併せて支給する ものとし、当該特別過誤納金に併せて復興財確法第三 十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの 項本文の規定により復興特別所得税過誤納相当額（同 条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項本 文に規定する復興特別所得税過誤納相当額をいう。以 下この条において同じ。）の支給があつた場合において は復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替え て適用されるこの項本文において準用する復興財確法 第二十八条第九項の規定にかかわらず特別措置法第五 条の二十六第十項の規定を、特別過誤納金、防衛特別 所得税過誤納相当額及び復興特別所得税過誤納相当額 の計算並びに特別過誤納金、防衛特別所得税過誤納相 当額及び復興特別所得税過誤納相当額を未納の源泉徴 収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税 に充当する場合については復興財確法第三十三条第一 項の規定により読み替えて適用されるこの項本文にお いて準用する復興財確法第三十一条第三項の規定にか かわらず特別措置法第五条の二十九第三項の規定を、 それぞれ準用する
外国居住者等所得 相互免除法第三十 三条第二項	特別過誤納金 給付金	特別過誤納金、防衛特別所得税過誤納相当額及び復興 特別所得税過誤納相当額 給付金及び当該給付金の額に百分の二・一を乗じて計 算した金額に相当する給付金
外国居住者等所得 相互免除法第三十 三条第三項	特別過誤納金、 場合には、次の	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読 み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず 特別過誤納金、防衛特別所得税過誤納相当額、復興特 別所得税過誤納相当額、 場合には、復興財確法第三十三条第一項の規定により 読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、次

外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第三項第一号 及び第二号	特別過誤納金	特別過誤納金、防衛特別所得税過誤納相当額及び復興 特別所得税過誤納相当額	特別過誤納金	特別過誤納金、防衛特別所得税過誤納相当額	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第五項	第一項の特別過 誤納金	第一項の特別過誤納金及び防衛特別所得税過誤納相当 額	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第六項	は 特別過誤納金又は 特別過誤納金	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第七項	までの特別過誤 納金	規定する特別過 誤納金	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第七項	第六十七條の十 八第一項」と、「 七条第一項	第六十七條の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「と きは、復興財確法第三十三條第一項の規定により読み 替えて適用される第三十七條第一項において準用する この条の規定は適用せず」と、「同法	第四十條の三 の第三項	所得税に係る延 滞税	前条第一項中 の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税 の額	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第二項	所得税又は 所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税 の額
外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第二項	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税 の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は 所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税 の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税又は 所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税 の額	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第五項	第一項の特別過 誤納金	第一項の特別過誤納金及び防衛特別所得税過誤納相当 額	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第六項	は 特別過誤納金又は 特別過誤納金	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第七項	までの特別過誤 納金	規定する特別過 誤納金	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第七項	第六十七條の十 八第一項」と、「 七条第一項	第六十七條の十八第一項」と、「ときは」とあるのは「と きは、復興財確法第三十三條第一項の規定により読み 替えて適用される第三十七條第一項において準用する この条の規定は適用せず」と、「同法	第四十條の三 の第三項	所得税に係る延 滞税	前条第一項中 の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税 の額	外国居住者等所得 相互免除法第三十三 条第二項	所得税又は 所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税 の額

租税条約等実施特 例法第三条の三第 一項		所得税が国に 得税が国に	所得税及び当該所得税に併せて徴収すべき防衛特別所 得税が国に
租税条約等実施特 例法第三条の三第 二項	所得税の の全部又は一部 を還付する	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の (以下この項において「所得税相当額」という。)の全部 又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置 法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収され た防衛特別所得税の額(次項前段又は同条第六項(租税 特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限 る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当す る金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合 において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三 十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの 項前段の規定により同条第一項の規定により読み替え て適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の 額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項 の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定 にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び 第五条の二十九第三項の規定を準用する	令和九年一月一日以後に発行された租税特別措置法 所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の (以下この項において「所得税相当額」という。)の全部 又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置 法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収され た防衛特別所得税の額(次項前段又は同条第六項(租税 特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限 る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当す る金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合 において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三 十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの 項前段の規定により同条第一項の規定により読み替え て適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の 額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項 の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定 にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び 第五条の二十九第三項の規定を準用する
	所得税の の全部又は一部 を還付する	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の (以下この項において「所得税相当額」という。)の全部 又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置 法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収され た防衛特別所得税の額(前項前段又は同条第六項(租税 特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限 る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当す る金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合 において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三 十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの 項前段の規定により同条第一項の規定により読み替え て適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の 額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項 の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定 にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び 第五条の二十九第三項の規定を準用する	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の (以下この項において「所得税相当額」という。)の全部 又は一部と当該徴収された所得税の額につき特別措置 法第五条の二十六第一項の規定により併せて徴収され た防衛特別所得税の額(前項前段又は同条第六項(租税 特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限 る。)の規定により併せて還付した額を除く。)に相当す る金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合 において、当該所得税相当額に併せて復興財確法第三 十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの 項前段の規定により同条第一項の規定により読み替え て適用されるこの項前段に規定する復興特別所得税の 額に相当する金額の還付があつたときは、同条第一項 の規定により読み替えて適用されるこの項後段の規定 にかかわらず、特別措置法第五条の二十六第十項及び 第五条の二十九第三項の規定を準用する

租税条約等実施特 例法第五条の二の 二第五項	を還付する	(以下この項において「所得税相当額」という。)と当該 所得税の額につき特別措置法第五条の二十六第一項の 規定により併せて徴収された防衛特別所得税の額のう ち当該特定社会保険料に対応する部分の金額として政 令で定めるところにより計算した金額に相当する金額 とを併せて還付する。この場合において、当該所得税 相当額に併せて復興財確法第三十三条第一項の規定に より読み替えて適用されるこの項前段の規定により同 条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項前 段に規定する復興特別所得税の額のうち当該特定社会 保険料に対応する部分の金額として政令で定めるとこ ろにより計算した金額に相当する金額の還付があつた ときは、同条第一項の規定により読み替えて適用され るこの項後段の規定にかかわらず、特別措置法第五条 の二十六第十項及び第五条の二十九第三項の規定を準 用する
租税条約等実施特 例法第六条	同法	同法、特別措置法
復興財確法第十三 条の二第一項	第三十三条第一 項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源 の確保に関する特別措置法(以下この条において「特別 措置法」という。)第五条の三十一第一項
復興財確法第十三 条の二第二項	第三十三条第一 項	特別措置法第五条の三十一第一項
復興財確法第十三 条の二第三項	第三十三条第一 項	特別措置法第五条の三十一第一項
復興財確法第二十 八条第二項	第三十三条第一 項	特別措置法第五条の三十一第一項
国税通則法第二 条第二号	及び	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源 の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項 及び防衛特別所得税並びに

国税通則法第二 条第八号	所得税法	所得税法、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)
国税通則法第十五 条第二項第一号及 び第二号	所得税	所得税及び防衛特別所得税
国税通則法第十五 条第三項第一号	(以下「予定納税 に係る所得税」 に係る所得税)	及び特別措置法第五条の十三(予定納税)の規定により納付すべき防衛特別所得税(以下「予定納税に係る所得 税等」)
国税通則法第二十 一条第二項、第三 十条第二項及び第 三十三条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税通則法第二十 七条第一項	予定納税に係る 所得税	予定納税に係る所得税等
国税通則法第二十 三条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税通則法第二十 六条第一項第三号 及び第六十条第一 項第四号	予定納税に係る 所得税	予定納税に係る所得税等
国税通則法第二十 六条第三項第二号	加算した金額	加算した金額(特別措置法第五条の十一(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第五条の十四第一項第三号(課税標準及び税額の申告)に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額)
国税通則法第二十 六条第五項第三号	所得税、 所得税(当該所 得税)	所得税、防衛特別所得税、 所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税(これら の税)
	国外転出等特例 の適用がある場 合の所得税	国外転出等特例の適用がある場合の所得税等

国税通則法第二十 六条第三項	国外転出等特例 の適用がある場 合の所得税	国外転出等特例の適用がある場合の所得税等
国税通則法第二十 六条第一項及び第 八十六條第一項	所得税	所得税、防衛特別所得税
内国税の適正な課 税の確保を図るた めの国外送金等に 係る調書の提出等 に関する法律(平 成九年法律第百十 号)第六条第一項	所得税(国外財産に係る 所得税)	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税(国外財産に係る所得税等
内国税の適正な課 税の確保を図るた めの国外送金等に 係る調書の提出等 に関する法律第二十 六条第二項第一号	所得税	所得税及び防衛特別所得税
内国税の適正な課 税の確保を図るた めの国外送金等に 係る調書の提出等 に関する法律第二十 六条第三項	国外財産に係る 所得税	国外財産に係る所得税等
内国税の適正な課 税の確保を図るた めの国外送金等に 係る調書の提出等 に関する法律第二十 六条第四項第一号	所得税	所得税及び防衛特別所得税

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第六項及び第七項	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三第一項	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三第二項	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三第三項	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十一条の二	法人税法第六十九条の二第二項	所得税の額	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の額
国外財産に係る所得税	所得税（財産債務に係る所得税）	所得税（財産債務に係る所得税）	所得税（財産債務に係る所得税）	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額	、政令	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律百十七号。以下「復興財確法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令	所得税、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の額

法人税法第四百四十条の二の二第一項	、政令	地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条の二第二項	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	法人税法	
-------------------	-----	-------------------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--

地方税法(昭和二十五法律第二百二十六号)第三十七条の三	及び同法 の合計額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号。以下この条において「復興財確法」という。)第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額の合計額
地方税法第三百十四条の八	及び同法 控除限度額並びに	、同法 控除限度額、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「復興財確法」という。)第十四条第一項の政令で定めるところにより計算した金額、同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十一第一項の政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額並びに
地方税法第七百三十四条第三項	第二款	ときは、復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの条の規定にかかわらず 第二款(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
地方税法第七百三十六条第三項	同項第二号	前項第二号 第三章第一節(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

2 法人の各事業年度(第六条第十二号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。)において第五条の六第四号イ及びロに掲げる所得(外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分(同条第一号に掲げる外国法人にあつては、同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分)に依り当該各号に定める国内源泉所得(同条第一号に定める国内源泉所得にあつては、同号イ又はロに掲げる国内源泉所得)で第五条の六第五号イ及びロに掲げる所得とする。)につきこの章の規定により課される防衛特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度における当該防衛特別所得税の額は、当該各事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項(同法第四百四十四条において準用する場合を含む。)に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該防衛特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に定めるもののほか、所得税及び防衛特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一号及び第二百二十三条第一項の規定の適用については、所得税及び防衛特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 所得税又は防衛特別所得税に係る国税通則法第九十条第一項に規定する更正決定等(以下この号において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該所得税又は防衛特別所得税と同法第二条第五号に規定する納税者及び年分(源泉徴収に係るこれらの税にあつては、第五条の二十六第一項に規定する法定

納期限)が同一である他の防衛特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四条第二項又は第一百五十一条第二号の規定の適用については、当該他の防衛特別所得税又は所得税についてされた更正決定等は、当該所得税又は防衛特別所得税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

4 第一項に定めるもののほか、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 次に掲げる所得については、第五条の五及び第五条の二十四から第五条の二十六までの規定(二に掲げる所得及び居住者が支払を受けるホに掲げる所得については、同条の規定は、適用しない。

イ 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ロ 外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ハ 外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

二 外国居住者等所得相互免除法第七条第五項に規定する第三国団体対象事業所得、外国居住者等所得相互免除法第十一条第四項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得、外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項の規定の適用がある同項に規定する第三国団体対象配当等、同条第八項の規定の適用がある同項に規定する非課税対象利子又は外国居住者等所

得相互免除法第十九条第五項に規定する
第三国団体対象譲渡所得

ホ 外国居住者等所得相互免除法第七条第六項に規定する特定対象事業所得、外国居住者等所得相互免除法第十一条第五項に規定する特定対象国際運輸業所得、外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項の規定の適用がある同項に規定する特定対象配当等又は同条第十項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象
利子

二 前号二に掲げる所得につき外国居住者等所得相互免除法第七条第七項（外国居住者等所得相互免除法第十一条第六項、第十五条第十二項又は第十九条第六項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第五条の十四第五項及び第七項並びに第五条の十五第十二項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、同条第十四項中「同条第十四項」とあるのは「復興財確法第三十三条第四項第二号において準用する復興財確法第十八条第十四項」と、「第十三項の規定及び同条第十三項」とあるのは「第五条の三十一第四項第二号において準用する第十三項の規定及び復興財確法第三十三条第四項第二号において準用する復興財確法第十八条第十三項」と読み替えるものとする。

三 第一号二又はホに掲げる所得につき外国居住者等所得相互免除法第七条第八項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第七項又は第十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第十項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第八項又は第十五条第十四項において準用する場合を含む。）

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

む。）、第十二項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第九項又は第十五条第十五項において準用する場合を含む。）、第十四項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十項又は第十五条第十六項において準用する場合を含む。）、第十六項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十一項又は第十五条第十七項において準用する場合を含む。）又は第十八項後段（外国居住者等所得相互免除法第十一条第十二項又は第十五条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第五条の六第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

5 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第一項の規定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等所得相互免除法第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、防衛特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該防衛特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に関し、その内容が異なることとなった場合について準用する。

6 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の防衛特別所得税の額又は非居住者である外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等を

いう。次項において同じ。）の各年分の防衛特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

7 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第五条の十九第二項各号に掲げる金額につき外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項中「第七条第四項」とあるのは「第七条第四項（同項の表所得税法第百五十三条の項に係る部分に限る。）」と、「同条第四項の表所得税法第百五十三条の項及び法人税法第八十一条の項」とあるのは「同表所得税法第百五十三条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の特例等）」とあるのは「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の特例等）（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な

財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第六項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

8 外国居住者等所得相互免除法第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

9 第一項に定めるもののほか、租税条約等実施特例法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 相手国居住者等配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等をいう。以下この号において同じ。）又は次に掲げる配当等（同項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであつて当該相手国居住者等配当等若しくは当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（二に掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所

得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの(以下この項において「限度税率適用配当等」という。)又は所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの(以下この項において「免除適用配当等」という。)については、第五条の五及び第五条の二十四から第五条の二十六までの規定八に掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受ける二に掲げる配当等に係るものについては、同条の規定は、適用しない。	三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等(第一号又は二に掲げる配当等に係るものに限り。以下この号において同じ。)につき租税条約等実施特例法第三条の二十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第五条の六第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。	別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、同表所得税法第五十三條の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」(これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第十項(防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。)と読み替えるものとする。	3 第一項に規定するもののほか、第五条の十四第一項若しくは第五項又は第五条の十八第三項において準用する所得税法第五十一条の四第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)、第五条の十八第四項において準用する同法第五十一条の五第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)若しくは第五条の十八第六項において準用する同法第五十一条の六第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第五条の十四第一項第二号に規定する防衛特別所得税の額(第五条の十一の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別所得税の額)又は第五条の十四第五項第一号若しくは第四号イに規定する防衛特別所得税の額につき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
イ 租税条約等実施特例法第三条の第二第三項に規定する株主等配当等 ロ 租税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国団体配当等 ハ 租税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等 二 租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等 二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等(前号八に掲げる配当等に係るものに限る。)につき租税条約等実施特例法第三条の二第十三項において準用する所得税法第七十二條第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第五条の十四第五項及び第七項並びに第五条の十五第十二項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、同条第十四項中「同条第十四項」とあるのは「復興財確法第三十三條第九項第二号において準用する復興財確法第十八條第十四項」と、「第十三項の規定及び同条第十三項」とあるのは「第五条の三十一第九項第二号において準用する第十三項の規定及び復興財確法第三十三條第九項第二号において準用する復興財確法第十八條第十三項」と読み替えるものとする。	10 租税条約等実施特例法第七條第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の防衛特別所得税の額又は相手国居住者等(租税条約等実施特例法第二條第四号に規定する相手国居住者等)をいう。次項において同じ。)の各年分の防衛特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。	12 租税条約等実施特例法第七條第五項の規定は、第十項において準用する同条第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。	4 前項の免れた防衛特別所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができ
二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等(前号八に掲げる配当等に係るものに限る。)につき租税条約等実施特例法第三条の二第十三項において準用する所得税法第七十二條第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第五条の十四第五項及び第七項並びに第五条の十五第十二項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、同条第十四項中「同条第十四項」とあるのは「復興財確法第三十三條第九項第二号において準用する復興財確法第十八條第十四項」と、「第十三項の規定及び同条第十三項」とあるのは「第五条の三十一第九項第二号において準用する第十三項の規定及び復興財確法第三十三條第九項第二号において準用する復興財確法第十八條第十三項」と読み替えるものとする。	11 租税条約等実施特例法第七條第四項(同項の表所得税法第五十三條の項に係る部分に限る。)の規定は、居住者又は相手国居住者等が第五条の十九第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七條第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第五条の十四第一項第二号から第四号までに掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又はその更正に係る年分の翌年分以後の各年分の防衛特	第六節 罰則 第五條の三十二 偽りその他不正の行為により、第五條の十四第一項第二号に規定する防衛特別所得税の額(第五条の十一の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別所得税の額)又は第五條の十四第五項第一号若しくは第四号イに規定する防衛特別所得税の額につき防衛特別所得税を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	2 前項の免れた防衛特別所得税の額が千万円を超えその免れた防衛特別所得税額は、千万円を超えその免れた防衛特別所得税
三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等(第一号又は二に掲げる配当等に係るものに限り。以下この号において同じ。)につき租税条約等実施特例法第三条の二十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第五条の六第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。	13 前各項に定めるもののほか、防衛特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	2 前項の免れた防衛特別所得税の額が千万円を超えその免れた防衛特別所得税額は、千万円を超えその免れた防衛特別所得税	2 前項の免れた防衛特別所得税の額が百万円を超えその免れた防衛特別所得税額は、百万円を超えその免れた防衛特別所得税

は、百万円を超えその免れた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができ
る。

第五條の三十四 第五條の二十六から第五條の二十八までの規定により徴収して納付すべき防衛特別所得税を納付しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた防衛特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかつた防衛特別所得税の額に相当する金額以下とすることができ
る。

第五條の三十五 正当な理由がなくて第五條の十四第一項若しくは第五項又は第五條の十八第三項において準用する所得税法第五十一條の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む）、第五條の十八第四項において準用する同法第五十一條の五第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ
る。

第五條の三十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五條の三十第一項において準用する国税通則法第七十四條の二第一項の規定によ

る当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五條の三十第一項において準用する国税通則法第七十四條の二第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む）を提示し、若しくは提出したとき。

第五條の三十七 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五條の三十二から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第五條の三十二第一項若しくは第三項、第五條の三十三第一項又は第五條の三十四第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六條第一号中（昭和四十年法律第三十四号）を削り、同条第十六号中（昭和三十七年法律第六十六号）を削る。

第十條第一号中（昭和三十二年法律第二十六号）を削る。
第十六條第一項中（平成二十六年法律第十一

号）を削る。

第十七條第一項中「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号。以下この条及び次条において「復興財確法」という。）第三十三條第一項」及び「復興財確法第三十三條第一項」を「第五條の三十一第一項」に改め、同条第二項中復興財確法第三十三條第一項を「第五條の三十一第一項」に改め、同条第四項中「復興財確法第三十三條第一項」を「第五條の三十一第一項」に、「法人税法第四百四十四條の二の二第一項」を「同法第四百四十四條の二の二第一項」に改める。

第十八條第一項中「」において「第五條の三十一第一項」を加え、「復興財確法」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第三項において「復興財確法」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十三條第一項」を「第五條の三十一第一項、第四十三條第一項」に改める。

第三十五條第二項中（令和五年法律第六十九号）を削る。

第四十三條第一項の表法人税法第二十六條第一項第三号の項中「令和五年法律第六十九号」を削り、同表地方法人税法第二十四條の項中「（令和五年法律第六十九号）」を削り、同表租税特別措置法第九條の三の二第七項の項及び租税特別措置法第九條の六第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の項を削り、同表租税特別措置法第四十二條の十二の六第十八項の項中「及び特別措置法」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）」に改め、同表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号 第五

十三條第三十六項の項中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」及び「令和五年法律第六十九号」を削り、同条第十六項中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下この条において「及び」という。）」を削り、同条第十八項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この条において「」を削り、「」という。）第七條第一項」を「第七條第一項」に改め、同条第二十五項中「同条第十八項」を「同法第四十二條の四の二第二項又は第四十二條の五第三項第二号」に、「第十七條の四の二第一項」を「第十七條の五第一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。
第五十八條第二項中「防衛特別法人税」を「防衛特別税」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）第十四條 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一條第九号の次に次の一号を加える。
九の二 附則第五十一條の三の規定 令和八年十月一日

附則第四十四條第四項中「新消費税法」を「消費税法」に改め、「事業者」の下に「特定少額資産販売事業者（同法第二條第一項第七号の三に規定する特定少額資産販売事業者をいう。次項において同じ。）を除き、」を加え、「消費税法」を「同法」に改め、同条第五項中「事業者」の下に「（特定少額資産販売事業者を除く。）」を加える。

附則第四十五條第一項中「この条及び附則第五十一條の二第四項」を「附則第五十一條の三まで」に改め、同条第三項中「附則第五十一條の二」の下に「及び第五十一條の三」を加える。

附則第五十一条の二第二項中「適格請求書発行事業者(新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法を「適格請求書発行事業者消費税法第五十七条の三第三項の規定により同法」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「新消費税法第五十七条の二第一項の登録(新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法を「同法第五十七条の二第一項の登録(同法第五十七条の三第三項の規定により同法」に、「含む」、消費税法を「含む」。次条第一項において同じ。)、同法」に、「新消費税法第三十条から第三十七条までの規定により新消費税法を「同法第三十条から第三十七条までの規定により同法」に、「消費税法第三十条第二項を「同法第二項」に、「合計額は、新消費税法第三十条から」を「合計額は、同条から同法」に、「における新消費税法を「における同法」に改め、同条第六項中「翌課税期間中を「翌課税期間(以下この項において「特例対象課税期間」という。))に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで」に、「届出書を提出した日の属する課税期間について同項を「特例対象課税期間について同法第三十七条第一項」に、「当該課税期間を「当該特例対象課税期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置) 第五十一条の三 消費税法第二十一条第三号に規定する個人事業者である適格請求書発行事業者の令和九年及び令和十年に含まれる各課税期間(同法第五十七条の二第一項の登録、同法第九条第四項の規定による届出書の提出又は同法第十条第一項の規定の適用がなかったとしたならば消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限るものとし、前条第一項第二号から第四号までに掲げ	る課税期間を除く。))については、同法第三十条から第三十七条までの規定により同法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額から控除することができる同条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額は、同条から同法第三十七条までの規定にかかわらず、特別控除税額とすることができる。この場合において、当該特別控除税額は、当該課税期間における同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。 2 前項に規定する特別控除税額とは、当該適格請求書発行事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等(特定少額資産の譲渡(消費税法第二十一条第八号の六に規定する特定少額資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。))に該当するもの及び同法第七条第一項若しくは第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。))に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額(特定少額資産の譲渡に係るものを除く。))の合計額を控除した残額の百分の七十に相当する金額をいう。 3 第一項の規定の適用を受けようとする適格請求書発行事業者は、消費税法第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。))にその旨を付記するものとする。 4 適格請求書発行事業者の第一項の規定の適用を受ける課税期間における消費税法第九条第七項、第十二条の四第一項及び第三項並びに第四十五条第一項並びに二十七年改正法附則第四十四条第二項の規定の適用について	は、消費税法第九条第七項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」と、同法第四十五条第一項第三号中「前章」とあるのは「前章及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」と、二十七年改正法附則第四十四条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」とする。 5 第一項の規定の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間(以下この項において「特例対象課税期間」という。))に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該特例対象課税期間について同法第三十七条第一項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該特例対象課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。 6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第五十二条第一項中「事業者(新消費税法を「事業者(消費税法」に、「課税仕入れ(新消費税法を「課税仕入れ(同法」に、「改正前の消費税法を「改正前の同法」に、「一の事業者」を「一の者」に、「新消費税法第三十条第八項第一号二を「同法第三十条第八項第一号二に、「十億円」を「一億円」に、「を新消費税法を「を消費税法」に、「新消費税法第二十一条第九号の
「二」を「同法第二十一条第九号の二」に、「いい、消費税法を「いい、同法」に改め、「第五条の規定による改正後の同法」を削り、「金額を新消費税法を「金額を消費税法」に改める。 附則第五十三条第一項中「同日以後三年を経過する日」を「令和十三年九月三十日」に、「新消費税法を「消費税法」に、「百分の五十」を、「次の各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。 一 適用期限の翌日から令和十年九月三十日までの間に行つた控除対象課税仕入れ 百分の七十 二 令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までの間に行つた控除対象課税仕入れ 百分の五十 三 令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日までの間に行つた控除対象課税仕入れ 百分の三十 附則第五十三条第四項中「における新消費税法」を「における消費税法」に、「は、新消費税法を「は、同法」に、「百分の五十」を「当該控除対象課税仕入れに係る同項各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める割合」に、「と、新消費税法を「と、同法」に、「受けるもの」を「受ける同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。 第十五条 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)の一部を次のように改正する。 第十条のうち租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定中「令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで」を「令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日まで」に改める。 附則第一条第八号ロを次のように改める。	は、消費税法第九条第七項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」と、同法第四十五条第一項第三号中「前章」とあるのは「前章及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」と、二十七年改正法附則第四十四条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」とする。 5 第一項の規定の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間(以下この項において「特例対象課税期間」という。))に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該特例対象課税期間について同法第三十七条第一項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該特例対象課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。 6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第五十二条第一項中「事業者(新消費税法を「事業者(消費税法」に、「課税仕入れ(新消費税法を「課税仕入れ(同法」に、「改正前の消費税法を「改正前の同法」に、「一の事業者」を「一の者」に、「新消費税法第三十条第八項第一号二を「同法第三十条第八項第一号二に、「十億円」を「一億円」に、「を新消費税法を「を消費税法」に、「新消費税法第二十一条第九号の	は、消費税法第九条第七項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」と、同法第四十五条第一項第三号中「前章」とあるのは「前章及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」と、二十七年改正法附則第四十四条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」とする。 5 第一項の規定の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間(以下この項において「特例対象課税期間」という。))に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該特例対象課税期間について同法第三十七条第一項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該特例対象課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。 6 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第五十二条第一項中「事業者(新消費税法を「事業者(消費税法」に、「課税仕入れ(新消費税法を「課税仕入れ(同法」に、「改正前の消費税法を「改正前の同法」に、「一の事業者」を「一の者」に、「新消費税法第三十条第八項第一号二を「同法第三十条第八項第一号二に、「十億円」を「一億円」に、「を新消費税法を「を消費税法」に、「新消費税法第二十一条第九号の

口 削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。
八の二 第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定 令和十二年一月一日

附則第十四条第一項及び第三項中「令和八年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改める。

附則第十六条第二項中「含む」を「国際最低課税残余額」に改める。

第十六条 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第二項第二号中「つき」を「つき」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第一号若しくは第四百四十五条の六第一項第一号に定める金額の計算が行われていること」に改め、同条第三項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第四項第二号中「つき」を「つき」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第一号若しくは第四百四十五条の六第一項第一号に定める金額の計算が行われていること」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第七十条の規定 令和八年五月一日

二 第四条の規定（同条中国際観光旅客税法第二十七条第一項の改正規定を除く。）及び附則第二十二条の規定 令和八年七月一日

三 第十四条の規定（同条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条の改正規定を除く。）及び附則第九十条の規定 令和八年十月一日

四 次に掲げる規定 令和八年十二月一日

イ 第一条中所得税法第二十一条第三十二号の改正規定（同号口に係る部分を除く。）、同法第三十三号及び第三十四号の改正規定、同法第三十八号第三項の改正規定、同法第八十六条第一項第一号の改正規定並びに同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第九条、第十一条第二項から第四項まで、第十二条及び第十三条第二項の規定

口 第七条中租税特別措置法の目次の改正規定（第二十九条の四を「第二十九条の五」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定、同法第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十六の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定並びに附則第三十四条、第三十六条並びに第四十五条第一項及び第四項の規定 令和九年一月一日

五 次に掲げる規定 令和九年一月一日
イ 第一条中所得税法第三十五条に一項を加える改正規定、同法第八十一条第一項の改

正規定、同法第二百二十条の改正規定、同法第二百三条の三の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分を除く。）並びに附則第五条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定

口 第七条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第九条の九第一項の改正規定、同法第二十五条の二の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の三の十一第四項第六号の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の二第三項の改正規定、同法第四十一項の改正規定、同法第四十一項の七の改正規定（同条第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同条第二項第七号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項及び第三項の改正規定（又は「を」、第三十八条の二第四項又は「に」改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（第三十七條の十四の二第二十七項の下に、「第三十八条の二第四項」を加える部分及び「第三十六項まで」の下に、「第三十八条の二第五項から第九項まで」を加える部分を除く。）、同法第四十二条の三第六項第二号の改正規定（第三十七條の十四第三十五項を「第三十七條の十四第三十五項」を「第三十七條の十四第四十一項」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号及び第六号の改正規定（第三十七條の十四第三十七項を「第三十七條の十四第四十六項」に改める部分に限る。）並びに同法第七十条の六の八第二項第一号及び第七十条の六の十第二項第一号の改正規定並びに附則第三十三條、第四

十二条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条、第四十七条、第六十八条、第九十五条（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号附則第三十四条の改正規定に限る。）及び第九十八条の規定 第十條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項の改正規定 第十二条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定を除く。）及び附則第八十八條の規定

ホ 第十三条の規定（同条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三條第二十五項の改正規定を除く。）並びに附則第八十九條第一項及び第九十二條の規定

六 次に掲げる規定 令和九年四月一日

イ 第六条の規定（同条中国税徴収法第一百五十九条第一項の改正規定を除く。）

口 第十條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第二百二條の二第一項第一号イ（電磁的記録提供命令）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に改める部分を除く。）、同法第十三條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定 第八 第十一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九條第一項の改正規定（令和八年三月

三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十九条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定及び同項第三号の改正規定並びに附則第八十七条第一項及び第二項の規定

二 附則第二十条第二項から第五項までの規定

七 次に掲げる規定 令和九年十月一日

イ 第四条中国税関観光旅客税法第二十七条第一項の改正規定

ロ 第五条の規定（同条中国税関通則法第三十条の六第三項の改正規定及び同法第七十条の二の改正規定を除く。）並びに附則第二十三条及び第二百二条の規定

ハ 第六条中国税関徴収法第五十九条第一項の改正規定（記録命令付差押えを「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）

二 第八条の規定

ホ 第九条の規定（同条中国輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定を除く。）

ヘ 第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の三の改正規定、同法第十条の三の二の改正規定、同法第十条の三の三の改正規定、同法第十条の四の改正規定、同法第十一条の五第九項の改正規定、同法第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定（「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分に限る。）及び同法第十三条の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項に係る部分及び同条第三項に係る部分を除く。）並びに附則第七十一条の規定

ト 附則第二十一条の規定

八 次に掲げる規定 令和十年一月一日

イ 第七条中租税特別措置法第三十一条の二

第二項第十三号及び第十四号の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）、同項第十五号の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第五項」を「第六項」に、「第八項」を「第九項」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とする改正規定、同条第七項の改正規定、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、同法第四十二条の三第三項及び第五項の改正規定（第三十一条の二第八項を「第三十一条の二第九項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第九項第二号ハの改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十二条の三第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第九項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改める部分に限る。）、同項第十三号及び第十四号の改正規定（「第七項」を「第八項」に改める部分に限る。）、同項第十五号の改正規定（「第七項」を「第八項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第七項」を「第八項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第十五項を同条第十六項とする改正規定、同条第十四項の改正規定、同項を同条第十五項とする改正規定、同条第十三項の改正規定、同項を同条第十四項とする改正規定、同条第十二項の改正規定、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条

第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）並びに同条第四項の改正規定並びに附則第三十七条第三項及び第四十五条第三項の規定

ロ 第十三条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定（「第九項」を「第十項」に改める部分に限る。）

九 次に掲げる規定 令和十年四月一日

イ 第三条の規定（同条中国消費税法別表第二十一号口の改正規定を除く。）並びに附則第十七条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定

ロ 第五条中国税関通則法第七十四条の二の改正規定

ハ 第七条中租税特別措置法第八十六条の五第十三項の改正規定

二 第九条中国輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条に一項を加える改正規定

ホ 第十四条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条の改正規定

十 次に掲げる規定 次号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第十六号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第二十二号第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の改正規定、同法第四十八条の二第一項の改正規定（「資金決済に関

する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を削る部分を除く。）及び同法第六十九条第二項の改正規定並びに附則第四条、第六条第一項及び第七条の規定

ロ 第七条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改める部分を除く。）、同法第九条の四の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十三第三項及び第九項第二号の改正規定、同法第二章第四節第九款の次に一款を加える改正規定、同法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九第二項の改正規定（同項第七号に係る部分を除く。）、同法第四十二条の二の二第一項及び第三項の改正規定（「又は」を「、第三十八条の二第四項又は」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第三十七条の十四の二第二十七項」の下に「、第三十八条の二第四項」を加える部分及び「第三十六項まで」の下に「第三十八号の二第五項から第九項まで」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の三第六項第二号の改正規定（「第三十七号の三第三十七条の十四第四十一項」に改める部分を除く。）並びに同項第五号及び第六号の改正規定（「第三十七号の三第三十七項」を「第三十七号の三第四十六項」に改める部分を除く。）並びに附則第二十五条、第三十九条及び第四十三条の規定

ハ 第十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定

十一 第一条中所得税法第四十八条の二第二項の改正規定(「資金決済に関する法律平成二十一年法律第五十九号」第二条第十四項(定義に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。))を削る部分に限る。並びに同法第二百二十四条の三第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに附則第六条第二項の規定、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

十二 次に掲げる規定、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ 第六条中国税徴収法第百五十九条第一項の改正規定(「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める部分を除く。)

ロ 第十条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定(「領置」を「(同法の規定による電磁的記録提供命令(同法第百二条の二第一項第一号イ(電磁的記録提供命令)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。」、電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))に改める部分に限る。)

十三 第七条中租税特別措置法第十条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第四十二条の五の改正規定、同法第四十二条の十三第一項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十八条の三の四第二項及び第四項の改正規定(「第四十二条の六第三項を」第四十二条の五第二項、第四十二条の六第三項」に改める部分に限る。)、産業技術

力強化法の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

十四 第七条中租税特別措置法第十条の四第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第十条の五の三第三項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同項第十号を同項第九号とする部分を除く。)、同条第六項の改正規定(「前条第七項」を「第十条の五の五第七項」に改める部分に限る。)、同法第十九条第一項第一号の改正規定(「又は」を「、」第十条の五の六又は」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の四第十九項第二号イの改正規定(「並びに」を「、」第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十一の二第二項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定、同法第四十二条の十二の六第一項の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び「百分の五十」を「百分の三十」に改める部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十六号を同項第十五号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同項第十六号を同項第十五号とする部分を除く。)、同条第八項の改正規定(「前条第十二項」を「第四十二条の十二の六第十二項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十四第一項の表に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定(「第七項」の下に「又は第四十二条の十二の七第二項若し

くは第三項」を加える部分に限る。)、同法第五十二条の二第二項の改正規定(「若しくは」を「、」第四十二条の十二の七第一項若しくは」に改める部分に限る。)、同法第五十三条第一項第二号の改正規定(「又は」を「、」第四十二条の十二の七又は」に改める部分に限る。)、同法第六十六条の十三第一項の改正規定(「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める部分に限る。並びに同法第六十八条の三の四第二項及び第四項の改正規定(「並びに」を「、」第四十二条の十二の七第三項及び第八項並びに」に改める部分に限る。)、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

十五 第七条中租税特別措置法第十条の四第一項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第九号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定(「前号」を「第九号」に改める部分に限る。)、同項第十二号の改正規定(「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。)、同項第十五号の改正規定(「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改める部分に限る。)、同項第十六号の改正規定(「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の十一の二第一項第一号の改正規定、同法第六十二条の三第四項第九号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定(「前号」を「第九号」に改める部分に限る。)、同項第十二号の改正規定(「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。)、同項第十五号の改正規定(「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改める部分に限る。)、及び同項第十六号の改正規定(「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。)、経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六 第七条中租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二の改正規定、同法第三十三条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第三十三条の六第一項の改正規定(「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改める部分に限る。)、同法第六十四条第一項第三号の二の改正規定、同法第六十五条第一項第四号の改正規定及び同条第七項の改正規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十七 第七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第九号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第九号の改正規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

十八 第七条中租税特別措置法第四十一条の十七第七項の改正規定(「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分に限る。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十九 第七条中租税特別措置法第八十条の二の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分及び同条ただし書を削る部分を除く。並びに附則第六十九条第二項及び第三項の規定、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日

(勤労学生等の定義等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)第二条第一項第三十二号(口に係る部分を除く。)、第三十三号及び第三十四号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年前分の所得税については、なお従前の例による。

2 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につ

き所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新所得税法第二条第一項第三十二号(口に係る部分を除く。)、第三十三号又は第三十四号の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ

(給与所得に関する経過措置)

第三条 新所得税法第二十八条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年前分の所得税については、なお従前の例による。

2 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につ

き所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずる

こととなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ

(譲渡所得に関する経過措置)

第四条 新所得税法第三十三条第三項から第五項までの規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(雑所得に関する経過措置)

第五条 新所得税法第三十五条第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

(暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に関する経過措置)

第六条 新所得税法第四十八条の二第一項の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第十一号に定める日から同条第十

号に定める日の前日までの間における新所得税法第四十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「暗号資産につき」とあるのは、「暗号資産(金融商品取引法第二条第四十九項(定義)に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。)につき」とする。

(損益通算に関する経過措置)

第七条 新所得税法第六十九条第二項の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(ひとり親控除に関する経過措置)

第八条 新所得税法第八十一条の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年前分の所得税については、なお従前の例による。

(基礎控除に関する経過措置)

第九条 新所得税法第八十六条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年前分の所得税については、なお従前の例による。

2 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につ

き所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新所得税法第八十六条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ

(確定申告書の添付書類に関する経過措置)

第十条 新所得税法第二百二十条第六項及び第七項(これらの規定を所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、令和九年一月一日以後に令和八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百三条の三の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等(以下この項及び次項並びに附則第四十四条並びに第四十五条第二項及び第三項において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 居住者に対し、公的年金等で政令で定めるも

の(以下この項及び次項並びに次条第一項において「特定公的年金等」という。)の支払者が令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならない。

一 令和八年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二 新所得税法第二百三条の三(第一号イ及び第四号に係る部分に限る。)並びに第七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第四十一条の十五の三(第二項第一号に係る部分に限る。)及び第四十一条の十六の二第三項の規定の適用があるものとした場合における令和八年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収されるべき税額

三 前項の場合において、同項に規定する超過額を令和八年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額(当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この項及び次項において「過納額」という。)があるときは、前項に規定する支払者は、その過納額を還付する。

3

4 過納額の還付の手続その他前二項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条 前条第二項に規定する支払者が、同項
の居住者に対して令和八年十二月一日以後その
年最後に支払う特定公的年金等につき所得税及
び復興特別所得税を徴収する場合における同項
から同条第四項までの規定の適用については、
同条第二項中「掲げる所得税の額」とあるのは
「掲げる所得税及び復興特別所得税の額」と、
「掲げる税額」とあるのは「掲げる合計額」と、
「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所
得税に」と、同項第一号中「の合計額」とあるの
は「及び第十二条の規定による改正前の東日本
大震災からの復興のための施策を実施するため
に必要な財源の確保に関する特別措置法(次号
において「旧特別措置法」という。)第二十八條第
一項の規定により徴収された、又は徴収される
べき復興特別所得税の額の合計額」と、同項第
二号中「税額とあるのは「税額及び旧特別措置
法第二十八條第一項の規定により徴収されるべ
き税額の合計額」と、同条第三項中「所得税」と
あるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条
第四項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規
定により読み替えて適用する前二項」とする。

2 第十二条の規定による改正前の東日本大震災
からの復興のための施策を実施するために必要
な財源の確保に関する特別措置法(附則第八十
八條第三項及び第四項において「旧特別措置法
という。第二十八條第九項及び東日本大震災か
らの復興のための施策を実施するために必要な
財源の確保に関する特別措置法第二十八條第十
一項の規定は、前項の規定により読み替えて適
用する前条第二項又は第三項の規定による所得
税及び復興特別所得税の充当又は還付があつた
場合について準用する。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)
第十三条 新所得税法別表第二から別表第四まで
の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき

所得税法第百八十三條第一項に規定する給与等
(以下この条において「給与等」という。)につい
て適用し、同日前に支払うべき給与等について
は、なお従前の例による。

2 新所得税法別表第五の規定は、令和八年分の
所得税については、同年中に支払うべき給与等
でその最後に支払をする日が同年十二月一日以
後であるものについて適用し、同年中に支払う
べき給与等でその最後に支払をする日が同年十
二月一日前であるものについては、なお従前の
例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、第二条の規定による改正後の法人税法(次
条及び附則第十六条において「新法人税法」とい
う。)の規定は、内国法人のこの法律の施行の日
(以下「施行日」という。)以後に開始する対象会
計年度の国際最低課税額に対する法人税及び法
人(人格のない社団等を含む。)の施行日以後に
開始する対象会計年度の国際最低課税残余额に
対する法人税について適用し、内国法人の施行
日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額
に対する法人税については、なお従前の例によ
る。

(国際最低課税額の計算に関する経過措置)

第十五条 新法人税法第八十二条の三第七項、第
十一項及び第十四項の規定は、所得税法等の一
部を改正する法律(令和七年法律第十三号)附則
第十三条の規定にかかわらず、内国法人の令和
八年一月一日以後に開始する対象会計年度につ
いて適用する。この場合において、同日から同
年三月三十一日までの間に開始した対象会計年
度における新法人税法第八十二条の三第七項、
第十一項及び第十四項の規定の適用については
は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句
とする。

第七項		第十一項		第十四項	
第二項第一号から第三号まで		第六項から第九項までの規定は、これら の規定 のこれらの規定 第二項		第六項から第八項まで及び前三項 第四項に 第六項及び第七項中「第二項第一号	
所得税法等の一部を改正する法律(令 和七年法律第十三号)第二条の規定(同 法附則第一条第三号ロ(施行期日)に掲 げる改正規定に限る。)による改正前の 法人税法(第十一項及び第十四項にお いて「旧法人税法」という。)第八十二 条の二第二項第一号から第三号まで(国 際最低課税額)		第七項の規定は、同項 の同項		第七項及び第十一項 旧法人税法第八十二条の二第四項に 第七項中「第八十二条の二第二項第一	
号		号		号	

「第四項第一号から第三号まで」と、第八項中「第二項第一号イ」とあるのは「第四項第一号イ」と、同項各号中「構成会社等の所在地国における」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の」と、「係る当該特定多国籍企業グループ等の」とあるのは「係る」と、第十一項中「第六項から第九項までの規定」とあるのは「第六項から第九項まで」とあるのは「ついて第六項から第九項まで」準用する第六項から第八項まで」と、第十二項中「第二項第一号」とあるのは「第四項第一号」と、前項中「第二項第三号若しくは」とあるのは「第四項第三号若しくは」と、「第二項第三号ハ」とあるのは「第四項第三号ハ」		、「第八十二条の二第四項第一号から第三号まで」	
（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置） 第十六条 新法人税法第五十条の三第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十九条第一項の規定にかかわらず、令和八年一月一日以後に開始する対象会計年度に係る新法人税法第五十条の三第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等について適用する。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等に係る同項から同条第三項まで及び同条第七項から第九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		第一項 又は当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等（第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限る。第四項において同じ。）を有する構成会社等である外国法人（以下	
（以下			

第一項第一号イ	第八十二条の三第二項第一号イ(3)	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第八十二条の二第二項第一号イ(3)
第一項第一号ロ	又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課する 第八十二条の三第一項	を課する 旧法人税法第八十二条の二第一項
第二項第二号	第八十二条の二第一項（除外会社等に関する特例）、第八十二条の三第六項から第九項まで、第十二項若しくは第十三項（これらの規定（同条第九項を除く。）を同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の十一第四項（国際最低課税残余額）	旧法人税法第八十二条の二第六項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項（これらの規定（同条第八項を除く。）を同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の三第一項（除外会社等に関する特例）の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第十五条（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えられた第八十二条の三第七項（国際最低課税額）（同条第十四項において準用する場合を含む。）
第二項第三号	第八十二条の二第一項	旧法人税法第八十二条の三第一項
第三項	事項及び次項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項 低課税額報告事項等に相当する事項	事項
第七項	又は前項の規定の適用を受けるグループ国内最低課税額報告対象法人は、第三項又は前項 又は当該グループ国内最低課税額報告対象法人の納税地 又はグループ国内最低課税額報告対象法人が最初に第一項、第四項	は、同項 の納税地 が最初に第一項
第九項	又はグループ国内最低課税額報告対象法人が最初に第一項、第四項	が最初に第一項

、グループ国内最低課税額報告事項等又は 他の法人又は当該特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等であつた他の法人	は
	又は
、第四項、第五項及び	及び

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第十六条第二項の規定の適用については、同項中「令和六年新法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「特例」とあるのは「その他」と、「は」、「特例」の規定とあるのは「は」、「と」、「とする」とあるのは「の規定その他」とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により読み替えられた新法人税法第百五十条の三第一項の規定による令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間に開始した対象会計年度に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等の提供に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(以下附則第二十一条までにおいて「新消費税法」という。)の規定は、令和十年四月一日以後に国内において事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。)が行う資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第十九条までにおいて同じ。)及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(同項第

十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)並びに同日以後に保稅地域(同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下この条において同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条において同じ。)に係る消費税について適用し、同日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び同日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに同日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置)
第十八条 第三条の規定による改正前の消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者の令和十年四月一日を含む課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。)において、新消費税法が当該課税期間の基準期間(消費税法第二条第一項第十四号に規定する基準期間をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)又は特定期間(消費税法第九条の二第四項において同じ。)の初日から施行されているものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指

定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして計算した当該課税期間の基準期間における課税売上高(新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。)又は特定期間における課税売上高(消費税法第九条の二第二項に規定する特定期間における課税売上高をいう。次項及び第四項において同じ。)が千万円を超えるときは、当該事業者の同月一日から当該課税期間の末日までの間に行う課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項及び附則第二十一条第四項において同じ。)及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。附則第二十一条第四項において同じ。)については、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。この場合における消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第十一条又は第十二条第一項から第六項まで」とあるのは、「第十一条、第十二条第一項から第六項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十八条第一項」とする。

2 令和十年四月一日の翌日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高については、当該基準期間又は当該特定期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該基準期間又は当該特定期間の初日から施行されていたものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第九条第二項又は第九条の二第二項の

規定により計算する。
3 第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期間に係る基準期間において特定少額資産の譲渡(新消費税法第二条第一項第八号の六に規定する特定少額資産の譲渡をいう。次項において同じ。)に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、前二項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条第二項の規定にかかわらず、新消費税法が令和九年十月一日から施行されていたものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、同日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高に二を乗じ

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間に係る特定期間において特定少額資産の譲渡に該当する資産の譲渡等を行っていた事業者が、これらの規定により特定期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、消費税法第九条の二第二項の規定にかかわらず、新消費税法が令和九年十月一日から施行されていたものとし、かつ、附則第二十条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、同日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高に二を乗じ

て計算した金額を特定期間における課税売上高とすることができる。

5 第一項の規定の適用を受ける事業者が、令和十年四月一日から同日を含む課税期間の末日までの間にあった消費税法第十条第一項に規定する相続により、被相続人の事業を承継した場合における同項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十八条第一項の規定により」とする。

6 第一項の規定の適用を受ける事業者が、令和十年四月一日から同日を含む課税期間の末日までの間に行つた消費税法第十一条第一項に規定する合併又は同法第十二条第五項に規定する吸収分割に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「又は第九条の二第一項の規定により」とあるのは、「第九条の二第一項の規定により、又は所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第十八条第一項の規定により」とする。

(相続があつた場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置)

第十九条 令和十年四月一日以後に消費税法第十条第一項に規定する相続があつた場合における同項又は同条第二項に規定する被相続人の基準期間における課税売上高については、当該基準期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該基準期間の初日から施行されていたものとし、かつ、次条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第九条第二項の規定により計算する。

2 令和十年四月一日以後に消費税法第十一条第一項若しくは第三項に規定する合併があつた場合における同条各項に規定する基準期間に対応

する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額又は同法第十二条第七項に規定する分割等があつた場合における同条第一項から第四項までに規定する基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額若しくは同条第五項に規定する吸収分割があつた場合における同項若しくは同条第六項に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額については、これらの期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該期間の初日から施行されてきたものとし、かつ、次条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第十一条各項又は第十二条第一項から第六項までの規定に基づく政令の規定により計算する。

3 消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が令和十年四月一日以後である場合における同項に規定する基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額については、当該期間の初日が同月一日前であるときは、新消費税法が当該期間の初日から施行されていたものとし、かつ、次条第二項前段の規定による新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者の当該指定に係る資産の譲渡等について同条第一項の規定の適用があるものとして、消費税法第十二条の三第一項の規定に基づく政令の規定により計算する。

(第二種プラットフォーム事業者の指定等に関する経過措置)

第二十条 新消費税法第十五条の三第二項及び第三項の規定は、令和十年四月一日以後に終了する課税期間から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、国税庁長官は、新消費税法が令和九年一月一日から施行されてきたものとして計算したプラットフォーム事業者(新消費税法第十五条の二第一項に規定するプラットフォーム事業者をいう。以下この項において同じ。)の同日から同年三月三十一日までの期間における、当該プラットフォーム事業者の提供する同条第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われる新消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡に係る同条第二項に規定する対価の額のうち当該プラットフォームを介して得た金額が五十億円を超える場合には、令和十年四月一日前においても、当該プラットフォーム事業者を、同項の規定の例において、当該指定は、同日において同項の規定により行われたものとみなし、そのみなされる指定は、同項後段の規定にかかわらず、同日に、その効力を生ずる。

3 前項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けるべき者は、令和九年六月三十日まで、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

4 国税庁長官は、第二項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を行った場合又は次項の規定による同条第六項前段の届出書の提出を受けた場合には、令和十年四月一日前においても、同条第四項及び第六項後段の規定の例により、同条第四項の規定による通知及び公表並びに同条第六項後段の規定による公表をするものとする。

5 第二項前段の規定により新消費税法第十五条の三第二項の指定を受けた事業者は、前項の規定による同条第四項の通知を受けた場合又は前

項の規定により同条第四項の規定による公表をされた事項に変更があつた場合には、令和十年四月一日前においても、同条第五項及び第六項前段の規定の例により、同条第五項の通知及び同条第六項前段の届出書の提出をしなければならない。

(特定少額資産販売事業者の登録等に関する経過措置)

第二十一条 新消費税法第五十七条の七第一項の登録を受けようとする事業者は、令和十年四月一日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

2 前項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書を提出した事業者(次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。)は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、令和十年四月一日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、令和十年四月一日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更(以下この項において「登録等」という。)をすることができる。この場合において、これらの規定の例により行われたものとみなす。

4 第一項の規定により新消費税法第五十七条の七第二項の申請書を提出した事業者(消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書

発行事業者を除く。の登録開始日(新消費税法第五十七条の七第一項の登録がされた日と令和十年四月一日とのいずれか遅い日という。以下この項において同じ。)を含む課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、新消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

(国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第四条の規定による改正後の国際観光旅客税法(次項において「新国際観光旅客税法」という。第十五条の規定は、令和八年七月一日以後に締結される運送契約及び同日前に締結された運送契約(同日前に本邦からの出国の日を定めたものを除く。))に基づく国際観光旅客等(国際観光旅客税法第二条第一項第三号に規定する国際観光旅客等をいう。以下この項において同じ。))の当該出国に係る国際観光旅客税について適用し、同月一日前に締結された運送契約(同日前に本邦からの出国の日を定めたものに限る。))に基づく同月一日以後の国際観光旅客等の当該出国に係る国際観光旅客税について

は、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、運送契約その他の契約において運賃の領収とは別に国際観光旅客税を徴収することとされているときは、同項の規定にかかわらず、当該国際観光旅客税については、新国際観光旅客税法第十五条の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 令和九年十月一日前に第五条の規定による改正前の国税通則法(以下この条及び附則第七十一条において「旧国税通則法」という。))第十一章第一節の規定により記録命令付差押え(旧国税通則法第三百三十二条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。))に係る旧国税通則法第三百三十二条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第二十四条 新租税特別措置法第三条(第一項第五号に係る部分に限る。))の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項第一号に規定する特定公社債以外の公社債(租税特別措置法第二条第一項第五号に規定する公社債をいう。附則第三十八条において同じ。))の利子について適用する。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第二十五条 新租税特別措置法第九条の四の二(第一項第二号に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第十号に定める日以後の同項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約

について適用する。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十六条 新租税特別措置法第十条(第七項を除く。))の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十条第七項の規定は、個人の令和九年分以後において生ずる同条第八項第七号に規定する控除しきれない金額について適用する。

3 個人の令和八年分以前の第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。))第十条第七項に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十条の二の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

(地方活力向上地域等において特定建物等を取得了した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十七条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日以後に同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得等(同条第三項に規定する取得等をいう。))をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、旧租税特別措置法第十条の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

る。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十八条 旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項に規定する計画の認定を受けた個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る同条第三項第三号に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十九条 新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 個人の令和九年分以後の所得税について前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第十条の五の規定の適用を受ける場合には、新租税特別措置法第十条の五の四第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する控除対象雇用者給与等支給増加額は、当該控除対象雇用者給与等支給増加額から旧租税特別措置法第十条の五の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等(旧租税特別措置法第十条の五の四第五項第二号に規定する給与等をいう。))の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額とする。

(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十条 新租税特別措置法第十条の五の五第一項及び第三項の規定は、個人が取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する生産工

程効率化等設備で施行日以後に受ける同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについて適用し、個人が取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日前に受けた同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについては、なお従前の例による。

第三十一条 新租税特別措置法第十条の六第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第九号中「第十条の五の五第三項」とあるのは「前条第三項」と、同条第二項中「第十条の五の四第三項又は前条第四項」とあるのは「又は第十条の五の四第三項」と、同条第三項中「第十条の五の四第四項第九号又は前条第五項」とあるのは「又は第十条の五の四第四項第九号」とする。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六第二項、第三項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「第十条第七項、第十条の二の二第二項」とあるのは「第十条第七項」と、同条第三項中「第十条第八項第七号、第十条の二の二第四項第五号」とあるのは「第十条第八項第七号」と、同条第五項中「第三号、第三号の二(第十条の二の二第一項に係る部分に限る。)」とあるのは「第三号」と、同条第六項中「第十条の二第三項、第十条の二の二第

五項」とあるのは「第十条の二第三項」とする。
(個人の減価償却に関する経過措置)

第三十二条 旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する特定総合効率化計画について施行日前に同項に規定する認定を受けた個人が令和九年三月三十一日以前に取得又は建設をした同項に規定する倉庫用建物等(施行日以後に同項に規定する倉庫業の用に供した同項に規定する倉庫用建物等)にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日までにその用に供することができなかつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条第二項の規定の適用については、同項中「第十条の二第一項又は第十条の二の二第一項」とあるのは、「又は第十条の二第一項」とする。
(青色申告特別控除に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第二十五条の二の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第二十七条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法

第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第二十七条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。
(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置)

第三十五条 新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。
(給与所得控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第三十六条 新租税特別措置法第二十九条の四第四項の規定は、令和八年分の所得税については、同年中に支払うべき所得税法第九十条第一号に規定する給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用する。

2 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第二十九条の

四の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十七条 新租税特別措置法第三十一条の二(第二項第十号及び第十一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第四十七号。以下この項において「区分所有法等改正法」という。)第三条の規定による改正前のマンションの建替等等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下この項において「旧円滑化法」という。)第二百十三条に規定する認定買受計画(区分所有法等改正法附則第五条第八項の規定によりなお従前の例によることとされる旧円滑化法第一百一十一条第一項の変更にあつたときは、その変更後のものを含む。第六項及び附則第六十二条第三項において「認定買受計画」という。)は、新租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号に規定する認定除却等計画とみなして、同条の規定を適用する。

3 新租税特別措置法第三十一条の二第五項の規定は、個人が令和十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新租税特別措置法第三十三条の三第六項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に行う同条

第六項に規定する資産の譲渡にいて適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第六項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。 5 新租税特別措置法第三十四条の二(第二項第二十二号及び第二十二号の二に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った同項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。 6 認定買受計画は、新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十二号の二に規定する認定除却等計画とみなして、同条の規定を適用する。 7 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。)の譲渡については、なお従前の例による。 8 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで(新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡し、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ。)をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。 (一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置) 第三十八条 新租税特別措置法第三十七条の十第	三項(第八号ロに係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用する。 (特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置) 第三十九条 新租税特別措置法第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三の規定は、新租税特別措置法第三十八条の二第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡について適用する。 2 新租税特別措置法第三十八条の二第四項から第九項までの規定は、同条第四項の暗号資産取引業者が附則第一条第十号に定める日の属する年の翌年の一月一日以後に同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者との間で行う同項の特定暗号資産についての同項に規定する行為について適用する。 (居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置) 第四十条 新租税特別措置法第四十条の四の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社
施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度	に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、なお従前の例による。 2 新租税特別措置法第四十条の七の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、なお従前の例による。 (住宅借入金等を有する場合の特別税額控除に関する経過措置) 第四十一条 新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定は、個人が令和八年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋と
みなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む。当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第六項に規定する認定住宅等(同条第十八項の規定により同条第六項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第二十項の規定により同条第一項に規定する特例居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第二十一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。 (所得金額調整控除に関する経過措置) 第四十二条 新租税特別措置法第四十一条の三の十一の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。	みなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む。当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第六項に規定する認定住宅等(同条第十八項の規定により同条第六項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第二十項の規定により同条第一項に規定する特例居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第二十一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。 (所得金額調整控除に関する経過措置) 第四十二条 新租税特別措置法第四十一条の三の十一の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十一条の第十四項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、

同項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の第十四項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前行ったものについては、なお従前の例による。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第二項第一号の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

(令和八年度以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置)

第四十五条 令和七年度分の所得税に係る旧租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項に規定する基礎控除の額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第三項の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定及び新租税特別措置法第四十一条の十五の三の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第四項の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定及び新租税特別措置法第四十

一条の十五の三の規定は、令和十年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

4 令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、

税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第四十一条の十七の規定は、令和九年度以後の所得税について適用し、令和八年度以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定の基準所得金額の課税の特例に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定は、令和九年度以後の所得税について適用し、令和八年度以前の所得税については、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十八条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三十項から第十六項までの規定は、同条第一項に規定する特定個人、個人又は同条第七項に規定する特例対象個人が、当該特定個人、個

人又は特例対象個人の所有する同条第一項に規定する居住用の家屋について同条第十項に規定する特例対象高齢者等居住改修工事等、同条第十一項に規定する特例対象一般断熱改修工事等、同条第十二項に規定する特例対象多世帯同居改修工事等、同条第十三項に規定する特例対象住宅耐震改修若しくは特例対象耐久性向上改修工事等又は同条第十六項に規定する特例対象子育て対応改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和八年一月一日以後に当該特定個人、個人又は特例対象個人の居住の用に供する場合について適用する。

(非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置)

第四十九条 新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が施行日以後に有することとなる当該非居住者に係る同項に規定する国内源泉所得又は同項の外国法人が施行日以後に支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の非居住者が施行日前に有することとなつた当該非居住者に係る同項に規定する国内源泉所得又は同項の外国法人が施行日前に支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第五十条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第六十二条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第四十二条の四(第七項を除く。)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度(同条第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度を除く。)分の法人税及び同項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人(以下附則第五十八条までにおいて「通算親法人」という。)の施行日以後に開始する事業年度終了の日を終了する当該通算法人の新租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度(旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度を除く。)分の法人税及び旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日前に開始した事業年度終了の日を終了する当該通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の四第七項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度(同条第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度を除く。)において生ずる同条第十九項第十号に規定する控除しきれない金額及び同条第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日を終了する当該通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度において生ずる同項第十三号イに掲げる金額について適用する。

3 法人の施行日前に開始した事業年度(旧租税特別措置法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人の同条第十八項において準用する同条第八項第二号に規定

する適用対象事業年度(以下この項において「適用対象事業年度」という。)を除く。)の同条第七項に規定する特別試験研究費の額及び同条第十八項において準用する同条第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度の同条第七項に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四第八項(第六号及び第七号に係る部分に限る。)、第十四項及び第十九項の規定の適用については、同条第八項第六号口及び第七号並びに第十四項中「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「次条第二項」と、同条第十九項第二号イ中「から第四十二条の五まで」とあるのは「次条」とする。

5 新租税特別措置法第四十二条の四の二の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度(同条第二項において準用する新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の新租税特別措置法第四十二条の四の二第二項において準用する新租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度(以下この項において「適用対象事業年度」という。)を除く。)分の法人税及び新租税特別措置法第四十二条の四の二第二項において準用する新租税特別措置法第四十二条の四の二第二項において準用する新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用する。

6 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四の二第二項の規定の適用については、同項の表前条第十四項の項の中欄中「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「次条第二項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。」からとし、同項の下欄中「第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「から」とする。

は「次条第二項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。」からとし、同項の下欄中「第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「から」とする。

これらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

第五十二条 新租税特別措置法第四十二条の十第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等(平成三十一年三月三十一日以前に受けた同項第一号に規定する財務省令で定める確認に係る同項に規定する事業実施計画に同日において記載されているもの(以下この条において「経過特定機械装置等」という。)を除く。))について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等(経過特定機械装置等を含む。))については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日以後に同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人が取得等(同条第一項に規定する取得等をいう。)をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について施行日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係る

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

る生産工程効率化等設備で施行日以後に受ける同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについて適用し、法人が取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する生産工程効率化等設備で施行日前に受けた同項に規定する特定認定に係る同項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載されたものについては、なお従前の例による。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

2 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第十四号中「第四十二条の十二の六第二項」とあるのは「前条第二項」と、同項第十五号中「第四十二条の十二の六第三項」とあるのは「前条第三項」と、同条第二項中「第四十二条の十二の六第四項若しくは第七項又は前条第三項」とあるのは又は前条第四項若しくは第七項」と、同条第三項中「第四十二条の十二の六第五項若しくは第八項又は前条第四項」とあるのは又は前条第五項若しくは第八項」とする。	項の規定」とあるのは「前条第二項」と、同条第二項中「第四十二条の十二の六第四項若しくは第七項又は前条第三項」とあるのは又は前条第四項若しくは第七項」と、同条第三項中「第四十二条の十二の六第五項若しくは第八項又は前条第四項」とあるのは又は前条第五項若しくは第八項」とする。	年三月三十一日以前に取得又は建設をした同項に規定する倉庫用建物等（施行日以後に同項に規定する倉庫業の用に供した同項に規定する倉庫用建物等にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日までにその用に供することができなかつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限り）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。	（第六号に係る部分に限る。）、第九項及び第十項の規定は、法人が施行日以後に行う同号に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条第一項第六号に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
3 新租税特別措置法第四十二条の十三第七項の規定は、同項に規定する通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同項に規定する適用対象事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十三第七項に規定する通算法人に係る通算親法人の施行日以前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の同項に規定する適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。	2 新租税特別措置法第四十二条の十四第四項（新租税特別措置法第四十二条の四第四項及び第十四項に係る部分に限る。）の規定は、新租税特別措置法第四十二条の四第四項又は第十四項の規定により新租税特別措置法第四十二条の十四第四項に規定する通算法人の施行日以後に開始する同項に規定する五年内事業年度（新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の同項に規定する適用対象事業年度に該当する新租税特別措置法第四十二条の十四第四項に規定する五年内事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額について適用する。	2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四の二第一項又は第四十二条の五第一項」とあるのは、「又は第四十二条の四の二第二項」とする。	3 認定買受計画は、新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十二号の二に規定する認定除却等計画とみなして、同条の規定を適用する。
第五十八条 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは「第四十二条の四の二第二項」と、同条第四項中「第四十二条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第三項第二号において準用する第四十二条の四第十四項、第四十二条の六第二項」とあるのは「第四十二条の六第二項」と、同項第二号中「又は第四十二条の五第一	3 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十四第四項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第三項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第三項」とする。	第六十一条 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項並びに第六十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。	5 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八

第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号までの上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。 (内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)	1 いては、なお従前の例による。 2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七の規定の適用については、同条第九項中「第四十二条の五第八項、第四十二条の六第九項」とあるのは、「第四十二条の六第九項」とする。 3 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七の規定の適用については、同条第九項中「第四十二条の十二の六第十七項又は第四十二条の十二の七第十一項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第十七項」とする。 4 新租税特別措置法第六十六条の九の二の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第八項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第十項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、なお従前の例による。	前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第八項中「第四十二条の五第八項、第四十二条の六第九項」とあるのは、「第四十二条の六第九項」とする。 6 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第八項中「第四十二条の十二の六第十七項又は第四十二条の十二の七第十一項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第十七項」とする。 (特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例に関する経過措置) 第六十四条 新租税特別措置法第六十六条の第十三第一項、第十一項及び第十三項(第五号並びに第八号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。 2 新租税特別措置法第六十六条の第十三第二項(第二号に係る部分に限る。)、第十二項及び第十三項(第一号、第四号及び第八号イ及びロに係る部分を除く。)に係る部分に限る。)の規定は、同条第一項に規定する特定株式を発行した法人が施行日以後に行われる合併により解散する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する特定株式を発行した法人が施行日前に行われた合併により解散する場合については、なお従前の例による。 3 新租税特別措置法第六十六条の第十三第三項(第一号、第三号から第五号まで、第八号及び第九号に係る部分を除く。)の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する設定法人を租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人とする合併について適用し、施行日前に行	われた旧租税特別措置法第六十六条の第十三第一項に規定する設定法人を同号に規定する被合併法人とする合併については、なお従前の例による。 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置) 第六十五条 新租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。 (外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置) 第六十六条 新租税特別措置法第六十七条の十六第五項の規定は、同条第一項の外国法人が施行日以後に有することとなる同項に規定する対象国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項の外国法人が施行日前に有することとなった同項に規定する対象国内源泉所得については、なお従前の例による。 (認定株式分配に係る課税の特例に関する経過措置) 第六十七条 施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の二第一項の認定を受けた法人が行う同項に規定する現物分配については、なお従前の例による。 (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 第六十八条 新租税特別措置法第七十条の六の八第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和九年分以後の所得税に係る青色申告書(所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。以下この条において同じ。)の貸借対照表に計上されている新租税特別措置法第七
---	--	---	--

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る贈与税について適用し、令和八年度以前の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている旧租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第七十条

項の規定の適用を受ける同項の特例受贈事業用資産を含む。）に係る相続税について適用し、令和八年分以前の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている旧相続税特別措置法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産（相続税特別措置法第七十条の六の十第三十項の規定の適用を受けた同項の特例受贈事業用資産を含む。次項において同じ。）に係る相続税については、なお従前の例による。

附則第五条第五項第二号に掲げる組合は新組税特別措置法第七十六条第二項に規定する組合とそれぞれみなして、同条第一項及び第二項の規定を適用する。

2 附則第一条第十九号に定める日前に金融機能強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)第一条の規定による改正前の金融機能強化のための特例措置に関する法律(平成十六年法律第百

の適用については、同条第一項中「第三十条の四第二項第九号イ(2)」とあるのは、「第三十条の四第二項第十一号イ(2)」とする。

5 新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する計画認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する計画認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

八第二項第二号に規定する特例事業受贈者をいう。に係る旧租税特別措置法第七十条の六の八第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、特例受贈事業用資産(租税特別措置法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産をいい、同条第五項第三号の規定により同号の特例受贈事業用資産とみなされたものを含む。)に係る令和九年分以後の各年分の事業所得(所得税法第二十七条第一項に規定

産について同条第一項の規定の適用を受けた特例事業相続人等（租税特別措置法第七十条の六の第十二項第二号に規定する特例事業相続人等をいう。）に係る旧租税特別措置法第七十条の六の第十三項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、特例事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の第十一項に規定する特例事業用資産をい、同条第五項第三号の規定により同号の特例事業用資産とみなされたものを

則第九条第三項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の経営強化計画又は同法附則第八條第三項若しくは第二十六條第三項の規定により読み替えて適用される同法第九條第一項の変更後の経営強化計画若しくは同法附則第九條第三項の規定により適用される同法第十九條第一項の変更後の経営強化計画が提出された場合には、これらの経営強化計画又は変更後の経営強化計画を新租税特別措置法第八十条

6 新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

する事業所得をいう。第四項において同じ。）につき、新租税特別措置法第二十五条の二第一項の規定の適用を受ける場合（所得税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける場合及び新租税特別措置法第二十五条の二第四項に規定する場合に該当しない場合を除く。第四項において同じ。）又は同条第四項の規定の適用を受ける場合における当該各年分の青色申告書は、旧租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する青色申告書とみなす。

含む。に係る令和九年分以後の各年分の事業所得につき、新租税特別措置法第二十五条の二第一項の規定の適用を受ける場合又は同条第四項の規定の適用を受ける場合における当該各年分の青色申告書は、旧租税特別措置法第七十条の六の十第二項第一号に規定する青色申告書とみなす。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第六十九条 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関

3 新租税特別措置法第八十条の二の規定（同条に規定する組織再編成等実施計画に係る部分に限る。）は、附則第一条第十九号に定める日以後に新租税特別措置法第八十条の二に規定する組織再編成等実施計画が提出される場合における同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第八十条の二に規定する実施計画が提出

(自動車重量税の特例に関する経過措置)
第七十条 令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車(租税特別措置法第九十条の十第二項に規定する検査自動車をいう。次項において同じ。)に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の十二第四項第一

3 新租税特別措置法第七十条の六の十二項
(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和九
年分以後の所得税に係る青色申告書の貸借対照
表に計上されている同号に規定する特定事業用
資産(租税特別措置法第七十条の六の十三第十

する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第四十七号。以下この項において「区分所有法等改正法」という。)(附則第五条第五項第一号に掲げる組合は新租税特別措置法第七十六条第一項に規定する施行者と、区分所有法等改正法

された場合における同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新組税特別措置法第八十一条の二の規定

号イ、第二号又は第三号に掲げる検査自動車のうち、同条第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率が、同号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であり、かつ、同号イ(2)に規

定する令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるものとして財務省令で定めるもので令和九年五月一日から令和十年四月三十日までの間において同条の規定の適用がないものについて当該期間内に租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税については、同法第九十条の十一から第九十条の十一の三までの規定は、適用しない。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 令和九年十月一日前に第十条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。第十条の三の規定及び旧租税条約等実施特例法第十条の四において準用する旧国税通則法第十一章第一節の規定により記録命令付差押え(旧租税条約等実施特例法第十条の三第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。))に係る旧租税条約等実施特例法第十条の三第三項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 施行日前に第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」という。第十条第一項に規定する指定を受けた個人が令和十年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定

機械装置等(施行日以後に事業(同項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。))の用に供した同条第一項に規定する特定機械装置等にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日まで事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限り。))については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号。以下この項及び第三項において「旧復興特区法」という。))と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」と、「令和八年三月三十一日までの期間」とあるのは「令和十年三月三十一日までの期間」と、同項第一号中「令和八年三月三十一日」とあるのは「令和十年三月三十一日」と、同条第三項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法」と、同条第十一項中「並びに」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新震災特例法」という。))の規定の適用については、新震災特例法第十条第一項から第四項までの規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

機械装置等(施行日以後に事業(同項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。))の用に供した同条第一項に規定する特定機械装置等にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日まで事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限り。))については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号。以下この項及び第三項において「旧復興特区法」という。))と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」と、「令和八年三月三十一日までの期間」とあるのは「令和十年三月三十一日までの期間」と、同項第一号中「令和八年三月三十一日」とあるのは「令和十年三月三十一日」と、同条第三項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法」と、同条第十一項中「並びに」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の」とする。

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案

(当該増改築等に係る部分に限る。)又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が同日前に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十条 施行日前に旧震災特例法第十七条の二第一項に規定する指定を受けた法人(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第八十六条までにおいて同じ。)が令和十年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二第一項に規定する特定機械装置等(施行日以後に事業の用に供した同項に規定する特定機械装置等にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律 令和八年法律第 号 附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(以下この項及び次項において「旧復興特区法」という。)」と、「同法」とあるのは「旧復興特区法」と、「令和八年三月三十一日までの期間」とあるのは「令和十年三月三十一日までの期間」と、同項第一号中「令和八年三月三十一日」とあるのは「令和十年三月三十一日」

と、同条第二項中「東日本大震災復興特別区域法」とあるのは「旧復興特区法」と、同条第十四項中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四から第四十二条の五まで」と、「第四十二条の十一の第三項、第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二第二項」と、「第七項」とあるのは「第七項、第四十二条の十二の七第二項及び第三項」と、「規定並びに」とあるのは「規定並びに所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号 附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前)」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新震災特例法の規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第一項から第三項までの規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十七条の二の規定その他これに類する規定として政令で定める規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四から第四十二条の五まで」とあるのは、「第四十二条の四、第四十二条の四の二」とする。

4 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「第七項」とあるのは「第七項、第四十二条の十二の七第二項及び第三項」と、「規定」とあるのは、「規定」とする。

(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十一条 新震災特例法第十七条の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置

等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の二の第二項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の二第十四項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四から第四十二条の五まで」とあるのは、「第四十二条の四、第四十二条の四の二」とする。

3 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の二第十四項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の七第二項及び第三項並びに」とあるのは、「並びに」とする。

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十二条 施行日前に旧震災特例法第十七条の二第一項に規定する指定を受けた法人が同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等については、なお従前の例による。

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十三条 新震災特例法第十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一項の表の各号の第一欄に規定する認定又は指定を受ける法人の同項に規定する適用年度分の法人税について適用し、施行日前に旧震災特例法第十七条の三の二第一項の表の各号の第一欄に規定する認定又は指定を受けた法人の同項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新震災特例法第十七条の

三第一項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四から第四十二条の五まで」とあるのは、「第四十二条の四又は第四十二条の四の二」とする。

(法人の特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置)

第八十四条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧震災特例法第十七条の五第一項に規定する開発研究用資産については、なお従前の例による。

(法人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置)

第八十五条 法人が令和九年三月三十一日以前に取得又は製作をした旧震災特例法第十八条の二第一項に規定する被災代替船舶(施行日以後に事業の用に供した同項に規定する被災代替船舶にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

2 法人税法第四条の三に規定する受託法人に対する前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十八条の二の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等に関する経過措置)

第八十六条 新震災特例法第十八条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧震災特例法第十八条の九第二項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者等に係る登録免許税の特例に関する経過措置)

第八十七条 第十一条の規定(附則第一条第六号ハに掲げる改正規定に限る。以下この項及び次項において同じ。)による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項の規定は、令和九年四月一日以後に同項に規定する被災者等(次項において「新被災者等」という。)が新築又は取得をする同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項に規定する被災者等(次項において「旧被災者等」という。)が新築又は取得をする代替建物の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条第一項の規定は、令和九年四月一日以後に新被災者等が取得をする同法第三十九条第一項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧被災者等が取得をした第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十九条第一項の規定の適用を受ける建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新震災特例法第四十条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する者が取得をする同

項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧震災特例法第四十条の二第一項に規定する者が取得をした同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 旧震災特例法第四十条の三に規定する実施区域内の土地に関する権利を有する者が、施行日前に当該実施区域外の土地の所有権の取得をした場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 第十二条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「新特別措置法」という。)第十三条及び第十八条第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第二十七条、第二十八条(第五項(第二号に係る部分に限る。))を除く。及び第三十条第一項の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる所得に対する所得税について適用し、同日前に生じた所得に対する所得税については、なお従前の例による。

3 新特別措置法第二十八条第五項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、令和九年一月一日以後に発行される同号に規定する割引債について適用し、同日前に発行された旧特別措置法第二十八条第五項第二号に規定する割引債については、なお従前の例による。

4 新特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に對

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第三十三條第二項の規定は、令和九年一月一日以後に生ずる同条第一項に規定する対象所得に対する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額について適用し、同日前に生じた旧特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三條第一項に規定する対象所得に對する所得税に係る同条第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額又は重加算税過誤納相当額については、なお従前の例による。

(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 令和九年一月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第十三条の規定による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(次項において「新特別措置法」という。))第五條の二第七号の規定の適用については、同号中「第三十八條の三第五項又は」とあるのは、「又は」とする。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新特別措置法第四十三條第二十五項の規定の適用については、同項中「第四十二條の四の二第二項又は第四十二條の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二條の四の二第二項」とする。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 第十四條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律

第十五号。次項及び第三項において「新二十八年改正法」という。))附則第五十一條の二第六項の規定は、令和八年十月一日以後に終了する特例対象課税期間(同項に規定する特例対象課税期間をいう。以下この項において同じ。))から適用し、同日前に終了する特例対象課税期間については、なお従前の例による。

2 令和八年十月一日から令和十年三月三十一日までの間における新二十八年改正法附則第五十一條の三第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「特定少額資産の譲渡(消費税法第二条第一項第八号の六に規定する特定少額資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。))に該当するもの及び同法とあるのは「消費税法」と、「(特定少額資産の譲渡に係るものを除く。))の合計額」とあるのは「合計額」とする。

3 新二十八年改正法附則第五十二條第一項(同項に規定する控除対象課税仕入れに係る部分に限る。))の規定は、令和八年十月一日以後に開始する課税期間(消費税法第十九條第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。))をいう。以下この項において同じ。))から適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十一条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第三項中「第四十一條第二十項を「第四十一條第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「(以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。))若しくは同条第十八項」

に、「認定住宅等の新築等」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住

同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第五項中「第四十一条第十六条第六項」を「第四十一条第十二項」に改め、同条第六項中「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号」に、「各年又は令和三年」を「平成三十年又は令和三年」に、「各年」を「又は平成三十年」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

とあるのは「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、「同条第十二項」を「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第五号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第八項に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に改め、同条第二項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十二項」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第三項第二号」を「第四十一条の二第三項第一号」に、「各年又は令和三年」を「平成三十年又は令和三年」に、

四十一条第十二項第一号を「第四十一条第七項第一号口」に改め、同項ただし書中「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十八項」を「同条第十四項」に改め、同条第八項中「同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第五号を「同条第三項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第三号に、同条第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と改め、

七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等〔得等〕に改め、同条第四項中「同条第十項」を「同条第六項」に、「第十三条第一項」を「第十三条の二第二項」に、「同法第十三条の二第二項」を「同項」に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に、「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「(以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。若しくは同条第十八項)に、「認定住宅等の新築等」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等〔以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等〔得等〕という。である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、

第六項に」、「第十三条第一項を「第十三条の第二項」に改め、「ものをいう。」の下に「第七項及び」を加え、「同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「令和四年又は令和五年」とあるのは又は令和五年と、「令和四年又は令和五年」とあるのは又は令和五年と、「令和五年」と、同項第五号を「同条第三項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第三号に、「同条第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号を「同条第四項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号に、「同条第十項を「同条第六項」に、「同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「を「同条第七項第一号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中」に、「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、「を「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同号イ中」に、「令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第五号中「令和三年」

号)を「同項第二号」に、「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「(以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。若しくは同条第十八項に、「認定住宅等の新築等」に)を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等(以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第四項ただし書中「同条第十五項」を「同条第十一項」に改め、同条第五項中「第

中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号に、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、を「同条第七項第一号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中」に、「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、を「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同号イ中」に、「令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第五号中「令和五年」とあるのは「令和四年」と、同条第十二項」を「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第五号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第八項」に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に、「同条第十五項中」を「同条第十一項中」に、「同法第四十一条の二第三項第二号」を「同法第四十一条の二第三項第一号」に、「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号」に、「第四十一条第二十項」を「第四十一条第二十

六項」に、「又は同条第二十一項」を「(以下この項において特例居住用家屋の新築等)」という。若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等(以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。)である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第十項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条第十一項中「第四十一項第二十項」を「第四十一項第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「(以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等(以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。)である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定に

より同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改める。
(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第九十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。
附則第二十九条の二に次の一項を加える。
2 十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であつて、附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第五条の六第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第三章の二の規定により防衛特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第二百二十九条第一項、第三百三十五条及び第三百三十七條の規定の適用については、その課された防衛特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税(当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。)の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。
第九十三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第十一条中租税特別措置法第八十八条の八の改正規定を削る。
第十一条中租税特別措置法第八十九条第十一項、第十二項及び第二十二項の改正規定を削

る。
附則第一条第十二号を次のように改める。
十二 第七条及び第八条の規定並びに附則第二十六条の規定 令和十六年四月一日
附則第八十二条を次のように改める。
第八十二条 削除
第九十四条 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
附則第二百二十八条第二項中「第十一項及び第十二項第一号」を「第十三項及び第十四項第一号」に改める。
附則第三百三十六条第二項中「四年新震災特例法第十七条の二第三項の」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第八十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「令和八年旧効力震災特例法」という。)第七十七条の二第三項の」に、「既に四年新震災特例法を「既に令和八年旧効力震災特例法」に、「において四年新震災特例法を「において令和八年旧効力震災特例法」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「四年新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改め、同条第十項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第三項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第三項」に、「四年新震災特例法第十七条の二の三第二項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第四項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第四

項」に改め、同条第十三項中「四年新震災特例法第十七条の二の三第七項において準用する四年新震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第七項において準用する同法」に改め、「と、」の下に「令和八年旧効力震災特例法」を加え、「第十七条の二の三第三項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第三項」に改め、同条第十四項中「四年新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に、「第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第七条の三の三まで」を「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び第三項並びに第十七条の三の二」に改める。
第九十五条 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
附則第三十四条中「第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件」を「第二十五条の二第五項の規定の適用を受けるために必要とされる要件」に改める。
附則第八十三条第二項中「特定復興産業集積区域(新震災特例法を「所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第七十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「令和八年旧効力震災特例法」という。))に、「をいう。以下この項において同じ。))」を「(以下この項において「特定復興産業集積区域」という。))」に、「新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改め、同項第二号中「新震災

特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改める。

附則第九十五条第二項中「特定復興産業集積区域（新震災特例法を「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第八

十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

の臨時特例に関する法律（以下この項において「令和八年旧効力震災特例法」という。）に、「をいう。以下この項において同じ。」に「を（以下

この項において「特定復興産業集積区域」という。）に、「を新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改め、同項第一号イ及び第

二号中「新震災特例法」を「令和八年旧効力震災特例法」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）
第九十六条 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「課税の特例（第三十七条―第四十二条）及び「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第四十三条）」を「削除」に改める。

第三章第二節第二款及び第三款を次のように改める。

第二款 削除
第三十七条から第四十二条まで 削除
第三款 削除
第四十三条 削除

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）
第九十七条 施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この条において「旧復興特区法」という。）第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による指定を受けた個人事業者又は法人に

関する旧復興特区法第三十七条第二項から第五項まで（旧復興特区法第三十八条第二項又は第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表並びに旧復興特区法第四十三条の規定による地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
第九十八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める。

（罰則に関する経過措置）
第九十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第一百条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（物価上昇局面における基礎控除等の対応）
第一百一条 令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、

同様とする。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）
第一百二条 電磁的記録提供命令（第五条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第三百三十二条第一項又は第十条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の三第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たつては、デジタル社会において個人情報保護がより重要となつていことに鑑み、できる限り新国税通則法第三百三十一條第一項に規定する犯則事件又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の二に規定する必要犯則情報と関連性を有しない個人情報取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

審査報告書
関税定率法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日
財政金融委員長 宮本 周司
参議院議長 関口 昌一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、個人使用貨物の課税価格決定

の特例の廃止、不当廉売関税の迂回防止制度の創設、保税蔵置場等の業務に係る手順及び体制に関する事項を規定した規則の策定の義務付け並びに業務改善命令等に係る規定の整備、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行に伴い、特に費用を要しない。

附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の設定に当たつては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な観点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二 自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。

三 覚醒剤やフェンタニル等の不正薬物や金の密輸入阻止に加えて、我が国にとつて安全保障上の脅威となり得る国や地域に対する輸出入規制、経済安全保障、キャッシュクーリエ及び輸出入税に係る不正への対応等の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

四 社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ

の創設、保税蔵置場等の業務に係る手順及び体制に関する事項を規定した規則の策定の義務付け並びに業務改善命令等に係る規定の整備、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に伴い、特に費用を要しない。

附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の設定に当たつては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な観点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二 自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。

三 覚醒剤やフェンタニル等の不正薬物や金の密輸入阻止に加えて、我が国にとつて安全保障上の脅威となり得る国や地域に対する輸出入規制、経済安全保障、キャッシュクーリエ及び輸出入税に係る不正への対応等の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

迅速な税関業務の実現を図り、国民生活に悪影響を与える覚醒剤やフェンタニル等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の実員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介

参議院議長 関口 昌一殿

関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律

関税定率法の一部改正

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の六の見出し中「航空運送貨物等」を「航空運送貨物」に改め、同条第二項を削る。

第七條第一項中「及び次条」を「から第八條の二まで」に改め、同条第十七項中「を變更」を「の變更」に、「以下この項及び次項において同じ。」し、又は廃止する」を「又は廃止をする」に、「第一項」を「同項に」、「を變更する」を「の變更（同項の規定により指定された期間の變更を含む）」をする」に改め、同条第十八項中「を變更し、又は廃止する」を「の變更（同項の規定により指定された期間の變更を含む）」又は廃止をする」に改め、同条第二十八項中「を變更」を

「の変更」に、**〇**する**を****〇**をする」に改める。

第八条第一項中「価格（以下この条の下に「及び次条」を加え、〽されたを〽がされたに、「不当廉売されたを「不当廉売がされた」に改め、「限る。以下この条の下に「及び次条」を加え、「当該本邦の産業」を「本邦の産業」に改め、「貨物（以下この条）及び「関税（以下この条の下に「及び次条」を加え、同条第二項、第四項、第五項、第八項及び第九項中「不当廉売されたを「不当廉売がされた」に改め、同条第二十項中「を變更〽を」の變更〽に、「以下この項及び次項において同じ。し、又は廃止する」を〽又は廃止する」に、「第一項」を「同項」に、「を」を變更する」を「の變更 同項の規定により指定された期間の變更を含む。」をする」に改め、同条第二十一項中「を變更し、又は廃止する」を「の變更（同項の規定により指定された期間の變更を含む。）又は廃止をする」に改め、同条第二十五項から第二十七項までの規定中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条第三十一項中「を變更」を「の變更」に、「〽する」を「をする」に改め、同条第三十六項中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）

第八条の二 前条第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、次の各号に掲げる貨物（第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物の正常価格より低い価格で輸出のために販売されるもの）に限り、第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは

は与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を實質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える實質的な損害等の事実」という。）があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（同項の規定により指定された期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間（前条第二十七項の調査が開始された場合にあつては、当該指定された期間の初日から当該調査が終了する日又は当該指定された期間の末日のいずれか遅い日まで）の期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほかに、同条第一項の規定により課する不当廉売税に相当する税額の関税を課することができらる。

一 指定貨物の供給国（前条第一項の規定により供給者のみを指定している場合にあっては、当該供給者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条において「指定貨物供給国等」という。）から輸出された貨物又は指定貨物供給国等を原産国とする貨物を原料又は材料の一部として生産された同項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料の価額の割合が財務省令で定める割合を超えるものに限る。）であつて、本邦及び指定貨物供給国等以外の国又は地域（以下この号及び第十六項第一号において「第三国」という。）において生産されたもの（第三国における前条第一項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経たものを）

除く。

二 前条第一項の規定により指定された貨物と性質及び形状が近似する貨物（同項の規定により指定された貨物と用途が直接競合するものに限る。）であつて、指定貨物供給国等において生産されたもの

三 前条第一項の規定により指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物（次のいづれにも該当するものに限る。）であつて、指定貨物の供給者が輸出し、又は生産したものの

イ 当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物（本邦における同項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経るものを除く。）が国内において販売される場合における当該貨物

口 当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料とされる当該貨物の価額の割合が財務省令で定める割合を超える場合における当該貨物

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合に、適用しない。

一 前条第五項の規定による調査を開始した日から当該調査に係る同条第一項の規定による不当販売関税について同項の規定により指定された期間の末日までの間において、同項の規定により指定された貨物の輸入量の減少又は前項各号に掲げる貨物の輸入量の増加その他の財務省令で定める事情があると認められない場合

二 前項各号に掲げる貨物の輸入が、前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないと認められる場合

3 前条第一項の規定により指定された貨物に係る本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに前項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠を提出し、第一項各号に掲げる貨物に対し同項の規定による関税を課することを求めることができる。

4 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無及び同項各号に掲げる場合に該当するかしないにつき調査を行うものとする。

5 前項の調査は、当該調査を開始した日から十月以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

6 第四項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の供給者は、当該調査が開始された日から終了する日までの間で財務大臣が指定する日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該調査に係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる

目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査に係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物に対し、第一項の規定による関税を課さないことを求めることができる。

7 政府は、前項の規定による求めがあつた場合において、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠があり、かつ、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

8 前項の調査は、第四項の調査が終了する日までに終了するものとする。

9 政府は、第六項の規定による求めがあつた場合において、十分な証拠により、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないと認めるときその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないと認めるときは、当該求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定により指定する期間に輸入されるものについては、同項の規定にかかわらず、同項の規定による関税を課さないものとする。

10 第一項の規定による関税が課されている場合において、同項各号に掲げる貨物の供給者は、政令で定めるところにより、政府に対し、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該同項各号に掲げる貨物の供給者に係る同項各号に

掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該供給者が輸出し、又は生産する貨物に対し、第一項の規定による関税を課さないことを求めることができる。

11 政府は、前項の規定による求めがあつた場合において、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠があり、かつ、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

12 前項の調査は、当該調査を開始した日から十月以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

13 政府は、第十項の規定による求めがあつた場合において、十分な証拠により、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないと認めるときその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないと認めるときは、当該求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定により指定された期間に輸入されるものについては、同項の規定にかかわらず、同項の規定による関税を課さないものとする。

14 政府は、第十一項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される関税を

前項の規定により課さないこととするときは、第十項の規定による求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定により指定された期間に輸入されたものについて課された同項の規定による関税を速やかに還付しなければならない。

15 関税法第十三条第二項から第七項まで還付及び充当の規定は、前項の規定により第一項の規定による関税を還付する場合について準用する。この場合において、同条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第十項の規定による求めがあつた日と当該求めに係る第一項の規定による関税の納付があつた日とのいずれか遅い日の翌日から起算するものとする。

16 前条第三十二項から第三十五項までの規定は、第一項の規定により指定された貨物の輸入者が納付した同項の規定による関税の額が次に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を超える事実がある場合において、当該輸入者が当該を超える部分の額に相当する同項の規定による関税の還付の請求をするときについて準用する。

一 第一項第一号に掲げる貨物にあつては、当該貨物の正常価格から当該貨物が生産された第三国から本邦に輸出される当該貨物の輸出のための販売価格を控除して得られる額

二 第一項第二号に掲げる貨物にあつては、当該貨物の正常価格から指定貨物供給国等から本邦に輸出される当該貨物の輸出のための販売価格を控除して得られる額

三 第一項第三号に掲げる貨物にあつては、指定貨物の正常価格から同号に掲げる貨物を原料又は材料の一部として生産される前条第一項の規定により指定された貨物の国内販売価格を控除して得られる額

17 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による関税の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第十九条の二第三項中「第十四条第十号ただ

し書」の下に「(無条件免税)」を、「第十四条の二第二号」の下に「(再輸入減税)」を加え、同条第五項中「保税工場についての」を削り、「第三十条の二」を「第三十四条」に改める。

別表第二七一〇・一二号中

C その他のもの

C その他のもの

(a) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(b) その他のもの

キロリツ
ルにつき
三四円

を

B その他のもの

(二) 軽油

一キロリツ
トルにつき
三四六円
一キロリツ
トルにつき
七五〇円

を

(二)

B

(a) その他のもの

(b) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
その他のもの

一キロリツ
トルにつき
三四六円

に改め、同表第二七一〇・一九号

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
その他のもの

無税
一キロリツ
トルにつき
七五〇円

中

(二) 軽油

B その他のもの

B その他のもの

(a) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
(b) その他のもの

無税
一キロリツ
トルにつき
三四六円

に改め、同表第二七一〇・二〇

A 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

B その他のもの

無税
一キロリツ
トルにつき
七五〇円

C その他のもの

一キロリツ
トルにつき
九三四円

B その他のもの

(a) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
(b) その他のもの

無税
一キロリツ
トルにつき
九三四円

(三) 軽油

もの		一キロリットルにつき 三四六円 一キロリットルにつき 七五〇円		を		B その他のもの (a) 政令で定める石油化学 の (b) その他のもの	
製品の製造に使用するもの		無税 一キロリットルにつき 三四六円 無税 一キロリットルにつき 七五〇円		に改める。		(三) 軽油 A 政令で定める石油化学製 B その他のもの	
(関税法の一部改正) 第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。 目次中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。 第四条第一項第一号及び第三号の二中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。 第七条の五第二号中「いう。」の下に「第四百零八条第二項(検査官への引継ぎ)を除き、」を加える。 第九条の八第三項中「その他の」を「その他」に改める。 第三十三条を削る。 第三十四条ただし書中「第四十一条の三」を		「第四十一条の五」に改め、同条を第三十三条とし、第三十四条の二を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。 (外国貨物等を出すことの確認義務) 第三十四条の二 保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物(信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。)又は輸入の許可を受けた貨物をその保税地域から出そうとする場合には、これらの貨物を保税地域から出すことにつき必要とされるこの法律の規定による許可、承認又は届出があることを確認しなければならない。 第三十六条第一項中「一時持出し」を「一時持出」に、「第三十四条を」第三十三条」に、「保税		蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務」を「許可を受けた者の関税の納付義務等」に、「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「外国貨物を置く場所の制限」に改め、同条第二項中「(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を削る。 第四十一条の三中「保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務」を「許可を受けた者の関税の納付義務等」に改め、同条第二章第二節中第四十一条の五とする。 第四十一条の二第二項中「規定」の下に「又は前条第一項の規定による命令」を加え、同条を第四十一条の四とし、第四十一条の次に次の二条を加える。 (指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め) 第四十一条の二 指定保税地域において貨物を管理する者は、その指定保税地域の業務について、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定め、当該指定保税地域において貨物の管理を開始した後、遅滞なく、税関長に届け出なければならない。当該規則に定められた事項を変更した場合においても、同様とする。 (業務改善命令) 第四十一条の三 税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者がこの法律の規定に従つて指定保税地域の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保税地域において貨物を管理する者に対し、前条に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。 2 税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る指定保税地域において貨物を管理する者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。 第四十三条に次の一号を加える。 十一 申請者が、前条第一項の許可を受けようとする保税蔵置場の業務について、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合第四十三条の三第三項に後段として次のように加える。 この場合において、第六十七条の二第一項中「輸出又は輸入の許可」とあるのは「第四十三條の三第一項の承認」と、「保税地域等(保税地域又は第三十條第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。)」とあるのは「保税蔵置場」と、同条第二項中「輸出し、又は輸入しようとする者」とあるのは「保税蔵置場に置こうとする者」と、同条第三項中「保税地域等」とあるのは「保税蔵置場」と読み替えるものとする。 第四十三條の四第二項に後段として次のように加える。 この場合において、同条中「第六十七條輸出又は輸入の許可」の規定による申告」とある			

のは、「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」と読み替えるものとする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（業務改善命令）

第四十五条の二 税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者がこの法律の規定に従つて保税蔵置場の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保税蔵置場の許可を受けた者に対して、第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができ

る。

2 税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

第四十八条第一項第二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 許可を受けた者が第四十五条の二第一項（業務改善命令）の規定による命令に違反したとき。

第五十一条第三号中「者が」の下に「二以上の場所における」を、「遵守するため」の下に「必要な業務の手順及び体制に関する事項並びに当該業務を適正かつ確実に遂行するため」を加える。

第五十二条中「ときは」の下に「、当該承認取得者に対し」を加え、「若しくは当該規則を削り、」講ずる」をとるべきに、「同号に規定す

る規則を新たに定めること」を「当該規則の制定若しくは変更」に改める。

第六十一条の四中「納付義務等」の下に「・業務改善命令」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十七条外国貨物を置くことができる期間」と、第四十三条の三第一項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、「置く」とあるのは「保税作業のため置く」とあるのは「保税作業のため置く」とあるのは「保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前」と、同条第三項中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と、第四十八条第一項中「に入れること」とあるのは「に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすること」と読み替えるものとする。

第六十二条後段を次のように改める。

この場合において、第五十一条第一号口中「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同号八中「第四十三条第二号」とあるのは「第六十一条の四において準用する第四十三条第二号」と、同条第二号及び第三号中「外国

貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条中「承認取得者が」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」の規定による承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）が」と、「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条の二中「第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、第五十三条第二号中「保税蔵置場の全部」とあるのは「保税工場の全部」と、「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と読み替えるものとする。

四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」の規定による申告と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第六十二条の八第二項第五号中「次号」の下に「及び第七号」を加え、同項に次の一号を加える。

七 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人が、前項の許可を受けようとする総合保税地域の業務について、当該法人（その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

第六十二条の十四第一項第一号中「含む」の下に「。第三号において同じ」を加え、同項第二号中「（総合保税地域の許可の基準）」を削り、同項に次の一号を加える。

三 総合保税地域の許可を受けた法人が次条において準用する第四十五条の二第一項（業務改善命令）の規定による命令に違反したとき。

この場合において、第四十二条第三項中「第一項の許可又は前項但書の更新」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）」の許可と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）」の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第六十二条の二第一項」と、第四十三条の三第三項中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七条の二第一項」と、「第一項の承認の申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」の承認の申告」と、「第四十三条の三第一項」とあるのは「第六十二条の三第一項」と、「保税蔵置場」とあるのは「保税展示場」と、第四十三条の四第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と、「同条」とあるのは「第六十八条の二」と、「第

第六十二条の十五中「納付義務等」の下に「・業務改善命令」を加え、「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用において準用する前項ただし書」とを削り、「第六十二条の十」との下に「、第四十三条の三第一項」とあるのは「第六十二条の十」と、「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域」とを加え、「前条第

一項」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」と、「同項」とあるのは「同条」を「前条第一項の承認又は指定」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認の承認)」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第二項中「第四十三条の第三項(外国貨物を置くこと)」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等)」と、第四十五条の二第一項中「者が」とあるのは「法人(当該法人以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。以下この条において同じ。)」が」と、「者」に対し、第四十三条第十一号(許可の要件)」とあるのは「法人に対し、第六十二条の八第二項第七号(総合保税地域の許可)」と、同条第二項中「者」とあるのは「法人」に、「第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する第四十七条第一項第一号又は第三号」と、同条第五項を「第四十八条の二第五項」に、「第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する第一項」を「第一項」に改め、「第六十二条の十五において準用する」を削る。 第六十七条の五中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改める。 第六十九条の十二第七項第一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同項第二号中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。 第七十三条第三項中「適用法令」の下に、「第三十四条の二(外国貨物等を出すことの確認義務)」を加える。 第一百五条第一項第一号及び第二号中「こと」を「こと。」に改め、同項第三号中「提供させること」を「提供させること。」に改め、同項第四号及	び第四号の二中「こと」を「こと。」に改め、同項第六号中「されたを」が「された」に、「不当廉売されたを」を「不当廉売がされた」に改め、「行つた者」の下に、「同法第八条の二第一項各号(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税)に掲げる貨物(同項第一号及び第二号に掲げる貨物)にあつては指定貨物(同法第八条第一項に規定する指定貨物をいう。以下この号において同じ。)の正常価格(同法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下この号において同じ。)より低い価格で輸出のために販売されるもの」に限り、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。)の国内における販売を行つた者、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として本邦において生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物(当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。)の国内における生産又は販売を行つた者」を加え、「こと」を「こと。」に改める。 第八十八条の四第一項及び第二項中「輸出した者」を「輸出した場合に、「者を含む。」を「場合を含む。」には、当該違反行為をした者」に改める。 第九十九条第一項及び第二項中「輸入した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。 第九十九条の二第一項及び第二項中「運送した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。 第一百条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。	第一百一十一条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。 第一百十二条第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。 第一百十二条の二中「用途外使用等」(を「製造用原料品の減税又は免税」に改め、「第十九条第二項」の下に「(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)」を加え、「用途外使用等」を「軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等」の「に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。 第一百三十三条の二中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条を第一百三十三条の三とし、第一百三十三条の次に次の一条を加える。 第一百三十三条の二 正当な理由がなく、第二百二十一条第一項(臨検、搜索又は差押え等)の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。 第一百四十四条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者又は」を「とき、又はは」に、「提示して貨物の積卸しをした者」を「提示して貨物の積卸しをしたとき。」に改め、同条第四号から第十一号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号及び第十三号中「者又は」を「とき、又はは」に、「提出しなかつた者」を「提出しなかつたとき。」に改め、同条第十四号から第十七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十八号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。 第一百五十五条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「隠した者」を「隠したとき。」に改め、同条第二号か	ら第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十六号中「者」を「とき。」に改め、同条第十八号とし、同条第十五号中「者」を「とき。」に改め、同条第十七号とし、同条第十四号中「者」を「とき。」に改め、同条第十六号とし、同条第十三号中「者」を「とき。」に改め、同条第十五号とし、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同条第十四号とし、同条第十一号中「(保税蔵置場についての規定の準用)」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第十三号とし、同条第十号中「(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同条第十号とし、同条の次に次の一号を加える。 第四十一条の三第一項又は第四十五条の二第一項(業務改善命令)(第六十一条の四(保税蔵置場についての規定の準用)、第六十二条の七及び第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。 第一百五十五条の二第八号中「者」を「とき。」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。 第三十四条の二(外国貨物等を出すことの確認義務)の規定に違反して外国貨物(信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。)又は輸入の許可を受けた貨物を保税地域から出したとき。 第一百六条中「及び第十六号」を「、第十一号及び第十八号」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。
---	--	---	---

第一百七十七条第一項中「第一百二十二条まで」を「第一百二十二条の二まで」に、「〃」を「〃」に、「(用途外)」を「用途外」に改め、「第一百十三条の二」の下に「(電磁的記録提供命令に違反する等の罪)」、第一百十三条の三を加える。

第二百一十一条第一項中「記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること)を」電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。))に改め、同項に次の各号を加える。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移動させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移動させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又はロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

第二百一十一条第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなれば」を「記載し、又は記録しなれば」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。))をとること。

11 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなればならない。

第二百一十一条第五項中「前項の」を「第五項の規定による」に、「おいては」を「おいて」に、「裁判官」を「裁判官が許可状を発するときは、当該裁判官に」、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなればならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、交付」に、「裁判所名を裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項」に、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなれば」を「発しなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなればならない旨

二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることが

できず税関職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなればならない旨

第二百一十一条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7 税関職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならぬ。

第二百一十一条第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税関職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第二百二十二条第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。

第二百二十三条第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「し、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁

的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「し、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第二百二十四条中「交付」を「発付」に改める。

第二百二十六条第一項中、「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「はずし」を「外し」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令(第二百一十一条第一項第一号イ(臨検、搜索又は差押え等)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

3 税関職員は、電磁的記録提供命令(第二百一十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第二百二十八条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「は、」を「については、」に、「提示しなれば」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 許可状が書面である場合 許可状を示すこと。

二 許可状が電磁的記録である場合 財務省令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第二百一十一条第十項(第二号に係る部分に限る。)(臨検、搜索又は差押え等)の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二百二十八条に次の三項を加える。 2 税関職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入るができる。 3 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならぬ。 4 税関職員が電磁的記録提供命令をする場合（第二項の許可を受けた場合に限る。）においては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができ。 一 錠を外すこと。 二 何人に対しても、税関職員の許可を受けないで当該措置をとる場所に入入りすることとを禁止すること。 三 この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。 第二百二十九条及び第三百十条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。 第三百三十一条第一項中「差押え又は記録命令付差押えを」又は「差押え」に改める。 第三百三十二条中「差押え又は記録命令付差押え」を「若しくは差押え」に、「ときは、」を「とき又は電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一項第一号イ（臨検、搜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」に、「差押物件若しくは記録命令付差押物件を」若しくは「差押物件」に、「」を	「」若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」に、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。 2 電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその記録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならぬ。 3 前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができぬ。 第三百三十三条第一項中「差押物件又は記録命令付差押物件を」又は「差押物件」に改める。 第三百三十四条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一項第一号イ（臨検、搜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第二項及び第三項中「記録命令付差押物件を」記録媒体」に改める。 第三百三十五条第一項中「第二百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえたを」次の各号に掲げる」に、「差押えを受けた」及び「当該差押えを受けたを」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。 一 第二百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体 差押えを受けた者 二 電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一項第一号イ（臨検、搜索又は差押え等）に掲	げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者 第三百三十五条の次に次の一条を加える。 （電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写） 第三百三十五条の二 税関職員は、電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一項第一号ロ（臨検、搜索又は差押え等）に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。 2 第三百三十四条第二項（領置物件等の還付等）の規定は、前項の規定による複写について準用する。 3 前項において準用する第三百三十四条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。 第三百三十六条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録（次項及び第六項において「物件」という。）に改め、同条第二項中「第四項及び第五項を」第六項及び第八項に改め、同条第五項中「前項の許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 一 第四項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。	二 第四項の許可状が電磁的記録である場合 財務省令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。 第三百三十六条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。 7 第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。 一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。 二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。 第三百三十六条第三項の次に次の二項を加える。 4 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を税関職員に発
--	---	---	---

5 前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第三百三十七条の見出しを「臨検、搜索又は差押えの夜間執行の制限等」に改め、同条第一項中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第二項中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二百二十八条第二項許可状の提示等の規定にかかわらず、日没から日出までの間には、許可状（同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所での公開した時間内に入る場合は、この限りでない。

第三百三十八条中「差押え若しくは記録命令付差押え」を若しくは差押えに改める。
第三百三十九条中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第四百四十条の見出し中「交付」を「提供」に改め、同条中「を交付しなければ」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む。」を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。
第四百四十一条第一項中「を作成し」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

関税定率法等の一部を改正する法律案

条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを「に」、「質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書
二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合
合 調書の内容を表示したもの
第四百四十一条第三項中「差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書
二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合
合 調書の内容を表示したもの
第四百四十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置」を「領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書
二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合
合 調書の内容を表示したもの
第四百四十一条第二項を同条第三項とし、同条第二項中「又は領置」を「領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書
二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合
合 調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。
第四百四十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の調書には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならぬ。ただし、質問を受けた者が当該措置

置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書
に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合
合 調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第四百四十一条に次の一項を加える。

5 前項の調書には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならぬ。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書
に署名押印すること。

二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合
合 調書に財務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第四百四十六条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一項第一号イ（臨検、搜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改める。

第四百四十八条第二項中「をもつて」を「により又は財務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織・検査官の使用に係る電子計算機と税関職員の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により」に、「第四百四十一条各項」を「第四百四十一条第一項、第三項又は第四項」に、「添付し」を添えて、「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付

差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第三項中「差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第四項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一号イ（臨検、搜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定により電磁的記録提供命令（第二百二十一条第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検査官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第二百二条の二第一項（電磁的記録提供命令）に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

第四百四十九条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

第八条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第八条の五第一項中「第八条第一項若しくは第二項」の下に「、第八条の二第一項」を加える。

別表第一第一八〇六・一〇号中「一九％」を「二七・七％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二九・九％」を「二八・九％」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二一・二％」を「二〇・一％」に改め、同表第二二〇六・一〇号中「五・八％」を「三・九％」に改め、同表第二二〇六・九〇号中「二一・二％」を「二〇・一％」に改め、同表第二七・一〇項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税定率法第十九条の二の改正規定及び第二条の規定（同条中関税法第九条の八第三項の改正規定、同法第一百五十一条の改正規定、同法第八十八条の四から第一百二十二条の二までの改正規定、同法第一百三十三条の二の改正規定（者）を「場合」には、当該違反行為をした者」に改める部分に限る。）、同法第一百二十四条の二の改正規定、同法第一百五十五条の二の改正規定（同条第七号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改め、同条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号中「保税蔵置場」についての規定の準用」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に一号を加え、同条第八号を同条第九号とし、

し、同条第七号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第一百六条の改正規定（及び第十六号を「第十一号及び第十八号」に改める部分を除く。）及び同法第一百七条第一項の改正規定（第一百二十二条までを「第一百二十二条の二まで」に、「）、第一百二十二条の二（用途外）を「用途外」に改める部分に限る。）並びに次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条の規定 令和八年六月一日

二 第二条中関税法第七条の五第二号の改正規定、同法第一百三十三条の二を同法第一百三十三条の三とする改正規定、同法第一百三十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条第一項の改正規定（第一百三十三条の二の下に「電磁的記録提供命令に違反する等の罪」、第一百二十三号の三を加える部分に限る。）、同法第二百一十一条から第二百二十四条までの改正規定、同法第二百二十六条の改正規定、同法第二百二十八条（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二百二十九条から第三百三十五条までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百三十六條の改正規定、同法第三百三十七條（見出しを含む。）、の改正規定、同法第三百三十八條の改正規定、同法第三百三十九條の改正規定、同法第四百四十條（見出しを含む。）、の改正規定、同法第四百四十一條の改正規定、同法第四百四十六條第一項の改正規定、同法第四百四十八條の改正規定及び同法第四百四十九條の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十條の規定 令和九年十月一日

三 第一条中関税定率法第四条の六（見出しを含む。）、の改正規定 令和十年四月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）、の施行の際現に指定保税地域（関税法第三十七条第一

項に規定する指定保税地域をいう。次項及び第三項において同じ。）、において貨物を管理する者は、第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）、第四十一条の二の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第一号施行日」という。）、から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十一条の二に規定する規則を定め、税関長に届け出なければならない。

2 第二条の規定の施行の際現に指定保税地域において貨物を管理する者に係る新関税法第四十一条の三の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日以後の当該指定保税地域において貨物を管理する者の業務について適用する。

3 第二条の規定の施行の際現に指定保税地域において貨物を管理する者に係る新関税法第四十一条の四第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日以後にした当該指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合にはその役員を含む。）、又はその代理人、支配人その他の従業者の行為について適用し、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該指定保税地域において貨物を管理する者が新関税法第四十一条の二の規定による届出をする日のいずれか早い日以前にした当該指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合にはその役員を含む。）、又はその代理人、支配人その他の従業者の行為については、なお従前の例による。

4 新関税法第四十三条（第十一号に係る部分に

限り、新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）、の規定は、第一号施行日以後にされる関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項の許可（以下この条において「保税蔵置場等の許可」という。）、の申請について適用し、第一号施行日前にされた保税蔵置場等の許可の申請（以下この項、第六項及び第八項において「施行日前許可申請」という。）、については、なお従前の例による。この場合において、施行日前許可申請をした者であつて、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものは、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十三条第十一号（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、に規定する規則を定めなければならない。

5 第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者は、第一号施行日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定めなければならない。

6 施行日前許可申請をした者であつて、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものに係る新関税法第四十五条の二（新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。）、の規定は、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該保税蔵置場等の許可を受けた者の業務について適用する。

7 第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者に係る新関税法第四十五条

の二の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けている者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該保税蔵置場等の許可を受けている者の業務について適用する。

8 施行日前許可申請をした者であつて、第一号施行日以後に保税蔵置場等の許可を受けたものに係る新関税法第四十八条第一項第三号に係る部分に限り、新関税法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定は、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該保税蔵置場等の許可を受けた者の行為について適用し、当該保税蔵置場等の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該保税蔵置場等の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

9 第二条の規定の施行の際現に保税蔵置場等の許可を受けている者に係る新関税法第四十八条第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けている者が新関税法第四十三条第十一号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該保税蔵置場等の許可を受けている者の行為について適用し、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該保税蔵置場等の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該保税蔵置場等の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

10 新関税法第六十二条の八第二項(第七号に係る部分に限る。の規定は、第一号施行日以後にされる関税法第六十二条の八第一項の許可以下この条において「総合保税地域の許可」という。)の申請について適用し、第一号施行日前にされた総合保税地域の許可の申請(以下この項、第十二項及び第十四項において「施行日前許可申請」という。)については、なお従前の例による。この場合において、施行日前許可申請をした者であつて、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたもの(当該総合保税地域の許可を受けた者以外にその許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第十二項及び第十四項において同じ。)は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

関税定率法等の一部を改正する法律案

る部分に限る。の規定は、第一号施行日以後にされる関税法第六十二条の八第一項の許可以下この条において「総合保税地域の許可」という。)の申請について適用し、第一号施行日前にされた総合保税地域の許可の申請(以下この項、第十二項及び第十四項において「施行日前許可申請」という。)については、なお従前の例による。この場合において、施行日前許可申請をした者であつて、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたもの(当該総合保税地域の許可を受けた者以外にその許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第十二項及び第十四項において同じ。)は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

11 第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者(当該総合保税地域の許可を受けている者以外にその許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第十三項及び第十五項において同じ。)は、第一号施行日から起算して四月を経過する日までの間に、新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定めなければならない。

12 施行日前許可申請をした者であつて、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたものに係る新関税法第六十二条の十五において準用する新関税法第四十五条の二の規定は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後の当該総合保税地域の許可を受けた者の業務について適用する。

13 第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者に係る新関税法第六十二条の十五において準用する新関税法第四十五条の二の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にされた当該総合保税地域の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

14 施行日前許可申請をした者であつて、第一号施行日以後に総合保税地域の許可を受けたものに係る新関税法第六十二条の十四第一項(第三号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定は、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該総合保税地域の許可を受けた者の行為について適用し、当該総合保税地域の許可の日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日前にした当該総合保税地域の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

15 第二条の規定の施行の際現に総合保税地域の許可を受けている者に係る新関税法第六十二条の十四第一項の規定は、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けている者が新関税法第六十二条の八第二項第七号に規定する規則を定める日のいずれか早い日以後にした当該総合保税地域の許可を受けた者の行為について適用し、第一号施行日から起算して四月を経過した日又は当該総合保税地域の許可を受けた者が当該規則を定める日のいずれか早い日以前にした当該総合保税地域の許可を受けた者の行為については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。
第三条 令和九年十月一日前に第二条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。附則第十条において同じ。)による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という。)第十一章第一節の規定により記録命令付差押え(旧関税法第二百二十一条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この項において同じ。)に係る旧関税法第二百二十一条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「領置、差押え又は記録命令付差押えをした場合」を「領置若しくは差押えをした場合又は電磁的記録提供命令(関税法第百二十一条第一項第一号イ(臨検、搜索又は差押え等)に掲げる方法により提供を命ずるもの

に限る。以下この項において同じ。により提出させた場合」に、「記録命令付差押えの事由」を「電磁的記録提供命令の事由」に、「領置、差押え又は記録命令付差押えをした事由」を「領置若しくは差押えをし、又は電磁的記録提供命令により提出させた事由」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該」を「その」に改め、同項第一号中「の還付」を削り、同項第二号中「の還付」を「（同法第八条の二十六項（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）に改め、同項第四号中「特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付」を「関税の緊急措置」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「暫定緊急関税の還付」を「緊急関税等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 関稅定率法第八條の二第十四項

第十四条第二項中「及び第二号」を「第二号」に、「（一）を（二）及び第三号」に改め、同条第三項中「及び第三号」を「第二号」に、「（一）を（二）及び第三号」に、「関稅定率法第七條第二十九項又は第八條第三十二項の規定による還付の請求があつた日」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」に、「充當 国税通則法」を「充當 同法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 関稅定率法第七條第二十九項の規定による還付の請求があつた場合 当該還付の請求があつた日

二 関稅定率法第八條第三十二項（同法第八

条の二十六項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求があつた場合 当該還付の請求があつた日

三 関稅定率法第八條の二十項の規定による求めがあつた場合 当該求めがあつた日と当該求めに係る同条第一項の規定により関税が課された課税物品に係る消費税の納付があつた日とのいずれか遅い日

（租稅特別措置法の一部改正）

第八条 租稅特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 関稅定率法別表第二七〇・二二〇号の

の（一）のCの（a）又は第二七〇・二二〇号の（一）のCの（a）に掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三 関稅定率法別表第二七〇・二二〇号の

の（二）のBの（a）、第二七〇・一九号の（一）のBの（a）若しくは第二七〇・二二〇号の（一）のBの（a）に掲げる灯油又は同表第二七〇・二二〇号の（一）のBの（a）、第二七〇・一九号の（一）のBの（a）若しくは第二七〇・二二〇号の（一）のBの（a）に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第九条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「された」を「がされた」に、「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、「限る。以下この項の下に」及び次項を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、関稅定率法第八条第一項の規定により同項に規定する不当廉売関税が課されている場合において、同法第八条の二第二項に規定する貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠があると認め、かつ、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第四項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第十条 電磁的記録提供命令（第二条の規定による改正後の関稅法第二百一十一条第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報保護がより重要となつていくことに鑑み、できる限り関稅法に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

外交防衛委員長 里見 隆治

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在ラトビア日本大使館の位置の地名を改めること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の配偶者手当の見直しを行うこと、在外公館に勤務する外務公務員の同行子女手当を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在外単身赴任手当を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の国内の留守宅に係る住居手当を支給すること、在外公館に勤務する外務公務員の子教育手当のうち、幼稚園に相当する教育施設に係る加算額の限度額を改定すること及びその他所要の改正を行うことを内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い、令和八年度一般会計予算（外務省所管）に同行子女手当の新設、在外単身赴任手当の新設及び国内の留守宅に係る住居手当の支給に係る経費として十二億八千五百九十八万二千元が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和八年三月十三日
衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「扶養手当」の下に、「住居手当」を加え、同条第二項中「この法律中に特別の規定がある場合を除く外」を「この法律に特別の規定がある場合を除き」に改め、「昭和二十四年法律第二百五十二号」の下に「。第四条第一項において「特別職給与法」という。」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「扶養手当」の下に、「住居手当」を加え、「この法律中に特別の規定がある場合を除くほか」を「この法律に特別の規定がある場合を除き」に改め、「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「。以下この項及び第四条第一項において「一般職給与法」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、住居手当の支給については、第六条第七項の規定により在外単身赴任手

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号

当を支給される在外職員を一般職給与法第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、一般職給与法第十一条の十(第一項第二号及び第二項第二号に係る部分に限る。)の規定を適用し、同条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、適用しない。
第三条中「扶養手当」の下に、「住居手当」を加える。

第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律」を「特別職給与法」に、「並びに一般職の職員の給与に関する法律」を「及び一般職給与法」に、「及び第十一条第五項」を「の規定並びに一般職給与法第十一条第五項及び第十一条の十三第三項の人事院規則」に改め、同項ただし書中「別段」を「特別」に改め、同条第四項中「認めるときは」の下に「、在勤手当のうち」を加え、「住居手当」を「在外住居手当」に、「第十二条の二第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第六条第一項中「住居手当、配偶者手当」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当」に改め、「子女教育手当」の下に「、在外単身赴任手当」を加え、同条第三項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第四項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「在外職員を除く」を「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、主として当該在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。第七項を除き、以下同じ」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 在外単身赴任手当は、在外職員のうち次に掲げるものに支給する。ただし、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)の住居から

在勤する在外公館に通勤することが、通勤距離等を考慮して外務省令で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

一 本邦に所在する官署から在外公館への異動又は在外職員としての採用に伴い、本邦から本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の外務省令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた在外職員で、単身で生活することを常況とするもの

二 在外公館を異にする異動、在勤する在外公館の移転又は在外職員としての採用(以下この号において「異動等」という。)に伴い、一の本邦以外の地から他の本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の外務省令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた在外職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外公館に通勤することが通勤距離等を考慮して外務省令で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする在外職員

三 その他前二号に掲げる在外単身赴任手当を支給される在外職員との権衡上必要があると認められるものとして外務省令で定める在外職員
第六條第四項の次に次の一項を加える。
5 同行子女手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「同行子女」という。)を有する在外職員に支給する。
一 在外職員と同居する十八歳未満の子
二 在外職員と同居する十八歳に達した子であつて、就学する学校(外務省令で定める学校

を除く。)において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

三 子女教育手当の支給の対象となつている子(前二号に掲げるものを除く。)
第九条中「第十条第一項」を「第十一条」に改める。
第二十三条を第三十八条とし、第二十二條を第三十七條とし、第二十一條を第三十六條とし、第二十條を第三十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(研修員手当についての外務省令への委任)
第三十五條 前二條に定めるもののほか、研修員手当の號の適用その他研修員手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。
第十九條第二項を削り、同條を第三十三條とする。

第十八條第二項中「特殊語學手当」を「前項に定めるもののほか、特殊語學手当」に改め、同條を第三十二條とし、第十七條を第三十一條とし、第十六條を第三十條とする。
第十五條の二の見出し中「支給期間」を「支給期間等」に改め、同條第一項中「その日」を「その終了する日」に改め、同條第五項を削り、同條を第二十五條とし、同條の次に次の四條を加える。
(子女教育手当についての外務省令への委任)
第二十六條 前二條に定めるもののほか、前條第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在外単身赴任手当の支給額)
第二十七條 在外単身赴任手当の月額は、六万五

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

千円を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、六万五千円)とする。

(在外単身赴任手当の支給期間)

第二十八条 在外単身赴任手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、在外職員が第六条第七項各号に掲げる在外職員に該当することとなつた日の翌日から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その在外職員がその日の前に同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた場合にあつては、同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた日の前日)まで、支給する。

2 在外単身赴任手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外単身赴任手当を支給する。

(在外単身赴任手当についての外務省令への委任)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、在外単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十五条第五項中「五万千円」を「九万三千円」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条の見出し中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条第一項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「その日」を「その終了する日」に、「配偶者」を「配偶者」に改め、同条第二項及び第三項本文中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえない」を「超えない」に、「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(同行配偶者手当についての外務省令への委任)
第十九条 前二条に定めるもののほか、前条第二

項の規定による同行配偶者手当の支給期間の特例その他同行配偶者手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(同行子女手当の支給額)

第二十条 同行子女手当の支給額は、同行子女一人につき同行子女手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む)の支給額の百分の八に相当する額とする。

(同行子女手当の支給期間)

第二十一条 同行子女手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地(第二十四条第二項第二号又は第三項の適用を受ける同行子女にあつては、当該同行子女が学校教育を受ける本邦以外の地(以下この項及び次項において「教育地」という。)に到着した日の翌日(在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地又は教育地において同行子女に該当することとなつた者である場合にあつては、同行子女に該当することとなつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その同行子女がその終了する日の前に帰国する場合にあつてはその同行子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その同行子女がその終了する日の前に同行子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては同行子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き同行子女を旧在勤地又は教育地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり同行子女手当を支給すること

ができる。

3 同行子女手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで同行子女手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の同行子女に同行子女手当を支給することができる。

(同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当)

第二十二条 同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当は、同行子女に係る分は、支給しない。

(同行子女手当についての外務省令への委任)

第二十三条 前三条に定めるもののほか、第二十一条第二項の規定による同行子女手当の支給期間の特例その他同行子女手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十三条の見出し中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「百分の二十」を「百分の十三」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の二の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第七項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同項第一号中「住居手当」を「在外住居手当」に、「第九条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同項第三号中「第九条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(在外住居手当についての外務省令への委任)

第十六条 前二条に定めるもののほか、在外住居手当の号の適用その他在外住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第二項中「住居手

当」を「在外住居手当」に改め、同項第一号イ中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。)」を削り、同号ロ中「(在外職員)」を「当該在外職員」に改め、同条第三項中「前項第二号」を「同号」に、「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第四項を削り、同条を第十四条とする。

第十一条第五項中「こえる」を「超える」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(在勤基本手当についての外務省令への委任)

第十三条 前二条に定めるもののほか、在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第九条の二第一項中「(のため)」を「その他外務省令で定める事由により」に、「(次条第一項を「次条」に、「第十三条及び第十八条第一項」を「第十七条、第二十条及び第三十二条第一項」に、「第十三条中」を「第十七条及び第二十条中」に、「第九条の二第二項前段」を「第十条第一項前段」に改め、同条第三項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条を第十条とする。

別表第一のうち一 大使館の表欧州の項中「在ラトビア日本国大使館

ラトビア

ラトビア

「在ラトビア日本国大使館

ラトビア

「に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十一条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	980,000 ^円	850,000 ^円	799,300 ^円	772,100 ^円	731,300 ^円	663,400 ^円	595,500 ^円	527,600 ^円	473,200 ^円	446,000 ^円	418,900 ^円	391,700 ^円
	インドネシア	840,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500
	カンボジア	920,000	830,000	780,100	751,300	708,100	636,100	564,100	492,100	434,500	405,700	376,900	348,100
	シンガポール	1,100,000	990,000	918,100	881,400	826,300	734,500	642,700	550,900	477,400	440,700	404,000	367,300
	スリランカ	900,000	870,000	817,900	787,600	742,100	666,300	590,500	514,700	454,100	423,800	393,500	363,200
	タイ	930,000	790,000	732,900	703,600	659,600	586,300	513,000	439,700	381,100	351,800	322,500	293,200
	大韓民国	970,000	820,000	761,500	731,000	685,400	609,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,600
	中華人民共和国	1,180,000	940,000	877,400	843,500	792,600	707,900	623,200	538,400	470,600	436,700	402,800	369,000
	ネパール	870,000	840,000	795,400	770,000	731,800	668,300	604,800	541,200	490,400	465,000	439,600	414,200
	パキスタン	950,000	870,000	825,900	800,800	763,300	700,700	638,100	575,500	525,500	500,400	475,400	450,400
	バングラデシュ	1,020,000	930,000	880,800	851,900	808,700	736,600	664,500	592,500	534,800	506,000	477,100	448,300
	東ティモール	960,000	930,000	874,400	845,800	802,900	731,500	660,100	588,600	531,500	502,900	474,300	445,800
	フィリピン	850,000	720,000	674,500	648,700	610,100	545,600	481,200	416,700	365,100	339,400	313,600	287,800
	ブータン	880,000	850,000	799,300	772,100	731,300	663,400	595,500	527,600	473,200	446,000	418,900	391,700
	ブルネイ	870,000	840,000	786,600	756,400	711,000	635,300	559,600	484,000	423,400	393,200	362,900	332,700
	ベトナム	760,000	690,000	644,800	620,200	583,300	521,800	460,300	398,900	349,700	325,100	300,500	275,900
	マレーシア	810,000	730,000	681,100	653,900	613,000	544,900	476,800	408,700	354,200	326,900	299,700	272,500
	ミャンマー	1,010,000	930,000	873,900	845,300	802,500	731,100	659,700	588,300	531,200	502,700	474,100	445,600
	モルディブ	930,000	900,000	840,000	809,200	763,000	686,000	609,000	532,000	470,400	439,600	408,800	378,000
	モンゴル	870,000	840,000	794,300	766,500	724,800	655,400	586,000	516,600	461,000	433,200	405,500	377,700
	ラオス	790,000	760,000	716,800	690,900	652,100	587,400	522,700	458,100	406,300	380,400	354,600	328,700
大洋州	オーストラリア	870,000	780,000	725,600	696,600	653,100	580,500	507,900	435,400	377,300	348,300	319,300	290,300
	キリバス	1,000,000	970,000	918,300	889,500	846,400	774,600	702,800	631,000	573,500	544,800	516,000	487,300
	クック	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	サモア	900,000	870,000	812,000	781,900	736,800	661,600	586,400	511,200	451,000	421,000	390,900	360,800
	ソロモン	940,000	910,000	857,100	827,600	783,400	709,700	636,000	562,300	503,300	473,800	444,300	414,900
	ツバル	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	トンガ	950,000	920,000	866,500	835,800	789,900	713,200	636,600	559,900	498,600	467,900	437,300	406,600
	ナウル	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700

	ニウエ	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	ニュージーンランド	810,000	780,000	730,000	700,800	657,000	584,000	511,000	438,000	379,600	350,400	321,200	292,000
	バヌアツ	910,000	870,000	816,300	784,800	737,600	659,000	580,400	501,800	438,900	407,400	376,000	344,500
	バリアニューギニア	950,000	930,000	874,100	845,600	802,700	731,300	659,900	588,500	531,300	502,800	474,200	445,700
	パオオ	930,000	900,000	842,400	809,900	761,100	679,900	598,700	517,400	452,400	419,900	387,400	355,000
	フイジー	800,000	770,000	719,100	691,600	650,200	581,300	512,400	443,500	388,300	360,800	333,200	305,700
	マーシャル ミクロネシア	1,090,000 1,020,000	1,050,000 990,000	988,600 923,900	953,100 889,300	899,800 837,500	810,900 751,100	722,000 664,700	633,200 578,300	562,100 509,200	526,500 474,700	491,000 440,100	455,500 405,600
北米	アメリカ合衆国	1,370,000	1,030,000	957,100	918,800	861,400	765,700	670,000	574,300	497,700	459,400	421,100	382,900
	カナダ	900,000	810,000	756,500	726,200	680,900	605,200	529,600	453,900	393,400	363,100	332,900	302,600
中南米	アルゼンチン	1,050,000	1,010,000	943,000	906,500	851,700	760,400	669,100	577,800	504,800	468,200	431,700	395,200
	アンティグア・バーブーダ	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ウルグアイ	1,050,000	1,010,000	946,500	909,800	854,900	763,200	671,600	579,900	506,600	469,900	433,300	396,600
	エクアドル	950,000	910,000	855,600	823,800	776,100	696,500	616,900	537,400	473,700	441,900	410,100	378,300
	エルサルバドル	900,000	870,000	815,600	787,000	744,100	672,500	600,900	529,400	472,100	443,500	414,900	386,300
	ガイアナ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	キューバ	1,240,000	1,200,000	1,130,900	1,092,800	1,035,800	940,700	845,600	750,500	674,500	636,400	598,400	560,400
	グアテマラ	1,030,000	1,000,000	938,000	904,500	854,200	770,400	686,600	602,800	535,800	502,200	468,700	435,200
	グレナダ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	コスタリカ	960,000	930,000	866,400	832,900	782,700	699,100	615,500	531,800	464,900	431,500	398,000	364,600
	コロンビア	910,000	880,000	824,300	795,300	751,800	679,400	607,000	534,600	476,600	447,600	418,700	389,700
	ジャマイカ	910,000	880,000	826,100	795,500	749,500	672,900	596,300	519,700	458,400	427,700	397,100	366,500
	スリナム	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	セントクリストファー・ネービス	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	セントビンセント	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	セントルシア	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	チリ	890,000	860,000	803,500	772,600	726,200	648,800	571,500	494,100	432,200	401,300	370,300	339,400
トミニニカ	トミニニカ	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	トミニカ共和国	940,000	910,000	858,500	828,200	782,700	706,800	631,000	555,100	494,400	464,100	433,700	403,400
	トリニダード・トバゴ	910,000	880,000	819,900	789,500	743,900	667,900	591,900	515,900	455,100	424,700	394,300	364,000
	ニカラグア	930,000	910,000	855,800	827,900	786,200	716,600	647,000	577,500	521,800	494,000	466,100	438,300
	ハイチ	1,470,000	1,420,000	1,341,100	1,297,100	1,231,000	1,120,900	1,010,800	900,700	812,600	768,500	724,500	680,500

	パナマ	840,000	820,000	762,900	734,000	690,600	618,300	546,000	473,700	415,900	387,000	358,100	329,200
	パハマ	910,000	880,000	826,100	795,500	749,500	672,900	596,300	519,700	458,400	427,700	397,100	366,500
	パラグアイ	770,000	740,000	696,000	670,600	632,400	568,800	505,200	441,600	390,700	365,300	339,800	314,400
	バルバドス	1,100,000	1,070,000	995,900	958,400	902,300	808,700	715,100	621,500	546,700	509,200	471,800	434,400
	ブラジル	890,000	800,000	748,000	719,300	676,200	604,400	532,600	460,800	403,400	374,600	345,900	317,200
	ベネズエラ	1,020,000	990,000	934,300	903,300	856,800	779,400	702,000	624,600	562,600	531,600	500,700	469,700
	ペルー	900,000	870,000	811,800	782,100	737,600	663,400	589,200	515,100	455,700	426,000	396,400	366,700
	ボリビア	920,000	890,000	833,400	802,400	756,000	678,700	601,400	524,000	462,200	431,200	400,300	369,400
	ホンジュラス	1,030,000	1,000,000	942,300	911,800	866,000	789,800	713,600	637,400	576,400	545,900	515,400	484,900
	メキシコ	950,000	920,000	866,100	837,900	795,500	724,900	654,300	583,700	527,200	498,900	470,700	442,500
		950,000	920,000	859,500	826,300	776,600	693,600	610,700	527,700	461,300	428,200	395,000	361,800
欧州	アイスランド	1,010,000	980,000	909,600	873,200	818,700	727,700	636,700	545,800	473,000	436,600	400,200	363,900
	アイルランド	890,000	860,000	800,100	768,100	720,100	640,100	560,100	480,100	416,100	384,100	352,100	320,100
	アゼルバイジャン	750,000	720,000	673,900	648,100	609,500	545,100	480,700	416,300	364,800	339,100	313,300	287,600
	アルバニア	970,000	940,000	875,300	842,600	793,700	712,200	630,700	549,200	483,900	451,300	418,700	386,100
	アルメニア	790,000	760,000	715,600	689,400	650,100	584,500	518,900	453,400	400,900	374,700	348,500	322,300
	アンドラ	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	イタリヤ	940,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ウクライナ	1,040,000	1,010,000	957,300	928,600	885,500	813,800	742,100	670,400	613,000	584,300	555,600	526,900
	ウズベキスタン	770,000	740,000	696,000	670,600	632,400	568,800	505,200	441,600	390,700	365,300	339,800	314,400
	英国	1,210,000	1,020,000	950,000	912,000	855,000	760,000	665,000	570,000	494,000	456,000	418,000	380,000
	エストニア	760,000	730,000	679,400	652,200	611,400	543,500	475,600	407,600	353,300	326,100	298,900	271,800
	オーストリア	1,050,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	オランダ	940,000	910,000	846,800	812,900	762,100	677,400	592,700	508,100	440,300	406,400	372,600	338,700
	カザフスタン	870,000	840,000	787,600	760,100	718,900	650,100	581,300	512,600	457,600	430,100	402,600	375,100
	北マケドニア	710,000	690,000	643,500	619,000	582,200	520,800	459,500	398,100	349,000	324,500	299,900	275,400
	キプロス	800,000	770,000	719,600	690,800	647,700	575,700	503,700	431,800	374,200	345,400	316,600	287,900
	ギリシャ	810,000	780,000	724,000	695,000	651,600	579,200	506,800	434,400	376,500	347,500	318,600	289,600
	キルギス	790,000	760,000	723,600	701,100	667,300	610,900	554,500	498,200	453,100	430,500	408,000	385,500
	クロアチア	820,000	790,000	733,500	704,200	660,200	586,800	513,500	440,100	381,400	352,100	322,700	293,400
	コソボ	730,000	710,000	663,500	638,600	601,200	538,800	476,500	414,100	364,200	339,300	314,300	289,400
	サンマリノ	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ジョージア	810,000	780,000	735,500	708,500	668,000	600,400	532,900	465,300	411,300	384,200	357,200	330,200

スエス	1,310,000	1,260,000	1,172,100	1,125,200	1,054,900	937,700	820,500	703,300	609,500	562,600	515,700	468,900
スウェーデン	900,000	870,000	809,500	777,100	728,600	647,600	566,700	485,700	420,900	388,600	366,200	323,800
スペイン	850,000	820,000	766,000	735,400	689,400	612,800	536,200	459,600	398,300	367,700	337,000	306,400
スロバキア	920,000	880,000	823,100	790,200	740,800	658,500	576,200	493,900	428,000	395,100	362,200	329,300
スロベニア	810,000	780,000	727,800	698,600	655,000	582,200	509,400	436,700	378,400	349,300	320,200	291,100
セルビア	810,000	780,000	733,000	704,900	662,700	592,400	522,100	451,800	395,600	367,400	339,300	311,200
タジキスタン	920,000	900,000	848,800	822,800	783,900	719,000	654,100	589,300	537,400	511,400	485,500	459,500
チェコ	930,000	900,000	838,300	804,700	754,400	670,600	586,800	503,000	435,900	402,400	368,800	335,300
デンマーク	1,000,000	960,000	897,100	861,200	807,400	717,700	628,000	538,300	466,500	430,600	394,700	358,900
ドイツ	970,000	870,000	812,800	780,200	731,500	650,200	568,900	487,700	422,600	390,100	357,600	325,100
トルクメニスタン	1,380,000	1,330,000	1,249,500	1,205,900	1,140,600	1,031,600	922,700	813,700	726,500	683,000	639,400	595,800
ノルウェー	970,000	940,000	874,500	839,500	787,100	699,600	612,200	524,700	454,700	419,800	384,800	349,800
バチカン	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
ハンガリー	850,000	820,000	761,300	730,800	685,100	609,000	532,900	456,800	395,900	365,400	335,000	304,500
フィンランド	980,000	940,000	879,600	844,400	791,700	703,700	615,700	527,800	457,400	422,200	387,000	351,900
フランス	1,040,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
ブルガリア	830,000	800,000	741,100	711,500	667,000	592,900	518,800	444,700	385,400	355,700	326,100	296,500
ベラルーシ	830,000	800,000	756,900	730,600	691,200	625,500	559,800	494,100	441,600	415,300	389,000	362,800
ベルギー	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
ポーランド	830,000	800,000	748,500	718,600	673,700	598,800	524,000	449,100	389,200	359,300	329,300	299,400
ボスニア・ヘルツェゴビナ	720,000	700,000	651,600	626,800	589,500	527,300	465,100	403,000	353,200	328,400	303,500	278,700
ボルトガル	820,000	790,000	734,800	705,400	661,300	587,800	514,300	440,900	382,100	352,700	323,300	293,900
マルタ	760,000	730,000	679,300	652,100	611,300	543,400	475,500	407,600	353,200	326,000	298,900	271,700
モナコ	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
モルドバ	810,000	790,000	736,400	709,300	668,700	601,100	533,500	465,800	411,700	384,700	357,600	330,600
モンテネグロ	810,000	780,000	733,000	704,900	662,700	592,400	522,100	451,800	395,600	367,400	339,300	311,200
ラトビア	890,000	860,000	799,300	767,300	719,300	639,400	559,500	479,600	415,600	383,600	351,700	319,700
リトアニア	840,000	810,000	755,300	725,000	679,700	604,200	528,700	453,200	392,700	362,500	332,300	302,100
リヒテンシュタイン	1,310,000	1,260,000	1,172,100	1,125,200	1,054,900	937,700	820,500	703,300	609,500	562,600	515,700	468,900
ルーマニア	790,000	760,000	708,600	680,300	637,800	566,900	496,000	425,200	368,500	340,100	311,800	283,500
ルクセンブルク	900,000	860,000	804,300	772,100	723,800	643,400	563,000	482,600	418,200	386,000	353,900	321,700
ロシア	1,080,000	870,000	815,800	785,500	740,200	664,600	589,000	513,500	453,000	422,800	392,500	362,300

中東	アンガニスタン	980,000	950,000	907,400	881,500	842,600	777,900	713,200	648,400	596,600	570,700	544,800	519,000
	アラブ首長国連邦	1,010,000	970,000	906,000	869,800	815,400	724,800	634,200	543,600	471,100	434,900	398,600	362,400
	イエメン	1,260,000	1,220,000	1,151,800	1,115,300	1,060,600	969,400	878,200	787,100	714,100	677,600	641,200	604,700
	イスラエル	1,220,000	1,100,000	1,028,400	988,400	928,500	828,700	728,900	629,000	549,200	509,200	469,300	429,400
	イラク	1,000,000	980,000	927,400	900,700	860,600	793,900	727,200	660,400	607,000	580,300	553,600	527,000
	イラン	920,000	900,000	848,500	821,800	781,700	714,800	648,000	581,100	527,600	500,900	474,100	447,400
	オマーン	890,000	860,000	802,900	772,000	725,600	648,300	571,000	493,700	431,900	401,000	370,100	339,200
	カタール	940,000	910,000	846,800	814,100	765,100	683,400	601,700	520,100	454,700	422,000	389,400	356,700
	クウェート	930,000	900,000	842,900	811,600	764,600	686,300	608,000	529,700	467,100	435,800	404,500	373,200
	サウジアラビア	1,090,000	1,060,000	994,800	961,400	911,300	827,800	744,300	660,900	594,100	560,700	527,300	493,900
	シリア	870,000	850,000	799,400	773,800	735,400	671,500	607,600	543,600	492,500	466,900	441,300	415,800
	トルコ	960,000	920,000	864,000	831,000	781,600	699,200	616,800	534,400	468,500	435,500	402,600	369,600
	バーレーン	870,000	840,000	784,000	753,800	708,600	633,200	557,800	482,400	422,100	391,900	361,800	331,600
	ヨルダン	850,000	830,000	773,800	745,200	702,400	631,000	559,600	488,300	431,200	402,600	374,100	345,500
	レバノン	820,000	800,000	750,500	724,500	685,500	620,400	555,400	490,300	438,300	412,200	386,200	360,200
	アラジェリア	900,000	870,000	821,100	792,300	749,000	676,900	604,800	532,700	475,000	446,100	417,300	388,500

アフリカ	アンゴラ	1,050,000	1,020,000	963,000	932,500	886,700	810,400	734,100	657,800	596,800	566,200	535,700	505,200
	ウガンダ	980,000	950,000	897,800	868,200	824,000	750,200	676,400	602,700	543,600	514,100	484,600	455,100
	エジプト	760,000	690,000	645,600	622,600	588,100	530,500	472,900	415,400	369,300	346,300	323,300	300,300
	エスワチニ	800,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700
	エチオピア	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	エリトリア	1,320,000	1,280,000	1,205,300	1,166,600	1,108,700	1,012,200	915,700	819,200	741,900	703,300	664,700	626,100
	ガーナ	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
	カーボベルデ	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ガボン	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
	カメルーン	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
	ガンビア	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ギニア	1,280,000	1,240,000	1,169,600	1,132,400	1,076,700	983,700	890,700	797,800	723,400	686,200	649,000	611,900
	ギニアビサウ	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
	ケニア	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300
	コートジボワール	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
	コモロ	990,000	960,000	907,300	879,000	836,500	765,800	695,100	624,400	567,800	539,500	511,200	482,900
	コンゴ共和国	1,350,000	1,310,000	1,231,900	1,192,200	1,132,700	1,033,500	934,300	835,100	755,800	716,100	676,400	636,800

コンゴ民主共和国	1,350,000	1,310,000	1,231,900	1,192,200	1,132,700	1,033,500	934,300	835,100	755,800	716,100	676,400	636,800
サントメ・プリンシペ	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
ザンビア	810,000	790,000	749,800	727,000	692,800	635,800	578,800	521,900	476,300	453,500	430,700	407,900
シエラレオネ	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
ジブチ	1,170,000	1,140,000	1,073,800	1,038,800	986,400	899,000	811,600	724,300	654,400	619,400	584,500	549,500
ジンバブエ	1,270,000	1,230,000	1,163,800	1,126,000	1,069,400	975,000	880,600	786,300	710,800	673,000	635,300	597,500
スーダン	1,210,000	1,180,000	1,110,400	1,075,600	1,023,300	936,300	849,300	762,200	692,600	657,800	623,000	588,200
セーシェル	830,000	800,000	750,100	722,500	681,100	612,100	543,100	474,100	418,900	391,300	363,700	336,100
赤道ギニア	1,190,000	1,150,000	1,081,600	1,044,800	989,500	897,300	805,100	713,000	639,200	602,400	565,500	528,700
セネガル	1,110,000	1,080,000	1,015,600	982,200	932,100	848,500	764,900	681,400	614,500	581,100	547,700	514,300
ソマリア	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300
タンザニア	900,000	870,000	824,000	797,400	757,600	691,200	624,800	558,400	505,300	478,700	452,200	425,600
チャド	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
中央アフリカ	1,110,000	1,070,000	1,012,800	980,200	931,500	850,200	768,900	687,700	622,600	590,100	557,600	525,100
チュニジア	740,000	710,000	669,300	644,900	608,300	547,400	486,500	425,600	376,800	352,400	328,100	303,700
トーゴ	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
ナイジェリア	1,060,000	1,030,000	980,300	950,600	906,200	832,200	758,200	684,200	624,900	595,300	565,700	536,100
ナミビア	830,000	800,000	751,900	725,800	686,700	621,500	556,300	491,100	439,000	412,900	386,800	360,800
ニジェール	1,140,000	1,110,000	1,043,300	1,009,500	958,900	874,600	790,300	706,000	638,500	604,800	571,000	537,300
ブルキナファソ	1,100,000	1,070,000	1,014,900	983,900	937,400	859,900	782,400	704,900	642,900	611,900	580,900	550,000
ブルンジ	840,000	810,000	769,300	744,900	708,300	647,400	586,500	525,600	476,800	452,400	428,100	403,700
ベナン	1,010,000	980,000	930,000	900,800	857,000	784,000	711,000	638,000	579,600	550,400	521,200	492,000
ボツワナ	830,000	800,000	757,900	732,400	694,100	630,300	566,500	502,700	451,700	426,200	400,700	375,200
マダガスカル	990,000	960,000	907,300	879,000	836,500	765,800	695,100	624,400	567,800	539,500	511,200	482,900
マラウイ	1,040,000	1,010,000	953,100	923,000	877,800	802,500	727,200	651,900	591,600	561,500	531,400	501,300
マリ	1,120,000	1,090,000	1,034,100	1,002,400	954,700	875,300	795,900	716,500	652,900	621,200	589,400	557,700
南アフリカ共和国	860,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700
南スーダン	1,270,000	1,240,000	1,167,300	1,130,200	1,074,500	981,800	889,100	796,400	722,200	685,100	648,000	610,900
モーリシャス	830,000	810,000	759,800	733,400	693,800	627,800	561,800	495,900	443,100	416,700	390,300	363,900
モーリタニア	1,060,000	1,030,000	972,000	941,900	896,800	821,600	746,400	671,200	611,000	581,000	550,900	520,800
モザンビーク	950,000	920,000	872,300	845,400	805,000	737,800	670,600	603,400	549,600	522,700	495,800	468,900
モロッコ	830,000	800,000	748,300	719,500	676,400	604,600	532,800	461,000	403,500	374,800	346,000	317,300
リビア	780,000	760,000	722,900	702,000	670,600	618,300	566,000	513,700	471,900	451,000	430,100	409,200

リベリア	1,190,000	1,160,000	1,088,600	1,052,300	997,800	906,900	816,000	725,200	652,500	616,100	579,800	543,500
ルワンダ	840,000	810,000	769,300	744,900	708,300	647,400	586,500	525,600	476,800	452,400	428,100	403,700
レソト	800,000	780,000	729,100	702,800	663,200	597,300	531,400	465,500	412,700	386,400	360,000	333,700

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	800,000 ^円	776,800 ^円	735,700 ^円	667,300 ^円	598,900 ^円	530,500 ^円	475,700 ^円	448,400 ^円	421,000 ^円	393,700 ^円
	チェンナイ	830,000	805,000	762,200	690,800	619,500	548,100	491,000	462,500	433,900	405,400
	ベンガロール	820,000	793,400	751,400	681,200	611,100	540,900	484,800	456,700	428,700	400,600
	ムンバイ	860,000	812,300	769,000	696,900	624,800	552,700	495,000	466,100	437,300	408,500
	スラバヤ	690,000	643,600	607,100	546,300	485,500	424,700	376,100	351,800	327,500	303,200
	デンバサル	620,000	602,500	566,700	507,100	447,500	387,800	340,100	316,300	292,400	268,600
	メダン	630,000	614,000	579,400	521,700	464,000	406,300	360,100	337,000	313,900	290,900
	チェンマイ	690,000	663,700	622,200	553,100	484,000	414,800	359,500	331,900	304,200	276,600
	済州	760,000	731,000	685,400	609,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,600
	釜山	750,000	696,600	653,100	580,500	507,900	435,400	377,300	348,300	319,300	290,300
	広州	850,000	790,900	741,500	659,100	576,700	494,300	428,400	395,500	362,500	329,600
	上海	940,000	871,800	817,300	726,500	635,700	544,900	472,200	435,900	399,600	363,300
	重慶	790,000	737,500	693,300	619,600	545,900	472,200	413,200	383,800	354,300	324,800
	瀋陽	800,000	746,000	701,300	626,700	552,100	477,500	417,900	388,000	358,200	328,400
	青島	790,000	732,100	686,400	610,100	533,800	457,600	396,600	366,100	335,600	305,100
	香港	1,100,000	1,020,700	956,900	850,600	744,300	638,000	552,900	510,400	467,800	425,300
	カラチ	840,000	797,900	761,800	701,600	641,400	581,200	533,000	509,000	484,900	460,800
大洋州	セブ	620,000	602,300	566,500	506,900	447,300	387,700	340,000	316,100	292,300	268,500
	ダバオ	620,000	602,300	566,500	506,900	447,300	387,700	340,000	316,100	292,300	268,500
	ダナン	600,000	582,200	547,700	490,200	432,700	375,200	329,100	306,100	283,100	260,100
	ホーチミン	700,000	653,200	614,200	549,300	484,400	419,500	367,500	341,600	315,600	289,700
	ベトナム	660,000	639,600	599,600	533,000	466,400	399,800	346,500	319,800	293,200	266,500
大洋州	シドニー	750,000	701,500	657,700	584,600	511,500	438,500	380,000	350,800	321,500	292,300
	パース	710,000	689,400	646,300	574,500	502,700	430,900	373,400	344,700	316,000	287,300
	ブリスベン	750,000	692,900	649,600	577,400	505,200	433,100	375,300	346,400	317,600	288,700
	メルボルン	780,000	722,500	677,400	602,100	526,800	451,600	391,400	361,300	331,200	301,100
	オークランド	730,000	706,400	662,300	588,700	515,100	441,500	382,700	353,200	323,800	294,400

北米	アトランタ	980,000	912,500	855,500	760,400	665,400	570,300	494,300	456,200	418,200	380,200
	サンフランシスコ	1,050,000	970,600	909,900	808,800	707,700	606,600	525,700	485,300	444,800	404,400
	シアトル	990,000	917,000	859,700	764,200	668,700	573,200	496,700	458,500	420,300	382,100
	シカゴ	1,040,000	965,400	905,100	804,500	703,900	603,400	522,900	482,700	442,500	402,300
	デトロイト	930,000	860,600	806,900	717,200	627,600	537,900	466,200	430,300	394,500	358,600
	デンバー	910,000	882,100	827,000	735,100	643,200	551,300	477,800	441,100	404,300	367,600
	ナッシュビル	970,000	901,700	845,300	751,400	657,500	563,600	488,400	450,800	413,300	375,700
	ニューヨーク	1,200,000	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
	ハガツニヤ	840,000	815,400	764,400	679,500	594,600	509,600	441,700	407,700	373,700	339,800
	ヒューストン	960,000	886,800	831,400	739,000	646,600	554,300	480,400	443,400	406,500	369,500
	ボストン	1,050,000	971,900	911,100	809,900	708,700	607,400	526,400	485,900	445,400	405,000
	ホノルル	1,010,000	935,500	877,100	779,600	682,200	584,700	506,700	467,800	428,800	389,800
	マイアミ	930,000	867,100	812,900	722,600	632,300	542,000	469,700	433,600	397,400	361,300
	ロサンゼルス	1,050,000	970,200	909,600	808,500	707,400	606,400	525,500	485,100	444,700	404,300
中南米	カルガリー	730,000	706,000	661,800	588,300	514,800	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200
	トロント	800,000	746,000	699,400	621,700	544,000	466,300	404,100	373,000	341,900	310,900
	バンクーバー	820,000	760,000	712,500	633,300	554,100	475,000	411,600	380,000	348,300	316,700
	モントリオール	760,000	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500
	クリチバ	730,000	706,900	664,600	594,100	523,600	453,100	386,700	368,500	340,300	312,100
	サンパウロ	840,000	780,600	735,600	660,500	585,400	510,400	450,300	420,300	390,300	360,300
	マナウス	790,000	770,900	729,000	659,100	589,200	519,300	463,400	435,500	407,500	379,600
	リオデジャネイロ	820,000	767,600	723,400	649,700	576,000	502,300	443,300	413,800	384,300	354,900
	レシフェ	730,000	710,200	669,500	601,800	534,100	466,400	412,200	385,100	358,000	330,900
	レオン	770,000	749,200	704,200	629,300	554,400	479,500	419,500	389,600	359,600	329,700
欧州	ミラノ	850,000	784,800	735,800	654,000	572,300	490,500	425,100	392,400	359,700	327,000
	エディンバラ	900,000	872,800	818,200	727,300	636,400	545,500	472,700	436,400	400,000	363,700
	バルセロナ	780,000	749,200	702,300	624,300	546,300	468,200	405,800	374,600	343,400	312,200
	デュッセルドルフ	840,000	776,500	728,000	647,100	566,200	485,300	420,600	388,300	355,900	323,600
	ハンブルク	800,000	775,700	727,200	646,400	565,600	484,800	420,200	387,800	355,500	323,200
	フランクフルト	840,000	776,300	727,800	646,900	566,000	485,200	420,500	388,100	355,800	323,500
	ミュンヘン	810,000	780,100	731,400	650,100	568,800	487,600	422,600	390,100	357,600	325,100
	ストラスブール	830,000	773,900	725,500	644,900	564,300	483,700	419,200	386,900	354,700	322,500

中東	マルセイエ	790,000	763,300	715,600	636,100	556,600	477,100	413,500	381,700	349,900	318,100
	ウラジオストク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
	サンクトペテルブルク	760,000	740,600	698,100	627,200	556,300	485,400	428,700	400,300	372,000	343,600
	ハバロフスク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
イスラエル	ユジノサハリンスク	770,000	719,400	678,900	611,200	543,600	475,900	421,800	394,700	367,700	340,600
	トバイ	950,000	913,400	856,400	761,200	666,100	570,900	494,800	456,700	418,700	380,600
	ジツダ	890,000	860,100	810,700	728,400	646,100	563,800	498,000	465,000	432,100	399,200
イスラエル		890,000	831,700	781,600	698,100	614,600	531,100	464,300	430,900	397,500	364,100

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	740,000 円	710,000 円	666,100 円	640,700 円	602,500 円	538,900 円	475,300 円	411,700 円	360,800 円	335,300 円	309,900 円	284,500 円
北米	ニューヨーク (国際連合)	1,370,000	1,150,000	1,073,100	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
	モントリオール (国際民間航空機関)	860,000	830,000	768,800	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500
欧州	ローマ (在ローマ国際機関)	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ライオン (在ライオン国際機関)	980,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	1,480,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	(軍縮会議)	1,300,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	パリ (経済協力開発機構)	970,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	(国際連合教育科学文化機関)	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	ブリュッセル (欧州連合)	980,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
	(北大西洋条約機構)	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
アフリカ	アディスアベバ (アフリカ連合)	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	ナイロビ (在ナイロビ国際機関)	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号

別表第三中「第三十條」を「第三十條」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(在外住居手当に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「旧法」という。)第十二条第二項第一号イに掲げる配偶者(改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「新法」という。)第六条第四項に規定する配偶者に該当する者を除く。)を伴う在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職員」という。)であつて、同日において居住していた住居に引き続き居住するものに支給する在外住居手当については、当該配偶者を新法第六条第四項に規定する配偶者とみなして新法第十四条第二項の規定を適用する。

(同行配偶者手当に関する経過措置)

第三条 施行日の前日において旧法第六条第四項の規定の適用を受けていた在外職員であつて、引き続き新法第六条第四項の規定の適用を受けるもの(同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する新法第十七条の規定の適用については、施行日から令和九年三月三十一日までの間は、同条中「百分の十三」とあるのは、「百分の十七」とする。

第四条 施行日の前日において旧法第六条第四項の規定の適用を受けていた在外職員のうち、同日から引き続き同項に規定する配偶者を伴うものであつて、新法第六条第四項の規定の適用を受けないもの(同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。)には、施行日から令和九年三月

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 投票者氏名

三十一日までの間は、当該在外職員が現に受ける在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額の百分の十に相当する額を旧法の配偶者手当の例により支給する。

(同行子女手当に関する経過措置)

第五条 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新法第二十条の規定の適用については、同条中「百分の八」とあるのは、「百分の六」とする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十一日

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長 下野 六太
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を令和十三年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、令和八年度約四千五百六十億円が見込まれている。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和八年三月十三日

衆議院議長 森 英介
参議院議長 関口 昌一殿

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「令和八年度」を「令和十三年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 地方税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

青木 一彦君 赤松 健君
浅尾慶一郎君 朝日健太郎君
阿達 雅志君 有村 治子君
生稲 晃子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 井上 義行君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩本 剛人君 いんどう周作君
上野 通子君 白井 正一君

地震防災対 二四四

江島 潔君	大家 敏志君
岡田 直樹君	小川 克巳君
越智 俊之君	小野田紀美君
梶原 大介君	加田 裕之君
片山さつき君	加藤 明良君
かまやち敏君	神谷 政幸君
北村 経夫君	木村 義雄君
見坂 茂範君	上月 良祐君
古賀友一郎君	古庄 玄知君
小林 一大君	小林孝一郎君
こやり隆史君	酒井 庸行君
櫻井 充君	佐藤 啓君
自見はなこ君	清水 真人君
進藤金日子君	末松 信介君
鈴木 大地君	鈴木 宗男君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝波 宏文君	鶴保 庸介君
出川 桃子君	寺田 静君
友納 理緒君	永井 学君
中曽根弘文君	中西 祐介君
西田 昌司君	西田 英範君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
橋本 聖子君	長谷川 岳君
長谷川英晴君	馬場 成志君
東野 秀樹君	福岡 資麿君
福山 守君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 眞也君
船橋 利実君	古川 俊治君
星 北斗君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	三原じゅん子君

宮沢 洋一君	宮本 和宏君	かゝしま彰宏君	川合 孝典君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	江島 潔君	大家 敏志君
宮本 周司君	森 まさこ君	後藤 斎君	小林さやか君	杉本 純子君	中田 優子君	岡田 直樹君	小川 克巳君
山下 雄平君	山田 太郎君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	初鹿野裕樹君	松田 学君	越智 俊之君	小野田紀美君
山田 宏君	山谷えり子君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	宮出 千慧君	山中 泉君	梶原 大介君	加田 裕之君
山本 啓介君	山本佐知子君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	北村 晴男君	百田 尚樹君	片山さつき君	加藤 明良君
山本 順三君	吉井 章君	浜口 誠君	芳賀 道也君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	かまやち敏君	神谷 政幸君
若井 敦子君	若林 洋平君	原田 秀一君	平戸 航太君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	北村 経夫君	木村 義雄君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	舟山 康江君	水野 孝一君	福島みずほ君	ラサール石井君	見坂 茂範君	上月 良祐君
青木 愛君	石垣のりこ君	山田 吉彦君	秋野 公造君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
石橋 通宏君	泉 房穂君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	平山佐知子君	福山 哲郎君	小林 一大君	小林孝一郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	上田 勇君	川村 雄大君	望月 良男君		こやり隆史君	酒井 庸行君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	窪田 哲也君	佐々木雅文君			櫻井 充君	佐藤 啓君
岸 真紀子君	木戸口英司君	里見 隆治君	下野 六太君			自見はなこ君	清水 真人君
熊谷 裕人君	郡山りよう君	杉 久武君	高橋 光男君	岩渕 友君	吉良よし子君	進藤金日子君	末松 信介君
古賀 千景君	古賀 之士君	竹内 真二君	竹谷とし子君	小池 晃君	白川 容子君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
小島とも子君	小西 洋之君	谷合 正明君	司 隆史君	大門美紀史君	仁比 聡平君	高橋 克法君	高橋はるみ君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	西田 実仁君	原田大二郎君	山添 拓君	伊勢崎賢治君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	平木 大作君	三浦 信祐君	大島九州男君	奥田ふみよ君	出川 桃子君	寺田 静君
高木 真理君	田島麻衣子君	宮崎 勝君	横山 信一君	天畠 大輔君		友納 理緒君	永井 学君
田名部匡代君	辻元 清美君	青島 健太君	浅田 均君			中曽根弘文君	中西 祐介君
徳永 エリ君	長浜 博行君	石井 苗子君	石井めぐみ君			西田 昌司君	西田 英範君
羽田 次郎君	広田 一君	猪瀬 直樹君	上野ほたる君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
福士 珠美君	牧山ひろえ君	岡崎 太君	嘉田由紀子君			橋本 聖子君	長谷川 岳君
三上 えり君	水岡 俊一君	片山 大介君	金子 道仁君	賛成者氏名	二二七名	長谷川英晴君	馬場 成志君
村田 享子君	森 ゆうこ君	串田 誠一君	佐々木りえ君	賛成者氏名	二二七名	東野 秀樹君	福岡 資麿君
森本 真治君	山内佳菜子君	柴田 巧君	石 平君	賛成者氏名	二二七名	福山 守君	藤井 一博君
横沢 高德君	吉川 沙織君	高木かおり君	中条きよし君	賛成者氏名	二二七名	藤川 政人君	藤木 眞也君
吉田 忠智君	蓮 舫君	新実 彰平君	松沢 成文君	賛成者氏名	二二七名	船橋 利実君	古川 俊治君
足立 康史君	磯崎 哲史君	松野 明美君	安達 悠司君	賛成者氏名	二二七名	星 北斗君	堀井 巖君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	賛成者氏名	二二七名	本田 顕子君	舞立 昇治君
上田 清司君	牛田 菜友君	梅村みずほ君	大津 力君	賛成者氏名	二二七名	牧野たかお君	松川 るい君
江原くみ子君	奥村 祥大君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	賛成者氏名	二二七名	松下 新平君	松村 祥史君

松山 政司君	三原じゅん子君	江原くみ子君	奥村 祥大君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	石井 浩郎君	石田 昌宏君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	かこしま彰宏君	川合 孝典君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	磯崎 仁彦君	井上 義行君
宮本 周司君	森 まさこ君	後藤 斎君	小林さやか君	杉本 純子君	中田 優子君	猪口 邦子君	今井絵理子君
山下 雄平君	山田 太郎君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	初鹿野裕樹君	松田 学君	岩本 剛人君	いんどう周作君
山田 宏君	山谷えり子君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	宮出 千慧君	山中 泉君	上野 通子君	白井 正一君
山本 啓介君	山本佐知子君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	岩渕 友君	吉良よし子君	江島 潔君	大家 敏志君
山本 順三君	吉井 章君	浜口 誠君	平戸 航太君	小池 晃君	白川 容子君	岡田 直樹君	小川 克巳君
若井 敦子君	若林 洋平君	原田 秀一君	水野 孝一君	大門実紀史君	仁比 聡平君	越智 俊之君	小野田紀美君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	山田 康江君	秋野 公造君	山添 拓君	伊波 洋一君	梶原 大介君	加田 裕之君
青木 愛君	石垣のりこ君	山田 吉彦君	伊藤 孝江君	高良 沙哉君	安野 貴博君	片山さつき君	加藤 明良君
石橋 通宏君	泉 房穂君	石川 博崇君	川村 雄大君	尾辻 朋実君	福島みずほ君	かまやち敏君	神谷 政幸君
打越さく良君	小沢 雅仁君	上田 勇君	佐々木雅文君	ラサール石井君	ながえ孝子君	北村 経夫君	木村 義雄君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	窪田 哲也君	下野 六太君	平山佐知子君	福山 哲郎君	見坂 茂範君	上月 良祐君
岸 真紀子君	木戸口英司君	里見 隆治君	高橋 光男君	望月 良男君		古賀友一郎君	古庄 玄知君
熊谷 裕人君	郡山りょう君	杉 久武君	竹谷とし子君			小林 一大君	小林孝一郎君
古賀 千景君	古賀 之士君	竹内 真二君	司 隆史君	反対者氏名	七名	こやり隆史君	酒井 庸行君
小島とも子君	小西 洋之君	谷合 正明君	原田大二郎君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	櫻井 充君	佐藤 啓君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	西田 実仁君	三浦 信祐君	奥田ふみよ君	天島 大輔君	自見はなこ君	清水 真人君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	平木 大作君	横山 信一君	北村 晴男君	百田 尚樹君	進藤金日子君	末松 信介君
高木 真理君	田島麻衣子君	宮崎 勝君	浅田 均君	齊藤健一郎君		鈴木 大地君	鈴木 宗男君
田名部匡代君	辻元 清美君	青島 健太君	石井めぐみ君			高橋 克法君	高橋はるみ君
徳永 エリ君	長浜 博行君	石井 苗子君	上野はたる君	農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施		滝波 宏文君	鶴保 庸介君
羽田 次郎君	広田 一君	猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君	の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付		出川 桃子君	寺田 静君
福士 珠美君	牧山ひろえ君	岡崎 太君	金子 道仁君	金の納付に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議		友納 理緒君	永井 学君
三上 えり君	水岡 俊一君	片山 大介君	佐々木りえ君	院送付)		中曽根弘文君	中西 祐介君
村田 享子君	森 ゆうこ君	串田 誠一君	石 平君	日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣		西田 昌司君	西田 英範君
森本 真治君	山内佳菜子君	柴田 巧君	中条きよし君	提出、衆議院送付)		野上浩太郎君	野村 哲郎君
横沢 高徳君	吉川 沙織君	高木かおり君	松沢 成文君	賛成者氏名	二四〇名	橋本 聖子君	長谷川 岳君
吉田 忠智君	蓮 舫君	新実 彰平君	安達 悠司君	青木 一彦君	赤松 健君	長谷川英晴君	馬場 成志君
足立 康史君	磯崎 哲史君	松野 明美君	岩本 麻奈君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	東野 秀樹君	福岡 資麿君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	安藤 裕君	大津 力君	阿達 雅志君	有村 治子君	福山 守君	藤井 一博君
上田 清司君	牛田 茉友君	梅村みずほ君		生稲 晃子君	石井 準一君	藤川 政人君	藤木 眞也君

令和八年三月三十一日 参議院會議録第七号 投票者氏名

船橋 利実君	古川 俊治君	横沢 高德君	吉川 沙織君	高木かおり君	中条きよし君	石井 浩郎君	石田 昌宏君
星 北斗君	堀井 巖君	吉田 忠智君	蓮 舫君	新実 彰平君	松沢 成文君	磯崎 仁彦君	井上 義行君
本田 顕子君	舞立 昇治君	足立 康史君	磯崎 哲史君	松野 明美君	安達 悠司君	猪口 邦子君	今井絵理子君
牧野たかお君	松川 るい君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	岩本 剛人君	いんどう周作君
松下 新平君	松村 祥史君	上田 清司君	牛田 茉友君	梅村みずほ君	大津 力君	上野 通子君	白井 正一君
松山 政司君	三原じゅん子君	江原くみ子君	奥村 祥大君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	江島 潔君	大家 敏志君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	かこしま彰宏君	川合 孝典君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	岡田 直樹君	小川 克巳君
宮本 周司君	森 まさこ君	後藤 斎君	小林さやか君	杉本 純子君	中田 優子君	越智 俊之君	小野田紀美君
山下 雄平君	山田 太郎君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	初鹿野裕樹君	松田 学君	梶原 大介君	加田 裕之君
山田 宏君	山谷えり子君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	宮出 千慧君	山中 泉君	片山さつき君	加藤 明良君
山本 啓介君	山本佐知子君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	岩渕 友君	吉良よし子君	かまやち敏君	神谷 政幸君
山本 順三君	吉井 章君	浜口 誠君	平戸 航太君	小池 晃君	白川 容子君	北村 経夫君	木村 義雄君
若井 敦子君	若林 洋平君	原田 秀一君	水野 孝一君	大門実紀史君	仁比 聡平君	見坂 茂範君	上月 良祐君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	舟山 康江君	秋野 公造君	山添 拓君	北村 晴男君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
青木 愛君	石垣のりこ君	山田 吉彦君	伊藤 孝江君	百田 尚樹君	伊波 洋一君	小林 一大君	小林孝一郎君
石橋 通宏君	泉 房穂君	石川 博崇君	川村 雄大君	高良 沙哉君	安野 貴博君	こやり隆史君	酒井 庸行君
打越さく良君	小沢 雅仁君	上田 勇君	佐々木雅文君	尾辻 朋実君	福島みずほ君	櫻井 充君	佐藤 啓君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	窪田 哲也君	下野 六太君	ながえ孝子君	平山佐知子君	自見はなこ君	清水 真人君
岸 真紀子君	木戸口英司君	里見 隆治君	高橋 光男君	福山 哲郎君	望月 良男君	進藤金日子君	末松 信介君
熊谷 裕人君	郡山りよう君	杉 久武君	竹谷とし子君			鈴木 大地君	鈴木 宗男君
古賀 千景君	古賀 之士君	谷合 正明君	司 隆史君	反対者氏名	四名	高橋 克法君	高橋はるみ君
小島とも子君	小西 洋之君	西田 実仁君	原田大二郎君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	平木 大作君	三浦 信祐君	奥田ふみよ君	天晶 大輔君	出川 桃子君	寺田 静君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	宮崎 勝君	横山 信一君			友納 理緒君	永井 学君
高木 真理君	田島麻衣子君	青島 健太君	浅田 均君	賛成者氏名	二二三名	中曽根弘文君	中西 祐介君
田名部匡代君	辻元 清美君	石井 苗子君	石井めぐみ君	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		西田 昌司君	西田 英範君
徳永 エリ君	長浜 博行君	猪瀬 直樹君	上野ほたる君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽田 次郎君	広田 一君	岡崎 太君	嘉田由紀子君			橋本 聖子君	長谷川 岳君
福士 珠美君	牧山ひろえ君	片山 大介君	金子 道仁君			長谷川英晴君	馬場 成志君
三上 えり君	水岡 俊一君	串田 誠一君	佐々木りえ君			東野 秀樹君	福岡 資麿君
村田 享子君	森 ゆうこ君	柴田 巧君	石 平君			福山 守君	藤井 一博君
森本 真治君	山内佳菜子君					藤川 政人君	藤木 眞也君

船橋 利実君	古川 俊治君	横沢 高德君	吉川 沙織君	高木かおり君	中条きよし君	阿達 雅志君	有村 治子君
星 北斗君	堀井 巖君	吉田 忠智君	蓮 舫君	新実 彰平君	松沢 成文君	生稲 晃子君	石井 準一君
本田 顕子君	舞立 昇治君	足立 康史君	磯崎 哲史君	松野 明美君	岩渕 友君	石井 浩郎君	石田 昌宏君
牧野たかお君	松川 るい君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	吉良よし子君	小池 晃君	磯崎 仁彦君	井上 義行君
松下 新平君	松村 祥史君	上田 清司君	牛田 茉友君	白川 容子君	大門実紀史君	猪口 邦子君	今井絵理子君
松山 政司君	三原じゅん子君	江原くみ子君	奥村 祥大君	仁比 聡平君	山添 拓君	岩本 剛人君	いんどう周作君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	かこしま彰宏君	川合 孝典君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	上野 通子君	臼井 正一君
宮本 周司君	森 まさこ君	後藤 斎君	小林さやか君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	江島 潔君	大家 敏志君
山下 雄平君	山田 太郎君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	福島みずほ君	ラサール石井君	岡田 直樹君	小川 克巳君
山田 宏君	山谷えり子君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	越智 俊之君	小野田紀美君
山本 啓介君	山本佐知子君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	平山佐知子君	福山 哲郎君	梶原 大介君	加田 裕之君
山本 順三君	吉井 章君	浜口 誠君	浜野 喜史君	望月 良男君		片山さつき君	加藤 明良君
若井 敦子君	若林 洋平君	原田 秀一君	平戸 航太君			かまやち敏君	神谷 政幸君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	舟山 康江君	水野 孝一君			北村 経夫君	木村 義雄君
青木 愛君	石垣のりこ君	山田 吉彦君	秋野 公造君	安達 悠司君	安藤 裕君	見坂 茂範君	上月 良祐君
石橋 通宏君	泉 房穂君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
打越さく良君	小沢 雅仁君	上田 勇君	川村 雄大君	大津 力君	神谷 宗幣君	小林 一大君	小林孝一郎君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	こやり隆史君	酒井 庸行君
岸 真紀子君	木戸口英司君	里見 隆治君	下野 六太君	塩入 清香君	杉本 純子君	櫻井 充君	佐藤 啓君
熊谷 裕人君	郡山りよう君	杉 久武君	高橋 光男君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	自見はなこ君	清水 真人君
古賀 千景君	古賀 之士君	竹内 真二君	竹谷とし子君	松田 学君	宮出 千慧君	進藤金日子君	末松 信介君
小島とも子君	小西 洋之君	谷合 正明君	司 隆史君	山中 泉君	伊勢崎賢治君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	西田 実仁君	原田大二郎君	大島九州男君	奥田ふみよ君	高橋 克法君	高橋はるみ君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	平木 大作君	三浦 信祐君	天畠 大輔君	北村 晴男君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君
高木 真理君	田島麻衣子君	宮崎 勝君	横山 信一君	百田 尚樹君		出川 桃子君	寺田 静君
田名部匡代君	辻元 清美君	青島 健太君	浅田 均君			友納 理緒君	永井 学君
徳永 エリ君	長浜 博行君	石井 苗子君	石井めぐみ君	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の 標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣 提出、衆議院送付) 賛成者氏名 青木 一彦君 二三九名 浅尾慶一郎君 朝日健太郎君			
羽田 次郎君	広田 一君	猪瀬 直樹君	上野はたる君				
福士 珠美君	牧山ひろえ君	岡崎 太君	嘉田由紀子君				
三上 えり君	水岡 俊一君	片山 大介君	金子 道仁君				
村田 享子君	森 ゆうこ君	串田 誠一君	佐々木りえ君			橋本 聖子君	長谷川 岳君
森本 真治君	山内佳菜子君	柴田 巧君	石 平君			長谷川英晴君	馬場 成志君
						東野 秀樹君	福岡 資麿君

福山 守君	藤井 一博君	村田 享子君	森 ゆうこ君	串田 誠一君	佐々木りえ君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君
藤川 政人君	藤木 眞也君	森本 眞治君	山内佳菜子君	柴田 巧君	石 平君	阿達 雅志君	有村 治子君
船橋 利実君	古川 俊治君	横沢 高德君	吉川 沙織君	高木かおり君	中条きよし君	生稲 晃子君	石井 準一君
星 北斗君	堀井 巖君	吉田 忠智君	蓮 舫君	新実 彰平君	松沢 成文君	石井 浩郎君	石田 昌宏君
本田 顕子君	舞立 昇治君	足立 康史君	磯崎 哲史君	松野 明美君	安達 悠司君	磯崎 仁彦君	井上 義行君
牧野たかお君	松川 るい君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	猪口 邦子君	今井絵理子君
松下 新平君	松村 祥史君	上田 清司君	牛田 茉友君	梅村みずほ君	大津 力君	岩本 剛人君	いんどう周作君
松山 政司君	三原じゅん子君	江原くみ子君	奥村 祥大君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	上野 通子君	白井 正一君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	かごしま彰宏君	川合 孝典君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	江島 潔君	大家 敏志君
宮本 周司君	森 まさこ君	後藤 斎君	小林さやか君	杉本 純子君	中田 優子君	岡田 直樹君	小川 克巳君
山下 雄平君	山田 太郎君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	初鹿野裕樹君	松田 学君	越智 俊之君	小野田紀美君
山田 宏君	山谷えり子君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	宮出 千慧君	山中 泉君	梶原 大介君	加田 裕之君
山本 啓介君	山本佐知子君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	岩渕 友君	吉良よし子君	片山さつき君	加藤 明良君
山本 順三君	吉井 章君	浜口 誠君	平戸 航太君	小池 晃君	白川 容子君	かまやち敏君	神谷 政幸君
若井 敦子君	若林 洋平君	原田 秀一君	水野 孝一君	大門実紀史君	仁比 聡平君	北村 経夫君	木村 義雄君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	舟山 康江君	秋野 公造君	山添 拓君	北村 晴男君	見坂 茂範君	上月 良祐君
青木 愛君	石垣のりこ君	山田 吉彦君	伊藤 孝江君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
石橋 通宏君	泉 房穂君	石川 博崇君	伊藤 孝江君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	小林 一大君	小林孝一郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	上田 勇君	川村 雄大君	福島みずほ君	ラサール石井君	こやり隆史君	酒井 庸行君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	窪田 哲也君	佐々木雅文君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	櫻井 充君	佐藤 啓君
岸 真紀子君	木戸口英司君	里見 隆治君	下野 六太君	平山佐知子君	福山 哲郎君	自見はなこ君	清水 真人君
熊谷 裕人君	郡山りよう君	杉 久武君	高橋 光男君	望月 良男君		進藤金日子君	末松 信介君
古賀 千景君	古賀 之士君	竹内 真二君	竹谷とし子君			鈴木 大地君	鈴木 宗男君
小島とも子君	小西 洋之君	谷合 正明君	司 隆史君			高橋 克法君	高橋はるみ君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	西田 実仁君	原田大二郎君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	滝波 宏文君	鶴保 庸介君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	平木 大作君	三浦 信祐君	奥田ふみよ君	天畠 大輔君	出川 桃子君	寺田 静君
高木 真理君	田島麻衣子君	宮崎 勝君	横山 信一君	百田 尚樹君		友納 理緒君	永井 学君
田名部匡代君	辻元 清美君	青島 健太君	浅田 均君			中曽根弘文君	中西 祐介君
徳永 エリ君	長浜 博行君	石井 苗子君	石井めぐみ君			西田 昌司君	西田 英範君
羽田 次郎君	広田 一君	猪瀬 直樹君	上野はたる君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
福士 珠美君	牧山ひろえ君	岡崎 太君	嘉田由紀子君			橋本 聖子君	長谷川 岳君
三上 えり君	水岡 俊一君	片山 大介君	金子 道仁君			長谷川英晴君	馬場 成志君

反対者氏名	賛成者氏名
串田 誠一君	青木 一彦君
柴田 巧君	赤松 健君
高木かおり君	
新実 彰平君	
松野 明美君	
安藤 裕君	
梅村みずほ君	
神谷 宗幣君	
櫻井 祥子君	
杉本 純子君	
初鹿野裕樹君	
宮出 千慧君	
岩渕 友君	
小池 晃君	
大門実紀史君	
山添 拓君	
伊波 洋一君	
安野 貴博君	
福島みずほ君	
齊藤健一郎君	
平山佐知子君	
望月 良男君	
佐々木りえ君	
石 平君	
中条きよし君	
松沢 成文君	
安達 悠司君	
岩本 麻奈君	
大津 力君	
後藤 翔太君	
塩入 清香君	
中田 優子君	
松田 学君	
山中 泉君	
吉良よし子君	
白川 容子君	
仁比 聡平君	
北村 晴男君	
高良 沙哉君	
尾辻 朋実君	
ラサール石井君	
ながえ孝子君	
福山 哲郎君	
浅尾慶一郎君	
阿達 雅志君	
生稲 晃子君	
石井 浩郎君	
磯崎 仁彦君	
猪口 邦子君	
岩本 剛人君	
上野 通子君	
江島 潔君	
岡田 直樹君	
越智 俊之君	
梶原 大介君	
片山さつき君	
かまやち敏君	
北村 経夫君	
見坂 茂範君	
古賀友一郎君	
小林 一大君	
こやり隆史君	
櫻井 充君	
自見はなこ君	
進藤金日子君	
鈴木 大地君	
高橋 克法君	
滝波 宏文君	
出川 桃子君	
友納 理緒君	
中曽根弘文君	
西田 昌司君	
野上浩太郎君	
橋本 聖子君	
長谷川英晴君	
朝日健太郎君	
有村 治子君	
石井 準一君	
石田 昌宏君	
井上 義行君	
今井絵理子君	
いんどう周作君	
白井 正一君	
大家 敏志君	
小川 克巳君	
小野田紀美君	
加田 裕之君	
加藤 明良君	
神谷 政幸君	
木村 義雄君	
上月 良祐君	
古庄 玄知君	
小林孝一郎君	
酒井 庸行君	
佐藤 啓君	
清水 真人君	
末松 信介君	
鈴木 宗男君	
高橋はるみ君	
鶴保 庸介君	
寺田 静君	
永井 学君	
中西 祐介君	
西田 英範君	
野村 哲郎君	
長谷川 岳君	
馬場 成志君	

東野 秀樹君	福岡 資麿君	村田 享子君	森 ゆうこ君	柴田 巧君	石 平君	生稲 晃子君	石井 準一君
福山 守君	藤井 一博君	森本 真治君	山内佳菜子君	高木かおり君	中条きよし君	石井 浩郎君	石田 昌宏君
藤川 政人君	藤木 眞也君	横沢 高德君	古川 沙織君	新実 彰平君	松沢 成文君	磯崎 仁彦君	井上 義行君
船橋 利実君	古川 俊治君	吉田 忠智君	蓮 舫君	松野 明美君	安達 悠司君	猪口 邦子君	今井絵理子君
星 北斗君	堀井 巖君	足立 康史君	磯崎 哲史君	安藤 裕君	岩本 麻奈君	岩本 剛人君	いんどう周作君
本田 顕子君	舞立 昇治君	伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	梅村みずほ君	大津 力君	上野 通子君	白井 正一君
牧野たかお君	松川 るい君	上田 清司君	牛田 茉友君	神谷 宗幣君	後藤 翔太君	江島 潔君	大家 敏志君
松下 新平君	松村 祥史君	江原くみ子君	奥村 祥大君	櫻井 祥子君	塩入 清香君	岡田 直樹君	小川 克巳君
松山 政司君	三原じゅん子君	かこしま彰宏君	川合 孝典君	杉本 純子君	中田 優子君	越智 俊之君	小野田紀美君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	後藤 斎君	小林さやか君	初鹿野裕樹君	松田 学君	梶原 大介君	加田 裕之君
宮本 周司君	森 まさこ君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	宮出 千慧君	山中 泉君	片山さつき君	加藤 明良君
山下 雄平君	山田 太郎君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	岩渕 友君	吉良よし子君	かまやち敏君	神谷 政幸君
山田 宏君	山谷えり子君	庭田 幸恵君	芳賀 道也君	小池 晃君	白川 容子君	北村 経夫君	木村 義雄君
山本 啓介君	山本佐知子君	浜口 誠君	平戸 航太君	大門実紀史君	仁比 聡平君	見坂 茂範君	上月 良祐君
山本 順三君	吉井 章君	原田 秀一君	水野 孝一君	山添 拓君	伊勢崎賢治君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
若井 敦子君	若林 洋平君	舟山 康江君	秋野 公造君	大島九州男君	奥田ふみよ君	小林 一大君	小林孝一郎君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	山田 吉彦君	伊藤 孝江君	天畠 大輔君	北村 晴男君	こやり隆史君	酒井 庸行君
青木 愛君	石垣のりこ君	石川 博崇君	川村 雄大君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	櫻井 充君	佐藤 啓君
石橋 通宏君	泉 房穂君	上田 勇君	佐々木雅文君	安野 貴博君	尾辻 朋美君	自見はなこ君	清水 真人君
打越さく良君	小沢 雅仁君	窪田 哲也君	下野 六太君	福島みずほ君	ラサール石井君	進藤金日子君	末松 信介君
鬼木 誠君	勝部 賢志君	里見 隆治君	高橋 光男君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
岸 真紀子君	木戸口英司君	杉 久武君	竹谷とし子君	平山佐知子君	福山 哲郎君	高橋 克法君	高橋はるみ君
熊谷 裕人君	郡山りょう君	竹内 真二君	司 隆史君	望月 良男君		滝波 宏文君	鶴保 庸介君
古賀 千景君	古賀 之士君	谷合 正明君	原田大二郎君			出川 桃子君	寺田 静君
小島とも子君	小西 洋之君	西田 実仁君	三浦 信祐君			友納 理緒君	永井 学君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	平木 大作君	横山 信二君			中曽根弘文君	中西 祐介君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君	宮崎 勝君	浅田 均君			西田 昌司君	西田 英範君
高木 真理君	田島麻衣子君	青島 健太君	石井めぐみ君			野上浩太郎君	野村 哲郎君
田名部匡代君	辻元 清美君	石井 苗子君	上野ほたる君			橋本 聖子君	長谷川 岳君
徳永 エリ君	長浜 博行君	猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君			長谷川英晴君	馬場 成志君
羽田 次郎君	広田 一君	岡崎 太君	金子 道仁君			東野 秀樹君	福岡 資麿君
福士 珠美君	牧山ひろえ君	片山 大介君	阿達 雅志君			福山 守君	藤井 一博君
三上 えり君	水岡 俊一君	串田 誠一君	佐々木りえ君			藤川 政人君	藤木 眞也君

令和八年三月三十一日 参議院会議録第七号 投票者氏名

船橋 利実君	古川 俊治君	石 平君	高木かおり君	森本 真治君	山内佳菜子君	石井 浩郎君	石田 昌宏君
星 北斗君	堀井 巖君	中条きよし君	新実 彰平君	横沢 高德君	吉川 沙織君	磯崎 仁彦君	井上 義行君
本田 顕子君	舞立 昇治君	松沢 成文君	松野 明美君	吉田 忠智君	蓮 舫君	猪口 邦子君	今井絵理子君
牧野たかお君	松川 るい君	安達 悠司君	安藤 裕君	秋野 公造君	石川 博崇君	岩本 剛人君	いんどう周作君
松下 新平君	松村 祥史君	岩本 麻奈君	梅村みずほ君	伊藤 孝江君	上田 勇君	上野 通子君	臼井 正一君
松山 政司君	三原じゅん子君	大津 力君	神谷 宗幣君	川村 雄大君	窪田 哲也君	江島 潔君	大家 敏志君
宮沢 洋一君	宮本 和宏君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	佐々木雅文君	里見 隆治君	岡田 直樹君	小川 克巳君
宮本 周司君	森 まさこ君	塩入 清香君	中田 優子君	下野 六太君	杉 久武君	越智 俊之君	小野田紀美君
山下 雄平君	山田 太郎君	初鹿野裕樹君	松田 学君	高橋 光男君	竹内 真二君	梶原 大介君	加田 裕之君
山田 宏君	山谷えり子君	宮出 千慧君	山中 泉君	竹谷とし子君	谷合 正明君	片山さつき君	加藤 明良君
山本 啓介君	山本佐知子君	北村 晴男君	百田 尚樹君	司 隆史君	西田 実仁君	かまやち敏君	神谷 政幸君
山本 順三君	吉井 章君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	原田大二郎君	平木 大作君	北村 経夫君	木村 義雄君
若井 敦子君	若林 洋平君	齊藤健一郎君	平山佐知子君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	見坂 茂範君	上月 良祐君
脇 雅昭君	渡辺 猛之君	望月 良男君		横山 信一君	岩渕 友君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
足立 康史君	磯崎 哲史君			吉良よし子君	小池 晃君	小林 一大君	小林孝一郎君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君	反対者氏名	七八名	白川 容子君	大門実紀史君	こやり隆史君	酒井 庸行君
上田 清司君	牛田 菜友君	青木 愛君	石垣のりこ君	仁比 聡平君	山添 拓君	櫻井 充君	佐藤 啓君
江原くみ子君	奥村 祥大君	石橋 通宏君	泉 房穂君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	自見はなこ君	清水 真人君
かこしま彰宏君	川合 孝典君	打越さく良君	小沢 雅仁君	奥田ふみよ君	天晶 大輔君	進藤金日子君	鈴木 大地君
後藤 斎君	小林さやか君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	鈴木 宗男君	高橋 克法君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君	岸 真紀子君	木戸口英司君	福島みずほ君	ラサール石井君	高橋はるみ君	滝波 宏文君
田村 まみ君	堂込麻紀子君	熊谷 裕人君	郡山りよう君	ながえ孝子君	福山 哲郎君	鶴保 庸介君	出川 桃子君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君	古賀 千景君	古賀 之土君			寺田 静君	友納 理緒君
浜口 誠君	浜野 喜史君	小島とも子君	小西 洋之君	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)			
原田 秀一君	平戸 航太君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君				
舟山 康江君	水野 孝一君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君				
山田 吉彦君	青島 健太君	高木 真理君	田島麻衣子君				
浅田 均君	石井 苗子君	田名部匡代君	辻元 清美君				
石井めぐみ君	猪瀬 直樹君	徳永 エリ君	長浜 博行君	賛成者氏名	二二九名	長谷川 岳君	長谷川英晴君
上野はたる君	岡崎 太君	羽田 次郎君	広田 一君	青木 一彦君	赤松 健君	馬場 成志君	東野 秀樹君
嘉田由紀子君	片山 大介君	福士 珠美君	牧山ひろえ君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	福岡 資麿君	福山 守君
金子 道仁君	串田 誠一君	三上 えり君	水岡 俊一君	阿達 雅志君	有村 治子君	藤井 一博君	藤川 政人君
佐々木りえ君	柴田 巧君	村田 享子君	森 ゆうこ君	生稲 晃子君	石井 準一君	藤木 眞也君	船橋 利実君
						古川 俊治君	星 北斗君

堀井 巖君	本田 顕子君	磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	岩本 麻奈君	梅村みづほ君	上野 通子君	臼井 正一君
舞立 昇治君	牧野たかお君	伊藤 辰夫君	上田 清司君	大津 力君	神谷 宗幣君	江島 潔君	大家 敏志君
松川 るい君	松下 新平君	牛田 茉友君	江原くみ子君	後藤 翔太君	櫻井 祥子君	岡田 直樹君	小川 克巳君
松村 祥史君	松山 政司君	奥村 祥大君	かこしま彰宏君	塩入 清香君	杉本 純子君	越智 俊之君	小野田紀美君
三原じゅん子君	宮沢 洋一君	川合 孝典君	後藤 斎君	中田 優子君	初鹿野裕樹君	梶原 大介君	加田 裕之君
宮本 和宏君	宮本 周司君	小林さやか君	榛葉賀津也君	松田 学君	宮出 千慧君	片山さつき君	加藤 明良君
森 まさこ君	山下 雄平君	竹詰 仁君	田村 まみ君	山中 泉君	岩渕 友君	かまやち敏君	神谷 政幸君
山田 太郎君	山田 宏君	堂込麻紀子君	庭田 幸恵君	吉良よし子君	小池 晃君	北村 経夫君	木村 義雄君
山谷えり子君	山本 啓介君	芳賀 道也君	浜口 誠君	白川 容子君	大門実紀史君	見坂 茂範君	上月 良祐君
山本佐知子君	山本 順三君	浜野 喜史君	原田 秀一君	仁比 聡平君	山添 拓君	古賀友一郎君	古庄 玄知君
吉井 章君	若井 敦子君	平戸 航太君	舟山 康江君	北村 晴男君	百田 尚樹君	小林 一大君	小林孝一郎君
若林 洋平君	脇 雅昭君	水野 孝一君	山田 吉彦君	伊波 洋一君	高良 沙哉君	こやり隆史君	酒井 庸行君
渡辺 猛之君	青木 愛君	秋野 公造君	石川 博崇君	安野 貴博君	尾辻 朋実君	櫻井 充君	佐藤 啓君
石垣のりこ君	石橋 通宏君	伊藤 孝江君	上田 勇君	福島みずほ君	ラサール石井君	自見はなこ君	清水 真人君
泉 房穂君	打越さく良君	川村 雄大君	窪田 哲也君	齊藤健一郎君	ながえ孝子君	進藤金日子君	末松 信介君
小沢 雅仁君	鬼木 誠君	佐々木雅文君	里見 隆治君	平山佐知子君	福山 哲郎君	鈴木 大地君	鈴木 宗男君
勝部 賢志君	岸 真紀子君	下野 六太君	杉 久武君	望月 良男君		滝波 宏文君	高橋はるみ君
木戸口英司君	熊谷 裕人君	高橋 光男君	竹内 真二君			高橋 克法君	鶴保 庸介君
郡山りよう君	古賀 千景君	竹谷とし子君	谷合 正明君	伊勢崎賢治君	大島九州男君	出川 桃子君	寺田 静君
古賀 之士君	小島とも子君	司 隆史君	西田 実仁君	奥田ふみよ君	天畠 大輔君	友納 理緒君	永井 学君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	原田大二郎君	平木 大作君			中曽根弘文君	中西 祐介君
塩村あやか君	柴 慎一君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		西田 昌司君	西田 英範君
杉尾 秀哉君	高木 真理君	横山 信一君	青島 健太君	賛成者氏名	一四八名	野上浩太郎君	野村 哲郎君
田島麻衣子君	田名部匡代君	浅田 均君	石井 苗子君	賛成者氏名		橋本 聖子君	長谷川 岳君
辻元 清美君	徳永 エリ君	石井めぐみ君	猪瀬 直樹君	青木 一彦君	赤松 健君	長谷川英晴君	馬場 成志君
長浜 博行君	羽田 次郎君	上野ほたる君	岡崎 太君	浅尾慶一郎君	朝日健太郎君	東野 秀樹君	福岡 資麿君
広田 一君	福士 珠美君	嘉田由紀子君	片山 大介君	阿達 雅志君	有村 治子君	福山 守君	藤井 一博君
牧山ひろえ君	三上 えり君	金子 道仁君	串田 誠一君	生稲 晃子君	石井 準一君	藤川 政人君	藤木 眞也君
水岡 俊一君	村田 享子君	佐々木りえ君	柴田 巧君	石井 浩郎君	石田 昌宏君	船橋 利実君	古川 俊治君
森 ゆうこ君	森本 真治君	石 平君	高木かおり君	磯崎 仁彦君	井上 義行君	星 北斗君	堀井 巖君
山内佳菜子君	横沢 高德君	中条きよし君	新実 彰平君	猪口 邦子君	今井絵理子君	本田 顕子君	舞立 昇治君
吉川 沙織君	吉田 忠智君	松沢 成文君	松野 明美君	岩本 剛人君	いんどう周作君	牧野たかお君	松川 るい君
蓮 舫君	足立 康史君	安達 悠司君	安藤 裕君			松下 新平君	松村 祥史君

松山 政司君 宮沢 洋一君 宮本 周司君 山下 雄平君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 若井 敦子君 脇 雅昭君 足立 康史君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 江原くみ子君 かこしま彰宏君 後藤 斎君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 庭田 幸恵君 浜口 誠君 原田 秀一君 舟山 康江君 山田 吉彦君 浅田 均君 石井めぐみ君 上野ほたる君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 佐々木りえ君 石 平君 中条きよし君 松沢 成文君 尾辻 朋実君 平山佐知子君	三原じゅん子君 宮本 和宏君 森 まさこ君 山田 太郎君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 若林 洋平君 渡辺 猛之君 磯崎 哲史君 伊藤 辰夫君 牛田 茉友君 奥村 祥大君 川合 孝典君 小林さやか君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 平戸 航太君 水野 孝一君 青島 健太君 石井 苗子君 猪瀬 直樹君 岡崎 太君 片山 大介君 串田 誠一君 柴田 巧君 高木かおり君 新実 彰平君 松野 明美君 齊藤健一郎君 望月 良男君	反対者氏名 青木 愛君 石橋 通宏君 打越さく良君 鬼木 誠君 岸 真紀子君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 小島とも子君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 高木 真理君 田名部匡代君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福士 珠美君 三上 えり君 村田 享子君 森本 真治君 横沢 高德君 吉田 忠智君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 川村 雄大君 佐々木雅文君 下野 六太君 高橋 光男君 竹谷とし子君 司 隆史君 原田大二郎君 三浦 信祐君 横山 信一君 安藤 裕君	九六名 石垣のりこ君 泉 房穂君 小沢 雅仁君 勝部 賢志君 木戸口英司君 郡山りよう君 古賀 之士君 小西 洋之君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田島麻衣子君 辻元 清美君 長浜 博行君 広田 一君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君 山内佳菜子君 古川 沙織君 蓮 舫君 石川 博崇君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 杉 久武君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 平木 大作君 宮崎 勝君 安達 悠司君 岩本 麻奈君	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 青木 一彦君 浅尾慶一郎君 阿達 雅志君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 上野 通子君 江島 潔君 岡田 直樹君 越智 俊之君	二四四名 赤松 健君 朝日健太郎君 有村 治子君 石井 準一君 石田 昌宏君 井上 義行君 今井絵理子君 いんどう周作君 白井 正一君 大家 敏志君 小川 克巳君 小野田紀美君	梶原 大介君 片山さつき君 かまやち敏君 北村 経夫君 見坂 茂範君 古賀友一郎君 小林 一大君 こやり隆史君 櫻井 充君 自見はなこ君 進藤金日子君 鈴木 大地君 高橋 克法君 滝波 宏文君 出川 桃子君 友納 理緒君 中曽根弘文君 西田 昌司君 野上浩太郎君 橋本 聖子君 長谷川英晴君 東野 秀樹君 福山 守君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 宮沢 洋一君 宮本 周司君 山下 雄平君	加田 裕之君 加藤 明良君 神谷 政幸君 木村 義雄君 上月 良祐君 古庄 玄知君 小林孝一郎君 酒井 庸行君 佐藤 啓君 清水 真人君 末松 信介君 鈴木 宗男君 高橋はるみ君 鶴保 庸介君 寺田 静君 永井 学君 中西 祐介君 西田 英範君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 福岡 資麿君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三原じゅん子君 宮本 和宏君 森 まさこ君 山田 太郎君

山田 宏君	山本 啓介君	山本 順三君	若井 敦子君	脇 雅昭君	青木 愛君	石橋 通宏君	打越さく良君	鬼木 誠君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	古賀 千景君	小島とも子君	斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	高木 真理君	田名部匡代君	徳永 エリ君	羽田 次郎君	福士 珠美君	三上 えり君	村田 享子君	森本 真治君	横沢 高德君	吉田 忠智君	足立 康史君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	江原くみ子君	かこしま彰宏君	後藤 斎君	榛葉賀津也君	田村 まみ君																																	
山谷えり子君	山本佐知子君	吉井 章君	若林 洋平君	渡辺 猛之君	石垣のりこ君	泉 房穂君	小沢 雅仁君	勝部 賢志君	木戸口英司君	郡山りよう君	古賀 之士君	小西 洋之君	塩村あやか君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	辻元 清美君	長浜 博行君	広田 一君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	山内佳菜子君	吉川 沙織君	蓮 昉君	磯崎 哲史君	伊藤 辰夫君	牛田 茉友君	奥村 祥大君	川合 孝典君	小林さやか君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君																																	
庭田 幸恵君	浜口 誠君	原田 秀一君	舟山 康江君	山田 吉彦君	石川 博崇君	上田 勇君	窪田 哲也君	里見 隆治君	杉 久武君	竹内 真二君	谷合 正明君	西田 実仁君	平木 大作君	宮崎 勝君	青島 健太君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	岡崎 太君	片山 大介君	串田 誠一君	柴田 巧君	高木かおり君	新実 彰平君	松野 明美君	安藤 裕君	梅村みずほ君	神谷 宗幣君	櫻井 祥子君	杉本 純子君	初鹿野裕樹君	宮出 千慧君	岩渕 友君																																	
芳賀 道也君	浜野 喜史君	平戸 航太君	水野 孝一君	秋野 公造君	伊藤 孝江君	川村 雄大君	佐々木雅文君	下野 六太君	高橋 光男君	竹谷とし子君	司 隆史君	原田大二郎君	三浦 信祐君	横山 信一君	浅田 均君	石井めぐみ君	上野はたる君	嘉田由紀子君	金子 道仁君	佐々木りえ君	石 平君	中条きよし君	松沢 成文君	安達 悠司君	岩本 麻奈君	大津 力君	後藤 翔太君	塩入 清香君	中田 優子君	松田 学君	山中 泉君	吉良よし子君																																	
										反対者氏名										賛成者氏名																																													
										○名										二四〇名																																													
										地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)										賛成者氏名																																													
小池 晃君	大門実紀史君	山添 拓君	大島九州男君	天畠 大輔君	百田 尚樹君	高良 沙哉君	尾辻 朋実君	ラサール石井君	ながえ孝子君	福山 哲郎君	白川 容子君	仁比 聡平君	伊勢崎賢治君	奥田ふみよ君	北村 晴男君	伊波 洋一君	安野 貴博君	福島みずほ君	齊藤健一郎君	平山佐知子君	望月 良男君	赤松 健君	朝日健太郎君	有村 治子君	石井 準一君	石田 昌宏君	井上 義行君	今井絵理子君	いんどう周作君	白井 正一君	大家 敏志君	小川 克巳君	小野田紀美君	加田 裕之君	加藤 明良君	神谷 政幸君	木村 義雄君																												
見坂 茂範君	古賀友一郎君	小林 一大君	こやり隆史君	櫻井 充君	自見はなこ君	進藤金日子君	鈴木 大地君	高橋 克法君	滝波 宏文君	出川 桃子君	友納 理緒君	中曽根弘文君	西田 昌司君	野上浩太郎君	橋本 聖子君	長谷川英晴君	東野 秀樹君	福山 守君	藤川 政人君	船橋 利実君	星 北斗君	本田 顕子君	牧野たかお君	松下 新平君	松山 政司君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	山下 雄平君	山田 宏君	山本 啓介君	山本 順三君	若井 敦子君	上月 良祐君	古庄 玄知君	小林孝一郎君	酒井 庸行君	佐藤 啓君	清水 真人君	末松 信介君	鈴木 宗男君	高橋はるみ君	鶴保 庸介君	寺田 静君	永井 学君	中西 祐介君	西田 英範君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	馬場 成志君	福岡 資麿君	藤井 一博君	藤木 眞也君	古川 俊治君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松川 るい君	松村 祥史君	三原じゅん子君	宮本 和宏君	森 まさこ君	山田 太郎君	山谷えり子君	山本佐知子君	吉井 章君	若林 洋平君

脇 雅昭君	渡辺 猛之君
青木 愛君	石垣のりこ君
石橋 通宏君	泉 房穂君
打越さく良君	小沢 雅仁君
鬼木 誠君	勝部 賢志君
岸 真紀子君	木戸口英司君
熊谷 裕人君	郡山りよう君
古賀 千景君	古賀 之士君
小島とも子君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君
高木 真理君	田島麻衣子君
田名部匡代君	辻元 清美君
徳永 エリ君	長浜 博行君
羽田 次郎君	広田 一君
福士 珠美君	牧山ひろえ君
三上 えり君	水岡 俊一君
村田 享子君	森 ゆうこ君
森本 真治君	山内佳菜子君
横沢 高德君	吉川 沙織君
吉田 忠智君	蓮 舫君
足立 康史君	磯崎 哲史君
伊藤 孝恵君	伊藤 辰夫君
上田 清司君	牛田 茉友君
江原くみ子君	奥村 祥大君
かこしま彰宏君	川合 孝典君
後藤 斎君	小林さやか君
榛葉賀津也君	竹詰 仁君
田村 まみ君	堂込麻紀子君
庭田 幸恵君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
原田 秀一君	平戸 航太君
舟山 康江君	水野 孝一君

山田 吉彦君	秋野 公造君
石川 博崇君	伊藤 孝江君
上田 勇君	川村 雄大君
窪田 哲也君	佐々木雅文君
里見 隆治君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 光男君
竹内 真二君	竹谷とし子君
谷合 正明君	司 隆史君
西田 実仁君	原田大二郎君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	横山 信一君
青島 健太君	浅田 均君
石井 苗子君	石井めぐみ君
猪瀬 直樹君	上野ほたる君
岡崎 太君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	佐々木りえ君
柴田 巧君	石 平君
高木かおり君	中条きよし君
新実 彰平君	松沢 成文君
松野 明美君	安達 悠司君
安藤 裕君	岩本 麻奈君
梅村みずほ君	大津 力君
神谷 宗幣君	後藤 翔太君
櫻井 祥子君	塩入 清香君
杉本 純子君	中田 優子君
初鹿野裕樹君	松田 学君
宮出 千慧君	山中 泉君
岩渕 友君	吉良よし子君
小池 晃君	白川 容子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山添 拓君	北村 晴男君
百田 尚樹君	伊波 洋一君

高良 沙哉君	安野 貴博君
尾辻 朋実君	福島みずほ君
ラサール石井君	齊藤健一郎君
ながえ孝子君	平山佐知子君
福山 哲郎君	望月 良男君

反対者氏名

伊勢崎賢治君	大島九州男君
奥田ふみよ君	天畠 大輔君

四名

